

令和3年 第3回定例会

摂津市議会会議録

令和3年10月 8日 開会
令和3年10月29日 閉会

摂 津 市 議 会

目 次

令和3年第3回定例会

○10月8日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
臨時議長の選出	1- 3
開会の宣告	1- 3
仮議席の指定	1- 3
市長挨拶	
開議の宣告	1- 3
日程1 議選第1号 選挙 議長就任の挨拶（南野直司議員）	1- 3
日程2 議席指定の件	1- 4
会議録署名議員の指名	1- 4
日程3 会期の決定	1- 4
日程4 議選第2号 選挙 副議長就任の挨拶（三好俊範議員）	1- 4
日程5 議案第62号 提案理由の説明（市長） 採決	1- 5
散会の宣告	1- 5

○10月11日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員	2- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2- 2
開議の宣告	2- 3
会議録署名議員の指名	2- 3
日程1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件 選任	2- 3
日程2 議選第3号 選挙	2- 3
日程3 駅前等再開発特別委員会設置に関する動議の件	2- 3

採決	
選任	
散会の宣告	2- 3

○10月12日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員	3- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	3- 2
開議の宣告	3- 3
会議録署名議員の指名	3- 3
日程1 認定第1号～認定第8号、議案第52号～議案第59号、 提案理由の説明（総務部長、上下水道部長、保健福祉部長、生活環境部長、 保健福祉部理事、次世代育成部長、建設部長） 委員会付託	3- 3
日程2 報告第9号、報告第10号 報告（消防長、総務部長）	3-23
日程3 議案第60号 提案理由の説明（総務部長） 質疑（弘豊議員） 採決	3-25
日程4 議案第61号 提案理由の説明（総務部長） 質疑（三好義治議員） 採決	3-27
休会の決定	3-29
散会の宣告	3-29

○10月28日（第4日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員	4- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	4- 2
開議の宣告	4- 3
会議録署名議員の指名	4- 3
日程1 一般質問 香川良平議員	4- 3
森西正議員	4-16
光好博幸議員	4-25
村上英明議員	4-34

水谷毅議員	4-40
塚本崇議員	4-49
西谷知美議員	4-58
福住礼子議員	4-63
延会の宣告	4-70

○10月29日（第5日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した 議会事務局職員	5-1
議事日程、本日の会議に付した事件	5-2
開議の宣告	5-3
会議録署名議員の指名	5-3
日程1 一般質問	
野口博議員	5-3
三好義治議員	5-12
増永和起議員	5-20
嶋野浩一郎議員	5-28
弘豊議員	5-35
松本暁彦議員	5-43
藤浦雅彦議員	5-50
日程2 議案第52号～議案第59号	5-58
委員長報告（総務建設常任委員長・文教上下水道常任委員長・民生常任委員長 駅前等再開発特別委員長）	
討論（野口博議員）	
採決	
日程3 議案第63号	5-60
提案理由の説明（総務部長）	
質疑（三好義治議員、森西正議員、野口博議員）	
採決	
日程4 議会議案第7号	5-66
提案理由の説明（村上英明議員）	
採決	
日程5 議会議案第8号、議会議案第9号	5-67
採決	
閉会の宣告	5-68

☆添付資料

審議日程	資料－ 1
議案付託表	資料－ 2
一般質問要旨	資料－ 3
選任名簿	資料－ 7
議決結果一覽	資料－ 8

摂津市議会会議録

令和3年10月8日

(第1日)

令和3年第3回摂津市議会定例会会議録

令和3年10月8日(金曜日)
午後3時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	森西 正
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本 崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
副 市 長	福渡 隆	教 育 長	箸尾谷知也
市 長 公 室 長	大橋徹之	総 務 部 長	山口 猛
総 務 部 理 事	辰巳裕志	生 活 環 境 部 長	松方和彦
保 健 福 祉 部 長	野村真二	保 健 福 祉 部 理 事	平井貴志
建 設 部 長	武井義孝	上 下 水 道 部 長	末永利彦
教 育 委 員 会 長	小林寿弘	教 育 委 員 会	橋本英樹
教 育 総 務 部 長		次 世 代 育 成 部 長	
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	池上 彰	消 防 長	明原 修

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	牛渡長子	事 務 局 次 長	大西健一
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1, 議 選 第 1 号 | 議長選挙の件 |
| 2, | 議席指定の件 |
| 3, | 会期決定の件 |
| 4, 議 選 第 2 号 | 副議長選挙の件 |
| 5, 議 案 第 6 2 号 | 監査委員の選任について同意を求める件 |
-

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 5 まで

(午後3時 開会)

○牛渡議会事務局長 この定例会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。年長の野口博議員、議長席へお願いいたします。

○野口博臨時議長 ただいまから令和3年第3回摂津市議会定例会を開会いたします。

この際、議事進行上、仮議席を指定します。仮議席はただいま着席の議席とします。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 本日、令和3年第3回摂津市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には公私何かとお忙しい中、ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

最初に、先日行われました市議会議員選挙におきまして、栄えある当選の栄に浴されましたこと、改めまして心からお祝いを申し上げます。ますますのご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。

本市におきましては、財政状況等の課題が山積でございます。そして、市への要望等はますます多様化しております。そのような中、行政と議会が両輪となって、しっかりと摂津市のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。今後とも、より一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、損害賠償の額を定める専決処分報告の件ほか1件、認定案件といたしまして、令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件ほか7件、予算案件といたしまして、令和3年度摂津市一般

会計補正予算(第8号)ほか2件、条例案件といたしまして、摂津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定の件ほか4件、その他の案件といたしまして、工事請負契約締結の件2件、合計20件のご審議をお願いいたしますのでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

○野口博臨時議長 挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

日程1、議選第1号、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博臨時議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博臨時議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

南野議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました南野議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博臨時議長 異議なしと認め、南野議員が議長に当選されました。

南野議員が議長におられますので、当選の告知をします。

議長就任の挨拶を受けます。南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 ただいま、皆様のご推挙をいただきまして、市議会の議長という大役を拝命いたしました。就任に当たりまして一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

私たちが暮らします摂津市は、昭和41年11月に大阪府内28番目の市として誕生いたしました。そして、今年の11月で市制施行55周年を迎えます。私自身も、昭和40年の1月にこの摂津市の東正雀で生まれ育ちまして、摂津市とともに歩んできました。この市制施行55周年という意義深き年に市議会の議長を仰せつかりましたことに大きな使命感を感じているところでございます。

さて、摂津市におきましても、2019年の6月に大きな地震であります大阪北部地震を経験いたしました。そして、息つく暇もなく、その後、10月に台風21号という大きな自然災害を経験いたしました。そして、この2020年に入り、新型コロナウイルス感染拡大というパンデミックを経験したところであります。今後のまちづくりにおきまして、やはりこういった大きな数々の経験を次の時代へ反映していく、摂津市が目指しますまちづくりの将来像、みんなが育むつながりのまち摂津の構築に向けて、オール摂津でまちづくりに取り組んでいくことが大事であると考えているところでございます。

私自身も、一市民といたしまして、例えば、高齢者の方に寄り添い、サポートをしていく取り組み、あるいは、子どもたちの見守り活動を通して、小さな子どもからおじいちゃん、おばあちゃんまで、誰もが住んでよかったと思えるまち摂津市の構築に向けて全力で取り組んでまいりたいことを決意させていただきます。就任に際してのご

挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○野口博臨時議長 挨拶が終わりました。

この場で暫時休憩します。

（午後3時8分 休憩）

（午後3時9分 再開）

○南野直司議長 休憩前に引き続き再開します。

日程2、議席指定の件から日程5、議案第62号までを本日の議事日程に追加することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、議席の指定を行います。

議席は、ただいま着席のとおり指定します。

本日の会議録署名議員は、福住議員及び藤浦議員を指名します。

日程3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から10月29日までの22日間とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程4、議選第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

三好俊範議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました三好俊範議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、三好俊範議員が副議長に当選されました。

三好俊範議員が議場におられますので、当選の告知をします。

副議長就任の挨拶を受けます。三好俊範議員。

(三好俊範議員 登壇)

○三好俊範議員 ただいま、皆様の温かいご推挙を賜りまして、副議長を務めさせていただくことになりました三好俊範でございます。私自身、今回2期目ということで、まだまだ未熟な身ではございますが、今後は、副議長として南野議長を支え、透明性のある市議会、そして、市民に認められる市議会運営を図ってまいりたいと思っております。

皆様には、これからもご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。ありがとうございました。(拍手)

○南野直司議長 挨拶が終わりました。

日程5、議案第62号を議題とします。

本件の除斥に該当する安藤議員の退席を求めます。

(安藤薫議員退席)

○南野直司議長 提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 議案第62号、監査委員の選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、三好義治氏の令和3年9月29日付任期満了に伴いまして、安藤薫氏を摂津市監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

○南野直司議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第62号を採決します。

本件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、本件は同意されました。

(安藤薫議員着席)

○南野直司議長 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後3時15分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会臨時議長 野 口 博

摂津市議会新議長 南 野 直 司

摂津市議会議員 福 住 礼 子

摂津市議会議員 藤 浦 雅 彦

摂津市議会継続会会議録

令和3年10月11日

(第2日)

令和3年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

令和3年10月11日(月曜日)
午後3時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	森西 正
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本 崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
副 市 長	福渡 隆	教 育 長	箸尾谷知也
市 長 公 室 長	大橋徹之	総 務 部 長	山口 猛
総 務 部 理 事	辰巳裕志	生 活 環 境 部 長	松方和彦
保 健 福 祉 部 長	野村真二	保 健 福 祉 部 理 事	平井貴志
建 設 部 長	武井義孝	上 下 水 道 部 長	末永利彦
教 育 委 員 会 長	小林寿弘	教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	橋本英樹
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	池上 彰	消 防 長	明原 修

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	牛渡長子	事 務 局 次 長	大西健一
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

- | | | |
|----|-----------|------------------------|
| 1, | | 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件 |
| 2, | 議 選 第 3 号 | 淀川右岸水防事務組合議会議員補欠選挙の件 |
| 3, | | 駅前等再開発特別委員会設置に関する動議の件 |
-

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 3 まで

(午後 3 時 開議)

○南野直司議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、安藤議員及び野口議員を指名します。

日程 1、常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件を議題とします。

本件は配付の名簿のとおり指名します。

日程 2、議選第 3 号、淀川右岸水防事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

光好議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました光好議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、光好議員が淀川右岸水防事務組合議会議員に当選されました。

光好議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

ただいま、駅前等再開発特別委員会設置に関する動議が提出されました。

お諮りします。

この際、駅前等再開発特別委員会設置に関する動議の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 3、駅前等再開発特別委員会設置に関する動議の件を議題とします。

お諮りします。

本動議のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、本動議は可決されました。

ただいま設置されました特別委員会委員の選任については、配付の名簿のとおり指名します。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 3 時 2 分 散会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

摂津市議会議長 南野直司

摂津市議会議員 安藤 薫

摂津市議会議員 野口 博

摂津市議会継続会会議録

令和3年10月12日

(第3日)

令和3年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

令和3年10月12日(火曜日)
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	森西 正
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本 崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
副 市 長	福渡 隆	教 育 長	箸尾谷知也
市 長 公 室 長	大橋徹之	総 務 部 長	山口 猛
総 務 部 理 事	辰巳裕志	生 活 環 境 部 長	松方和彦
保 健 福 祉 部 長	野村真二	保 健 福 祉 部 理 事	平井貴志
建 設 部 長	武井義孝	上 下 水 道 部 長	末永利彦
教 育 委 員 会 長	小林寿弘	教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	橋本英樹
監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	池上 彰	消 防 長	明原 修
会 計 管 理 者	岩見賢一郎		

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	牛渡長子	事 務 局 次 長	大西健一
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

- | | |
|--------------|---|
| 1, 認 定 第 1 号 | 令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件 |
| 認 定 第 2 号 | 令和2年度摂津市水道事業会計決算認定の件 |
| 認 定 第 3 号 | 令和2年度摂津市下水道事業会計決算認定の件 |
| 認 定 第 4 号 | 令和2年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 認 定 第 5 号 | 令和2年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 認 定 第 6 号 | 令和2年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 認 定 第 7 号 | 令和2年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 認 定 第 8 号 | 令和2年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 議 案 第 52号 | 令和3年度摂津市一般会計補正予算（第8号） |
| 議 案 第 53号 | 令和3年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 議 案 第 54号 | 令和3年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議 案 第 55号 | 摂津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 案 第 56号 | 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 案 第 57号 | 摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 案 第 58号 | 摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 議 案 第 59号 | 摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 2, 報 告 第 9号 | 損害賠償の額を定める専決処分報告の件 |
| 報 告 第 10号 | 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件 |
| 3, 議 案 第 60号 | 工事請負契約締結の件 |
| 4, 議 案 第 61号 | 工事請負契約締結の件 |

1 本日の会議に付した事件

日程1から日程4まで

(午前10時 開議)

○南野直司議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、村上議員及び水谷議員を指名します。

日程1、認定第1号など16件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 認定第1号、令和2年度撰津市一般会計歳入歳出決算認定の件について、その内容をご説明いたします。

初めに、本市の令和2年度決算の概要について申し上げます。

歳入につきましては、法人市民税等の減により市税収入が減少したものの、特別定額給付金給付事業費補助金等の国庫支出金の増加により、前年度を36.3%上回っております。

歳出につきましては、特別定額給付金の給付費や廃棄物広域処理施設の整備費用負担金等が増加となったことから、前年度を36.4%上回りました。

新型コロナウイルス感染症対策に要する例年のない緊急的な支出への対応もございましたが、臨時財政対策債の発行等、地方債の活用により、財政調整基金を取り崩すことなく実質収支の黒字を確保できたものでございます。

財政指標につきましては、経常収支比率が3.3ポイント改善し、95.8%となっております。

決算概要4ページをご覧いただきたいと思っております。

まず、歳入決算につきましては、調定額471億3,460万8,059円に対し、収入済額は461億4,674万9,319円で、収入率は97.9%となつて

おります。

次に、6ページをご覧ください。

歳出決算につきましては、予算現額500億6,065万4,000円に対し、支出済額は456億7,953万2,669円で、執行率は91.2%となっております。形式収支は4億6,721万6,650円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は3億1,879万8,650円でございます。

次に、11ページをご覧いただきたいと思っております。

歳入といたしまして、自主財源は208億2,915万2,700円で45.1%、依存財源は253億1,759万6,619円で54.9%となっております。構成比率の上位につきましては、市税が39.9%、国庫支出金が36.4%、府支出金が7.7%などとなっております。

次に、歳出についてでございますが、15ページをご覧いただきたいと思っております。

人件費、扶助費、公債費を合計した義務的経費は190億454万6,822円で、歳出全体に占める割合は41.6%でございます。

その他、主な項目といたしまして、物件費は61億9,052万8,696円で13.6%、補助費等は114億3,000万2,497円で25.0%、投資的経費の普通建設事業費は28億6,643万4,707円で6.3%などとなっております。

それでは、決算書に従いまして、その主な内容につきましてご説明いたします。

まず、歳入についてでございますが、各歳入金額につきましては収入済額でご説明いたします。

決算書10ページ、款1市税は184億1,284万3,359円で、前年度に比べマイナス1.6%、2億9,536万3,359円の減少となっております。

項1市民税は69億2,793万5,414円、項2固定資産税は89億8,713万102円、項3軽自動車税は1億4,037万6,699円、項4市たばこ税は7億1,029万1,623円、項5都市計画税は16億4,710万9,521円でございます。

なお、市税の徴収率は95.3%で、前年度に比べ2.7ポイント悪化しております。また、不納欠損額につきましては3,221万9,973円となっております。

款2地方譲与税は1億4,568万7,000円で、前年度に比べ1.5%、215万1,986円の増加となっております。

項1地方揮発油譲与税は3,552万1,000円、項2自動車重量譲与税は1億334万8,000円、項3森林環境譲与税は681万8,000円でございます。

款3利子割交付金は1,607万9,000円で、前年度に比べマイナス2.6%、42万3,000円の減少となっております。

款4配当割交付金は6,818万5,000円で、前年度に比べマイナス10.5%、797万8,000円の減少となっております。

款5株式等譲渡所得割交付金は7,732万7,000円で、前年度に比べ76.3%、3,347万円の増加となっております。

款6法人事業税交付金は2億359万5,000円で、前年度に比べ皆増でござ

います。

款7地方消費税交付金は19億792万5,000円で、前年度に比べ20.8%、3億2,790万6,000円の増加となっております。

款8ゴルフ場利用税交付金は202万5,058円で、前年度に比べ4.9%、9万4,544円の増加となっております。

款9環境性能割交付金は2,512万1,000円で、前年度に比べ97.4%、1,239万5,000円の増加となっております。

款10地方特例交付金は1億1,618万8,000円で、前年度に比べマイナス50.2%、1億1,715万9,750円の減少となっております。

款11地方交付税は3億2,211万円で、前年度に比べマイナス26.6%、1億1,696万6,000円の減少となっております。

12ページ、款12交通安全対策特別交付金は1,410万円で、前年度に比べ12.3%、153万9,000円の増加となっております。

款13分担金及び負担金は4億8,439万9,631円で、前年度に比べマイナス15.4%、8,840万6,314円の減少となっております。

款14使用料及び手数料は4億2,480万22円で、前年度に比べマイナス6.0%、2,691万8,927円の減少となっております。

項1使用料は3億798万2,684円、項2手数料は1億1,681万7,338円でございます。

款15国庫支出金は167億7,490万6,722円で、前年度に比べ169.

8%、105億5,828万4,999円の増加となっております。

項1国庫負担金は61億819万132円、項2国庫補助金は106億150万8,706円、項3委託金は6,520万7,884円でございます。

款16府支出金は35億5,283万4,395円で、前年度に比べ50.1%、11億8,515万482円の増加となっております。

項1府負担金は20億6,254万8,358円、項2府補助金は4億9,998万3,511円、項3府委託金は9億9,030万2,526円でございます。

款17財産収入は3,712万5,199円で、前年度に比べマイナス60.0%、5,563万8,718円の減少となっております。

項1財産運用収入は3,413万2,625円、項2財産売却収入は299万2,574円でございます。

款18寄附金は2,745万5,356円で、前年度に比べ107.7%、1,423万8,468円の増加となっております。

款19繰入金は1億954万8,744円で、前年度に比べ42.0%、3,239万9,152円の増加となっております。

項1特別会計繰入金は1億84万393円、項2基金繰入金は870万8,351円でございます。

款20諸収入は9億7,155万5,515円で、前年度に比べ0.7%、671万3,431円の増加となっております。

項1延滞金、加算金及び過料は3,160万3,112円、項2市預金利子は5,292円、項3貸付金元利収入は2億7,

627万1,556円、項4雑入は6億6,367万5,555円でございます。

款21市債は20億9,151万円で、前年度に比べ57.3%、7億6,171万円の増加となっております。

14ページ、款22繰越金は3億6,142万4,874円で、前年度に比べマイナス19.9%、8,995万6,492円の減少となっております。

款23自動車取得税交付金は3,444円で、前年度に比べ4,088万3,740円の減少となっております。

次に、歳出についてでございますが、各歳出金額につきましては支出済額でご説明いたします。

18ページ、款1議会費は2億6,851万5,138円で、執行率97.9%となっております。

款2総務費は155億963万115円で、執行率96.3%となっており、その内訳といたしまして、項1総務管理費は143億1,458万1,589円、項2徴税費は4億1,979万1,924円、項3戸籍住民基本台帳費は2億310万7,770円、項4選挙費は5,771万2,951円、項5統計調査費は6,629万5,118円、項6監査委員費は3,362万7,560円、項7保健体育費は4億1,451万3,203円でございます。

款3民生費は159億5,639万4,414円で、執行率は94.2%となっており、その内訳といたしまして、項1社会福祉費は62億494万6,201円、項2児童福祉費は68億9,009万2,060円、項3生活保護費は28億6,135万6,153円でございます。

款4衛生費は29億8,742万3,726円で、執行率79.3%となってお

り、その内訳といたしまして、項1保健衛生費は12億45万4,493円、項2清掃費は17億8,696万9,233円でございます。

款5農林水産業費は1億552万9,955円で、執行率97.7%となっております。

款6商工費は8億5,504万7,740円で、執行率93.0%となっております。

款7土木費は30億247万9,759円で、執行率79.1%となっており、その内訳といたしまして、項1土木管理費は3億7,157万5,953円、項2道路橋りょう費は7億536万3,995円、項3水路費は1億4,287万6,944円、項4都市計画費は17億5,574万1,631円、項5住宅費は2,692万1,236円でございます。

款8消防費は10億5,632万1,809円で、執行率93.7%となっております。

款9教育費は35億6,689万7,842円で、執行率77.1%となっており、その内訳といたしまして、項1教育総務費は7億1,258万5,104円、項2小学校費は13億9,544万1,304円、項3中学校費は4億6,801万6,753円、項4幼稚園費は3億3,489万7,055円、項5社会教育費は5億1,586万326円、項6図書館費は1億4,009万7,300円でございます。

20ページ、款10公債費は23億7,129万2,171円で、執行率99.9%となっております。

款11予備費は、当初予算5,000万円のうち、温水プール並びに味生体育館の

施設利用休止に伴う受講料等負担金等、主に新型コロナウイルス感染症への対応経費として緊急的な支出が必要となった項目などに、合計17件、2,536万118円充当しております。

以上、令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、認定第5号、令和2年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明いたします。

特別会計歳入歳出決算書45ページをご参照ください。

まず、令和2年度決算の概要といたしまして、歳入決算額は13億5,973万5,856円、歳出決算額は3,778万5,393円で、歳入歳出差引額は13億2,195万463円となっております。なお、この剰余金につきましては、全額、令和3年度の同会計の歳入といたすものでございます。

次に、決算の内容につきましてご説明いたします。

決算書52ページをご覧ください。

歳入の款1財産収入、項1財産運用収入6,613万2,000円は、前年度と同額となっております。

款2繰越金、項1繰越金12億9,358万1,892円は、前年度に比べ2.7%、3,426万8,805円の増加となっております。

款3諸収入、項1預金利子等2万1,964円は、前年度に比べマイナス16.0%、4,170円の減少となっております。

次に、54ページをご覧ください。

歳出の款1繰出金、項1繰出金1,322万6,400円は、前年度と同額になっ

ております。これは味舌上財産区及び鶴野財産区の土地貸付収入の2割相当を一般会計へ繰り出したものでございます。

款2諸支出金、項1地方振興事業費2,455万8,993円は、各財産区への事業交付金で、前年度に比べ31.6%、589万6,064円の増加となっております。

なお、この内容につきましては、決算概要227ページから233ページに記載いたしております。

以上、令和2年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第52号、令和3年度摂津市一般会計補正予算(第8号)につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容としまして、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、算定結果に基づく普通交付税及び臨時財政対策債の増額分などを計上いたしております。

歳出につきましては、緊急事態宣言下においても高齢者や障害者の雇用確保を行っている事業主に対する支援、ゴールドステッカー認証店舗に対する支援など、新型コロナウイルス感染症対策の市独自施策として追加で講じるもののほか、阪急京都線連続立体交差事業の物件移転等補償費の増額分などを計上いたしております。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億9,206万6,000円を追加し、その総額を418億464万3,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款11地方交付税、項1地方交付税は、2億1,944万5,000円増額しております。

款15国庫支出金、項2国庫補助金6,873万6,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などでございます。

款16府支出金、項3委託金3億4,299万1,000円の増額は、連続立体交差事業調査委託金でございます。

款19繰入金、項1特別会計繰入金7,320万6,000円の増額は、介護保険特別会計の決算に伴う精算によるものでございます。

項2基金繰入金8億7,768万3,000円の減額は、今回の補正に伴う財源調整のため財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

款21市債、項1市債6億4,657万3,000円の増額は、阪急連続立体交差事業債及び普通交付税の交付確定に伴う臨時財政対策債でございます。

款22繰越金、項1繰越金は、令和2年度一般会計決算に伴う実質収支額3億1,879万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出についてでございますが、款2総務費、項1総務管理費1億5,972万4,000円の増額は、地方財政法第7条の規定による財政調整基金積立金などでございます。

項2徴税費3,300万円の増額は、市税に係る還付金及び還付加算金でございます。

項7保健体育費3,125万2,000

円の増額は、温水プール及び市内体育施設に係る受講料等負担金でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費1億39万6,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策高齢者・障害者雇用確保支援金に要する経費などでございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費441万5,000円の増額は、産学官民連携プラットフォーム構築支援業務負担金などでございます。

款6 商工費、項1 商工費4,059万8,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策ゴールドステッカー認証店舗クーポン交付金などでございます。

款7 土木費、項1 土木管理費1,146万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策公共交通運行継続支援金でございます。

款7 土木費、項1 土木管理費1,146万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策公共交通運行継続支援金でございます。

項2 道路橋りょう費2,050万円の増額は、千里丘東54号線に係る土地購入費などでございます。

項4 都市計画費3億4,810万円の増額は、阪急京都線連続立体交差事業に係る物件移転等補償費などでございます。

款8 消防費、項1 消防費1,287万7,000円の増額は、災害対策基金積立金などでございます。

款9 教育費、項1 教育総務費2,214万4,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策宿泊行事等補助金でございます。

項2 小学校費493万8,000円の増額は、小学校用PCネットワーク構築委託料などでございます。

項3 中学校費266万円の増額は、中学校用PCネットワーク構築委託料などでございます。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては、5ページ、第2表債務負担行為の補正に記載のとおりでございます。

公共施設等各種機械警備委託事業につきまして、令和4年度から令和8年度までの期間、限度額を8,300万円とするものがございます。

健都推進事業につきまして、設定期間を令和4年度とし、限度額を422万4,000円とするものがございます。

小学校教育用コンピューター事業につきまして、令和4年度から令和8年度までの期間、限度額を322万円とするものがございます。

中学校教育用コンピューター事業につきまして、令和4年度から令和8年度までの期間、限度額を161万円とするものがございます。

次に、第3条地方債の補正につきましては、6ページから7ページ、第3表地方債の補正に記載のとおりでございます。

変更分といたしまして、阪急連続立体交差事業及び臨時財政対策債に係る起債の限度額を変更するものがございます。

以上、議案第52号、令和3年度摂津市一般会計補正予算（第8号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第55号、摂津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、デジタル社会形成基本法の制定に伴い、所要の規定の整備を行うため制定するものがございます。

それでは、改正条文につきましてご説明

いたします。

議案参考資料（条例関係）の1ページ及び2ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

第1条の改正は、デジタル社会形成基本法において情報通信技術の用語が定義されたことから、同法を引用して情報通信技術の用語の定義を規定するものでございます。

第10条の改正は、情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正に関する規定について、デジタル社会形成基本法の基本理念に合わせ、文言の整備を行うものでございます。

附則としまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第55号、摂津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

○南野直司議長 上下水道部長。

（末永上下水道部長 登壇）

○末永上下水道部長 認定第2号、令和2年度摂津市水道事業会計決算認定の件につきまして、決算書に基づき、その内容をご説明申し上げます。

決算書の10ページから13ページにかけての令和2年度摂津市水道事業決算報告書につきましては、水道事業会計の予算執行状況を収益的収入及び支出、資本的収入及び支出に分けて記載しており、いずれも消費税及び地方消費税込みの金額で表示しております。

まず、10ページから11ページ、収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款水道事業収益は21億5,308万7,443円で、前年度に比べ0.5%、1,008万6,454円の減少となっております。

おります。

第1項営業収益は19億2,000万1,680円で、前年度に比べ2.7%、5,302万3,157円の減少となっております。これは主に給水収益の減少によるものでございます。

第2項営業外収益は2億3,308万5,763円で、前年度に比べ22.6%、4,293万6,703円の増加となっております。これは主に他会計負担金の増加によるものでございます。

次に、支出につきましては、第1款水道事業費用は18億3,616万1,990円で、前年度に比べ3.6%、6,887万5,745円の減少となっております。

第1項営業費用は17億9,139万4,833円で、前年度に比べ0.9%、1,657万192円の減少となっております。これは主に配水・給水費の減少によるものでございます。

第2項営業外費用は4,476万7,157円で、前年度に比べ53.9%、5,230万5,553円の減少となっております。これは主に消費税の減少によるものでございます。

第3項予備費につきましては、予算現額1,000万円を執行せず、全額不用額としております。

続きまして、12ページから13ページ、資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款資本的収入は6億8,856万5,000円で、前年度に比べ147.9%、4億1,076万5,000円の増加となっております。

第1項企業債は6億8,360万円で、前年度に比べ146.1%、4億580万円の増加となっております。

第2項工事負担金は60万円で、前年度

から皆増となっております。これは消火栓設置に伴う一般会計からの負担金でございます。

第3項交付金は436万5,000円で、前年度から皆増となっております。これは配水地の耐震化に対する交付金でございます。

次に、支出につきましては、第1款資本的支出は15億4,565万1,222円で、前年度に比べ136.1%、8億9,107万6,234円の増加となっております。

第1項建設改良費は12億736万3,298円で、前年度に比べ251.0%、8億6,340万7,782円の増加となっております。これは主に施設改修費及び配水管整備事業費の増加によるものでございます。

第2項企業債償還金は3億3,828万7,924円で、前年度に比べ10.1%、3,115万872円の増加となっております。

第3項予備費につきましては、予算現額500万円を執行せず、全額不用額としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8億5,708万6,222円は、令和2年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億486万7,199円、減債積立金1億5,000万円、建設改良積立金6,237万8,683円及び過年度分損益勘定留保資金5億3,984万340円により補てんしたものでございます。

また、たな卸資産購入限度額は、予算現額880万円に対して執行額は585万8,284円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費税相当額は53万2,570円

となっております。

続きまして、14ページ、令和2年度摂津市水道事業損益計算書につきましてご説明申し上げます。

なお、損益計算書は、消費税及び地方消費税抜きの金額となっております。

まず、営業収益17億4,820万5,696円に対し、営業費用は16億9,166万3,066円で、営業利益は5,654万2,630円となっております。また、営業外収益2億63万3,696円に対して営業外費用は4,667万5,008円で、差引額1億5,395万8,688円に営業利益を加えた経常利益は2億1,050万1,318円となっております。なお、令和2年度は特別利益及び特別損失が発生しなかったため、当年度純利益は経常利益と同額となっております。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金3億3,733万3,508円とその他未処分利益剰余金変動額2億1,237万8,683円を加えた当年度未処分利益剰余金は7億6,021万3,509円となっております。

続きまして、16ページから17ページの令和2年度摂津市水道事業剰余金計算書につきましては、令和元年度の剰余金処分額及び令和2年度の変動額を内容別に記載しております。令和2年度の変動額といたしましては、減債積立金を1億5,000万円、建設改良積立金を6,237万8,683円、合計2億1,137万8,683円を取り崩したものでございます。

令和2年度摂津市水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金7億6,021万3,509円から減債積立金に2億円、建設改良積立金に5,000万円積み立てし、資本金に2億1,

237万8,683円を組み入れし、残額2億9,783万4,826円を繰越利益剰余金として令和3年度に繰り越すものでございます。

18ページから19ページにかけて、令和2年度摂津市水道事業貸借対照表並びに20ページの令和2年度摂津市水道事業キャッシュ・フロー計算書を掲載しておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、認定第2号、令和2年度摂津市水道事業会計決算認定の件についての説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号、令和2年度摂津市下水道事業会計決算認定の件につきまして、決算書に基づき、その内容をご説明申し上げます。

決算書の56ページから59ページにかけての令和2年度摂津市下水道事業決算報告書につきましては、下水道事業会計の予算執行状況を収益的収入及び支出、資本的収入及び支出に分けて記載しており、いずれも消費税及び地方消費税込みの金額で表示しております。

まず、56ページから57ページの収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款下水道事業収益は37億2,950万9,878円で、前年度に比べ0.8%、3,110万3,403円の減少となっております。

第1項営業収益は27億7,610万8,885円で、前年度に比べ1.3%、3,488万3,257円の増加となっております。これは主に下水道使用料の増加によるものでございます。

第2項営業外収益は9億5,340万993円で、前年度に比べ6.5%、6,598万6,660円の減少となっております。

これは主に他会計負担金の減少によるものでございます。

次に、支出につきましては、第1款下水道事業費用は35億2,895万4,248円で、前年度に比べ2.5%、9,208万2,759円の減少となっております。

第1項営業費用は30億1,583万1,158円で、前年度に比べ0.3%、809万9,736円の減少となっております。これは主に管渠費の減少によるものでございます。

第2項営業外費用は5億1,312万3,090円で、前年度に比べ14.1%、8,398万3,023円の減少となっております。これは主に支払利息の減少によるものでございます。

第3項予備費につきましては、予算現額600万円を執行せず、全額不用額としております。

続きまして、58ページから59ページの資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入は37億5,376万9,687円で、前年度に比べ6.8%、2億3,849万8,944円の増加となっております。

第1項企業債は21億7,300万円で、前年度に比べ3.0%、6,240万円の増加となっております。これは主に公共下水道事業債の増加によるものでございます。

第2項負担金等は1億3,243万7,134円で、前年度に比べ10.8%、1,290万7,703円の増加となっております。これは主に三箇牧鳥飼雨水幹線建設に伴う高槻市からの工事負担金の増加によるものでございます。

第3項国庫補助金は4億600万円で、

前年度に比べ4.9%、1,900万円の増加となっております。これは社会資本整備総合交付金の増加によるものでございます。

第4項他会計負担金は5億4,225万3,756円で、前年度に比べ16.6%、7,711万2,996円の増加となっております。これは主に元金償還金の雨水分に係る一般会計からの負担金の増加によるものでございます。

第5項他会計補助金は4億9,998万5,832円で、前年度に比べ15.6%、6,727万4,680円の増加となっております。これは元金償還金の汚水分に係る一般会計からの補助金の増加によるものでございます。

第6項長期貸付金償還金は9万2,965円で、前年度に比べ67.9%、19万6,435円の減少となっております。これは水洗便所改造資金貸付に係る返還収入の減少によるものでございます。

次に、支出につきましては、第1款資本的支出は50億3,377万9,771円で、前年度に比べ4.2%、2億299万5,311円の増加となっております。

第1項建設改良費は11億5,875万8,708円で、前年度に比べ14.6%、1億4,735万7,534円の増加となっております。これは主に公共下水道整備費の増加によるものでございます。

第2項企業債償還金は38億7,502万1,063円で、前年度に比べ1.5%、5,563万7,777円の増加となっております。

第3項長期貸付金は水洗便所改造資金貸付金でございますが、予算現額250万円を執行せず、全額不用額としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不

足する額12億8,001万84円は、令和2年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額616万2,690円、減債積立金1億4,000万円、過年度分損益勘定留保資金1億542万4,311円、当年度分損益勘定留保資金10億2,842万3,083円により補てんしたものでございます。

続きまして、60ページ、令和2年度撰津市下水道事業損益計算書につきましてご説明申し上げます。

なお、損益計算書は、消費税及び地方消費税抜きの金額となっております。

まず、営業収益26億47万8,590円に対し、営業費用は29億3,969万8,981円で、営業損失は3億3,922万391円となっております。また、営業外収益9億5,058万842円に対し、営業外費用は4億1,697万8,786円で、差引額5億3,360万2,056円から営業損失を差し引いた経常利益は1億9,438万1,665円となっております。なお、令和2年度は特別利益及び特別損失が発生しなかったため、当年度純利益は経常利益と同額となっております。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金1億5,142万9,482円とその他未処分利益剰余金変動額1億4,000万円を加えた当年度未処分利益剰余金は4億8,581万1,147円となっております。

続きまして、62ページから63ページの令和2年度撰津市下水道事業剰余金計算書につきましては、令和元年度の剰余金処分額及び令和2年度の変動額を内容別に記載しております。令和2年度の変動額といたしましては、減債積立金1億4,000万円を取り崩したものでございます。

令和2年度摂津市下水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金4億8,581万1,147円から減債積立金に2億円を積み立てし、資本金に1億4,000万円を組み入れし、残額1億4,581万1,147円を繰越利益剰余金として令和3年度に繰り越すものでございます。

64ページから65ページにかけての令和2年度摂津市下水道事業貸借対照表並びに66ページの令和2年度摂津市下水道事業キャッシュ・フロー計算書を掲載しておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、認定第3号、令和2年度摂津市下水道事業会計決算認定の件についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第53号、令和3年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容につきましては、債務負担行為を新たに定めるものでございます。

補正予算書1ページをご覧ください。

第1条は、総則を定めたものでございます。

第2条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、OA機器管理事業の工具、器具及び備品は、令和4年度までの期間、4,204万6,000円を限度額として設定するものでございます。その内容につきましては、2ページの債務負担行為に関する調書に記載しております。

以上、議案第53号、令和3年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。

○南野直司議長 次に、保健福祉部長。

（野村保健福祉部長 登壇）

○野村保健福祉部長 それでは、特別会計決算書5ページ、認定第4号、令和2年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

令和2年度国民健康保険事業におきましては、国保都道府県化後の3年目に当たり、事業費納付金や保険給付費等交付金などの財政運営の仕組みの下、大阪府及び府内市町村が連携して、大阪府国民健康保険運営方針に基づき、国保財政健全化に向けた取り組みを行ってまいりました。収支につきましては、前年度に引き続き黒字となっておりますが、歳入歳出の主要科目において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を少なからず受けた決算となっております。

決算概要212ページをご覧ください。

まず、歳入につきましては、調定額100億1,361万456円に対し、収入済額92億9,791万3,767円で、収入率は92.9%となっております。

歳入の主な構成比率は、府支出金70.13%、国民健康保険料が20.0%となっております。

次に、決算概要214ページをご覧ください。

歳出でございますが、予算現額99億413万8,000円に対しまして、執行額92億3,497万9,720円で、執行率は93.2%となっております。

歳出の主な構成比率は、保険給付費が68.6%、国民健康保険事業費納付金が28.7%、保健事業費が0.7%となって

おります。

この結果、決算書35ページ、実質収支に関する調書で記載のとおり、令和2年度の国民健康保険特別会計の決算額は、歳入歳出差引6,293万4,047円の黒字となりました。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別のその主な内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては収入済額で説明をさせていただきます。

12ページ、款1国民健康保険料は18億6,358万2,131円で、前年度に比べ2.1%、3,986万5,705円の減額となっております。

款2使用料及び手数料は40万396円で、前年度に比べ5.8%、2万4,713円の減額となっております。

款3国庫支出金は、国庫補助金5,654万円で、前年度に比べ4,408.8%、5,528万6,000円の増額となっております。これは国民健康保険料のコロナ減免に対する財源補てんなどがございます。

款4府支出金は、府補助金65億2,094万8,399円で、前年度に比べ5.0%、3億4,578万5,951円の減額となっております。

款5繰入金金は8億1,539万5,732円で、前年度に比べ2.5%、1,986万9,341円の増額となっております。

項1一般会計繰入金金は8億1,539万5,732円で、前年度に比べ2.5%、1,986万9,341円の増額となっております。これは国保財政安定化支援事業繰入金の増などによるものでございます。

項2基金繰入金による収入はございませんでした。

款6諸収入は2,371万246円で、前年度に比べ29.9%、546万2,125円の増額となっております。

項1雑入は2,071万7,157円で、前年度に比べ34.5%、531万379円の増額となっております。これは第三者行為による納付金の増などによるものでございます。また、収入未済額710万7,578円は、保険給付費の返納金に係るものでございます。

項2延滞金、加算金及び過料は299万3,089円で、前年度に比べ5.3%、15万1,746円の増額となっております。

款7財産収入は、財産運用収入4,367円で、前年度に比べ84.0%、2万2,880円の減額となっております。

款8繰越金は1,733万2,496円で、前年度に比べ42.3%、1,273万117円の減額となっております。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては支出済額で説明させていただきます。

14ページ、款1総務費は1億5,544万3,930円で、前年度に比べ12.9%、1,776万1,568円の増額となっております。

項1総務管理費は1億4,438万6,750円で、前年度に比べ13.6%、1,724万911円の増額となっております。

項2徴収費は1,069万6,220円で、前年度に比べて3.6%、36万9,357円の増額となっております。

項3運営協議会費は36万960円で、前年度に比べ72.8%、15万2,12

0円の増額となっております。

款2 保険給付費は63億3,708万7,769円で、前年度に比べ5.2%、3億4,922万3,268円の減額となっております。

項1 療養諸費は54億5,669万9,803円で、前年度に比べ5.4%、3億1,266万6,056円の減額となっております。

項2 高額療養費は8億3,862万563円で、前年度に比べ3.5%、3,013万2,811円の減額となっております。

項3 移送費は執行いたしておりません。

項4 出産育児諸費は2,364万7,219円で、前年度に比べ23.0%、708万2,774円の減額となっております。

項5 葬祭諸費は570万円で、前年度に比べ12.9%、65万円の増額となっております。

項6 精神・結核医療給付費は1,242万184円で、前年度に比べ0.1%、8,373円の増額となっております。

款3 国民健康保険事業費納付金は26億5,124万608円で、前年度に比べ0.6%、1,682万8,753円の減額となっております。

項1 医療給付費分は18億7,115万324円で、前年度に比べ0.4%、693万5,022円の減額となっております。

項2 後期高齢者支援金等分は5億5,518万8,193円で、前年度に比べ2.5%、1,434万9,571円の減額となっております。

項3 介護納付金分は2億2,490万2,091円で、前年度に比べ2.0%、

445万5,840円の増額となっております。

款4 共同事業拠出金は720円で、前年度に比べ7.7%、60円の減額となっております。

款5 保健事業費は6,335万7,297円で、前年度に比べ10.4%、739万3,034円の減額となっております。

項1 特定健康診査等事業費は3,989万9,190円で、前年度に比べ11.0%、493万6,014円の減額となっております。

項2 保健事業費は2,345万8,107円で、前年度に比べ9.5%、245万7,020円の減額となっております。

款6 諸支出金は1,142万2,533円で、前年度に比べ9.7%、122万2,907円の減額となっております。

款7 基金積立金は1,642万6,863円で、前年度に比べ28.4%、650万6,997円の減額となっております。これは国庫返還金等の精算額を除いた前年度の剰余金を積み立てたことによるものでございます。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計決算書121ページ、認定第8号、令和2年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要につきましてご説明させていただきます。

決算概要268ページ上段をご覧ください。

まず、歳入につきましては、調定額13億129万5,902円に対し、収入済額は12億8,835万3,818円で、収

入率は99.0%となっております。

歳入の主な構成比は、後期高齢者医療保険料78.4%、繰入金18.0%となっております。

次に、決算概要268ページ下段をご覧ください。

歳出でございますが、予算現額12億4,961万4,000円に対しまして、執行額は12億3,555万7,289円で、執行率は98.9%となっております。

この結果、決算書139ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、令和2年度の後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入歳出差引5,279万6,529円の黒字となりました。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別の主な内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては収入済額で説明させていただきます。

128ページ、款1後期高齢者医療保険料は10億1,021万4,595円で、前年度に比べ10.0%、9,188万1,072円の増額となっております。これは被保険者の増加によるものでございます。

還付未済額を除いた収納率は、現年度分が99.6%、滞納繰越分が27.3%となっております。

款2使用料及び手数料は4万4,350円で、前年度に比べ9.0%、3,650円の増額となっております。

款3繰入金は2億3,139万4,677円で、前年度に比べ10.1%、2,128万4,494円の増額となっております。これは軽減保険料補てんに係る保険基

盤安定繰入金の増によるものでございます。

款4諸収入は11万5,300円で、前年度に比べ60.8%、4万3,600円の増額となっております。

項1延滞金、加算金及び過料は8万2,700円で、前年度に比べ15.3%、1万1,000円の増額となっております。

項2雑入は3万2,600円で、保険料還付返戻金・加算金等に係るものでございます。

款5繰越金は4,647万9,896円で、前年度に比べ1.7%、81万7,098円の減額となっております。

款6国庫支出金は、後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で、10万5,000円となっております。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては支出済額で説明をさせていただきます。

130ページ、款1総務費629万9,786円で、前年度に比べ15.9%、86万4,659円の増額となっております。

項1総務管理費は528万1,673円で、前年度に比べ19.9%、87万6,058円の増額となっております。

項2徴収費は101万8,113円で、前年度に比べ1.1%、1万1,399円の減額となっております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は12億2,781万8,255円で、前年度に比べ9.4%、1億541万7,895円の増額となっております。これは、本市が徴収いたしました後期高齢者医療制度に係る保険料等を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

款3諸支出金は143万9,248円

で、前年度に比べ6.4%、9万8,469円の減額となっております。

款4予備費につきましては、9万5,248円を過年度分保険料還付金に充当いたしました。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

○南野直司議長 生活環境部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 認定第6号、令和2年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

令和3年3月末現在、加入事業所は28事業所、被共済者数は140名でございます。また、令和2年度中の退職者は69名、その退職給付金額は1,222万9,757円でございます。

予算額は1,871万9,000円で、決算額は、歳入については、調定額、収入済額とも1,656万8,276円で、歳出については、支出済額1,656万8,276円で、対予算額比88.5%の執行率となっております。

この結果、79ページの実質収支に関する調書に記載のとおり、歳入総額、歳出総額いずれも1,656万8,276円でございます。

それでは、摂津市特別会計歳入歳出決算書に従いまして、歳入歳出の各款別にその主な内容につきましてご説明いたします。

同決算書68ページの歳入でございますが、収入済額につきまして、款1共済掛金は、被共済者1名につき月額2,000円の掛金を納付していただくもので、令和2年度中の掛金総額は延べ1,874人分の

374万8,000円でございます。

款2繰入金は、退職給付金の支給の際に積立金を取り崩し、歳入として受け入れるものが主で、令和2年度中の総額は1,281万2,757円でございます。

款3諸収入は、積立金等の預金利子で、令和2年度中の収入は7,519円でございます。

続きまして、70ページの歳出でございますが、支出済額につきまして、款1共済総務費は、運営委員会の委員報酬で、2万700円でございます。

款2共済金は、退職給付金の支払いに1,222万9,757円、還付金として1万2,000円、積立金等に430万5,819円、合計1,654万7,576円の支出となったものでございます。

款3予備費は、令和2年度中に支出はございませんでした。

以上、認定第6号、令和2年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第57号、摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

このたび、国が地球温暖化対策の推進に関する法律の基本理念に2050年カーボンニュートラルを位置付けたことに伴い、地球温暖化対策の定義が変更されたため、本条例を一部改正するものでございます。

なお、議案参考資料(条例関係)の12ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

それでは、条文に沿って、改正内容についてご説明いたします。

第13条の2は、同法の定義の変更内容

に沿い、改正するものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第57号、摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 それでは、特別会計決算書83ページ、認定第7号、令和2年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

決算概要の246ページをご覧ください。

まず、歳入につきましては、調定額68億5,493万7,968円に対し、収入済額67億6,664万7,129円で、収入率は98.7%となっております。

歳入の主な構成比率は、支払基金交付金24.8%、国庫支出金21.6%、介護保険料20.6%、繰入金18.4%、府支出金13.5%、繰越金1.0%となっております。

次に、決算概要248ページをご覧ください。

歳出でございますが、予算現額71億195万円に対し、執行額66億3,857万3,262円で、執行率は93.5%となっております。

歳出の主な構成比率は、保険給付費89.4%、地域支援事業費5.2%、総務費2.4%、諸支出金1.5%、基金積立金1.4%となっております。

この結果、決算書117ページ、実質収

支に関する調書に記載のとおり、令和2年度の介護保険特別会計の決算額は、歳入歳出差引1億2,807万3,867円の黒字となりました。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別の主な内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては収入済額で説明をさせていただきます。

90ページ、款1保険料は13億9,692万9,079円で、前年度に比べ2.3%、3,279万8,686円の減額となっております。

款2使用料及び手数料は26万4,900円で、前年度に比べ11.0%、2万6,200円の増額となっております。

款3国庫支出金は14億5,914万2,322円で、前年度に比べ7.2%、9,770万2,822円の増額となっております。

項1国庫負担金は10億8,847万5,778円で、前年度に比べ3.7%、3,855万73円の増額となっております。

項2国庫補助金は3億7,066万6,544円で、前年度に比べ19.0%、5,915万2,749円の増額となっております。

款4支払基金交付金は16億7,650万7,700円で、前年度に比べ2.9%、4,651万7,954円の増額となっております。

款5府支出金は9億1,348万4,481円で、前年度に比べ5.0%、4,364万8,010円の増額となっております。

項1府負担金は8億5,673万6,8

64円で、前年度に比べ5.1%、4,174万4,585円の増額となっております。

項2府補助金は5,674万7,617円で、前年度に比べ3.5%、190万3,425円の増額となっております。

款6繰入金は12億4,673万円で、前年度に比べ11.1%、1億2,418万6,332円の増額となっております。

項1一般会計繰入金は11億3,254万6,000円で、前年度に比べ10.5%、1億797万9,000円の増額となっております。

項2基金繰入金は1億1,418万4,000円で、前年度に比べ16.5%、1,620万7,332円の増額となっております。

款7諸収入は256万2,764円で、前年度に比べ252.6%、183万5,952円の増額となっております。

項1延滞金、加算金及び過料は11万3,000円で、前年度に比べ187.5%、7万3,700円の増額となっております。

項2雑入は244万9,764円で、前年度に比べ256.3%、176万2,252円の増額となっております。

款8財産収入は9万6,227円で、前年度に比べ35.6%、5万3,281円の減額となっております。

款9繰越金は7,092万9,656円で、前年度に比べ73.7%、3,008万5,745円の増額となっております。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては支出済額でご説明させていただきます。

92ページ、款1総務費は1億6,061万4,163円で、前年度に比べ11.

6%、1,664万6,550円の増額となっております。

項1総務管理費は1億215万2,549円で、前年度に比べ7.9%、750万8,102円の増額となっております。

項2徴収費は372万943円で、前年度に比べ3.0%、11万5,263円の減額となっております。

項3介護認定審査会費は5,474万671円で、前年度に比べ20.3%、925万3,711円の増額となっております。

款2保険給付費は59億3,692万1,288円で、前年度に比べ3.0%、1億7,317万5,020円の増額となっております。

項1介護サービス等諸費は53億3,595万4,526円で、前年度に比べ2.6%、1億3,465万7,636円の増額となっております。

項2介護予防サービス等諸費は2億1,521万909円で、前年度に比べ8.0%、1,596万9,620円の増額となっております。

項3その他諸費は516万1,901円で、前年度に比べ3.0%、15万1,281円の増額となっております。

項4高額介護サービス等費は1億6,647万9,676円で、前年度に比べ7.4%、1,151万4,356円の増額となっております。

項5高額医療合算介護サービス等費は2,195万3,074円で、前年度に比べ6.6%、136万8,741円の増額となっております。

項6特定入所者介護サービス等費は1億9,216万1,202円で、前年度に比べ5.2%、951万3,386円の増額

となっております。

款3地域支援事業費は3億4,780万5,132円で、前年度に比べ6.9%、2,593万8,432円の減額となっております。

項1介護予防・生活支援サービス事業費は2億1,364万8,297円で、前年度に比べ3.3%、738万2,869円の減額となっております。

項2一般介護予防事業費は1,244万1,556円で、前年度に比べ4.6%、55万1,611円の増額となっております。

項3包括的支援事業・任意事業費は1億2,171万5,279円で、前年度に比べ13.6%、1,910万7,174円の減額となっております。

款4基金積立金は9,067万4,920円で、前年度に比べ41.4%、2,654万365円の増額となっております。

款5諸支出金は1億255万7,759円で、前年度に比べ163.1%、6,358万3,334円の増額となっております。

項1償還金及び還付加算金は1,494万3,766円で、前年度に比べ657.6%、1,297万1,362円の増額となっております。

項2繰出金は8,761万3,993円で、前年度に比べ136.8%、5,061万1,972円の増額となっております。

以上、令和2年度摂津市介護保険特別会計決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第54号、令和3年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容につきましては、令和2年度決算に伴う精算でございます。

それでは、予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,204万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億7,364万8,000円とするものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款6繰入金、項1一般会計繰入金396万9,000円は、令和2年度の低所得者保険料軽減繰入金や地域支援事業費の精算に伴う一般会計からの繰入金の増額でございます。

款9繰越金、項1繰越金1億2,807万3,000円は、令和2年度決算の歳入歳出差引額を令和3年度に繰り越して計上するものでございます。

次に、歳出でございますが、款4基金積立金、項1基金積立金3,927万6,000円は、令和2年度決算に伴う剰余金の一部を介護保険給付費準備基金に積み立てるものでございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金1,956万円は、令和2年度決算の精算に伴う国庫府費等への返還金でございます。

項2繰出金7,320万6,000円は、令和2年度決算の精算に伴う一般会計への返還金でございます。

以上、令和3年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容説明とさせて

いただきます。

○南野直司議長 次世代育成部長。

(橋本次世代育成部長 登壇)

○橋本次世代育成部長 議案第56号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

説明では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者につきましては、以降、保育所として説明させていただきます。

このたびの改正は、国が定めます特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正され、保育所における業務負担軽減及び保育所を利用される保護者の利便性向上を図る観点から、保育所が作成、保存等を行うものや、保育所と保護者との間の手続等に関するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能とされたことに伴いまして、本市条例におきましても同様の規定を追加し、条文の整備を行うものでございます。

それでは、条文に沿って内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料(条例関係)3ページから11ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

初めに、目次に第4章を新設し、その章名及び条の範囲を雑則(第53条)としております。

次に、第5条第2項から第5項までの削除につきましては、現行条例におきまして、重要事項の説明書の交付につきましては電磁的方法により行うことができるとしております内容で、第38条第2項につきましても、特定地域型保育事業における準

用規定でございまして、第53条の電磁的記録等として規定し直すため、両条項を削除するものでございます。

第42条では、条文の整理を行うものでございます。

次に、新設いたしました第4章雑則に第53条を加え、第1項として、保育所における記録、作成する書面等を電磁的記録により行うことができるとするものでございます。

第2項は、書面等が電磁的記録により作成されている場合は、保護者の承諾を得て、電磁的方法によって提供、交付または提出することができるとするものでございます。

第3項は、保護者への提供方法として、文書として出力できるものでなければならぬとするものでございます。

第4項は、電磁的方法により提供しようとするときは、保護者に対し、電磁的方法の種類及び内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならないとするものでございます。

第5項は、保護者の承諾を得ても、電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったときは、電磁的方法によって行っはならないことと、再び承諾を得た場合はこの限りではないとするものでございます。

第6項は、書面等による同意の取得について、第2項から第5項までに規定する電磁的方法によることができるとする準用及び読み替えを規定するものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行いたします。

以上、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件の

提案内容の説明とさせていただきます。

○南野直司議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 議案第58号、摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料の13ページから14ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本件は、令和2年11月25日に、道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令が施行され、新しい制度が創設されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書の条文に従いまして改正内容をご説明いたします。

第32条は、「横断歩道橋等」の次に「自動運行補助施設」を加えるものでございます。

第42条の次に、新たに第43条、歩行者利便増進道路に関する条文と、第44条、委任に関する条文を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布日から施行いたします。

以上、議案第58号の条例の一部を改正する内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第59号、摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料15ページから21ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本件は、令和3年4月1日に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する

法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書の条文に従いまして改正内容をご説明いたします。

目次中、第2章、「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を、第3章、「立体横断施設」、第4章、「乗合自動車停留所」及び第5章、「自動車駐車場」の次に「の構造」を加えるものでございます。

第2条第2項第1号は、「自転車歩行者道」の次に「、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路」を加え、「又は歩行者」を「若しくは歩行者」に改め、「必要な幅員」の次に「又は摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例第43条第1項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員」を加えるものでございます。

第2章は、「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を加え、「歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造」とするものでございます。

第3条は、「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加えるものであります。

第4条第1項は、「摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例」を「道路構造条例」に改めるものでございます。

また、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下『自転車歩行者専用道路等』という。）」を加え、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5号とし、同条第2項の次に、第3項、自転車歩行者専用道路の有効幅員について、第4項、歩行者専用道路の

有効幅員についてを加えるものでございます。

第5条及び第6条は、「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加えるものでございます。

また、第3章から第5章には、それぞれの文言に「の構造」を加えるものでございます。

第12条第5号は、エレベーターについて、「はめ込まれていること」の次に「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者がお互いに」を加えるものでございます。

第31条及び第33条は、「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、第32条は、「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加えるものでございます。

そのほか、第12条第1号、第2号、第8号、第9号、第13号、第13条、第28条第1項第1号は、文言の整備を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、議案第59号の条例の一部を改正する内容の説明とさせていただきます。

○南野直司議長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本16件のうち、認定第1号及び議案第52号の駅前等再開発特別委員会の所管分については、同特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 異議なしと認め、そのよう

に決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

お諮りします。

認定第1号から認定第8号までの8件については、閉会中に審査することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、報告第9号及び報告第10号を議題とします。

報告を求めます。消防長。

（明原消防長 登壇）

○明原消防長 報告第9号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、内容をご説明申し上げます。

本件は、公用自動車による公務中に発生した物損事故で、本年8月27日に示談が成立いたし、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

事故発生状況、損害賠償の相手方、損害賠償の額、過失割合は、報告第9号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経緯につきましてご説明申し上げます。

本件は、本年2月19日金曜日18時50分頃、摂津市新在家二丁目1番地先、市道新在家鳥飼上線において、消防署鳥飼出張所へ帰所するため走行中でありました救助工作車の事故でございます。

擦れ違いの際、相手方車両が先に停車していただきましたので、救助工作車が徐行で進行いたしましたところ、車体右側後方

部が相手方車両の右側後方部に接触してしまい、損傷させた物損事故でございます。

示談につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会が示談交渉を行い、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合を本市100%とし、車両の修理費及び代車費用計14万9,633円を本市が賠償することで成立したものでございます。

この損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会からその金額が支払われたものでございます。

なお、事故発生に当たり、直ちに再発防止のため、車両乗組員全員での安全確認及び誘導等をはじめ、従前から実施しております安全運転行動を再徹底するよう、全消防職員に対して文書及び口頭にて指示するとともに、安全運転教育を従前にも増して実施するなど、より一層の交通事故防止対策を実施いたしました。

今後は、今日まで実施してまいりました事故防止対策を再検証するとともに、職員全員の安全意識を一層醸成し、事故防止に取り組んでいく所存でございます。

以上、報告第9号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件の説明とさせていただきます。

○南野直司議長 総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 報告第10号、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件につきまして、その内容をご説明いたします。

なお、各指標の算定方法等につきましては、議案参考資料の1ページから2ページと、令和2年度決算概要の40ページから41ページをご参照いただきますようお願い申し上げます。

初めに、1、健全化判断比率の実質赤字

比率につきましては、実質赤字額がないためためバー表記といたしております。

その内容につきましては、一般会計の実質収支が3億1,879万9,000円の黒字、パートタイマー等退職金共済特別会計の実質収支がゼロ円で、合計3億1,879万9,000円の黒字となり、実質赤字はございませんでした。なお、本市に適用されます基準は、早期健全化基準が12.52%で、財政再生基準が20.0%となっております。

次の連結実質赤字比率につきましても、連結実質赤字額がないためためバー表記といたしております。

その内容といたしまして、水道事業会計の資金剰余額が34億9,497万7,000円、下水道事業会計の資金剰余額が6億4,868万5,000円、国民健康保険特別会計の実質収支が6,293万4,000円の黒字、介護保険特別会計の実質収支が1億2,807万4,000円の黒字、後期高齢者医療特別会計の実質収支が5,279万7,000円の黒字で、先の一般会計の実質収支3億1,879万9,000円を加えますと、47億626万6,000円の黒字となり、連結実質赤字額はございませんでした。なお、本市に適用されます基準は、早期健全化基準が17.52%、財政再生基準が30.0%となっております。

次に、実質公債費比率につきましては、地方債の元利償還金等が減少していることから、前年度に比べ0.9ポイント改善し、マイナス0.7%となっております。なお、本市に適用されます基準は、早期健全化基準が25.0%、財政再生基準は35.0%となっております。

次に、将来負担比率につきましては、将

来負担額がないためバー表記といたしております。なお、本市に適用されます基準は、早期健全化基準が350.0%となっております。

次に、2、資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足額がないためバー表記といたしております。

その内容は、水道事業会計では、流動負債5億145万6,000円に対し、流動資産39億9,643万3,000円で、34億9,497万7,000円の資金剰余となっております。下水道事業会計では、流動負債3億5,262万4,000円に対し、流動資産10億130万9,000円で、6億4,868万5,000円の資金剰余となっており、そのため、資金不足比率の算定結果はそれぞれバー表記といたしております。なお、水道事業会計、下水道事業会計ともに、本市に適用されます基準は、経営健全化基準が20.0%となっております。

令和2年度決算に基づき算出した各比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準未滿となりました。

以上、報告第10号、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件の内容説明とさせていただきます。

○南野直司議長 報告が終わり、質疑があればお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程3、議案第60号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 議案第60号、工事請負契約締結の件につきまして、その内容をご説

明いたします。

なお、詳細につきましては、議案参考資料3ページから10ページをご参照ください。

本議案は、摂津市立子育て総合支援センター大規模改修工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、摂津市立子育て総合支援センター大規模改修工事でございます。

契約の方法は事後審査型制限付一般競争入札で、契約金額は1億3,223万1,000円でございます。

契約の相手方は、協同建設株式会社でございます。住所は、摂津市千里丘東三丁目7番27号、代表者は、代表取締役、北本和志でございます。

工事の内容につきましては、建築工事一式でございます。建築工事一式につきましては、外壁改修、防水改修、外部改修、内装改修、電気設備改修及び機械設備改修でございます。

以上、議案第60号、工事請負契約締結の内容説明とさせていただきます。

○南野直司議長 説明が終わり、質疑に入ります。弘議員。

○弘豊議員 おはようございます。

私のほうから、この工事契約に関わって、1点確認のために聞いておきたい点があるんですが、この議案については、第2回定例会の際に、補正予算で、年内にやる工事を繰越明許で次年度にまたがって行うということで提案されて可決されていると認識しています。その議論の中で、当初は、第2回定例会に上げて、契約後、夏から工事にかかっていくんだということで、園内に子どもたちが登園している間にも業者が中に入って工事をする場合があるんだ

と、やっぱりそれはちょっと新型コロナウイルス感染症の関係からしたら具合が悪いんじゃないのかということだったかと認識しております。

この10月から緊急事態宣言は解除されているわけなんですけれども、今後このまま収束していくかということを見ると、まだまだ秋冬の風邪やインフルエンザの流行期もありますし、これまでの経緯からしても、なかなか先の見通しは立ちにくいかと思うんです。

そんな中で、今回、この契約の中では、工期が来年の6月30日で切っているわけなんですけど、状況によっては、ここのところを延長することがあり得るのか、また、その工事の中で、感染拡大に関わっての配慮とか、注意点等々、そういったことも契約の中でされているのか、ちょっとこの点だけお聞きしておきたいと思います。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 この工事の発注に際しましては、第2回定例会で繰越明許をお願いいたしまして設定しております。当時の関係でいいますと、ちょうど保育所等にも新型コロナウイルス感染症が発生し、その後の第4波、第5波という形の中で対応状況を見守ってきました。改めて発注させていただく中で、業者には、動線をしっかり分けて、また、建設業関係の新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと確認して施工していただくこととなります。

工事業者のほうにつきましては、まず工事に入るときの従業員等の検温とか、そういった管理も確実にやり、一部室内換気等のやり替えもございます。そういったときについては、園児については確実にその部屋の出入りはさせないで、別の場所を用意して工事を施工する形で進めてまいりま

す。

今後、何らかの形で新型コロナウイルス感染症の影響で支障が出るにつましましては、また改めて早い段階で議会のほうに提案させていただくことになろうかとは思いますが、確実に工事のほうは、業者とも、また保護者とも打ち合わせをして進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 この子育て総合支援センターの大規模改修工事自体は、やっぱり必要な工事だと思っていますし、いつまでも先延ばししていいというわけではないですから、やっぱり何らかの対応を取って進めていくということになります。部長のほうからも説明があったように、対策も業者のほうともいろいろと確認もしているんだということでもあります。新型コロナウイルスの感染状況の悪化が見られたときに、子どもの安全、そこをやっぱり最優先に考えていくということ、子どもたちの通う児童施設なんかでも、クラスターがこの間、第4波、第5波で先ほど言われたみたいに発生している中では、やっぱり公立の施設でそうならないために、しっかりとそれは対応を取っていただきたいと思います。その上で、令和4年6月30日に期限を切っているからここまでやってしまおうんだというのではない柔軟な対応も含めて、しっかりと取り組んでいただけたらと思います。

以上、意見だけしておきます。

○南野直司議長 ほか、ないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第60号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程4、議案第61号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 議案第61号、工事請負契約締結の件につきまして、その内容をご説明いたします。

なお、詳細につきましては、議案参考資料11ページから14ページをご参照ください。

本議案は、味舌ポンプ場水路系施設電気設備更新工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、味舌ポンプ場水路系施設電気設備更新工事でございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は1億4,610万3,100円でございます。

契約の相手方は、株式会社西島製作所大阪支店でございます。住所は、大阪市淀川区宮原四丁目1番14号、代表者は、支店長、田中勝彦でございます。

工事の内容につきましては、電気設備工事一式として、受変電設備、動力設備、現場操作盤設備、計装設備、監視設備の更

新、機械設備工事一式として、雨水ポンプ満水検知器の更新でございます。

以上、議案第61号、工事請負契約締結の内容説明とさせていただきます。

○南野直司議長 説明が終わり、質疑に入ります。三好義治議員。

○三好義治議員 ただいま上程されました議案第61号で、ちょっと気になる点について質疑していきたいと思いますが、まず、この味舌ポンプ場の水路系の施設の電気設備更新工事は議会議決日の翌日からとなっておりますが、工期が令和5年の3月10日までの工期と、非常に長い工期になっているのがまず1点で、これはどういう状況の中でこんなに長い工期になっているのかということを確認したいのと、その背景の中に、入札状況で、12者で指名競争入札をした中で10者が辞退されていると。今回の入札状況は、2者において落札をされた事業所につきましては、ポンプメーカーであって電気関係ではないと思うんですね。そういったことも含めながら、令和5年の3月10日までの長い工期となっている理由と、入札状況について、まずはお聞かせをいただきたいと思います。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 まず、工期の件につきましては、これは電気設備、受変電設備、それから操作盤ですね。恐らくこれは工場での製作期間が相当かかると思います。その関係もあって、機械の関係、電気の設備の製作をしてから現地に据え付けをするという工程がございますので、一定期間については長くなるのではないかと考えております。

2点目ですけれども、今回、12者を指名させていただきました。この指名と申しますのは、業者登録をいただいている

中で、電気及び機械器具設置の両方に登録している業者をピックアップいたしました。といいますのも、電気計装の関係、操作盤、これは電気工事になります。それから、ポンプの満水検知器、こちらのほうについては機械器具設置というポンプの関係になりますので、この両方に登録があるところを選定させていただきまして、コリンズといまして、公共工事の業者の実績、それから技術者の実績等々が確認できるところがございますので、そちらで確認をした実績のある業者を12者選定させていただきました。ところが、実際に入札に参加されたのは3者ということで、おっしゃったとおり、応札は2者だったんですけども、1者は入札書の金額欄に辞退ということを書かれて、結果的に10者が辞退という格好になりましたけれども、これにつきましては、辞退の理由につきまして、辞退届というものもいただいておりますし、その内容を見ていきますと、今般、豪雨関係が頻繁に起こっております。大分以前に更新をしたこういうポンプ設備であったりとか電気計装設備のほうはどれも相当古くなってきておって、どこのメーカーのほうも各市町村から相当な発注量が出ていると聞いております。その中で、この10者のうちで6者が技術者を配置できないと。我々は、配置技術者の要件としまして、主任技術者もしくは監理技術者につきましては、過去にポンプ場等々、用排水機場の中でのそういう設備の更新なりの工事に携わった方ということを要件にしておりますので、これは専門的な工事ということでそういう条件づけをさせていただいております。この時期になかなかそういう技術者を配置できるだけの余裕がないということで、6者からそういう理由がございました。あと

は、工事の内容が難しい、それから、応札コストが予定価格と合わないとか、弊社の都合ということで、これはちょっと分かりませんが、こういうことではございませんけれども、こういうことではございません。

以上でございます。

- 南野直司議長 三好義治議員。
- 三好義治議員 なかなか説明していただいているようで、よく理解できないんですけどね。これだけを見ますと、言われていませうような電気工事と計装工事の一式になっているわけですね。とりわけ見ますと、受電設備ですから、高圧と、それから動力の低圧と弱電に分かれてくると思うんです。受注しているところがポンプメーカーならば、計装工事の地下1階の部分と、それから1階の動力部分の高圧受電設備、その単独だけでも発注をしていくようなことにすれば、もう少しこの入札条件も整ってくると思うんですけど、ただ、参考資料がこれしかないので、私の質疑するのもこれぐらいしかできないんです。もっと明確に言うたら、高圧の受電設備と弱電と分割発注の考え方はなかったんですか。
- 南野直司議長 総務部長。
- 山口総務部長 これは、設計そのものが一体的なものとして、受電の部分、それから操作盤、計装設備の弱電を一体として発注するという仕様でございましたので、我々としましては、ここを分けるということについては、やはり工事の一体性に問題が出てくるのではないかとということもございましたし、設計そのものがこれは全体としての設計になっておりますので、私どもとしては、これは一括発注をしたいということで、このようにさせていただきました。
- 南野直司議長 三好義治議員。
- 三好義治議員 発注側が一体物で発注する

のかというのは決めるんですよね。そこには設計の専門家がいて、僕はこれだけ見ている、1階で動力関係は全ていけて、それから、送りの電源で計装装置というのが分かるやろなどは想像はつくんですよ。だから、より工期を短縮するなり、いかに経費削減をやっていくかという発想を今後の入札の中には入れていただきたいと思うんです。だから、我々はこれだけ見ると、本当にほかの人が聞いたとら、総務部長の答弁は全くなっていないと言って逆にお叱りを受けると思いますよ。高压受電設備と計装といったら、一体物で発注する場合がありますけど、計装装置といったら、やっぱりポンプと一体物の部分ですからね。だから、はっきり言ったら、今後、こういう入札を行う際には、より短期で、より経費削減ができるようなことを改めて検討していただくことをお願い申し上げてこの質疑は終わっておきます。

以上です。

○南野直司議長 ほか、ないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第61号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

10月13日から10月27日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後0時9分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 南野直司

摂津市議会議員 村上英明

摂津市議会議員 水谷毅

摂津市議会継続会会議録

令和3年10月28日

(第4日)

令和3年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

令和3年10月28日(木曜日)
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	森西 正
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本 崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
副 市 長	福渡 隆	教 育 長	箸尾谷知也
市 長 公 室 長	大橋徹之	総 務 部 長	山口 猛
総 務 部 理 事	辰巳裕志	生 活 環 境 部 長	松方和彦
保 健 福 祉 部 長	野村真二	保 健 福 祉 部 理 事	平井貴志
建 設 部 長	武井義孝	上 下 水 道 部 長	末永利彦
教 育 委 員 会 長	小林寿弘	教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	橋本英樹
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	池上 彰	消 防 長	明原 修

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	牛渡長子	事 務 局 次 長	大西健一
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

1,

一般質問

香川	良平	議員
森西	正	議員
光好	博幸	議員
村上	英明	議員
水谷	毅	議員
塚本	崇	議員
西谷	知美	議員
福住	礼子	議員

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前10時 開議)

○南野直司議長 おはようございます。

本日の会議を開かせていただく前に、先日、8月31日にお亡くなりになりました児童のご冥福をお祈りいたしまして、30秒間の黙祷を皆さんで捧げたいと思います。どうかその場でご起立をよろしく願います。

(黙祷)

○南野直司議長 お直りください。ご協力ありがとうございました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、森西議員及び弘議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

香川議員。

(香川良平議員 登壇)

○香川良平議員 それでは、通告順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、1点のみ、児童虐待についてでございます。

去る8月31日、児童が母親の交際相手から熱湯をかけられ殺害されるといった大変痛ましい事件が起きました。お亡くなりになりました児童のご冥福を心よりお祈り申し上げます。そして、今後二度とこのような事件が起こらないようにするためにも、庁内の組織体制の強化が急務であります。なぜ3歳のとうとい命を守れなかったのか、本市の対応が本当に適切であったのか、順を追って質問させていただきたいと思っております。

新聞報道から抜粋したものでありますが、6月2日、母親の知人が市役所に通報したとあります。児童が母親の交際相手から日常的に虐待を受けていると、このままでは児童が殺されてしまう危険があると、

一時保護などの対応を市に求めたということではありますが、まず、この通報の内容について詳しく教えてください。

1回目は以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

(橋本次世代育成部長 登壇)

○橋本次世代育成部長 虐待の通告の内容に関するご質問にお答えいたします。

虐待の通告などの内容につきましては、個人情報保護の観点から秘匿すべき情報と考えております。虐待の通告は、当該情報が公開されることを前提に通告しているものではなく、通告内容も個人情報保護の観点から秘匿すべき情報が含まれている場合がございます。現在、マスコミ等に既に報道されております内容と認識いたしております。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 それでは、2回目に行きません。2回目以降は一問一答方式にて質問したいと思います。

先ほど、次世代育成部長の答弁がありました。新聞報道等の発表どおりでおおむね間違いのないということでもあります。そう理解いたしました。個人情報保護の観点とおっしゃるのはもちろん分かります。理解もしています。ただ、これだけマスコミで報道もされていますし、皆さん周知の事実であるということも事実であります。新聞報道の内容でおおむね間違いのないことなので、このまま質問は続けさせていただきたいと思っております。

それで、6月2日、母親の知人の通告がありました。母親が交際相手と同居しているとの通報もあったはずですが。この通報に対して、家庭児童相談課ではどのような調査をしたのかというのを2回目にお聞きし

たいと思います。お願いいたします。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 交際相手につきましては、昨年にお付き合いが始まった頃に、その存在を母親からお聞きいたしました。その際、同居ではなく、週末などに一、二回程度お会いしていると聞いております。その後も、母親と面談する中で複数回確認してまいりましたが、同様の回答で、同居は否定されておりました。

母親からの聞き取りのみを信じるのではなくとのご質問でございます。家庭児童相談課といたしましては、保護者に適切な養育環境を整えていただくよう支援していくこととしており、保護者との良好な関係を構築し、保護者の相談しやすい環境をつくることが重要と考えてまいりました。保護者との会話の中で不自然な点があれば、確認作業は行っておりますが、そのようなことがない場合は、通常、確認作業を行うことはございません。本件につきまして、母親とは良好な関係が構築でき、先にご説明させていただいておりますように、交際相手の暴力についても自発的に相談をいただけるような関係にまでなっておりました。関係課との情報共有は常に行っているところで、母親の言動に不整合なところは確認できておりませんでした。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 分かりました。家庭児童相談課は、母親の聞き取りのみで同居の実態はないと判断したというご答弁でありました。一旦置いておきます。

6月2日、母親の知人が、家庭児童相談課以外の関係する様々な課にも相談に行っております。個人情報観点から聞き方が非常に難しいのですが、次世代育成部長は、関係する様々な課からどのような報告

を受けたのか、ご答弁いただきたいと思っております。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 通常、家庭児童相談課におきましては、児童虐待相談について家庭児童相談課以外が受けた場合、家庭児童相談課に話すように誘導いたします。また、お聞きした情報を家庭児童相談課と共有するか、どちらかで対応いたしております。ご質問の関係につきましても、庁内関係課から情報を収集し、併せて判断いたしております。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 部長、私が質問したのは、どのような報告を受けたのかという部分なんです。報告を受けたというのは分かっているんですけど、どのような内容か、その部分をお聞きしたいんです。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 庁内関係課でございますが、そちらから同居の事実はないとの報告を受けておりました。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 部長は、関係する様々な課から同居の事実はないという報告を受けたということであります。

お聞きしたいのが、橋本次世代育成部長に報告した関係する様々な課は、一体どのような調査をして同居の事実はないと判断したのか、ご答弁いただきたいと思っております。

○南野直司議長 暫時休憩します。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時11分 再開)

○南野直司議長 再開します。

答弁を求めます。次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 再度、私のほうから

出産育児課の同居の確認についてでございます。通常、同居の確認を我々家庭児童相談課がする場合については家庭訪問をさせていただきますが、家庭訪問というのも、保護者等の同意を得た上での自宅訪問となります。交際相手が同居人ということになれば、そのような確認をまた行ってまいるものでございます。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 部長は出産育児課のほうからそういう同居の事実はないという報告を受けたということなんですけど、担当課から答弁するのが普通かと思えますし、私が聞いている範囲では出産育児課以外の課も関係があり、私が言っているのは関係する様々な課なので、その関係する様々な課のきょういらっしやる部長に答弁していただきたいんですけども、お願いいたします。

○南野直司議長 答弁できますか。奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、私のほうから、一般的なお答えになると思いますが、答弁させていただきます。

それぞれ市民の方々が市役所に来られたときに、いろんな苦情や、あるいは相談事があります。その一番の窓口としては自治振興課等々がございます。それから、ケースによりましては、それぞれ自分に該当するような課のところに直接行かれる場合もございます。

先ほどから個人情報のことで市のほうからいろいろ答弁させていただいておりますが、個人情報については、私どもは明らかにしないということが一応前提でございます。そういう部分では、当該課と言われましても、ここの課が該当しますと言うことは、本人の個人情報に関わりますので、控

えさせていただきます。

ただ、それぞれの課が苦情を受けた場合に、その苦情をどうするんだということになりますと、それぞれ各担当課が判断いたしまして、それぞれの該当する課、あるいは係のところに直接情報を共有する、こういうことが全庁的に行われているということでございます。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 個人情報観点から担当課が答えられないというのは、ちょっと答弁になっていないのかと思いますね。

私が聞きたいのは、その担当課を特定したいとか、そういう意味で言っているわけではないんです。関係する様々な課に同居の事実があると母親の知人が通告してくれたわけなんです。それであるならば、同居の事実があるのかないのか、やっぱり市はちゃんと調査する義務があります。同居の事実はないと橋本部長に報告したと聞きましたので、どのような調査をして同居の事実がないと判断したのか、担当からご答弁いただけますか。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 香川議員から虐待についての質問です。私のほうからお答えをいたします。

同居の事実をどうして把握したんやということをお問いいになっているわけですけども、はっきりと言って、摂津市にそれぞれ4万世帯ぐらいありますね。一般的には、ご夫婦がおられる場合、同居ということになります。いろんな事情の家庭がおありでありますので、それを一つ一つ把握をすることができない。何回も出ていますけれども、個人情報とか人権の問題、またプライバシー、いろいろ難しい問題がありますので、私も記者会見のときも具体的な話

はできなかつたんですけれども、それぞれの課がそれぞれの分野で、そのご家庭の事情等々をしっかりと把握して、いろんな制度の適用等々を決めていくわけです。

このご家庭につきましては、泉南市から引き継ぎを受けたときから、いろんな課題があるということで引き継ぎを受け、そして、以来、今日に至っているわけですが、それだけに慎重に丁寧にいろいろと接触をしてきたことは事実であります。何度も言っておりますけれども、ほかには今まで例がないんですけれども、直接、間接、延べ91回にわたる面談、聞き取り等々、いろんな形でそれぞれの部署が接触をしてまいりました。そして、ご家庭の事情をできるだけ把握して、できるだけ改善に向けてということで取り組んできたと報告を受けております。この中で、それぞれの分野での経験を生かして、同居の事実がないと私は報告を受けたところでございます。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 分かりました。

一般論でお聞きしたいと思います。それであるならば答えられると思いますので。

一般論です。生活保護受給者の母子家庭で母親と子どもだけであった場合、生活保護を受給されている方に付き合っている方ができて、男の人と同居をしました。そうなった場合、いろいろ変わってくる部分があると思うんですね。そうなった場合、同居と認める基準というのはどのような基準なのか、そういう通報があった場合、どのような調査をするのか、担当部長のほうからお聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○野村保健福祉部長 一般論で生活保護に関してのご質問でございます。

生活保護の制度上の原則的な対応といたしましては、世帯構成に変動があった場合については、まず、原則的には本人から申し出をいただく義務があるということです。ただ、そこで市民の方から同居という情報提供があった場合については、個人情報の保護というところが第一優先されるわけですが、そういう当事者がいるかどうかというのも特定は難しいところがあります。一般的にそんな場合にどう調査をするかということでございますけれども、被保護者に対して家庭訪問等を行いながら、その事実確認を行っていくということでございます。実態が確認できなかった場合でも調査を続けていくという形になるかと思っております。

以上です。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 一般論ということでお答えいただきました。そういう同居の事実があるという通報があった場合、家庭訪問を必ずするというところであります。それで、そういう話を進めていく中で、同居と認める基準というのは、例えば週何日以上一緒に住んでいたらとか、例えばの話、週末、土日だけ一緒に住んでいるとか、そんなんでも同居になるのか、これを確認で聞きたいと思っております。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○野村保健福祉部長 同居の基準というところは、非常に難しいところが正直あるかと思っております。先ほどの答弁の中でもお答えさせていただきましたが、基本的には生計の同一性というところが考えられるのかと思っておりますが、ここは正直ケース・バイ・ケースになるかと思っております。

以上です。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 分かりました。

次に行きます。家庭児童相談課ですね。

これも母親の知人から通報があった件なんですけど、押し入れに母親の交際相手の荷物があるということで、家庭児童相談課や関係する様々な課の職員が家庭訪問するときというのは、事前に電話しますよね。今から家に行っていていいですかという電話をすと思うんですけど、その電話があったら母親の交際相手は家を出ていくということらしいんですね。同居がばれたら困るというのを本人も分かっているからそういう行動を行っているということだと思うんですけど、担当課の家庭児童相談課にも、関係する様々な課にも、そういう情報というのは通報しているんです。ここまでの情報をもらっておきながら、なぜ同居の事実は知らなかった、認められなかったと言えるのか、私はちょっと不思議に思うんですね。母親の交際相手が逮捕されてから、新聞記者が取材とかをして調べていますね。すぐに同居の事実というのは分かっているわけなんですよ。何で記者が調べてすぐ分かるものを担当課が分からないのか。ろくに調査していないと思われても仕方ないと私は思います。これだけの情報を得ながら、なぜ同居の事实在分からなかったのか、橋本部長、もう1回答弁をもらいます。お願いします。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 こちらの家庭への対応でございます。6月2日の通告を受けまして、まず、私どもとしては、子どもの安全確認を優先的に行いました。その上で、子どもの母に家庭訪問の訪問日の日程の調整を開始いたしました。日程調整に時間がかかり、母親が登庁されたときに確認する形で、その後、子どもの安全確認をしながら

から見守った状況でございます。また、併せまして、私どもは通報の内容等も記録させていただいております。確かに交際相手同居しているというか、居着いているという内容もございましたけれども、先ほど来説明させていただいております母親からの聞き取り内容、母親との関係性も含めて、同居でないという認識の下、対応してまいりました。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 分かりました。

市長にお聞きしたいんですけども、先日、市長は、同居の事実を知ったのは6月とおっしゃってございました。市長が6月に知っていたということやったら、同居の事実を把握してから、どういう指示を出して、どういう対応を行ったのか、お答えいただきたいと思います。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 私がこの事件といいますか、出来事を知ったのは、これは8月31日に起こっているんですね。その翌日に私は知りました。それまでこのこと自体分かりませんでした。それで、すぐ公表すべきだったかどうかはいろいろ考えました。でも、警察事案といいますか、捜査過程にある場合は勝手に流すことができないわけでありまして、でも、必要最小限度になりますけれども、正副議長のところだけはまずお知らせしておくということで、9月2日にお知らせしたと思います。それ以降は、捜査の経過の中で公表をマスコミにされたと思いますが、そういうことで、私が同居とか云々を知るよしがいいわけですね。だから、私が記者会見で同居の事実を把握していると言った、その辺のことは私は記憶がないので、何か間違いじゃないですか。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 市長、記者会見ではなくて、先日の報告を受けた際、うちの会派の三好俊範議員が質問したときに、同居の事実を知ったのはたしか6月やったかなと、お隣に座っていた橋本部長に確認をしました。私ははっきり聞いているので、あれっと思ったんですけどね。言い間違えですかね。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 それでしたら、僕は8月31日までこの事実は知らなかったんですから、こんなことを言ったらご家族の皆さんに大変失礼なことになりますけれども、そこにお住まいになっていること自体分らないですから、同居云々を言った覚えはないと思いますが、ただ、ご指摘のあったように、言い間違えになっていたのであれば、それは訂正をしたいと思います。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 分かりました。議事録もないでしょうし、言い間違えということであつたら仕方ないですね。

ちょっと1回戻ります。家庭児童相談課です。これだけの資料をもらっておりながら何で同居の事実が分からなかったのかとさっき質問したんですけど、聞き漏らしておったので、もう1回答弁してもらっていますか。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 こちらの家庭につきましては、母親との関係を含め、その後も同居の事実について複数回確認しております。そのときに、週末一、二回来るというお話を母親から聞いており、これまでの母親との関係も含め、母親のおっしゃることを基に見守りを続けてきたものでございます。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 母親から聞き取り等を行っていたということ、このときに家庭訪問はしたんですかね。確認です。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 6月2日の通報を受けて、市といたしましては、子どもの安全を確認した上で母親のほうに訪問日の日程調整を行いました。ただ、日程調整に時間がかかり、お母さんが登庁された日に通報の内容の確認をし、家庭訪問は行っておりません。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 分かりました。日程調整の都合がつかなかったから家庭訪問はしなかったということ、家庭訪問もしていないのに同居の実態がないと判断をしたという認識でいます。これは合っているんですかね。同居の実態がないと断定していいんですかね。ちょっと疑問に思うんですけども、同居はしていないと判断した根拠というのを教えていただきたいです。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 家庭児童相談課としての同居でないという判断の根拠につきましては、母親からの説明を受けて、また、数回にわたる確認でそのような説明がなかった上での対応でございました。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 これはマニュアル的、基準的に合っているんですかね。同居の実態を把握するのに家庭訪問はしなくていいという、そんな認識で合っていますか。

○南野直司議長 暫時休憩します。

(午前10時31分 休憩)

(午前10時32分 再開)

○南野直司議長 再開します。

答弁を求めます。次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 児童虐待に関しまして、子ども虐待対応の手引き、これは厚生労働省から出されている分でございます。その中におきましても、同居について、具体的状況を把握するように努める必要があるという表現の記載がございます。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 分かりました。もう同居は結構です。

6月2日の通報に戻ります。児童が母親の交際相手から日常的に虐待を受けていて、このままでは児童が殺されてしまう危険があると、一時保護などの対応を市に求めました。この通報に対して担当課はどのような対応をしましたか。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 6月2日の通報を受けまして、まず、私どもとしましては、子どもの安全を確認し、その上で、このような通報を受けた場合は、吹田子ども家庭センター等、関係機関で構成します要保護児童対策地域協議会における新規受理会議に諮ります。新規受理会議においては、そのまま通報内容、そのままといっても全文ではございませんけれども、通報内容を共有し、その危険度を確認しての対応といたしますが、摂津市、子ども家庭センターにおきましては、引き続き見守りを継続するという方針をそこで決定しております。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 部長、さっき、要保護児童対策地域協議会に報告したときに、そのままとは違うというふうなことを言っておったので、これは後で聞くので、僕もパニックになるのでちょっと戻りますね。

母親の知人から、部屋の壁に穴が空いている、そういう情報も寄せられているんです。これは、母親の交際相手がおもちゃを

投げて壁に穴が空いたということらしいです。おもちゃを投げて壁に穴が空くというのは、よっぽど強い力で投げたと思うんですね。当たったのがたまたま壁やったからよかったものの、これが子どもに当たったら大けがすることが予想できます。私は、これも虐待であると考えます。担当課は、さっき家庭訪問していないということやったので、何で家庭訪問して部屋の確認をしなかったのかというのがちょっと疑問なので、そこを聞かせてください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 先ほど来、説明させていただいています。家庭児童相談課といたしましても、家庭訪問することで母親とも日程調整には入りました。ただ、6月2日の通報内容を、通告者を特定せずその状況を確認する、これは通告の対応の基本でございます。その中で、母親と接して確認いたしました。一定、この通報の前に、5月に母親から相談がございました。交際相手が子どもをたたいたという通報もございました。そのときの通報後、我々としては、母親と交際相手にもお会いして、今後、子どもをたたかないということの約束をされたのを受けて、6月以降、引き続き子どもを見守る形で支援を続けてきた経過でございます。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 これね、いつでしたっけ。

5月6日ですか、交際相手が児童の頬をたたいたと。それまでもいろんなけがの報告とかがありながら、6月2日に母親の知人から、このままじゃ殺されるとまで、具体的に同居人の荷物があるとか、壁に穴が空いているとか、具体例も示しているのに、何で家に行かんかったのか。日程調整ができなかったというのは、僕は言い訳で

しかないと思っていて、日程調整なしで訪問することもできると思うんですよね。これは果たしてちゃんと仕事としてできているのかというのを疑問に思います。

次の質問に行くんですけれども、6月2日に、母親の交際相手から日常的に虐待を受けていると、このままでは児童が殺されてしまう危険があると、一時保護などの対応を市に求める通報を受けました。それで、これは私が報告を受けている分ですと確認したいんですけれども、6月2日にこのままでは殺される危険性ありと通告があって、それで、この報告ベースでは、その日のうちにどう対応するかという方針が決まっているんですよね。世帯については子育て相談を通して支援していく方針としたという報告を私は受けているんです。通報があってから、どういう順番で報告が上がって、誰が決裁してこういう方針になったのか、詳しく教えてください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 まず、6月2日におきまして通報を受け、子どもの速やかな安全確認、こちらにつきましては、保育所に連絡し、登園していることを確認いたしました。その後、家庭児童相談課内におきまして、一定課内で職員が協議し、通告の処理を課長まで上げる対応をいたしました。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 分かりました。ちょっとびっくりする感じなんですけどね。6月2日にこんなにすごい通報があって、保育所に電話して、課内で協議して、課長で止まっているんですよね。これは部長は知らなかったということでもいいんですか。平時の対応というのもこれでいいという理解なんですかね。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 児童虐待におけます事務処理におきまして、一定庁内の確認としましては、課内決裁で事務処理を進めるという対応でございます。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。分かりました。平時からの対応はそういうことであるということです。これは条例やいろいろあると思いますが、これもマニュアルどおりということでもいいんですかね。マニュアルがあればご紹介していただきたいと思います。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 課内決裁等の部分につきましては、事務処理規程等に基づいた対応をさせていただきます。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 理解しました。これはちょっと問題であると思います。母親の知人から寄せられた情報というのは、めちゃくちゃ有力な情報で、ほんまに急を要する通告やったと思うんです。こんな有力な情報ももらっておきながら、保育所に電話して、課内でどうするかと考えて、これは今までどおりでいこうという決裁を下ろしたという答弁やったんですけど、これは僕は絶対間違っていると思います。これははっきり言っておきます。

児童虐待防止等に関する法律で、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は速やかに通報しなければならないとなっているんですね。つまり、市民は通報義務があるということなんです。これは、本当に第三者の母親の知人が子どもを何とか救おうと思って情報提供してくれたにもかかわらず、平時と同じ対応をしていたというのは残念でありますし、ちょっと憤りを感じます。

逆に聞きたいんですけど、どんな内容の通報やったら、これは急がなあかんと対応を変えてちゃんと動いていたんですかね。それを教えてほしいです。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 通報には、相談的な通報もあれば、情報提供の通報もございます。その中で、やはり泣き声がするという通報もよくございます。そういった場合については、その場所を特定し、その状況を確認するわけです。これはまさしく現場での緊急対応になるかと思えます。

それと、今回、しっかり関係者が思いを持って通報されているわけですが、私どもといたしましても、先ほど来のとおり、子どもの安全を確認し、また、引き続き、要保護児童対策地域協議会における子ども家庭センター、児童虐待におきましては子ども家庭センターと市とで二元的な役割は取りますけれども、その中において、通報内容等もお知らせし、危険度の判定をアセスメントしての対応で、6月に母親と6回、子どもには3回お会いする中で継続した見守りをしてきたところでございます。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 部長、僕は全部聞こえなかったんですけど、泣き声がする場合というのは現場で確認すると。今回、泣き声という情報提供がなかったから現場確認しなかったんですかね。何かもう言い訳にしか聞こえなくて、今回の壁に物を投げて穴が空いているであったり、同居している、しかも同居の事実を隠そうとしているであったり、度重なるけがの報告であったり、これは、今回、緊急を要するものじゃないと判断して現場確認しなかったんですよね。ちょっとそのことだけ最後に聞きたいで

す。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 この通報を受けまして、後日確認しております要保護児童対策地域協議会の会議におきましても、これまでの継続的な見守り、一時保護につきましては児童相談所でございますけれども、児童相談所との協議の中でも、引き続き摂津市における見守りを継続という方針で対応いたしてまいりました。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 分かりました。もう次に行きますね。

次に、新聞報道について質問したいと思います。

10月14日の毎日新聞についてです。一読します。「市によると、児童が通う保育園は、事件2か月半前の6月15日、『5月中旬に児童の左耳辺りにあざがあった。母親は、いつあざができたか分からないと言っている』と市に報告した。しかし、市は、児童の母親に聞き取り調査をせず、児童の傷の状況や様子を直接確認することもしていなかった。7月中旬には、一時保護の権限を持つ児童相談所の大阪府吹田子ども家庭センターと会議を開いたが、児童相談所の担当者は、『会議で記録として共有されていない。左耳のあざ情報は今回初めて知った』と語った。ただ、市側は、情報を児童相談所に報告したと主張。調査しなかった理由については、記録がないので分からないと説明している」となっています。この報道は事実ですか。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 左耳のあざの件でございます。左耳のあざにつきましては、5月11日の保育園の登園時に確認されたものですが、この報告を受けましたのは6月

15日、保育所におきましてはモニタリングをしていただいております、その観察記録として報告を後日受けた形です。ただ、この報告書につきましては、その後開かれます子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会の進行管理会議におきまして、モニタリングの書類も同時に提出させていただいておりますので、情報共有は非常に難しいですけれども、一定報告の形ではその場へ上げていたという市の認識でございます。

- 南野直司議長 香川議員。
- 香川良平議員 会議の場へ上げているから、誤報ということよろしいんですね。であるならば、この書き方やったら、市は会議の場で記録として出した、向こう側は出ていないと。市にどうということやと聞いたら、記録がないので分からないと。これはむちゃくちゃなことを言っているわけなんです。この報道は、普通の人はこれを事実やと思うので、これが間違っているのであれば訂正したほうがいいんですけど、全部間違っているという理解でいいんですか。
- 南野直司議長 次世代育成部長。
- 橋本次世代育成部長 会議の共有というところに関しては、この間、我々の説明不足もあったのかもしれませんが、我々はそのように説明してまいったところです。
- 南野直司議長 香川議員。
- 香川良平議員 ちょっと分かりません。分かりやすくもう1回説明してください。資料を出したと言ってくれたらいいじゃないですか。これは間違っているよと、そういうふうに言ってくださいよ。
- 南野直司議長 次世代育成部長。
- 橋本次世代育成部長 報道対応した職員の確認は取れておりませんが、調査しなかつ

た理由につきましては、先ほど来のおおりの、5月11日の保育所での観察記録で、後日の報告だったので6月15日において調査しなかったという内容で説明したものと見ております。（「議事進行」と香川良平議員呼ぶ）

- 南野直司議長 香川議員。
- 香川良平議員 部長、この6月15日のことは分かっています。僕は理解しているんですけど、児童相談所の会議の場で記録として共有されていないと向こうは言っているんですね。市は、資料はちゃんと提供して共有していると。それはかみ合っていないわけなんですね。ここの部分は、この新聞を見た人は摂津市ってこんないいかげんなんやと思われま。これは市の名誉に関わることで、ちゃんと資料として児童相談所のほうへ提供したんやったら、そういうふうに言ってくださいよ。提供したんでしょう。
- 南野直司議長 次世代育成部長。
- 橋本次世代育成部長 情報共有に関して、要保護児童対策地域協議会の進行管理会議の場におきまして情報提供は市からしております。
- 南野直司議長 香川議員。
- 香川良平議員 分かりました。じゃ、この記事は間違っているということで理解しました。
次に聞きたいのが、報告があった分で、6月18日に要保護児童対策地域協議会の会議がありました。そのときに6月2日の通告の情報を共有したと私は報告を受けています。要保護児童対策地域協議会の会議の場でどんな報告を上げたのかというのを教えてください。というのは、ありのままの情報を伝えておれば、この案件はやばいぞ、緊急を要するぞ、もっと調査しなさい

となると思うんですね。だから、要保護児童対策地域協議会の会議の場でどんな伝え方をしたのかというのを教えてください。これは、部長はさっきの答弁でありのままではないみたいなことを言っておったので、どんな伝え方をしたのか詳しく教えてください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 要保護児童対策地域協議会の新規受理会議は毎月1回行っておりまして、それまでの1か月間の通告を受けた分を全て要保護児童対策地域協議会の会議に報告させていただきます。その報告のスタイル、内容につきましては、通告内容の「このままでは殺されてしまう」というところを含めて、文字数にも若干制限はありますけれども、そこを中心に一覧表の中に書き込んで提出しております。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 分かりました。ほぼほぼそのとおりと。文字数制限があるとおっしゃって、私は初耳で、そこは文字数制限を設けるのもどうかと思うんですけどね。

ちょっと確認の意味で、めちゃくちゃ気になるので、6月18日に行われた要保護児童対策地域協議会の会議の議事録を見たいんですけど、部長、議事録をお持ちですよ。資料請求したいんですけど、議長、できますかね。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 要保護児童対策地域協議会の会議におきましては、虐待の重症度のアセスメントも行い、どこが支援するか、そういったことも確認してまいります。その確認結果としての会議の記録になるものです。要保護児童対策地域協議会に出しております資料におきましては、個人情報の保護の観点もございます。その中で

の対応になります。資料請求についてはできますが、個人情報等における対応もしての資料提供になります。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。議長のほうでお取り計らいしていただけるということですかね。

○南野直司議長 はい、後で確認します。香川議員。

○香川良平議員 すいません、よろしく願いいたします。

次に行かせてもらいます。

家庭児童相談課の組織体制についてちょっとお聞きしたいんですが、家庭児童相談課は何人体制で業務を行っているのか、お答えください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 家庭児童相談課の職員につきましては、12名体制でございます。そのうち、今回、児童虐待に携わる者は5名でございます。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 児童虐待に対応できる職員が5名だけということでありまして。それぞれの虐待対応に従事した経験年数というのを教えていただきたいと思っております。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 現在配属されております5人の経験年数でございますが、正規職員3名は2年から3年でございます。あと、会計年度任用職員は6年目と1年目でございます。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。6年目の方が一人、1年目が一人、2年から3年の方が3名ということですね。5人中4人が3年以下の経験ということで、この虐待案件というのは専門性が求められます

し、経験も必要だと私は聞いております。私の主観なんですけど、全体的に経験が浅い職員で固まっているのかと感じるんですけど、これは果たして妥当なのかというのを聞きたいです。近隣他市の状況などを教えていただけますか。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 今、我々の手元資料で、近隣他市の経験年数に至る資料まではちょっと持ち合わせておりません。ただ、児童虐待に携わる職員につきましては、配属されましたら、やはり必要な研修はしっかり受けて対応できるように、これは子ども家庭センター、すなわち児童相談所とも連携した研修制度がしっかり運用されておりますので、そういったところを通じて、日夜、児童虐待に対応できるように研鑽を積んでおります。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 資料はないということですが。どうかと思うんですけど、これだけ世間を騒がせている事件で、定例会があって、一般質問をする方が多分七、八名いらっしゃると思うんですけど、全てのあらゆる資料を持っていてしかるべきだと、これだけは言うておきます。

職員に経験を積ませるには人事異動の配慮が必要になってくると私は考えます。従来どおりの人事異動を行えば、仕事を覚えて、さあ、これからという頃に異動になってしまうというのをよく聞きます。その辺の配慮が必要と考えますが、市長、答弁をいただきたいです。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 人事異動のお話でございますけれども、オール摂津でいろんな部署があるわけでございます。それを限られた職員で回すわけでありますから、特定の職員をそ

こにずっと張りつけるということは不可能であると。でありますから、非正規等々、専門的な知識を持っておられる方を採用する形を取っておったり、外部のスーパーバイザー等々をお願いをするわけでございます。やっぱり定期的に3年から5年のサイクルでうまく回って行って、みんながその仕事を覚えてくれるというか、問題意識を持ってもらうという意味でも、そこだけずっと正規の職員を張りつけるということについては考えておりません。担当の課長等々は10年選手のベテランで、非常にいろいろ承知をいたしておりますけれども、全部専門家をそこに置くということは無理です。で、そこで一番大切なのは、それこそ虐待のエキスパートといえますか、プロ集団と言ってもいいですけども、吹田市の家庭児童相談所の皆さんと定期的に情報交換、また問題を共有して、そして、いろいろご指導いただいたり、そういったことで勉強したり、また判断することになるわけでございますので、そのことが何か理由になったということでもないと思っております。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 分かりました。一旦置いて次に行きます。

人員面について聞きたいんです。現在、摂津市の家庭児童相談課では、職員一人当たり約90件の案件を抱えていると聞いております。この数字が多いのか少ないのか判断できません。近隣他市の状況などを教えてください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 職員一人当たり90件の案件につきましては、令和2年度福祉行政報告例を基に、現在、449件の件数で5人、約90人という算出をしております。

す。北摂の6市におきましても、そちらの資料を基に児童虐待の各市の職員数も確認したところ、職員一人当たりおおむね50人から80人であり、やはり本市におきましての90人は多いほうでございます。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。50人から80人で、何か摂津市は一人当たりの抱えている案件が多いというのが分かりました。じゃ、これを変えていかな駄目ですよ。こんな事件があって、改善点が見えたわけなので、変えていけないと思います。

児童相談所の職員というのは、一人当たり大体約60件の案件を抱えていると聞いているんですね。それでも多過ぎるとも言われています。何人が適正というのはちょっと分かりかねますが、せめて児童相談所と同じぐらいの割合にするべきではないかと私は考えます。今後、職員をふやす気があるのか、市長、お願いします。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 全ては、今、立ち上がっております検証部会の結果を見て、いろいろまた改善すべきはしてまいりますけれども、その結果を待つまでもなくといいますか、もう既に1名の職員の増員をいたしまして、スーパーバイザー、要するに専門的な知識をお持ちの方等々についても増員を内定しているところでございます。現状はそういうことで、60名、いや、それ以下にでもなるようにしっかりと取り組んでいくことになろうかと思っております。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 分かりました。スーパーバイザーの方が1名増員で、6名体制になるという理解でございます。449件の案件割る6で一人頭75人になるのであろうと

いう仮の計算なんですけどね。やっぱり児童相談所が抱えている案件と比べても多いですし、今回、一人のとうとい命が亡くなった事件です。本当に摂津市はこれを変えていかな駄目なんですよ。摂津市は、子育てするなら摂津市と銘打っていますよね。誰がこの現状で摂津市で子育てしようと思うんですかねという話で、ちょっと言い方は不適切かもしれないですけど、これをいい機会と捉えて、もっと積極的に増員して、児童虐待に対してウルトラCはないので、人をふやして地道な作業をして虐待を減らしていくしかないもので、この点、市長、先ほど大阪府の検証部会から下りてきたことも加味するというをおっしゃっていましたが、市長、摂津市は大阪府の子会社でも何でもないので、市長がどうしていくんだというのをまず検証が下りてくる前に考えるべきなんですよ。市長がリーダーシップを発揮してやっていかないと、もうこれは事件が起こってから2か月もたっているわけであって、一人の増員でちゃんと動いていますよというのは、市民は誰も納得しないと思います。大阪府の検証部会から下りてきたのを参考にして動くというのももちろん大事ですけど、具体的に市長は今後どうしていくのかというのを聞かせたいです。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 ご指摘の趣旨はよく理解いたします。誰でもいいわけではないです。ただ数だけをふやせばいいという問題でもないで、もちろん数も大事ですけど、やっぱり質ということで、今、職員としては一人で、スーパーバイザー的な方は、お一人はもう決まっていますが、もうお一人内定しております。やっぱりなかなかスーパーバイザー的な方はあんまりたくさんお

られないんですね。あっちこっちで全国的にこういう問題が多発しております。引く手あまたといえますか、人材難みたいなどころがあります。しかしながら、そんな中でも、やっぱりそんなことを言うてられませんので、先ほども言いましたように、大阪府で立ち上げております検証部会の結果を待つまでもなく、できるだけ速いスピードで取り組んでおりますので、そこはお任せをいただきたいと思います。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 分かりました。今後、このような悲しい事件が二度と起こらないように、市長、しっかりとリーダーシップを発揮して動いていただきますことを要望して私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○南野直司議長 香川議員の質問が終わりました。

次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 おはようございます。

改選前の議長退任に当たり、ご挨拶する機会がありませんでしたので、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症によりまして、今までの生活が一変をいたしました。公務で議長として市民の皆さんに顔を出させていただく機会もごく僅かでありました。今までの議長と違う議長職務であったと思います。緊急事態宣言が10月1日に解除となって、およそ11か月ぶりの10月25日に、府内全域で飲食店の時短要請が全面解除となりました。新型コロナウイルスの感染拡大が収束したとしても、以前と同じ生活に戻れるのか、また、財政問題も今後懸念をされます。今回、一般質問で多くの議員が質問をし、新型コロナウイル

ス感染症以外の課題や問題は山積みでありますけれども、一議員として摂津市発展のために頑張りますので、どうぞよろしくお願いをいたしまして一般質問をさせていただきます。2回目からは一問一答でさせていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは、3歳4か月男児死亡事件についてですけれども、8月31日、3歳4か月の男児が熱湯をかけられて死亡されました。児童のご冥福を心からお祈り申し上げます。

殺人罪で母親の交際相手が起訴されました。昨日の10月27日、男児が死亡する数か月前に顔面を殴打するなどの虐待をしたとして、暴行容疑で男児の母親が逮捕され、傷害と暴行の両容疑で母親の交際相手は再逮捕されました。大阪府警は男児が二人から日常的な虐待を受けていた可能性があるとして調べているとマスコミ報道されておりますけれども、本市における児童虐待防止はどのような体制になっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

続いて、職員のミスや不祥事が相次いだ問題についてです。

1, 500万円余りの市民税誤還付が生じ、対象市民からの返還を受けられていない案件が発生をいたしました。そしてまた、発生当時の防災管財課職員による私的な親睦会において集金された親睦会費の盗難が疑われる事案も発生いたしました。そしてさらに、マイナンバーカードが複数回にわたって亡失し、かつ職員による不適切な事後処理が疑われる案件が発生をいたしました。摂津市事務執行適正化第三者委員会に3事案について諮問をされ、計6回委員会が開催をされて、調査計画や方針等が策定をされ、関係資料の確認・精査や関係

職員のヒアリング等を通じて各事案の検討が行われ、令和3年3月30日に答申を受けられましたが、市の受け止め方についてお聞きをします。

続いて、鳥飼まちづくりグランドデザインについてですけれども、以前から質問をしておりますけれども、グランドデザイン策定の進捗状況と今後の進め方についてお聞きをします。

続いて、空き家対策について質問をします。

これも以前から質問をしておりますけれども、空き家対策の取り組みの現状についてお聞きをしたいと思います。

1回目、以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

(橋本次世代育成部長 登壇)

○橋本次世代育成部長 児童虐待に対する市の体制についてのご質問にお答えいたします。

児童虐待の通告受理機関は、児童虐待防止法におきまして、児童相談所及び市町村とされており、本市の相談窓口として家庭児童相談課が担当いたします。市町村での主な業務内容は、通告への対応のほか、発生予防、未然防止、比較的軽微なケースの子育て支援サービス等の活用などで、一時保護や立入調査の権限がある子ども家庭センターとは役割分担や連携をしながら対応をしております。

虐待防止は、単独の課や係だけで対応することは困難なことから、本市では、子どもに関わる市関係課、庁外関係機関など20の機関で構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、相談、通告案件の共有、支援方針等の確認を行っております。そして、市が主担となる案件につきましては、

関係各課と連携して見守りをし、家庭訪問や来庁された際などの機会を捉えて面談を行うなど、家庭の支援や見守りを行ってまいります。

○南野直司議長 市長公室長。

(大橋市長公室長 登壇)

○大橋市長公室長 第三者委員会答申の市の受け止めについてのご質問にお答えいたします。

ご質問にございましたとおり、一昨年から不適正事務や不祥事が相次ぎ、外部有識者から成る第三者委員会を設置するに至りました。同委員会では、詳細な調査やヒアリング等を行っていただき、報告書をまとめていただいたと考えております。報告書においては様々な厳しいご指摘をいただいております。全ての職員が同じような事案を再び発生させてはならないとの認識を強く持たなければならぬと考えております。第三者委員会による指摘事項は、本市の組織風土や文化といったこともあり、改善に時間がかかることも考えられますが、全ての内容を真摯に受け止め、その改善に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、グランドデザイン策定の進捗状況と今後の進め方についてのご質問にお答えいたします。

現在、鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会において、防災、コミュニティ、道路交通のテーマごとに課題や市としての基本的な考え方をお示しし、議論をいただいております。

これまで4回開催しており、第1回、第2回では、防災をテーマに、水害リスクの高い鳥飼地域の地形的特徴とともに、水害時の被災者数と避難所の関係や高台まちづくりの必要性についてお示しし、ご意見をいただいております。その内容について

は、7月30日に総務建設常任委員協議会を開催いただき、ご説明をさせていただいたところでございます。

第3回、第4回では、コミュニティについて、鳥飼地域のエリア設定の考え方とコミュニティ施策の在り方について、さらには、道路交通については、人の移動実態や主要幹線道路の状況及び今後の検討の方向性をそれぞれお示しし、ご意見をいただいたところでございます。これらの内容につきましても、10月20日に総務建設常任委員協議会を開催いただき、ご説明させていただいたところでございます。

今後につきましては、第5回、第6回において、少子高齢化をテーマに義務教育関連等について、そして、にぎわいの観点についてもご議論いただきたいと考えており、その後、全体の総括的な議論を想定しております。

○南野直司議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 空き家対策の取り組みの現状についてのご質問にお答えいたします。

国において、平成27年5月に空家等対策特別措置法が施行されたことを受け、本市では平成31年3月に空家等対策計画を策定しました。当初、要注意とされた10軒の空き家等の改善に取り組み、昨年度からは通行や隣地への危険性が高い2軒を追加し、計12軒を重点的に改善に取り組んでまいりました。これまで、所有者に改善を求める文書送付等を粘り強く行ってきまして、今年9月末の時点で、5軒について、外壁モルタル、壁モルタル剥離や植栽繁茂などにおいて改善が見られました。また、特に管理不十分で倒壊のおそれのある1軒につきましては、令和2年2月、特定空き家等に認定し、空家等対策の

推進に関する特別措置法に基づく指導を行ってきまして、昨日までに所有者により除却され、空き家状況の解消を確認しましたところでは。

なお、屋根瓦の落下のおそれ等による危険がある1軒につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法12条により適正管理の助言を行ってまいりましたが、いまだに改善が見られないため、特定空き家等の認定を行い、指導を強めました。その他の空き家等につきましては、引き続き定期的な現地確認により経過観察をしており、現在は市内で6軒を重点的に取り組んでおります。対応が必要な箇所の写真などを添えて所有者等へ文書を送付することにより改善されることも多く見られますが、文書送付後も連絡がなく、一定期間を経過したものにつきましては、現地を確認し、改善が図られていない空き家等に対して再度文書を送付するなど、粘り強く所有者に対し適正管理を求め、取り組んでいるところであります。

また、不動産事業者紹介制度の取り組みも進めております。空き家の利活用の相談先として、市が仲介役となり、所有者と民間不動産事業者をつなぎ、所有者等の空き家の有効利用・活用を図ることで空き家の解消をするものです。令和2年4月に民間不動産事業者団体の2協会と連携協定を締結いたしました。この制度により、今年7月に売買契約が成立し、1軒の空き家の改善が図られました。今後も空き家等の早期解消を目指し取り組んでまいります。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、2回目、質問させていただきます。

3歳4か月男児死亡事案についてですが、再発防止に向けた対応方法につい

て、今後再発しないためにお聞きをしたい
と思います。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 現在、庁内におきま
して、虐待ネットワークの会議におきま
して、今の家庭児童相談課の体制等につ
いて点検、振り返りを行っております。そ
の中で、体制といたしましては、先ほど
市長が答弁しました専門職、公認心理師
でございますが、現在、1名の増員を行
い、体制の補強を行っております。また、
今後、いろいろな困難事例等もございま
す。そういった内容をしっかり点検して
いくのに、外部からの有識者によるス
ーパーバイザーを確保し、多角的、専
門的な視点でそれぞれのケースを確認
していただき、再発防止の一助として
まいりたいと考えております。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 マスコミの報道等により、
福祉に係っていたかということを知り
たいと思います。そして、香川議員が
家庭児童相談課の部分に関しては質
問をされていましたが、母親の知
人は保健福祉部のほうにも相談に
行かれていますということでありま
す。ほんでまた、保健福祉部のほう
が詳しく相談されていると聞いてい
ますので、保健福祉部の対応はど
うであったのか、そしてまた、保
健福祉部のほうから他課への連携、
連絡はどうだったのかということ
をお聞きしたいと思います。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○野村保健福祉部長 お答えします。

市民の方からいただきました情報提供
についてでございますが、特定の個人
に関する内容にもなりますので、個人
情報保護の観点からのご答弁は差し
控えさせていただきます。

次に、提供された情報が共有されてい

たかどうかということでございます。一
般論ではございますけれども、虐待に
限らず、市民の方々から情報提供を
いただく場合には、想定される場合
として、直接担当課にお越しいただ
く場合であったり、また、それ以外
の課にお越しいただく場合等もござ
います。いずれの場合におきましても、
担当課へ連絡するか、案内するかな
どの対応を行っているところでござ
います。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 答弁は個人情報の観点
で難しいということですが、もう一
度改めて、保健福祉部の対応につ
いて答えられるかどうか、お答え
いただきたいと思っております。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○野村保健福祉部長 繰り返しの答
弁になりますが、やはり特定の個人
に関する情報については、申し訳
ございませんが答弁のほうは差し
控えさせていただきます。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 そしたら、個人情報
で答弁は難しいということですから、
これ以上具体的な保健福祉部の
対応のことを聞いても答弁は返
ってこないということになります
から、意見だけ述べさせていただきます
けれども、事件が起こるまで、私
も近いところにながら虐待に関
して全く情報がありませんでした。
議員の中でも誰一人、この件
に関して事件が起こるまでは知
らなかったんです。相談を議員
として受けていなかったこと
自身が無念であって、議員とし
ては本当に情けない限りであり
ます。なぜ児童の命を助ける
ことができなかったのか、なぜ
市は母親の友人からの殺される
という声に動かなかったのか、
それが動けなかったのか。本
市の家庭児童相談課のホーム
ページで、虐待かなと思ったら迷
わず相談して

くださいとなっております。今回、知人が虐待の相談をしたら、助けることができなかった、守れなかったというのが結果です。

市長は、9月28日の記者会見で、男児の命を救えなかったことを重く受け止めている、男児の一時保護を含めて担当してくれと児童相談所にもっと強く言えなかったかという思いはあると説明をされております。大阪府に設置される検証部会に協力するとともに、市も対応の是非について内部で調査する考えを明らかにされておりますけれども、大阪府の児童虐待事例等点検・検証専門部会は、市や府、児童相談所の対応を検証する大阪府の有識者部会として、10月6日に初会合が開かれましたと。虐待が疑われる情報がありながら、市が踏み込んだ対応を取らなかったことについて、部会長は、市の判断が甘かったのではないかというのが委員の共通した意見であったと。市長のコメントどおりに、本市の対応の是非について、これは内部で速やかに調査をしていただきたいと強く要望したいと思えますし、そして、適切な虐待対応ができるように、もう既に人員はプラス1名と先ほど聞きましたけれども、人員増、そして予算措置、担当者のスキルアップ、外部並びに内部の連携の強化、迅速に動く機動力、そして、今回、知人からの声がありましたけれども、外部の通報に真摯に向き合うように、これは強く強く要望したいと思います。

この件に関しては以上とします。

続いて、職員のミスや不祥事が相次いだ問題について質問させていただきます。

再発防止に向けた現在の取り組み状況や改善の取り組みについてお聞きをしたいと思います。

○南野直司議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 再発防止に向けた取り組み状況等についてのご質問にお答えいたします。

現在、コンプライアンス基本方針、職員育成行動基本計画の策定に向けて、庁内職員で組織するプロジェクトチームで検討を進めております。現段階まで7回の会議を開催し、議論を重ねており、今年度内に方針等を策定してまいりたいと考えております。このほか、11月には管理職の職員を対象としたコンプライアンス研修の実施を予定しているところでございます。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 10月13日に1,500万円の市民税誤還付の分の訴訟の判決が言い渡されましたけれども、判決の送達日から2週間以内に控訴できるとなっていますけれども、10月13日からしますと2週間ということになりますけれども、相手はどうなっているのか、その点をお聞かせいただきたいと思えます。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 それでは、税の誤還付に係る訴訟に関する控訴に関する質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、10月13日の第一審判決、これは全面勝訴であったわけでございますけれども、これを受けまして、相手方の控訴期限につきましては、10月28日、本日の午前0時ですから、もう過ぎているんですけども、その後、本市の顧問弁護士でございます宮崎綜合法律事務所のほうから大阪地方裁判所のほうに確認を行いまして、本市に報告をいただくこととなっております。これは、少し裁判所のほうでの事務の時間的なものもございまして、本日になるかどうかとい

うのはちょっと定かではございませんけれども、現時点においては報告を待っているという状況にございまして、今後、状況が分かり次第、皆様にご報告を申し上げたいと考えてございます。

以上です。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 また報告いただきたいと思えます。

市長に聞きたいんですけれども、男児の事件とか、ミス、不祥事が多発した問題で摂津市の名前が失墜して、市民の信用と信頼を落としてしまった結果になったと思うんですけれども、その点、市の信頼回復をどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 森西議員の質問にお答えをいたします。

信頼回復に関わるご質問でございますけれども、昨年度以来続きました一連の不適切な事務処理につきましては、市民の皆さんには大変ご心配をかけ、また、議会の皆さんにも大変ご心労を煩わすことになりました。私といたしましては、行政のトップとして非常に重く受け止めているところでございます。今後、誠心誠意、市民の方からの信頼回復に努めたいと考えております。第三者委員会からの答申を真摯に受け止めまして、しっかりと今後の対応に結びつけるべく、いま一度、全職員が緊張感を持って業務に取り組む必要がございます。そのため、私がリーダーシップを発揮し、改善に取り組んでまいりたいと思えます。

それから、虐待死亡事件の件についてでございますけれども、子育て支援に取り組む当市といたしましては非常に残念な結果になってしまいました。この件につきまし

ても重く受け止めているところでございます。後になりましたけれども、お亡くなりになりましたお子様のご冥福を心よりお祈り申し上げたいと存じます。ご指摘のように、このような事案を二度と起こさないため、今からでもできることは速やかに実施をしようということで、先ほど来ておりますけれども、虐待等防止ネットワーク会議に検討を指示いたしました。現在、その会議が継続中でございます。先ほども言いましたように、家庭児童相談課の職員一人増員、スーパーバイザー、このお二人の採用等々についても今進めておるところでございます。

もう一つ大切なことは、よく出てまいりますけれども、警察との情報の共有でございます。事件後、早速所轄の警察署に私は出向いて、いろいろと今後のことについても協議をしたところでございますが、今後どういうふうな共有の在り方があるのか、担当事務方同士で協議に入ることを指示したところでございます。現時点では、大阪府に設置されました社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例等点検・検証専門部会に本市としても積極的に参加、協力いたしまして、今からでもできる対応はしっかりと対応するよう検討を進めているところでございます。

なお、検証委員会の結果報告を踏まえ、そのご指摘を真摯に受け止めることは当然であります。引き続き適切に対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 二度と起こらないように、私もこれからもずっと確認をさせていただきたいと思えますので、よろしく願います。

それでは、鳥飼まちづくりグランドデザインについてですけれども、グランドデザインに位置付けた内容の具体的な現実化に向けた市の考えについてお聞きしたいと思います。

○南野直司議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 グランドデザインには、鳥飼まちづくりの将来構想を、ハード・ソフトの両面から、短期、中期、長期の期間を想定した施策等を位置付けることになると考えております。既にグランドデザインの検討段階から庁内関係課と情報共有を図っており、グランドデザインに位置付けた内容の具現化は、基本的には各所管での取り組みとなると考えておりますが、まだまだ調整等の必要な施策も想定されることから、体制の検討も含め、関係課と十分に連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、担当の福渡副市長のほうから、グランドデザインに対しての思いを存分にお聞かせいただきたいと思えます。

○南野直司議長 福渡副市長。

○福渡副市長 思いということでございますけれども、私は4月に摂津市に参りまして、車がないということもありまして、徒歩でまちの中をいろいろと見させていただいているところであります。このよそ者である福渡も、摂津市は各地区ごとに雰囲気いろいろと異なっておりまして、それぞれいいところがあるというのがだんだん分かってきたところでございます。

鳥飼のまちづくりに関してでございますけれども、鳥飼地域には、急速に進む人口減少とか、高齢化の問題とか、それから高い水害リスクとか、様々な行政課題がある

ということは非常に認識しております。しかし、鳥飼地域が鳥飼地域らしく、それから、今後も鳥飼地域であり続けるためには、やはり鳥飼地域の特徴を十分理解して、それを活用し、発展させていくということが非常に重要ではないのかと考えてございます。

こういう東京から来た福渡ですけれども、鳥飼地域について、いいと感じたことをちょっとだけ述べさせていただきますと、やはり大阪の中心地に非常に近い場所でありながら、あんまり大きな建物がないので広い空があると。それから、水路とか淀川とかの水がある、それから、田んぼとか緑がいっぱいあるということで、環境が非常にいい、そういうところがいいところかと思っております。今後、少子化が進み、それから、コロナ禍もありまして働き方が変わってくる中、今後の人の動きとかを考えますと、住環境がいいところというのが多分求められていくのではないかと考えてございます。

昨年取りまとめられましたグランドデザインの素案にありました住みやすく選ばれるまちというコンセプトでございますけれども、その一つの方向性が、こういう住みやすい特徴を生かしたところになっていくのかと考えてございます。しかし、まちづくり自体は一朝一夕でできるものではございませんので、親から子から孫、3代100年ぐらい先を見据えたぐらいの長期的な視点から考えていくことも大変重要ではないのかと考えております。将来世代に何を残し、何を形づくるのか、そして、そのために何をしなければならぬのかということ、今後、地域の方々と一緒に考えながら、それから行動していきたいと考えており、今後も精いっぱい頑張っていきたいと

考えてございます。

以上です。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、次に市長にも同じ
思いをお聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 鳥飼地域のまちづくりに関して
のご質問でございますが、私は今まで何度
も同じような話をしていると思いますけれ
ども、もともと1町3村が一緒になって三
島町が誕生いたしました。その後、摂津市
が誕生して55年を経過して今日があるわ
けでございます。まちなりわいからいい
ますと、鉄軌道等々、主要インフラとい
いますか、主要施設が北部に集中するわけ
でありまして、これはある程度やむを得ない
ことではないかと思っています。

一方、当時の安威川以南の鳥飼地域、こ
れは豊かな農村地帯であったと思います。
新幹線の鳥飼基地ができて以来、大阪府内
で最大の区画整理が鳥飼地区で行われまし
た。ということで、府内でもきっての準工
業地帯といえますか、言葉は適切でないか
も分かりませんが、住工混在地域が出現し
たわけでございます。一方で、福渡副市長
のほうからもお話がありましたけれども、
母なる川といえますか、淀川に4.2キロ
沿っておるわけでありまして、水とともに
あり、水の恵みをいただく一方で、水との
闘いの歴史でもあったと思います。そう
いうことで、水とは切っても切り離せない、
そういう地域になっておるわけございま
す。こういった特徴を生かして、今後、再
編整備といえますか、どういうふうに取り
組んでいくか、これは非常に大きくも大切
な課題になってくるのではないかと思いま
す。言いましたように、今までもそうであ
りますが、これからもやっぱり水との闘い

を避けて通ることはできないと思います。
そういうことで、これからも超一級河川淀
川をはじめ安威川等々の堤防の強化等々、
大阪府、また国等々にしっかりとその対策
を要望するとともに、市としても独自で何
ができるかを模索していきたいと思ってお
ります。

最近のハザードマップを見ますと、これ
は国が発表するハザードマップでございま
すけれども、さっき言いました広大な準工
業地帯は、もし何か災害が起こると全て水
没してしまうと、そして、水が引くまで2
週間はおかかってしまうのではないかと、そ
ういうハザードマップが発表されておると
ころでございます。そこで、淀川が氾濫し
ても沈まない河川防災ステーションの建設を
国にお願いしてきたところでございます。
この8月に、国の計画であります淀川水系
河川整備計画に、摂津市に河川防災ステー
ションを整備するとはっきりと追記するこ
とができました。これを端緒といたしまし
て、安全・安心のまちづくり、水害が発生
しても人の命だけは確実に守れる高台まち
づくりを摂津市全体として推進していくこ
とにしております。鳥飼まちづくりは、こ
の高台まちづくりの見本となればと思っ
ております。これは簡単な話ではありません
けれども、やっぱりみんなで問題意識の共
有を図ってもいきたいと思っています。

また、鳥飼地域は、一昔前の豊かであ
った農村地帯のたたずまいが残っておりま
す。先ほども福渡副市長からもそういう印
象を受けたという話がありましたけれど
も、この非常に貴重な自然遺産を生かさな
くはいけないと思います。この再構築と
いいますか、このこともしっかり視野に入
れ、そして一方で、人口減少、少子高齢化
の影響を受ける公共交通、学校施設の再編

整備等々についても解決をしていかなければなりません。今後ともしっかりと全体のバランスを見ながら、地元の皆様、関係者等との協議を重ねまして、皆さんに住んでみたいと思っただけの鳥飼地域になるよう、中長期にわたって将来に向けてしっかりと道筋をつけてまいりたいと思っと思っています。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 福渡副市長と市長の熱い思いをお聞きしました。なぜ鳥飼地域から人口が減っていくのか、住まないのか、もしくは、職員でも鳥飼地域になぜ住まないのか、選択しないのか、そういうところの観点を持って進んでいただきたいと思っします。

それでは、続いて空き家対策についてです。

空き家の実数調査と特定空き家等認定に至る経過についてお聞きをしたいと思います。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 空き家の実数調査と特定空き家等の認定に至る経過についてのご質問にお答えいたします。

空家等対策計画を作成するに当たり、平成29年度から平成30年度にかけて、国の調査基準に基づき、住宅地図と水道閉栓情報等を用いまして、空き家候補として3,270軒を抽出し、それを基に現地調査を実施いたしました。その調査により、空家等対策特別措置法に該当する空き家等は358軒あり、再度、現地で判定する2次調査を実施、要注意をA、若干の損傷をB、おおむね良好をCとして分類した結果、Aが10軒、Bが122軒、Cが147軒、除却や居住中で法対象外が79軒ありました。市においては、本市の計画に

おいて、要注意Aを重点的に取り組み、改善を図っていくものとし、対応を進めてまいりました結果、昨年度、特定空き家等に追加認定された1軒を含み、現在は計6軒の解消に向けて重点的に取り組んでいるところであります。

空家等対策特別措置法第2条第2項に規定される特定空き家等とは、そのまま放置すれば、倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等と規定されております。本市において特定空き家等と認定する際には、大阪府作成の特定空き家等ガイドラインに係る技術的助言の判定表を用いまして、現地で外観目視により判定、点数評価をし、庁内の調整会議におきまして審議した結果、特定空き家等と認定いたしております。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 長屋の空き家を何とか解消してほしいと思うんですけども、長屋における一部空き住戸と、そして、1棟全ての空き住戸との違いについてお聞かせいただきたいと思っします。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 長屋における一部空き住戸と1棟全ての空き住戸の違いについてのご質問にお答えいたします。

長屋における一部空き家は、長屋の一部のみが空き家状態になっているもので、1棟の建物の中、壁一つで隣接しているため、隣にお住まいの方に与える影響は非常に大きいものと認識しております。しかし、現行法では、長屋は連棟する全てが空

き家でなければ法の対象にならないため、行政の関与が難しく、取り組みが進まないことが課題であります。また、屋根や柱、壁などを共有する構造であり、長屋の一部を切り離す等の場合には、建物の構造上の問題と併せ、所有者間の合意形成が必要であることも課題となります。

本市といたしましては、一部空き家の長屋を含めた空き家対策を可能とする法の改正について、大阪府や大阪府市長会を通じ、平成28年より毎年、国へ継続して要望しているところでございます。これまでの経験から、行政から文書送付により何らかの改善が図られることが多いと分かっていますので、まずは所有者へ連絡をするなどの対応を引き続き行ってまいります。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 以前から言っているのは、国の法律改正を待ってられませんので、市として、まず何とか今できるところを考えていただきたいと思います。その一つとしては、前から言っていますけど、帰属を受けて、それを市のほうで解体して、将来は競売して売るといった考えとか、摂津市独自の考えをぜひとも考えていただきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。質問を終わりたいと思います。

○南野直司議長 森西議員の質問が終わりました。

次に、光好議員。

(光好博幸議員 登壇)

○光好博幸議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

一つ目に、水道管路の管理についてでございます。

去る10月3日、和歌山市の水管橋が突然崩落し、基幹管路であったことから市民

に大きな影響を与えました。本市の基幹管路は大部分が埋設されていると認識していますが、改めて、基幹管路の維持管理をどのようにしているのか、お聞かせください。

二つ目に、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う学校の対応についてでございます。

緊急事態宣言が明けてから1か月がたとうとしておりますが、まずは、直近の緊急事態宣言期間における学校の臨時休業や感染不安により登校できない児童・生徒の状況及びその対応についてお聞かせください。

三つ目に、市民の健康づくりについてでございます。

本市が推奨する健幸マイレージは、市民が楽しみながら気軽に健康づくりに取り組めるもので、事業開始から今年で3年となります。これまでの取り組み実績やインセンティブの効果についてお聞かせください。

四つ目に、摂津ブランドの更なる構築についてでございます。

本市のブランドの一つとして摂津優品(せつつすぐれもん)が挙げられますが、先日、新たに5商品が認定されました。改めて、その内容とポイント、そして、この5年間の成果についてお聞かせください。

五つ目に、鳥飼地域のまちづくりについてでございます。

本件は毎回取り上げておりますが、先ほどランドデザインの進捗状況についてお聞かせいただきました。策定委員会の議事録を見る限り、具体的な議論まで至っていないように感じます。答申まで半年を切る中、どのような議論がなされ、取り組み検討につながられているのか、お聞かせくだ

さい。

以上、5点でございます。

- 南野直司議長 答弁を求めます。上下水道部長。

(末永上下水道部長 登壇)

- 末永上下水道部長 水道の基幹管路の管理についてのご質問にお答えいたします。

市内に布設されている水道管の大部分は道路に埋設されており、令和2年度末では総延長238.8キロメートル、そのうち重要度の高い基幹管路は21.9キロメートルあり、その割合は約9.1%となっております。基幹管路は、導水管や送水管に加え、管径が主に300ミリメートル以上の配水管であることから、一たび破裂事故が発生しますと、広範囲で断水が発生するなど市民生活に大きな影響を与えることとなります。このような破裂事故を発生させないため、市内を5地区に分け、毎年1地区で管路の漏水調査を行い、少しでも異常があれば、速やかに修繕を行い、事故防止に努めております。

- 南野直司議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

- 小林教育総務部長 直近の緊急事態宣言期間における学校の臨時休業や感染不安により登校できない児童・生徒の状況及びその対応についてのご質問にお答えいたします。

直近8月2日から9月30日までの緊急事態宣言期間における臨時休業等の状況は、学校の臨時休業が1校、学年閉鎖が1校、学級閉鎖が4校でございました。いずれも校内における感染の広がり確認されず、期間は3日間から5日間でございました。

また、感染不安により登校できない児童・生徒は、最も多かった日で、小学校で

は88名、中学校では2名、合計で90名を確認しております。本市では、家庭との双方向オンライン授業が可能確認した上で、2学期当初から各学校が、臨時休業期間中や感染不安により登校できない児童・生徒に対し、必要に応じてオンライン等を活用した学習支援を実施しております。

- 南野直司議長 保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

- 平井保健福祉部理事 健幸マイレージについてのご質問にお答えいたします。

健幸マイレージ事業につきましては、事業開始から3年が経過し、現在約2,800名の市民にご参加いただいております。令和2年度には、ポイントに応じた参加賞及び抽せんで豪華な商品が当たる仕組みとし、また、今年度は、他課と連携し、ポイントを付与する市の取り組みを拡大するなど、適宜事業の見直しを図り、進めているところでございます。また、従来の健康づくり事業では、若い世代の参加が少ない状況でしたが、健幸マイレージでは65歳未満の方が全体の約半数を占めており、若い世代の健康づくりのツールとしても有効だと捉えております。健幸マイレージに参加することで、ポイントをきっかけに歩くことや健診を受けることなどの習慣化が図れるものと考えており、実際に参加されている方からは、参加をきっかけに意識して歩くようになったなどの声をいただいているところでございます。

- 南野直司議長 生活環境部長。

(松方生活環境部長 登壇)

- 松方生活環境部長 摂津ブランドの更なる構築についてのご質問にお答えいたします。

今年度の摂津優品(せつつすぐれもん)は、真鍮製和柄小物、純銅たたき出しラン

プシェード、こども向け足踏み式消毒液スタンド、携帯用紙せっけん、斬新なアクション追求のルアーの5商品が認定されました。真鍮製和柄小物は、真鍮製で、精細な切削加工が特徴の日本伝統の文様のオリジナルなインテリア雑貨でございます。また、純銅たたき出しランプシェードは、銅板の切り出しから仕上げまで全て手作業で行う、長年培ってきた技術を生かした銅製自社商品でございます。こども向け足踏み式消毒液スタンドは、子どもたちを第一に考え誕生した消毒スタンドで、噴射位置を低くし飛散を抑制、自主性を促すデザインなど工夫がされております。携帯用紙せっけんは、外出時に携帯できる紙石けんとしてテレビにも取り上げられております。斬新なアクションを追求したルアーは、本来は稼働しない金属パーツをあえて動くように設定したルアーでございます。いずれも、持ち前の技術やノウハウを活用し、新たな商品開発に取り組まれるなど、創意工夫された認定商品でございます。

このような認定商品は、5年間で17商品となっております。大きな成果といたしましては、まず、一般消費者向け商品を認定することで、市民にもものづくりのまち摂津を具体的に認知していただけたと考えております。また、時代のニーズに合わせた工夫を凝らしたオリジナル商品を通じて摂津市のイメージアップにつなげることができたのではないかと考えております。

○南野直司議長 市長公室長。

(大橋市長公室長 登壇)

○大橋市長公室長 鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会についてのご質問にお答えいたします。

今年度スタートした策定委員会では、改めて鳥飼地域の課題を認識していただくと

ともに、市の基本的な考え方をお示しし、各委員から様々なご意見をいただくことに注力しております。したがって、具体的な施策等がまだ見えにくい状況にあることは理解をしております。昨年度も地元懇談会やアンケート調査により地域住民のご意見をいただいてまいりましたが、今年度も、策定委員会とは別に、地域の住民の方から個別にご意見を伺っており、策定委員会での議論に少しでも反映できればと考えております。

また、先日も、大東市の市営住宅の建て替えに合わせたまちづくりの事例を視察するなど、先進事例も確認しつつ、できる限り多くの方々から様々なご意見をいただくとともに、庁内関係部署との連携、調整も図りながら、策定委員会での議論を深め、形にしていりたいと考えております。

○南野直司議長 暫時休憩します。

(午後0時 4分 休憩)

(午後0時46分 再開)

○南野直司議長 再開します。

光好議員。

○光好博幸議員 それでは、これより一問一答方式で行います。

一つ目の水道管路の管理についてですが、基幹管路の維持管理についてお聞かせいただきました。毎年漏水調査を行っているとのことですが、今回の事故では、目視点検では異常はなかったとしているものの、つり材の破断を見抜ける体制になかったことも指摘されております。

本市では、水管橋が幾つあり、どのような管理がされているのか、お聞かせください。

○南野直司議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 本市における水管橋

は、水路などを横断する小規模なものを含め126橋あり、そのうち安威川や大正川など河川を横断する水管橋は34橋でございます。

河川を横断する水管橋の点検につきましては、目視による点検を行っております。しかし、先日の水管橋崩落事故を受け、本市においても、現在、河川横断部の水管橋の緊急点検を実施しているところで、10月中に橋梁の部材を含めた全橋の点検を終えており、現在のところ問題ない結果となっております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 部材も含め点検を完了しているということで、安心いたしました。つり材の腐食進行は盲点であったと感じますので、この教訓を生かし、適切な管理をお願いいたします。

本市では、計画的に施設や管路の耐震性向上を図る計画となっておりますが、一方で老朽化対策を進めることが重要です。基幹管路の老朽化対策はどのような考え方で進めているのか、お聞かせください。

○南野直司議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 基幹管路の老朽化対策につきましては、平成26年度に水道ビジョンを策定し、基幹管路の重要性を考慮し、集中的に基幹管路の更新に投資することを定めております。その結果、令和2年度末の基幹管路で40年の耐用年数を超過した延長は11.3キロメートルとなっており、経年管率が52％となっております。

今後の整備につきましては、現在実施中の中央送水所と鳥飼送水所を結ぶ基幹管路の老朽管から耐震管への更新を引き続き行う予定であります。その他の基幹管路につきましても、埋設年度、過去の漏水履

歴、管路の重要度を考慮し、令和10年度までに基幹管路で約3キロメートルの更新を予定しております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 経年管率が52％ということで、耐震化も含め、基幹管路の老朽化対策もしっかりと進めていただきますようによろしくお願いいたします。

和歌山市で崩落した水道管は、市域に水を供給する唯一のルートであり、複線化ができなかったことにより、市全体の約4割にも当たる約6万世帯が断水に見舞われました。本市は複線化などのリスク対策はできているのか、お聞かせください。

○南野直司議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 水管橋の複線化についてお答えいたします。

市内にあります浄水場と送水所を合わせて4か所の間には水道管がつながっており、相互に供給できている状態でございます。また、基幹管路が破裂などで送水不能となった場合でも、別ルートの基幹管路や配水管により給水することや、隣接する他市の水道管との連絡管が市内9か所あり、緊急時には、これを利用することで市内各地域への送水が可能となっております。今後も、広範囲での断水が発生しないよう、積極的に整備を進めてまいります。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 理解いたしました。安全・安心な水道水を供給すべく、リスク対策も含め、しっかりと管理していただきますよう、よろしくお願いいたします。要望いたします。

続きまして、二つ目の新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う学校の対応についてに移ります。

感染不安により登校できない児童・生徒

の状況及び対応などについてお聞かせいただきました。オンライン授業においては、保護者の方々より各学校間で対応の差があるようにお聞きしておりますが、どのように捉えられているのか、お聞かせください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 学校で行われる授業については、対面での授業が基本であると捉えております。オンライン授業を行うためには、対面の授業と違い、新たな授業計画が必要になることに加え、全ての教科や授業内容がオンライン授業に適しているものではございません。また、新型コロナウイルス感染により、学級閉鎖や感染不安で登校できない子どもが急に生じることもあるため、対応が難しいところもございます。

対応の差につきましては、これらの要因に加えて、教職員がICT機器の操作が不十分であることなども考えられるため、引き続き、教育委員会が作成したマニュアルに基づく研修の実施など、必要なときにオンラインによる授業が実施できるよう学校を支援してまいります。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 おおむね理解いたしました。

感染不安により登校できない児童・生徒へのオンライン授業に関しましては、その対応を知らない家庭も多いとお聞きしております。保護者への周知はどのようにしているのか、お聞かせください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 保護者の方に対しては、教育委員会から、感染が不安なため登校ができない場合については、まずは学校へご相談ください、必要に応じてオンライン等を活用した学習支援を行いますとい

った内容を、市ウェブページや、せつつ安全安心メールシステム、各学校を通した文書配布で周知をしております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 文書配布などで周知しているとのことですが、実際には、積極的に周知を図る学校と、問い合わせで初めてオンライン授業の対応を知る学校に分かれていますとお聞きしております。いま一度、統一した内容が必要かと考えます。

保護者の方々が独自で実施したアンケート結果によりますと、状況に応じてオンライン授業を希望する割合が約9割を占めております。現状、対応が難しいと考えますが、見解をお聞かせください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 教育委員会といたしまして、学級閉鎖や感染の不安により、どうしても登校できないときには、オンライン授業を希望されている保護者が一定数いることは認識をしております。しかしながら、先ほどもご答弁いたしましたように、子どもたちの学びには仲間とともに学び合うことが欠かせないため、これまでどおりの対面での授業が重要であると考えております。子どもたちは、学校生活の様々な場面の中で顔を見合わせ、意見を交わし、時にはぶつかり合う中で折り合いをつけ、解決策を見いだします。そのような経験をすることで、他者とのよりよい関わり方を学ぶことができ、教育的意義は高いと考えております。

しかし、やむなく新型コロナウイルスの感染状況により不安で登校できなくなった子どもがいる場合や、長期の臨時休業等を実施する場合には、できる限り学びの機会を保障するために、オンライン授業等を活用した学習支援を円滑に実施できるよう指

導してまいります。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 私はオンライン授業を推奨しているわけではありません。当然のことながら対面授業が重要であることは認識しております。しかしながら、第6波など緊急時に備え、体制を整える必要があると考えております。教員の負担も大きいかと考えますが、平常時よりオンライン授業や、また、対面授業とを組み合わせるハイブリッド型授業を取り入れるなど、緊急時にスムーズに移行できるよう備えるべきと考えます。この備えについてどのようにお考えか、お聞かせください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 新型コロナウイルス感染症は今収束状況にはございますが、今後、第6波が来る状況によりましては、必要に応じて臨時休業の措置を取ることも考えられます。そこで、今後を見据え、今議会におきまして、オンライン授業をより円滑に推進するための物品等の補正予算を計上させていただいたところでございます。子どもの学びの機会を保障するためにも、その際には、これら物品やこれまでの経験を生かし、オンライン授業等を活用した学習支援も必要に応じて実施できるよう準備をしてまいります。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 補正予算を計上されているということですので、よろしく願いいたします。各学校において教員の確保や体制構築に苦労されていることも理解しておりますが、学校間での格差を生じさせてはなりません。そういった意味でも、平常時の備えが重要と考えますので、しっかりと学校を支援いただき、状況に応じた対応をお願いいたします。頑張ってください。

続きまして、三つ目の市民の健康づくりについてに移ります。

健康マイレージの取り組み実績や効果についてお聞かせいただきました。健康寿命の延伸については、若いうちからの生活習慣の改善が後々の疾患予防になるものと考えます。とはいえ、私も含め、この年代で健康づくりに取り組む意識がなかなか働かないのが実情と捉えております。これに関しまして、どのように考えておられるのか、お聞かせください。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 健康寿命を延伸するためには、若い頃からよりよい生活習慣を身につけ、生活習慣病の発生を予防することが大変重要だと市としても認識いたしております。

なお、平成31年2月に実施いたしました市民へのフレイルに関する調査結果からは、40歳代から50歳代でも60歳代の方と同程度フレイルの方がいらっしゃるということが分かりました。このような本市の状況や他市で行われている事業等も踏まえ、若い頃からよりよい生活習慣を身につけるための取り組みを推進しているところでございます。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 40代から60代と同等のフレイルが認められるということで驚きましたが、ますます若年層や無関心層への具体的なアプローチが必要と考えます。今後の具体的なアプローチや事業展開についてお聞かせください。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 若い方に対する情報発信といたしまして、昨年度、健康に関する動画を配信し、延べ1万回視聴されました。今年度も、市の健康課題を踏まえ、脂

質、オーラルフレイル、睡眠の動画を作成いたしております。

また、今年度、新たな取り組みといたしまして、行動経済学の理論を活用することで自然と健康になるような行動を促す10歳若返り実践モデル事業に参画しております。この事業では、大阪府、大阪大学、JR等、多くの機関と協力し、JR千里丘駅において、駅の階段に利用したくなる仕掛けを行い、駅を使ったら健康になることを目指した取り組みでございます。無関心層の健康づくりにおいては、知らないうちに健康になる、このような仕掛けをつくることも効果的だと考えております。今後につきましても、幅広い関係者と連携を図り、若年者、無関心層へのアプローチ強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 おおむね理解いたしました。知らないうちに健康になる仕掛けは私も効果的だと感じます。一方で、インセンティブが無関心層において健康づくりに取り組む行動変容を促す役割を果たしてくれると考えます。これからも気軽に楽しく健康づくりに取り組めるよう、工夫しながら取り組んでください。要望いたします。

続きまして、四つ目の摂津ブランドの更なる構築についてですが、新たな認定品の内容とこれまでの成果についてお聞かせいただきました。以前も紹介いたしました。東大阪ブランドでは、国内でのオンリーワン製品、トップシェアのナンバーワン製品などをブランドとして認定しております。本市は、これまで一般消費者向けばかりでした。企業向け商品にもスポットを当てべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 議員がご指摘のように、他市のブランドにつきましては、オンリーワン、ナンバーワンとして企業向け商品を認定しているところについては認識しております。また、中小企業支援策として有効であるとも考えております。しかしながら、摂津優品（せつつすぐれもん）は、市民の方が産業のまちであることをイメージしやすいように、具体的な一般消費者向け商品の認定を行ってまいりました。企業間取り引きの商品認定の場合につきましては、企業間の取り決めで、技術漏えい等を防ぐため、商品に対しての守秘義務などもあり、商品認定が困難な場合がございます。そのため、オンリーワン、ナンバーワンとしての企業向け商品認定は、企業のたくみの技を認定することがよいのではないかと考えておまして、これまでの認定とは別な方法が必要となってまいります。今後、どのような方法で企業のたくみの技を認定することができるのか、検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 課題も多々あるかと思いますが、ぜひ企業向け商品もご検討ください。

本市では、なにわの伝統野菜として唯一鳥飼なすが認定されており、産業の観点でいいますと、先ほどの摂津優品（せつつすぐれもん）やこの鳥飼なすがブランディングに当たります。ブランディングは、行政だけでなく、市民の方々や企業、団体と一緒につくっていくものであり、私はいろいろな観点から新しいブランドをつくり上げるべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 摂津市シティプロモーション戦略では、産官学民連携による魅力発信、魅力づくりにより、市民の摂津市への愛着や誇りを醸成すること、摂津市の認知度やイメージを向上し、協働人口を増加させることを目的としており、議員がご質問の市民や企業、団体などと一緒に摂津ブランドをつくっていくことは、その目的達成のためにも重要であると認識しております。

本戦略では、他市自治体にはない本市の魅力である健康・医療、産業、水辺・風景・公園、利便性・暮らしやすさを魅力発信の柱とし、それぞれターゲット層を位置付け、情報発信していくこととしております。例えば、産業では、摂津優品（せつつすぐれもん）や鳥飼なすを代表ブランドとして位置付け、情報発信に努めており、その他柱ごとに代表的なブランド要素を位置付けております。それらをベースに効果的な情報発信を行うとともに、関係機関とも連携を図りながら、新たなブランド構築についても検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 まちづくりという観点からもブランディングは重要と考えます。その一方で、シティプロモーションの一環として広くPRする必要があります。市民の方々や市内企業、団体などが本市への愛着と誇りを醸成できるようなPRを進めていく必要があると考えますが、お考えをお聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 市民や市内企業、団体等が本市への愛着と誇りを醸成するには、様々な機会を捉えて本市のブランドを積極的にPRするとともに、メディア露出など

話題化を図ることも重要であると認識しております。また、市民や団体などが新たなブランドの構築や発見に関わる機会を設けることで、より一層の愛着や誇りが醸成されるとともに、市民や団体などによるSNSを活用した情報発信や口コミによる波及効果も期待できるところでございます。市民や企業、団体、大学などと連携した魅力発信、魅力づくりにも積極的に取り組み、市全体でシティプロモーションの機運を高めながら愛着と誇りが醸成できるよう取り組んでまいります。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 様々な角度から本市の強みを見極め、市内外にもっと広くPRして摂津市の魅力を高めなければならないと考えます。もっと新しい価値、すなわち摂津ブランドをさらに構築し、その魅力を発信していくことを期待しております。よろしくお願いたします。

続きまして、五つ目の鳥飼地域のまちづくりについてに移ります。

議論の内容や進め方などについてお聞かせいただきました。私は、具体的な議論に至らない理由として、昨年度の素案が詰め切れないままに本年度を迎え、素案作成と策定委員会を同時並行的に実施していることが要因の一つであると考えております。予定どおり計画策定が進むのか、議論が深掘りできないのではないかと危惧しております。具体的にどのようなステップを踏んで、どのような形で答申することを考えておられるのか、お聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 鳥飼まちづくりブランドデザインにつきましては、鳥飼地域は水害リスクが高いという特徴を踏まえ、防災を土台に据え、昨年度作成いたしました素案

をベースにしつつも、改めて検討の方向性を明確化するため、テーマごとに地域の課題や特徴を深掘りしているところがございます。その上で具体的な取り組み案を固めていく予定としております。

附属機関としての策定委員会等での議論は、具体的な取り組み案等についても、行政側がある程度形づくったものをベースに進めることが一般的かと思われませんが、鳥飼まちづくりのためのランドデザインでは、将来のまちの姿を見据えた上で、長期的な視点からのまちづくりの方向性を定め、その方向性に沿った中期、短期に取り組むべき具体的取り組み案等を示す必要があります。そのための議論も策定委員会で行うこととしており、現時点では将来あるべきまちの姿のイメージの共有化に取り組んでいるところがございます。今年度も残り半年を切りましたが、先ほどもご答弁させていただきましたように、策定委員会のみならず、より多くの皆様方から様々なご意見をお聴きしているところであり、年度末に向けてしっかり取りまとめてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 より早い段階で具体案を示し、議論する必要があると私は考えます。中期的な観点から考えますと、ランドデザインが答申されてこそ新たな鳥飼まちづくりのスタート地点に立つと私は認識しております。ランドデザインに位置付けられる取り組みは各所管課において具現化されることとなりますが、この状況では難しいのではないかと考えます。策定後の進捗管理も含め、どのような体制で進めていくのか、また、まちづくりは市民、企業の参画が重要と考えますが、見解をお聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 今後、ランドデザインに位置付ける具体的な取り組みや施策等は、ある程度計画がまとまっている段階のもの、計画そのものを少し精査あるいはさらなる調査等が必要なもの等、いろいろな段階のものになるかと想定をしております。いずれにしても各所管が中心となりますが、施策等を具現化していくためにはサポート体制も必要と考えており、どのような体制で取り組むべきか、今後検討してまいります。

また、議員がご指摘のとおり、まちづくりには住民や事業所等との連携・協働等が非常に重要であり、そのためには、まず施策等に対するご理解をいただくことが必要だと考えております。理想は、具現化に向けた計画の早い段階からの連携・協働であると思っておりますので、今後、それぞれの施策によって、適切な連携・協働の在り方等について検討しつつ取り組んでまいります。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 体制や、市民、企業の方々が参画できる仕組みについても早期に構築する必要があると私は考えております。

一方で、このランドデザインにおいて掲げる安全・安心を基軸としたまちづくりの展開を図る上で、河川防災ステーションの整備促進は重要な取り組みとなります。現在の進捗状況をお聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 本年8月、国の法定計画である淀川水系河川整備計画に、本市における河川防災ステーションが新たに位置付けられたところであり、国とともに河川防災ステーションの整備計画が承認されるよう調整を進めているところがございます。また、都市計画法の一部改正に伴い、大規

模水害などの災害に備える都市基盤施設の高台化等に対する交付金制度が都市安全確保拠点整備事業として創設されました。河川防災ステーションは、高台まちづくりの拠点となるもので、本市が進める上部施設に対し、当該交付金が活用できるよう、国や大阪府と協議を進めているところでございます。

なお、用地確保に向けた取り組みにつきましても、地権者等に対する事業内容の説明を行っているところであり、今後も取り組みの進捗に合わせ、地域の方々に説明する機会を設けてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 進捗状況を理解いたしました。

ランドデザインの答申と河川防災ステーションの具現化には時期的な差異が生じますが、特に平常時にぎわいづくりの議論が危惧されるところでございます。どのようにリンクさせ、具現化していくお考えなのか、お聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 河川防災ステーションの完成はまだ先になりますが、今年度内に予定されております整備計画承認により、事業として本格的に動き出す予定でございます。現在、河川防災ステーションの上部施設については、高齢者や障害者等の災害時要援護者への対応を中心とする避難施設として、平常時は、淀川河川敷との一体的活用を視野に、食育と運動による市民の健康増進につなげるとともに、障害者、高齢者、若者などが集い交流する場としての活用をベースに検討を進めております。それらを踏まえましてランドデザインに位置付けてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 河川防災ステーションの具現化は、鳥飼まちづくりの一つの核となるものです。特に上部利用は、早い段階で具現化し、全体構想とリンクさせる必要があると私は考えます。何度も申し上げておりますが、魅力ある鳥飼まちづくりの具現化に向けては、夢を語り、長期的な視点に立って、あるべき姿を描く必要があります。夢の実現に向け、市民、企業の方々と連携・協働し、取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○南野直司議長 光好議員の質問が終わりました。

次に、村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、1、公共交通空白地域への交通手段を設けることについてであります。近年の大きな課題の一つに高齢化があります。65歳以上の高齢ドライバーによる交通事故の割合は高い状態で推移していることなどから、高齢者運転免許自主返納サポート制度もあり、摂津市では、自主返納者へ反射材つきジャンパーを提供する制度や、令和2年度からは、所有者の引き取りがない放置自転車を無償譲渡し、運転免許証の返納後の充実したサイクルライフを提供する人生100年ドライブの事業も実施されてきました。

その一方で、自転車に乗れない方や、乗れなくなってしまえば、移動手段はバスやタクシー、徒歩、あるいは誰かの車に同乗させていただくということにもなります。鳥飼地域においては、民間バスの停留所まで、距離的に見れば10分から15分程度

の徒歩で行ける場所であっても、高齢者などは30分程度要するところもあります。公共交通空白地域という定義は行政によって認識の違いがあると思いますけども、先ほどの実情から見れば、交通空白地域とも言えるのではないかと私は思います。本市として公共交通空白地域をどのように認識されているのか、初めにお尋ねをします。

次に、2番目の歩車分離式信号の推進についてであります。歩車分離式信号は、交差点内において左折、右折する車両と横断歩行者が交錯しないよう、歩行者と車両の通行を分離する方式ですから、横断歩行者事故防止と、左折、右折の車両のスムーズな通行が可能となり、安全面や車両の流れが向上すると思われまますので、設置を推進していくことがよいと思っております。現状として、摂津市内の歩車分離式信号機の設置箇所の数と当信号を推進することへの認識についてお尋ねをいたします。

次に、3番目、道路街路樹の適正な管理についてであります。道路街路樹は、歩道と車道の通行分離、真夏の日陰、緑化や環境に寄与するなど、道路空間の安全性や快適性、住環境の形成に寄与するものであると認識をしております。また、通行量が多い道路では、環境に強いイチョウの木など、設置箇所の状況に応じて市内全域で約1,600本を設置してあると認識しております。新在家鳥飼上線を一例として話しますけども、車などにおきまして、交差点手前で止まって、新在家鳥飼上線の車両や自転車などの通行を確認しようとした際に、斜めからの視点となることによってイチョウの枝葉が面的な壁に見えて、見通しを遮ってしまう状況にもなります。特に葉っぱや枝が繁茂しているときにはなおさらでございます。日陰や緑化のことも理解を

しておりますけども、交通の安全性を高めることも重要でありますので、街路樹の管理についてどうされているのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、4番目のアスリートとの交流イベント開催についてであります。本市は、平成23年度から平成26年度におきまして、大阪府の交付金を活用した青少年ゆめ・感動体験事業としてキッズドリームスポーツチャレンジinせつつを開催し、北京オリンピックの陸上銅メダリストの朝原選手、元全日本バレーボール監督の柳本さん、大阪エヴェッサの天日ヘッドコーチを迎えて、摂津高校や第三中学校のグラウンド、体育館にて参加者と直接的なふれあいを持っていただきました。また、文化ホールに元阪神タイガースの矢野選手にも来ていただいて、「私の野球人生」といった内容でご講演をいただき、夢に向かって頑張ったことや様々な方との出会い、喜びや感動などを摂津市の子どもたちに伝えていただいたと認識しております。今年になって、桑田真澄さんによる野球教室や中村真衣さんによる水泳教室を開催され、トップアスリートの姿を間近で見て、直接的なふれあいを持っていただき、参加された方々にとって貴重な体験であったと思っております。これまでのイベント開催をどのように認識されているのか、ご答弁をお願いいたします。

以上で1回目の質問とします。

○南野直司議長 答弁を求めます。建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 公共交通空白地域の認識についてのご質問にお答えいたします。

公共交通空白地域とは、駅やバス停が一定の範囲内にない地域のことをいいます

が、市内の公共交通につきましては、鉄軌道駅として安威川以北に4駅、安威川以南に1駅あり、また、民間路線バス会社3社が大阪中央環状線や大阪高槻線など主要幹線道路にバス停を設けております。さらに、鳥飼地域においては、平成18年から公共施設巡回バス、通称セッピー号を運行し、路線バスを補完することで公共交通空白地域の解消に努めた結果、本市では現状では解消されております。

続きまして、歩車分離式信号の設置数と推進への認識についてのご質問にお答えいたします。

まず、摂津市内の信号機を設置している交差点は、摂津警察署へ確認しましたところ145か所と伺っております。そのうち歩車分離式信号機につきましては、歩道横断時には全ての方向の車両信号機を赤信号にして車両を停止させ、全ての方向の歩行者を同時に横断させる方式で、斜め横断ができるスクランブル方式と斜め横断を認めない歩行者専用現示方式がございます。前者は、摂津郵便局前、第三中学校前、鳥飼西三丁目の3か所、後者は、学園町二丁目とJR千里丘駅南の2か所の合計5か所でございます。

歩車分離式信号機は、車両を完全に停止させた上で横断歩道を渡る歩行者の安全を確保するため、特に交差点内の車両等の右左折等による巻き込み事故を減らす効果があります。そのため、歩行者や右左折車両等の交通量が多い交差点では、同信号機は効果が発揮できるものと認識しております。

続きまして、高木の道路街路樹の適正な管理についてのご質問にお答えいたします。

道路の街路樹は、まちの景観向上や、緑

と日陰の形成による快適な空間の提供、運転者の視線誘導による交通安全などの機能があり、本市では、市道千里丘三島線、新在家鳥飼上線などの幹線道路や駅前広場など、多くの通行者に利用されている道路を中心に、市内全域で約1,600本の高木を設置しております。

街路樹を設置する際の基準は、平成25年4月に摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例が施行されております。この基準では、交差点及びその両端から3メートル以内は街路樹の高さが道路面から60センチメートルを超えないこととされております。本条例の施行後は、この基準により街路樹を設置しており、老朽化や沿道の土地利用により街路樹が撤去された場合も、この基準に従い対応しております。また、既存の街路樹は、通行者の安全を意識し、見通しを遮る枝張りを中心に剪定するなど、街路樹の維持管理を行っております。

○南野直司議長 生活環境部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 これまでのイベント開催の認識についてのご質問にお答えいたします。

「集まれ未来のメダリスト～摂津市体感プロジェクト2020～」として、本年3月に桑田真澄さんを招聘した野球教室を、6月には中村真衣さんを招聘した水泳教室を実施しました。これらの教室では、子どもたち一人一人と必ず直接的なふれあいを持つことを依頼しておりました。体験教室実施後のアンケート結果から、多くの子どもたちが一流選手のスポーツへの向き合い方や考え方を知りたくて参加しており、練習すること、努力することの大切さや、夢や目標を持つことの大切さを学ぶことができたとの回答を得ております。こうしたこ

とからも、一流選手と触れ合うことで、子どもたちの心に響く体験となっていると認識するとともに、スポーツに親しみを持つ子どもたちがふえることで、ひいては市のスポーツ振興につながっていると手応えをつかんでおります。

○南野直司議長 村上議員。

○村上英明議員 それでは、2回目からは一問一答でお願いをいたします。

初めに、公共交通空白地域への交通手段を設けることについてであります。モノレールを含めた鉄軌道駅四つと民間バス3社、また、民間バスを補完する公共施設巡回バスによって公共交通空白地域は解消しているとの認識であるということでございます。しかしながら、味生・鳥飼方面への公共施設巡回バスが運行されない土曜日、日曜日、祝日、年末年始である12月29日から1月3日までの全日と平日は、最終便の市役所着17時19分、ふれあいの里着18時22分以降は公共交通空白地域が生じているということになるのではないかと私は認識をしております。また、吹田市のコミュニティバスのことにつきましても、千里丘地域の方から朝の時間の見直しといったことのご意見もありました。

その一方で、法律によって努力義務となっている地方公共団体による地域公共交通計画の策定においては、昨年の10月現在で大阪府内の6市1町が策定されていると認識をしておりますけれども、本市はまだ未策定でございます。この地域公共交通計画の策定におきましては、地域公共交通会議が必要と思っておりますけれども、この件につきましては、本年の第2回定例会におきましても、地域公共交通会議開催にも触れたご答弁がございましたが、当会議への考え方について、改めてご答弁をお願いいたします。

す。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 地域公共交通会議に向けた考え方についてお答えいたします。

本市におきましては、現在、一定の鉄軌道やバス路線が整備され、公共交通の空白地がない状況でございますが、人口減少や地域の高齢化が進む中、運転士不足や新型コロナウイルス感染症等の影響によるバス運行の減便など、路線バスを取り巻く厳しい状況があります。公共施設巡回バスの効率的な運行など、地域公共交通の見直しが求められております。

議員がご指摘の地域公共交通会議は、市町村が主催し、バスやタクシーの交通事業者や交通管理者、道路管理者、地域住民等で構成され、地域の実情やニーズに応じた適切な地域公共交通の形態、運行ルート、運行回数、運賃などを議論し、合意形成を図ることが目的で、公共交通の見直し手続が簡略化、迅速化される制度でございます。本市では、市内の道路交通状況や地域の実情に合わせた移動手段について、持続可能な公共交通サービスはどうあるべきかの視点に立ち、地域公共交通会議の準備に取り組んでいるところでございます。

○南野直司議長 村上議員。

○村上英明議員 様々なご答弁もございましたけれども、例えば、鳥飼地域在住の高齢者の方からのお話でありますけれども、平生でのお買い物はスーパーなどに歩いて行くということでもありますけれども、水や米などの重たいものは別居されている子どもに買ってもらうということもあるようでございます。その際に、買い物にも不便があるのであれば、僕たちの近くに引っ越してきたらというようなお声もあるということで、これは、他地域や、また他市に転出をされた

方もおられますし、また、そういうことを言われているということのお話も鳥飼地域在住の方からお聞きしているところがございます。こういうことから、やはり交通不便が人口減少への要因の一つでもある現状でありますし、また、先ほどのご答弁でも、人口減少が民間バスの減便にもつながっているということでもございました。私も同感でございます。年間を通して公共交通空白地域をなくしていくことが重要だと思いますし、また、バス停から遠方の住宅内に公共バスを走らせて民間バスと連携していく運行やデマンドタクシーなど、中長期ではなく、これはやはり短期で取り組んでいくということが必要だと思いますし、住民の不安を早期に解消できる公共交通の施策として取り組んでいただきますよう、これは切にお願いし、要望としておきます。

次に、2番目の歩車分離式信号の推進がありますが、警察庁のホームページにおきまして、今年3月末における全国の歩車分離式信号機の設置は全国で約4.7%ということでもございましたので、摂津市内においての先ほどのご答弁での5か所につきましては3.4%ということ、全国平均からすれば、僅かではありますが少ない状況であります。警察庁におきましては、全国で100か所の交差点を抽出してモデル運用を実施した結果、歩車分離式信号機の設置場所では交通人身事故の発生件数が約4割減少し、そのうち人対車両の事故は約7割も減少するなど、安全面で大きな効果が認められたと。また、警察署協議会などによって、地域住民からの意見では7割以上の方が導入に賛成という結果であったことから、全国で整備を進めていくとされております。例えば、横断者が多く渋滞時間が長い一津屋交差点などにおきまして、大型

車の左折などで二、三台しか進めないことも何回か見ております。安全性向上や車両のスムーズな左折、右折に効果のある歩車分離式信号の一津屋交差点などへの設置を推進することについて、お考えをお聞かせ願います。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 歩車分離式信号機を増設することについてお答えいたします。

議員がご提案の歩車分離式信号につきましては、信号交差点において歩車分離制御を導入することで歩行者の安全な横断を確保する効果がありますが、一方、歩行者と車両を分離することは、車両の信号待ち時間の増加で渋滞長が伸びることが懸念されます。そのため、対象交差点においては、歩車分離制御の効果と影響を十分調査し、慎重に検討する必要があると考えております。今後も、交通管理者とも協力しながら、歩行者に安全で、かつ車両の円滑な通行が確保できるよう努めてまいります。

○南野直司議長 村上議員。

○村上英明議員 一津屋交差点を先頭に、東方面への渋滞は鳥飼上までの約3キロにも及ぶということもあります。運送関係者からも一津屋交差点を何とかしてよという声も聞きます。渋滞長が伸びるとのことでありましたが、車の流れが向上し、日々の暮らしを支える道路の利便性や快適性の向上を図るため、渋滞解消に向けた取り組みの一つとして大きく寄与すると私は思いますので、渋滞が減れば、住宅内道路への通り抜けも減少してくるといふよい影響も近隣にもあると思いますので、歩車分離式信号を推進していただきたいとお願いし、要望としておきます。

次に、3番目の道路街路樹の適正な管理についてであります。ご答弁で、交差点

の両端から3メートル以内は高木を植えていないということでございましたが、交差点の両端から3メートル以遠につきましては、高木による壁ができていない状況にも見えますので、交差点前での停止位置から見ても見通しを妨げることのないように交通安全性を高めていくことが重要でありますので、枝剪定の実施回数をふやしていくとか、あるいは、現在、約6メートル間隔で植樹してありますが、高木の間引きも含めて検討していただきたいと要望しておきます。

関連して、歩道に植え込みをされている低木についてでありますけれども、緑化や歩行者の車道横断や飛び出しの防止などの役割を担っているとも認識しております。先ほどのご答弁では、条例等々で交差点から3メートル以内は0.6メートルの高さを超えない規定があるということでもございましたけれども、これは車道からの高さということで認識をすれば、歩道から見ると0.4メートルの高さになると認識できます。低木や雑草の車道や歩道内へのはみ出しにより自転車や歩行者の通行に支障を来しているところが、新在家鳥飼上線におきましても夏場は特に見受けられますので、低木の管理をどのようにされているのか、ご答弁をお願いいたします。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 街路樹の低木の管理についてのご質問にお答えいたします。

街路樹の低木につきましては、自動車と歩行者を分離し、歩行者の横断を防ぐなどの交通安全を確保する機能があり、市内に約5,200平方メートル存在しております。低木を設置する際の基準は、先ほど答弁いたしましたとおり、摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例で、交差点及び

その両端から3メートル以内は、道路面の高さから60センチメートルを超えないよう規定しており、大阪府でも同様の基準で実施されていると聞いております。

しかし、既存の低木の中には、設置してから相当年数が経過し、成長により樹高が高くなっているものもございます。毎年の剪定業務や必要に応じて緊急の剪定業務を行うことで見通しの確保を行っているところです。引き続き、パトロール等により状況を把握し、基準に適合しないものは適切な処理をすることで、安全面にも配慮した適切な維持管理を行ってまいります。

○南野直司議長 村上議員。

○村上英明議員 摂津市では、令和2年3月に策定した自転車活用推進計画に基づいて、自転車通行レーンの路面標示として矢羽根型路面標示などを整備しておられます。新在家鳥飼上線は短期、中期で整備していくこととされていますので、その中で、矢羽根型の路面標示のあるなしに関係なく、自転車等の通行空間を保っていただいて、また、歩道での歩行者の通行空間をも保っていく、そのためにも歩道の低木の剪定や除草にしっかりと取り組んでいただきたい、これは要望としておきます。

次に、4番目のアスリートとの交流イベントの開催についてであります。私は、小学校のときに卓球、ソフトボール、中高でサッカー、社会人で野球、卓球を行って、スポーツに触れてきた一人であると思っております。ご答弁のアンケートの結果におきましては、努力することや夢や目標を持つ大切さを学ぶことができたとのことで、スポーツ振興につながっているとのことでございました。私は、努力することや良好な人間関係、また夢や目標を持つことは非常に大切なことであり、子どもにとっ

でのライフレッスンにもなると思います。今後も多様な種目のアスリートと交流する事業を継続していただきたいと思っておりますけれども、交流イベント開催を推進することについて、本市の認識についてご答弁をお願いいたします。

○南野直司議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 今後も多様な種目の交流イベント開催を推進することへの認識についてのご質問にお答えいたします。

「集まれ未来のメダリスト～摂津市体感プロジェクト2020～」は、東京オリンピック・パラリンピックの開催年に合わせて実施しておりまして、一流選手と触れ合い、共にスポーツをすることで、スポーツ体験の機会を市民へ提供することができる貴重な機会となっております。今年度は、12月には小椋久美子さんを招聘するバドミントン教室、浅越しのぶさんを招聘するテニス教室を予定しておりますが、次年度以降につきましては、指定管理者とも連携を取りながら、摂津市の子どもたちが今後も継続してスポーツに取り組むためにも、一流の選手たちを招聘した効果的な教室等を実施できればと考えております。

○南野直司議長 村上議員。

○村上英明議員 先ほどのご答弁におきましても一定の方向性というはあるのかと思います。そしてまた、効果的な教室等を実施できればというご答弁でもございました。やはり一流の選手とのふれあいといったものは、子どもたちにとって本当に貴重な体験であり、財産にもなってくると思います。これは、大人になったときにも、努力することや良好な人間関係、また夢と目標を持つことは、スポーツ以外でも非常に大切なことだと思います。摂津市のスポーツ振興につなげていくためにも、この

事業はぜひとも継続していただきたいと私は思っております。

そのことに関連しまして、(仮称)新味舌体育館は、次年度早期に使用開始となるスケジュールであると思っておりますので、例えばオープニングイベントに一流の選手をお招きするといったことも含めて、これからの摂津市のスポーツ振興を広げていただきたいとお申し、これは要望としておきますと申し上げて、以上で一般質問を終わります。

○南野直司議長 村上議員の質問が終わりました。

次に、水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

1点目のデジタル行政について。

各種証明書の発行や申告及び納付に関して、本市でも進んできておると思います。また、コロナ禍によって、デジタルを活用して新たな働き方へと変化しておりますが、これまでの進捗状況と課題についてお伺いをいたします。

2点目、環境センターの跡地利用について。

ごみ処理広域化後の方向性を伺います。

3点目のワクチン接種について。

これまでの取り組み状況と予約時における課題についてお伺いをいたします。

続いて、4点目の児童の配布ランドセルについて。

登下校時に児童のランドセルを見る限り、以前に比べ重たそうではありますが、荷物の中身は主にどのようなものなのかについてお伺いをいたします。

続いて、5点目の学校のICTについて。

G I G Aスクール構想によるタブレットPCの導入から約1年が経過しました。各学校における現在の活用状況や課題について伺います。

最後に、6点目の火災予防についてです。

まず、近年の火災発生件数及び最近の大規模火災である鳥飼西四丁目での消火活動について、また、市民に対しての啓発活動についてお尋ねをいたします。

1回目は以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 行政のデジタル化の進捗と課題についてのご質問にお答えいたします。

本市におけるデジタル化への取り組みといたしまして、マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニエンスストアでの発行や、地方税ポータルシステムを利用した電子申告等を進めてまいりました。令和4年からは、課税証明書につきましてもコンビニエンスストアで発行できる予定となっております。また、市税、国民健康保険料等の納付につきましましては、令和3年度から、納付書のバーコードを読み取ることでスマートフォンから支払いができるよう対応したところでございます。

一方、市の業務におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響から、ICTを活用したテレワークの試験的導入やオンライン会議を実施するなど、これまでとは異なる形で業務に当たっております。今後も、国の自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画に基づきまして、行政手続のオンライン化をはじめとする市民の利便性を高めるデジタル化への取り組みを

進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 生活環境部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 ごみ処理広域化後の環境センターの方向性についてのご質問にお答えいたします。

環境センターの焼却炉は、稼働を始めてから3号炉で38年、4号炉では28年が経過し、焼却施設につきましては老朽化が進行しております。一方、事務所等につきましては、老朽化が見られるものの、耐用年数までまだ10年以上ございます。事務所等には、現在、ごみの焼却部門及び収集拠点の事務所がそれぞれあり、ごみ処理広域化後は、ごみの焼却業務は終了いたしますが、ごみの収集業務は残ることとなります。今後、ごみ処理広域化に伴い、環境センターを閉鎖した場合、ごみの収集拠点としての事務所とごみ収集車の駐車場の確保が必要となってまいります。また、事務所棟や工場棟の既存建屋の解体に多額の費用が必要となることなど、ごみ処理広域化後の環境センター跡地を活用する上で検討課題が多くあります。そのため、事務所棟の当面の活用も視野に入れながら、課題を整理した上で跡地利用についての検討を行ってまいります。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 新型コロナウイルスワクチン接種の取り組み状況、予約における課題についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンにつきましては、今年5月から本格的に接種が始まり、10月27日現在、12歳以上人口の約7割、約5万3,000人の市民が2回目の接種を終えている状況となっております。

す。予約につきましては、現在も空きが生じており、一定希望されている方については接種のめどが立った状況であると考えております。

また、予約における課題でございますが、一斉予約開始日の直後などについて、電話がつながりにくい状況が生じ、市民の皆様にご負担をおかけいたしました。6月からはLINE予約を導入し、電話混雑の緩和、予約の利便性向上を図っているところでございます。今後、3回目接種の実施に当たりましても、よりスムーズに予約を取っていただくことができるよう、接種券の発送時期を調整するなど改善を図ってまいりたいと考えております。

○南野直司議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 児童のランドセルについてのご質問にお答えいたします。

現在、本市の小学生、特に低学年の児童は、主に市が配布したランドセルに、教科書、資料集、学習用ドリル、ノートなど、授業や予習、復習などに使う学用品を入れて登下校をしております。ランドセルの中身の中心となる教科書や資料集などは、教科書が改訂されるたびにサイズが大きくなったり、上下巻に分かれていたものが通年で1冊にまとめられたりしている上、最近では、タブレット端末を持ち帰り、家庭学習を行うこともあるため、ランドセルの中身は以前に比べ重たくなっていると捉えております。

続きまして、市内各学校におけるタブレット端末の活用状況とその課題についてのご質問にお答えいたします。

タブレット端末の活用状況については、令和3年度全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙調査結果において、令和2

年度までの授業でICT機器を週1回以上活用したと回答した割合が、全国平均を小学校は16.9ポイント、中学校は11.5ポイントと大きく上回りました。また、現在は、授業だけではなく、多くの学校でタブレット端末を持ち帰り、家庭学習等での活用も進めるなど、基本的な活用は全国的に見ても進んでいると捉えております。

今後の課題といたしましては、児童・生徒が学習に興味を持ち、内容をよりよく理解できるためのICT機器のさらなる効果的な活用方法を研究することであると捉えております。導入から約1年が経過し、今後、全ての教員のICT機器を活用した指導力が高まるよう、学校間で情報共有が定期的にできる仕掛けや、学力向上を目的とした活用研修を実施していきたいと考えております。

○南野直司議長 消防長。

(明原消防長 登壇)

○明原消防長 本市の火災発生状況についてのご質問にお答えいたします。

令和元年の火災件数は31件、令和2年29件、令和3年10月、本日現在14件となっております。

次に、令和3年5月3日に鳥飼西四丁目が発生した住宅火災でございますが、焼損面積延べ700平方メートルを超える大火災となり、本市常備消防7隊、消防団8分団、他市からの応援5隊が出動し、覚知から鎮火まで約8時間にわたり消火活動を行ったものでございました。

通常、消火活動は、摂津市消防本部警備規程に定められた警防活動の原則により、人命の危険排除を優先し、警備指令の統括指揮下での部隊統制及び各隊相互連携を密にした効果的な活動を行うものとしており、当該火災においても、指揮本部が、住

宅密集地ゆえの狭隘な道路状況や水利状況を勘案して、各隊に迅速かつ的確な指示を下し、消火活動を実施いたしました。

ふだんからの火災予防啓発活動につきましては、市民、事業所等が参加される消防訓練等において、通報、避難、消火及び防火防止対策等について指導するとともに、他市などで発生した特異な火災事案等を紹介するなど、同類火災の予防を啓発いたしております。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 これより一問一答にて質問させていただきます。

1点目のデジタル行政について。

来年から課税証明書がコンビニ発行できるように推進できました点を評価したいと思います。また、長らく外出規制があり、バーコード決済による納付は大きな成果があったと感じています。また、テレワークに関して、J-LIS提供のシステムを活用し、進んだ点も理解ができました。今後は、庁内のネットワーク環境のさらなる整備を進め、窓口で何度も名前や住所を書かなくてもよくなる事前予約型システムなど、先進的な取り組みに期待いたします。

業務の合理化に関して、RPAについても推進されていますが、その取り組みについて、また、さらなるキャッシュレス決済の考え方について伺います。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 RPA等の推進、それから全体的なオンライン化、それとキャッシュレス決済の進捗についてのお問いにお答え申し上げます。

まず、1点目のRPAの推進につきましては、令和元年度に実証実験を行いまして効果が認められましたことから、令和2年

度に住民基本台帳、税、国保等の基幹システムに導入をしたところでございます。今後、国の基幹システムの標準化に向けてまして、現行システムのカスタマイズをしたところに係る業務をRPAを活用して運用することの検討を進めてまいりたいと考えてございます。

また、行政手続全体のオンライン化につきましてですけれども、令和2年度に汎用電子申請システムを利用した保育所入所申請受付、それから入札参加資格審査申請等の試行実施の一定の効果を受けまして、令和3年度に大阪府の共同調達を通じて本格導入を行ったところでございます。この間に、全庁的な押印の廃止でございすとか、手続のオンライン化を可能とする情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定等、オンライン化に向けての環境の整備を図ってきたところでございます。

一方、キャッシュレス決済につきましても、今回、QRコードの統一規格であるJ-PQRに対応した納付方法を令和5年度から導入する予定としておりまして、引き続き利便性の高いキャッシュレス決済を推進してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 RPAについて、効率化に結びつく取り組みを理解できました。オンライン申請について、保育所の入所申請など、保護者にとっては大変助かっていると思っております。今後は、入口部分がオンライン化されても、出口部分の後処理は人手での対応になるため、勘違いや思い違いによった誤りが起こらないように、システム上で必ずチェックが行われる内容にさせていただくことを要望いたします。

また、デジタル化を推進することと併せ

て、職員のスキルアップや継承も重要であると考えます。本市では税の誤った還付の事例が発生しました。発生の要因として、納付された税額以上の還付はあり得ないという基本的な認識が不足していたことが考えられます。行政の効率化に向けて、デジタル化は大切な取り組みではあると思いますが、どのようなプロセスや計算式で結果の数字が算出されているのか、基礎知識としてきちんと把握し、継承できる体制をもう一度見直ししていただきたいと思います。システムにおいては、あり得ない数字が入力あるいは算出されたときには、必ずチェックがかかるような構造にしていきたいことを重ねて要望します。

キャッシュレス決済について、市民の方から固定資産税などのクレジット決済の要望も伺っています。手数料の課題等はあるかと思いますが、不履行になり、延滞処理にかかる作業を考えると、総合的にどうなのか検討ください。国民年金は既に導入済みです。ぜひとも実現に向けて取り組んでいただきたいことを望みます。

さて、話は変わりますが、昨今、子育てに悩む親御さんが多くおられます。デジタルを活用した子育て支援について提案をしたいと思いますが、まずは、子育てSOSなどの相談体制についてお伺いをいたします。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 子育てSOSなどの相談体制についてのご質問にお答えいたします。

昨今、核家族化や女性の社会進出及び地域のつながりの希薄化等が進んでいることに加え、コロナ禍での外出抑制もあり、妊産婦や子育て中の保護者の方々の孤立感や負担感が非常に高まっているのではないかと

と考えております。

このような状況の中で子育ての悩みを抱える保護者に対する相談体制の現状についてでございますが、保健センターにおきまして月に一度実施する健康育児相談や乳幼児健康診査での対面相談、さらには、つどいの広場や保育所、幼稚園も含めた子育て世代包括支援センター内の各課での窓口相談及び電話相談等で対応するとともに、保健師等が赤ちゃん訪問等で家庭訪問を行うことにより、妊産婦や子育て中の保護者の方々の不安の解消に努めているところでございます。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 相談窓口の開設や、母子手帳をお渡しした段階からの保健師によるきめ細かな対応に感謝をしたいと思います。

ここで、オンラインによる子育て相談体制について伺います。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 子育て世代包括支援センターといたしましては、様々な場面で相談を受け付ける体制を整え、実際、保健センターにおきまして実施する健康育児相談の相談対応件数は、新型コロナウイルス感染症拡大前と比較いたしましても増加しているところでございます。

しかし、一方で、新型コロナウイルス感染症感染予防のため、相談や訪問の利用を控える方々もいらっしゃいます。私どもといたしましては、不安解消のため、対面ではない方法による相談対応も重要であると考えており、オンラインによる交流や相談体制の仕組みにつきまして、まずは、先進的な取り組みを実施しています自治体の情報や団体等の活動を把握し、研究していくことから取り組んでまいりたいと考えております。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 オンラインによる相談体制も検討中である旨を伺いました。SOSの声をなかなか出せない方に手を差し伸べる方法はないものかと考えます。望むところはチャットツール等を活用したオンラインによる相談窓口の開設ではありますが、これにはマンパワーやスキルが必要になると思います。そこで、まずはワンウエー方式で相談窓口の予約サイトを開設し、アンケート形式で受け付けするシステムの開設を求めます。何に悩んでいて、どうしたいのかをまずは受け付ける窓口です。そこからコールバックし、電話や面談で対応することができれば、相談に対するハードルは下がり、初期段階で解決に向かえるものと考えます。大事なことは初動対応と適切な判断であると思います。今回の件で、私も一人の議員として、何のための議員か、そして誰のための職員か、このことを強く感じております。早期の設置を要望いたします。

次に、2点目の環境センターについては、焼却以外の業務は当面そのまま継続される点、分かりました。今は広域化を安全でスムーズに進めていくことが第一だと思います。長らく鶴野地域にお住まいの方からは、40年近くセンターの運用に協力されてきたこともあり、跡地利用に関しては、せめて地元にも還元できる内容のものをつくってほしいという要望も伺っています。収集拠点や解体費用及び土壌改善等の課題もあろうかと思いますが、今後の計画として、例えばスケートボード場などの体育施設等、市民の皆さんに喜んでいただけるような内容になりますことを要望いたします。

続いて、3点目のワクチン接種について。

担当課の皆様のご尽力により、当初の予約に関する集中を除けば、高齢者の接種率も当初の目標を上回り、若年層の接種も近隣市と比べてスムーズであると感じています。

次に、ワクチン接種の実施体制についてお伺いをいたします。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 新型コロナウイルスワクチンの接種体制についてのご質問にお答えいたします。

本市における新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、摂津市医師会をはじめ、国立循環器病研究センターや大阪府済生会吹田病院など、多くの関係機関の皆様のご協力により、当初から接種体制を整備し、スピード感を持って推進してまいりました。また、摂津市医師会の皆様のご尽力により、市内医療機関での接種が全体の約8割を占めており、かかりつけ医療機関や自宅近くの医療機関において比較的接種を受けやすい状況となっております。

一方、医療従事者の皆様には、長期間、大きな負担をおかけしている状況でございます。市といたしましても、これまで予約受付の代行や柔軟なワクチン配送の実施、事務フローの効率化などに取り組んでいるところでございますが、今後も関係機関との連携を密に必要な取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 本市では、医師会や医療機関の皆様が、ある意味、命がけで接種に関してご協力をいただいたことが大きな推進の力となったことに深く感謝を申し上げたいと思います。一方では、個別接種に軸足を置かれたことにより、比較のお元気がかかりつけを持たない方や、ひとり暮らしの高

年齢者、障害をお持ちの方などの予約や接種に課題があったと感じました。医療現場や予約に当たられたスタッフの皆さんの意見をよく聴いていただき、ねぎらいとともに、今後の迅速な改善へとつなげていただきたいことを要望いたします。

次に、3回目や12歳未満への接種など、今後の取り組みについてお尋ねいたします。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 3回目接種につきましては、先般、自治体説明会が実施されまして、2回目接種完了から8か月以後に接種すること、原則として1回目、2回目のワクチンと同じワクチンを使用することなどの大枠が示されたところでございますが、詳細については国等により検討が行われている段階でございます。しかしながら、早ければ今年12月から接種が始まる見込みでありますことから、新たな情報に留意しつつ、順次準備を進めているところでございます。

次に、12歳未満の方への接種についてでございますが、現在、アメリカにおいて、ファイザー社製ワクチンについて、5歳から11歳の方への使用許可が申請された旨、新聞等で報道されております。今後、日本において対象年齢が引き下げられる可能性もありますことから、方針が決定された際に効率的に対応できるよう、体制を整備してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 国からの方針により本市の動きも決まってくると思いますが、昨日、アメリカで5歳から11歳までの接種が許可されたと報道で伺いました。国の動向も大きく変化していることが考えられます。教員への情報提供及び親御さんからの

問い合わせなどにもしっかりと対応し、今後も安全な接種ができますよう要望いたします。

次に、4点目のランドセルについて。

教科書の規格やタブレットPCの関係で荷物の重さがふえていることを把握されているようです。改善のために、学校に教科書を置いていくことや、デジタル教科書の活用は考えられないものか、お尋ねをいたします。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 子どもたちが日々持ち運ぶ学用品については、平成30年度に、文部科学省の「児童生徒の携行品に係る配慮について」の事務連絡を受け、市内各学校に、その重さや量を配慮し、工夫するよう通知をいたしました。それを受け、各学校では、使用頻度の少ない学習用具の一部を机の中や教室の棚に置いておくなどの対応をしております。また、デジタル教科書については、現在、国の事業を受け、多くの学校で1教科分を導入し、その効果や課題について検証を行っているところでございます。デジタル教科書は、全教科を導入するためには多くの予算が必要になる上、導入しても当面は紙の教科書と併用することが考えられることから、すぐには紙の教科書がデジタル教科書に置き換わることは考えにくいと思われまます。今後の数年をかけたデジタル教科書の普及により、ランドセルの重量は軽減されていくのではないかと考えております。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 国からのガイドラインも出たようですが、現実的には宿題に取り組むときに教科書が必要なときもあるのではないのでしょうか。

デジタル教科書については、試験導入さ

れている点、分かりました。私ごとになりますが、先日、小学3年生の孫と一緒に体重計を利用してランドセルの重さを量ってみました。5キログラムありました。成人の体重は孫の約2倍、単純にランドセルの重さを2倍にすると、成人が10キロの荷物を背負っていることとも言えます。10キログラムの米袋を背負って成人が毎日学校まで往復することを考えると、それは負担であると実感をいたしました。答弁の内容から、順次デジタル教科書が普及しても、しばらくは併用になるとのこと。学校現場ともよく協議されて、負担軽減へ再度検討と工夫を強く要望いたします。

続いて、配布されるランドセルについてです。この事業が開始されてから長らく経過をしておりますが、その配布状況や保護者からの要望についてお尋ねをいたします。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 本市におけるランドセルの配布につきましては、昭和49年から新小学1年生への入学のお祝いとしてスタートいたしました。本市オリジナルのデザインであることや、その軽さなどから、特徴のある事業として他の自治体などからも注目をされております。

配布状況につきましては、必ず使用しなければならない指定品ではございませんが、摂津市立小学校に入学されるほとんどの方が受け取り、活用されている状況でございます。配布の際には、保護者の方から、自分も同じものを使っていた、購入しなくてよいので助かるなどというお声をいただいているところでございます。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 配布されてから47年が経過し、実際に担当課長もこのランドセルで通

学をしていた旨を伺いました。本市のすばらしい取り組みとして私も誇りに感じております。時代の変遷とともに、保護者から、自前でランドセルを準備したいので、その分補助等をしてもらえないか等のご要望もいただいております。その背景には、ランドセルが重たくなり、肩ベルトの幅が狭く、肩に食い込むため、市販のものに買い換えたという事例がありました。また、防犯ブザーをつける位置が後ろ過ぎて、いざというときに扱えないため、改造して肩ベルトにつけられているケースがありました。今後、これらの改造ができないものか、考えを伺います。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 ランドセルにつきましては、これまで、4サイズの教科書が入りやすいように、金具の位置を変えるなど工夫をしております。ただいま指摘いただきました問題点などにつきましては、改善ができるかどうか検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 どうか子どもたちのために迅速なる対応をお願いいたします。

また、水筒などの携行品もあります。水飲み場の設置など、ハード面での整備も併せて要望いたします。

次に、5点目の学校のICTについて。

本市では、国の予算化が決定される以前から、タブレットPCの導入について先行的に準備を進められ、大阪府内でも最速レベルで全児童・生徒に配布できました。液晶プロジェクターの設置も併せて行われたため、大きく活用が進んだものと評価をいたします。

今後の課題として、普通教室以外にもWi-Fi環境の整備が必要であると思いま

すが、その現状について伺います。

- 南野直司議長 教育総務部長。
 - 小林教育総務部長 本市では、令和2年度にGIGAスクール構想で普通教室に整備したWi-Fi環境により、全ての学校で日常的にタブレット端末を共同学習や個別最適化学習などに活用し、子どもの学習意欲の向上や学習内容の理解につながっていると捉えております。今後は、音楽室や理科室などの特別教室や小学校の体育館など、現在Wi-Fi環境が整備されていない箇所の整備を進め、校内のどこにいてもWi-Fiが活用できる環境を整えてまいりたいと考えております。
 - 南野直司議長 水谷議員。
 - 水谷毅議員 特別教室での授業こそタブレットPCは必要と考えます。しゅくだい広場などで体育館に、また、学童保育室のWi-Fi環境の整備も急務であると考えます。整備に当たっては、配線工事が不要で移動も容易な通信機能を内蔵した業務用のSIMつきルーターの導入をしてみてもどうかと思います。また、今後の更新では、5Gの通信環境も整備されてきたこともあり、タブレットPCそのものに通信機能を内蔵したSIM付きの機種を採用することで、校内どこでも、また家庭学習でもそのまま使える大きなメリットもあります。今回はリースでの契約です。ぜひとも今から準備をお願いしたいと思います。また、ハード整備が進んだ今、デジタル図書等、ソフト面の充実も早急に進めていただきたいことを要望いたします。
- 次に、ICT支援員などの支援人材の役割と課題について伺います。
- 南野直司議長 教育総務部長。
 - 小林教育総務部長 ICT支援員は、月に2回、学校が希望した日に、ICT機器を

活用した授業補助や校内研修などを中心に、ICT機器の活用について授業支援を行ってまいりました。今後は、より効果的な活用に向けた教員の指導力の向上に向け、授業内容や授業づくりを指導する指導主事と連携しながら各学校を支援してまいります。

また、課題といたしましては、各学校で活用頻度が高くなるにつれ、故障端末の修理対応や、児童・生徒がパスワードを忘れた際のリセット作業などが増加しており、今後はトラブル対応や更新作業ができる人材の確保が必要であると捉えております。

- 南野直司議長 水谷議員。
- 水谷毅議員 現在は、ICTに精通した指導主事や教員が中心となってメンテナンスやトラブルに対応している旨を伺っています。支援人材を拡充し、指導主事が本来の業務に集中できるようになることが本市の学力向上へとつながることは間違いないと考え、要望いたします。

続いて、6点目、火災予防について。

発生件数については減少傾向と伺い、予防活動の成果と考えます。鳥飼西四丁目の火災におきましては、隣接した住宅事情という性質もあり、消火活動にも難を極められたものと思います。また、消防車の動線となる道路も狭隘である上、大型車両の進入が難しい状況であったと拝察いたします。本市は、密集住宅も多く、道路も決して広いとは言えない地域もあります。消防車の進入に支障となる動線を抽出し、今後の開発時に重点的な再整備が急務です。日頃の啓発活動に加え、ふだんからパトロールを行い、常習的な駐車違反や占用物への対応を行っていただきますよう要望いたします。

続いて、過去に消防団による訪問活動を

実施していただきましたが、その内容と今後の啓発活動についてお尋ねをいたします。

○南野直司議長 消防長。

○明原消防長 消防団によります火災予防啓発活動でございますが、平成28年度から平成30年度の3か年で、戸建て住宅を中心に約4,000軒を訪問いたしました。内容につきましては、避難経路の確保、住宅周辺の放火防止、住宅用火災警報器の設置状況などの調査と啓発でございます。

次に、本市の住宅用火災警報器の設置状況でございますけれども、従前から、市内約4万2,000世帯のうち400世帯を無作為抽出し、職員による設置調査を実施いたしております。本年5月の統計数値をご紹介いたしますと、設置率は67.0%でございます。

消防本部では、住宅用火災警報器の啓発活動といたしまして、従前から街頭防火宣伝、防災訓練、各種イベントでの啓発を実施してまいりましたが、昨年2月以降は、新型コロナウイルス感染拡大を考慮いたしまして、対面での啓発から可能な限り媒体を用いた啓発にシフトし、一例をご紹介しますと、昨年12月には全自治会へ啓発チラシの回覧の依頼をいたしたところでもございます。

今後におきましては、火災から命を守るため、未設置住宅への設置促進と、設置から10年以上経過をしております機器の本体交換の必要性について、ホームページ及び市広報誌等への掲載、また、公共施設、公共機関等へのパンフレット配布、ケーブルテレビ放映等を通じまして、あらゆる手段を考慮し、啓発を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 消防団や消防本部の皆様には、コロナ禍にあって予防啓発活動は大変であると思います。これからは空気が乾燥し、風も強くなる季節。市内でも、密集し建築年数の経過した住宅など、重点地域を絞り、計画的に訪問活動を進め、ご尽力いただきますようお願いいたします。

また、火災警報器にあっては、未設置住宅への設置や更新の必要性と方法を様々な機会呼びかけ、命と財産を守るために、これまで以上にしっかりと訴えていただきますようお願いし、質問を終わります。

○南野直司議長 水谷議員の質問が終わりました。

次に、塚本議員。

(塚本崇議員 登壇)

○塚本崇議員 それでは、順番に従いまして一般質問を始めたいと思います。最初は一括、以降は一問一答方式にてお願いいたします。

まず最初です。JR千里丘駅西地区再開発についてです。

木造家屋が密集し、先ほど水谷議員からもありましたけれども、一度火の手が上がれば延焼し、狭隘道路によって消防車が入ることができないような地区ですけれども、数十年の時を経て、ようやくその開発が歩進んだ感じがあります。そこで、現在のJR千里丘駅西地区再開発の進捗状況についてお尋ねします。

2点目です。本市における安全・安心な歩行者空間の整備についてお尋ねします。

これはJR千里丘駅西地区再開発にも絡んでくることなんですけれども、今後訪れる超少子高齢化、人生100年時代において、歩行空間の安全確保というのは今後マストの条件であると考えます。地域での生

活、そして見回り活動中に、高齢者の方の手押し車、また、子連れの方のベビーカーが歩道の段差によって進行しづらく、歩道を避けて車道を通る光景というのを私は見かけたことがあります。こうした危険な状況において、本市における歩道のバリアフリー道路整備の取り組みについて伺いたいと思います。

3点目です。インターネットトラブルの相談窓口についてお尋ねします。

インターネットの普及化、スマートフォンの急速な普及化に伴って、匿名SNSによる誹謗中傷や掲示板への個人情報の掲載、いわゆるネット用語でいうところのさらしという行為、こういったところが人権侵害として行われる例が後を絶たなくなってきました。これらの社会問題に対して、本市として現状認識をどのように捉えているのか、まずはお尋ねいたします。

4番目です。千里丘地域の児童収容キャパシティについてです。

摂津市の人口は、昨年2%以上上昇して、特に若年層、子育て世代の流入が見受けられます。地域の生活とか活動中によく見かけるんですけども、小さなお子さんを連れのお父さん、お母さん、そして妊婦、こういった方を見かけることも多く、うれしくなる反面、その受け皿についてしっかりしているのか、こういうところに不安を覚える面もあります。まずは、特に第三中学校区における待機児童数、その中でもゼロ歳から2歳児の待機児童数とその対策についてお尋ねします。

最後に、本年8月に起こった児童虐待死についてです。

起こってはいけない事件が起こった結果、本市の名前が悪い意味で全国に広がりました。犠牲者の児童には、深く哀悼の意

を示すとともにご冥福を祈るばかりです。そうした状況の中で、本市の住民や他市の市民から多くの意見が寄せられていると聞いています。まずは、その件数、内容はどのようなものかというのをお答えください。

1回目の質問は以上となります。

○南野直司議長 答弁を求めます。建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 JR千里丘駅西地区の再開発事業の現在の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

JR千里丘駅西地区におきましては、狭隘な道路や低未利用地が多い状況にあることや、駅前の交通混雑といった課題を解消し、都市機能の充実による駅前にふさわしい集約的な新しい拠点形成を図るべく、平成30年度から市施行による再開発事業の取り組みを進めております。事業としましては、令和元年度に都市計画を決定、令和2年度には事業協力者を決定し、施設規模や資金計画を検討するとともに、駅前広場や建築物の基本設計を行い、事業計画を作成いたしました。その後、縦覧や認可申請手続を経て、令和3年6月30日に事業計画を決定したところでございます。

現在、駅前広場や建築物の実施設計を進めるとともに、権利変換や移転に係る内容につきまして、関係権利者の方々へ説明させていただいているところでございます。今年度中には、建築物の各階の配置を決める権利変換計画(案)の作成を予定しております。また、新たに整備いたします駅前広場から府道大阪高槻京都線へつながる道路をシンボルロードとすることとしており、にぎわいが創出できるよう、今後、物販、飲食、業務、子育て施設などのゾーニ

ングの検討を進めてまいります。さらに、災害時には、建築物の一部への一時避難を可能とするといった本市の防災機能の向上に資する取り組みにつきましても検討を進めてまいります。本事業が本市のさらなる発展につながりますよう、令和8年度末の完成を目指し、着実に事業を推進してまいります。

続きまして、歩道のバリアフリー道路整備の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

歩道は、車両から歩行者を守るだけでなく、子どもから高齢者まで、また、車椅子やつえ利用者など、誰もが安全に安心して利用できる歩行空間でなければならないと認識しております。

国においては、平成12年に、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、通称交通バリアフリー法が施行されました。本市では、この法律に基づき、平成17年にJR千里丘駅及び阪急正雀駅の2駅周辺地区を重点整備地区と定めた摂津市交通バリアフリー基本構想を策定しております。平成23年3月には、同基本構想で定めた両駅周辺の重点整備地区において、特定経路及び準特定経路を定め、摂津市交通バリアフリー道路特定事業計画として事業を実施しております。

現在、両駅前に接続している千里丘三島線や正雀南千里丘線において、歩道幅員、歩道勾配、歩道段差などに配慮した道路拡幅事業を進めているところであります。また、両駅周辺以外の市内の歩道につきましては、平成5年4月に施行されました大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、道路に

おける高齢者、身体障害者等の移動円滑化を図るため、歩道の段差の規定や視覚障害者用誘導ブロックの設置などに適合していない箇所について、改良を実施しているところでございます。

○南野直司議長 市長公室長。

(大橋市長公室長 登壇)

○大橋市長公室長 インターネットトラブル相談窓口についてのご質問にお答えいたします。

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり、便利になる一方で、インターネットを悪用した、特定の地域を同和地区であると指摘したり、外国人、障害者等に対する偏見、さらには個人の名誉やプライバシーの侵害、また、新型コロナウイルスに感染された方々やその家族、医療従事者等に対するいわれのない誹謗中傷などの書き込みによる様々な人権侵害が発生していることは認識しております。

インターネット上の誹謗中傷に関する対応として、国と民間事業者による取り組みが進められており、国は、いわゆるプロバイダ責任制限法による制度整備やユーザーに対する啓発活動、事業者等についても自主的削除等の実施などが行われており、国による侮辱罪の厳罰化の動きもこの一部でございます。また、相談窓口については、総務省、法務省に設置されているとともに、民間機関でも設けられており、本市においても、人権協会に委託しております人権なんでも相談を中心に、人権女性政策課でも相談等に対応しているところでございます。

○南野直司議長 次世代育成部長。

(橋本次世代育成部長 登壇)

○橋本次世代育成部長 第三中学校区の待機児童数とその対策についてのご質問にお答

えいたします。

今年度4月1日現在、本市全体における厚生労働省定義の待機児童数は24名でございましたが、10月1日現在では61名に増加しており、全てゼロ歳と1歳となっております。また、そのうち居住が第三中学校区の方で申しますと33名となっております。

本市の子ども・子育て支援事業計画におきまして、保育の提供区域は安威川を中心に南北に分けた二つの圏域としており、南北の圏域ごとに保育ニーズの見込みと整備の計画を立てております。その整備計画に従い、第三中学校区を含む安威川以北圏域では、せつつ幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園として民営化することで保育の定員数をふやしてまいります。

続きまして、市民等から寄せられている意見の件数及び内容についてのご質問にお答えいたします。

本件につきましては、報道されました9月22日以降10月20日まで、電話666件、メール510件のご意見を頂戴いたしました。内容は、市の本件に対するご意見や、今後二度とこのようなことが起こらないようにとの要望など、様々なご意見をいただいている状況でございます。

○南野直司議長 塚本議員。

○塚本崇議員 以降、一問一答形式にてお願いいたします。

JR千里丘駅西地区再開発については、事業の完成予定を令和8年度末としていますが、その完成について、複雑な権利変換を要するなど、一部実現性を疑問視する声も上がっております。実際のところ、本当にこの計画が計画どおりに完成の可能性があるのか、その点についてお伺いいたします。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 事業の完成予定についてのご質問にお答えいたします。

事業期間につきましては、今年度に決定した事業計画において、令和9年3月31日までといたしました。事業期間の検討に当たりましては、権利変換計画の決定に係る法手続に要する期間や、関係権利者との合意形成までの期間、建築物や駅前広場等の工事に要する期間などを考慮いたしました。現時点では事業計画どおりのスケジュールで進んでおります。

今後、主な予定といたしましては、令和4年度に権利変換計画を決定し、令和5年度より現地での工事に着手、令和6年度には建築工事、令和7年度には道路工事、令和8年度に駅前広場工事と進め、令和8年度末の完成を目指しております。現時点では予定どおり進捗しておりますが、目標どおり事業が完成するよう、今後も引き続き着実な事業推進に努めてまいります。

○南野直司議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。お隣の吹田市のアリーナ建設と並行して進むこの計画によって、JR千里丘駅の乗降客数というのは、イベント時には飛躍的にふえることが予想されています。そうした見込みの中で、この地区は、摂津市の玄関口として、これまでただ通過するだけの場所から、滞在してもらおう、楽しんでもらおう、時間を過ごしてもらえるところとして認知してもらえるところの最大のチャンスであると考えています。本市住民だけではなく、他市から摂津市に行こうと思っただけのことをアピールすることが重要であると思っています。本市のユーチューブ公式チャンネルでも、プロモーションビデオでは、憩いの空間としてのイメージを強くメッセージとし

て打ち出されていると私は感じています。こうした関係者の取り組みを非常に評価いたしたいと思います。ありがとうございます。この後の質問にも関係いたしますけども、この計画実現はバリアフリー空間の創出によって成し遂げられるものと確信しております。誰もが集まり、憩い、楽しく過ごすことができる、こうした空間をぜひとも仕上げていただきたいと思います。

また、計画の中にある住居エリアはタワーマンションになるかと思っていますけども、こうしたタワーマンションは、約15年に一度大規模改修をするように国土交通省の指針にあります。大規模改修中に特に問題になるのは污水管の改修です。パイプスペースを設計時から十分に取っておかないと、スムーズな改修が行えないばかりか、下層の仮設トイレに人が集中するということにもなりかねません。商業施設を伴う住居ですから、タワーマンションだけではなく、この辺りの部分もしっかりと配慮した設計をしていただいて、計画的な運用が可能なよう設計の指導をお願いするものとして、これは要望としておきます。

続いて、歩行空間の整備についてです。経緯と改良の必要な箇所が多くあることがこれで分かりました。つきましては、現状の歩行段差解消の取り組みについてお伺いいたします。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 歩道段差解消の取り組み状況についてお答えいたします。

本市におきまして、歩道段差解消は、高齢者、身障者、子育て世代等が通行の支障とならないように、市幹線道路や学校などの公共施設の交差点周りにおいて歩道との段差改良を実施しております。進捗につきましては、令和2年度末までの取り組み実

績として、歩行者の通行に供する歩道段差として対象となる整備必要箇所1,034か所のうち811か所が整備完了済みで、整備率は78.4%となっております。交差点周りの段差解消等は歩行者の重要な交通安全対策であることから、引き続き、車椅子、ベビーカー、つえ利用者、高齢者や体の不自由な方などのスムーズな通行の実現を目指し、進めてまいります。

○南野直司議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。本市における取り組み及び進捗状況は理解いたしました。引き続き進めていただきたいと思います。

さて、ここで、バリアフリーというものは一体何でしょうかということで私は問いかけたいと思いますが、くしくも私が生まれた1974年6月に、国連障害者生活環境専門家会議によってバリアフリーデザインの報告書が作成され、これを出典としてバリアフリーという言葉が広く知られるきっかけとなりました。これは、対象となる障害者や高齢者の方に対して物理的及び精神的障害を取り除いたことを指す用語です。

私は、地域の中で活動中、視覚障害者の方がJR千里丘駅の西口にあるコンビニを利用されているのを見ました。その方は、実は千里丘地域の東側に住んでおられるんです。にもかかわらず、なぜ駅の西口のコンビニを利用するのか。このことは、事情を伺うと、千里丘沢良宜線が非常に交通量が多く危険であることから、渡ってコンビニに行くことができない、そのために駅のコンビニを利用しているんだとおっしゃっていました。こうした潜在的に隠れた危険箇所というのは、やはり多く見られると思うんです。

今後迎える超高齢社会において、つえをついた方、手押し車を押される方、様々な方が歩行空間を使用します。こうした時代においては、これまでの縁石と歩道の高さが一緒なマウントアップ歩道はもうやめていただいて、こういった歩道を排除していかなくてはなりません。今後は、縁石だけがせり出して、車道と歩道が若干の差異で造られているセミフラット歩道、こういった快適かつ安全な歩行空間をつくるのが喫緊の課題であると私は考えています。JR千里丘駅西地区の再開発にも関係してくることですけども、バリアフリー空間をつくることによって、よりアクセス性が高まり、また、本議会でも上程されております条例改正もあることから、しっかりとした歩行者空間の創出を願ひまして、これを要望とさせていただきます。

続きまして、インターネットトラブルに関しまして、本市としての取り組みをお伺いいたします。

○南野直司議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 インターネット等を悪用した、いわゆる同和地区の所在地情報の流布などの事案が発生した際には、速やかに大阪府への報告、人権擁護機関であります大阪法務局への削除要請を行うなどの適切な対応を行っております。人権侵害事案に対応するためには、ネット上での速やかな削除を含め、人権救済等に関する枠組みが必要であると考えており、大阪府市長会を通じて、国の各省庁に対して、より一層の実効性のある対策を要望しております。

また、これまでも、インターネット上における人権問題をテーマに啓発リーフレットを作成し、加害者にも被害者にもならないよう広く啓発するとともに、人権侵害が発生した際の相談先、連絡先を掲載するな

ど、周知に努めてまいりました。

若年層への取り組みといたしましては、法務局、人権擁護委員、NTTドコモと協力し、市内小・中学校においてスマホ・ケータイ人権教室を行っており、この教室は、SNSへの画像投稿等は投稿者の情報が不特定多数の方に見られる危険性がある事例や、学校内で起こり得るネットいじめについての事例を挙げ、使用についての注意喚起を行っております。また、市内中学校へのデートDV出前講座を行い、SNS上に無許可に投稿されるリベンジポルノの危険性等を訴える等、SNSを利用する機会の多い若年層にスポットを当て、危険性を訴え、適正利用を行うよう啓発を行っております。

今後におきましても、差別的な書き込みを行わないなど、他者の人権に配慮したインターネットの利用ができるよう、教育や啓発に努めてまいります。

○南野直司議長 塚本議員。

○塚本崇議員 本市としての取り組みは理解しました。ありがとうございます。ですけども、本市のホームページを見ても、その相談窓口へすぐたどり着くことができない状況です。生活に関する窓口であるならば、アクセスしやすい場所にすべきと考えています。産業振興課の消費相談窓口も同様です。ずっとホームページを潜っていかないとたどり着くことができません。これは、かなり分かっていないと、この相談窓口にとり着くことができないということですね。

現在起こっている手口というのは、電話による特殊詐欺だけではなく、SNSを利用した給与ファクタリングという手口や、デジタル商品の掲示板への書き込みを報酬とした高金利を融資する、いわゆるヤミ金

の新しい手口というのが生まれています。我々は日々こうした変化に対応していかなくてはなりません。総務省の啓発リーフレットのほうも私は見ましたけども、44ページもあるんです。インターネットトラブルがこれだけ多岐にわたっているということが認識できるんですけども、この44ページを見るのは本当に苦痛で、結構大変だと思うんです。実際に、私も生活している上で、多くの方々がトラブルに巻き込まれたり、または、そのトラブルの相談を私自身が受けるといったこともあります。そのとき、実際に被害に遭われた方というのはパニック状態なので、こうしたリーフレットを逐一読んで、その相談窓口を探すというような余裕は全くないわけです。警察のサイバーパトロールに連絡しても、よほどのことがない限り動くことはありません。

こういった中で、少し話の角度を変えると、協働、つまり協力して働くという言葉が摂津市ではよく言われていますけども、自治会加入率が低くなり、単身家族がふえている現状では、この協働を成し遂げるのはかなりハードルが高いのじゃないかと私自身は個人的に思っています。なぜなら、現在の若い世代というのは、地域のコミュニティよりもインターネットを介したコミュニティに属していて、その生活を営んでいる傾向が強いからです。言い換えると、地域のコミュニティに時間を割く余裕がなくなっているとも言えます。それだけインターネットにどっぷりつかった生活をしている、そういった層が多くなっているということですね。こうした現状から、インターネットコミュニティは現代において重要なウエートを占めるとともに、地域に代わってトラブルの原因ともなる場所でもあります。啓蒙活動は引き続き継続していただ

くとともに、市民に寄り添える市役所として、専門の窓口をつくっていただいて、相談窓口を分かりやすく掲載していただきたいと思います。法的手段や警察に相談する前に、身近な立場として相談できる、市民に寄り添える市役所であって、適切な運用が可能なように要望いたします。

続いて、千里丘地域における児童収容キャパシティについてです。

第三中学校区域内である千里丘小学校と三宅柳田小学校についてですが、現在の児童数と今後の見込みについてお尋ねいたします。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 令和3年5月1日時点での児童数につきましては、千里丘小学校は362名、三宅柳田小学校は489名でございます。また、今後の見込みにつきましては、令和3年10月1日時点の住民基本台帳によると、令和9年度の千里丘小学校は約750名、三宅柳田小学校は約500名となる見込みでございます。

○南野直司議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。今後、千里丘小学校について、児童数が大幅に増加することが分かりました。その対処についてお尋ねいたします。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 令和3年5月から7月にかけて、摂津市立小中学校通学区域審議会を開催し、千里丘小学校の通学区域について諮問いたしました。その結果、千里丘小学校の通学区域を変更せず、敷地内での施設整備を行うことが適当であるという答申を受け、7月21日開催の教育委員会定例会において、現在の学校の敷地内で施設を整備するという方針を決定いたしました。

○南野直司議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。現在の区割りを変更せず、千里丘小学校の増築によって対処するということが分かりました。これにより、今後、千里丘地域の発展によって、今度は第三中学校がキャパシティオーバーになる可能性が出てきました。第三中学校の改修、増築も含めて、今後の資産運用の計画を十分に練っていく必要があります。本市の場合、お子さんが小学生から中学校に上がるタイミングで教育の整った近隣市へ転出するという話もよく聞きます。私は、これではいけないと思っています。子育て環境が整っている摂津市だから住み続けていきたいという住民の思いを行政としてしっかり受け止めていただきたいと思っています。そして、これから起こり得る厳しい財政局面も含め、総合的かつ速やかな対処をお願いして、これを要望といたします。

次に、児童虐待についてです。

市民からのクレームや問い合わせに対応するために他の部署からの応援を頼んだと我々は聞いております。そのような対応をしていたのか、事実関係についてお答えください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 報道発表直後から非常に多くのご意見を集中的にいただき、本件以外の相談、通報への対応など、家庭児童相談課の通常業務に影響が出かねない状態が発生していたため、他課の職員の応援を受け、組織的に体制強化しつつ対応に当たってまいりました。

○南野直司議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。ご答弁によりますと、他課からの応援によって対処したということは、一定のマニュアル

によって、事件の本質をご存じない職員の方が市民の方に対応するという、これは言い方が悪くなりますけども、極めて市民の方々に失礼な対応になったのではないのでしょうか。市民からの問い合わせに対して真摯に対応できていたのか、疑念や不安を払拭できたのか、この点に関しては、私は厳しい評価を下さざるを得ないと感じています。

9月24日に開かれた協議会においては、児童虐待に関する相談件数が、平成28年には412件、令和2年には698件と、ほぼ1.7倍に増加していることが報告されています。この5年間で大幅に相談件数が増加していたわけですが、本市としてはその体制強化ができていたのでしょうか。その点についてお答えください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 家庭児童相談課の組織体制につきましては、平成30年度に、それまで係扱いでありました家庭児童相談室を課に昇格し、課の職員数につきましても、令和3年度4月現在12名体制で、この5年間で2名増員しております。主に児童虐待を担当している職員は5人でございまして、うち4人は社会福祉士の資格を有しておりますが、今回の事案を受けまして、10月からは有資格の職員1名を増員したところでございます。

○南野直司議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。子育ては私も選挙中から大きく訴えてまいりましたが、本市としても大きなテーマであると考えています。今回の事件によって、摂津市は大丈夫なのかと、日本中から私にも問い合わせや心配の声が届きました。現状、摂津市における子育てのイメージは大きく損なわれたわけでありまして、今

後、その汚名返上のために、子育てのまち撰津としてどのようなアピールをしていくのか、お尋ねいたします。

○南野直司議長 教育長。

○箸尾谷教育長 まず、このたびの事案によりまして3歳4か月で亡くなりました児童のご冥福を心からお祈りしたいと思いません。

教育委員会では、これまでから補助執行してまいりました児童福祉、そして子育て支援業務に、令和2年4月に新たに母子保健業務を加えまして、妊娠、出産から就学前の子どもの保育、教育、そして教育委員会が所管しております学校教育、生涯学習へと、切れ目のない子育て支援を続けてまいりました。そうした中でこのような事案が起きたことは大変重く受け止めております。

教育委員会では、この事案を認知いたしまして、直ちに所管しております業務の中で子どもたちの安全・安心に関わります取り組みにつきましては再点検するように指示をいたしました。今後は、再発防止に向けまして、関係課と連携をしまして取り組みを進めることで市民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

私は、9月24日の協議会でも指摘させていただきましたが、現在の虐待通報の件数からすると、実はまだ隠れた事案があるのではないかと疑念を抱いてしまいます。1件の重大事件の陰には小さな事件が隠れているのが常です。先ほど教育長からお言葉がありましたけれども、もう一度洗い出していただき、重大事件の影がないか調査していただき、常に見張っていただきたいと思えます。

声なき子どもの声を聴き、守るのは誰か、それは我々大人の責任であると私は考えます。そして、今回の事案に関しては、特に「殺されるかもしれない」と、この強い言葉で通報が入っていた経緯があります。その中で、ネグレクトと判断しながら警察との連携ができなかった点においては、本市庁内に蔓延する事なかれ主義が引き起こした悲劇と糾弾せざるを得ないかと思えます。先日も申し上げましたが、大丈夫だろうという意識がどこかにあったのではないのでしょうか。命を預かる行政においては、だろうではなく、かもしれないという観点から動くことが重要です。3歳の児童にとっては母親が世界の全てだったかもしれません。引き離すことに抵抗があったのかもしれません。しかし、そのことと虐待は別問題です。虐待となれば親は加害者です。報道では、母親も虐待に加担したとして逮捕されています。命が関わっている事案にためらいがあってはなりません。

先日、旭川市では、子どもを殴った父親が子どもからの通報によって逮捕される事件がありました。僅か3歳4か月のお子さんがそこまでできたとは考えられず、保育士からの通告があったにもかかわらず、警察と協力して抑止力を行使できなかったことを深く反省していただきたいと思えます。5月6日には逮捕された交際相手が児童の頬をたたいたという情報があった時点で、大人ならば刑事事件です。これが子どもに適用されないというのは、法整備の遅れもあるかと思えます。アメリカであれば、通報され、出廷を命じられるような案件です。大人であれば許されない、しかし、相手が子どもであれば、しつけとして注意で許されてしまうというのは、認識が

甘いと言わざるを得ません。

さらには、大阪府全体でも通報件数が増加しており、本市だけでも通報件数が5年で1.7倍にも増加しているこの状況に対応し切れていない本市の体制について疑問を感じます。現場からのフィードバックがきちんとされていたのか、管理側の責任がなかったのか、全国で発生する同様の事件に関して、しっかりと足元を見て本市に置き換えて考えてみたのか、他の議員からも指摘があるかと思いますが、言い出せば切りがないほどです。刑事訴訟法によれば、公務員には例外的に、官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならぬという規定がございます。今回の判断は、その規定を逸脱した行為であり、恣意的な思料によって犯罪を抑止できなかった、この1点においても法を犯す非常に重い行為であると受け止めていただきたい。

我々大阪維新の会は、常日頃から「全ては次世代のために。」を掲げ活動させていただいております。そして、森山市長におかれましては、人間基礎教育をしっかりと徹底し、この摂津市をつくってきたという実績がございます。だからこそ、職員の皆さんにも、次世代のために、今後このような事件が起こらないようしっかりと見張っていただき、対応していただきたいと強く強く要望させていただきます。

私からの質問は以上です。

○南野直司議長 塚本議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後2時59分 休憩)

(午後3時29分 再開)

○南野直司議長 再開します。

引き続き、一般質問を行います。

西谷議員。

(西谷知美議員 登壇)

○西谷知美議員 初めてですので、お手柔らかなによりしくお願いいたします。

一般質問に入る前に、今回の幼児虐待事件に対し、子育て支援に10年間関わってきた経験から一言申し上げさせていただきます。

私どもの団体を子育て冊子に掲載することを、再三再四、摂津市に対して要望してまいりましたが、頑として掲載してくれませんでした。理由は、業務委託をしていないから、そういう理由でした。このように様々な団体との協働を実施しなかった姿勢を今後改めていただきたいと思っております。

他市との取り組みを香川議員が先ほど質問されておりましたので、一例を紹介させていただきますと、吹田市は私どもの運営するNPOを活用されています。虐待事案でも比較的ライトな事案に対しては、市民活動を活用して職員の一人当たりの負担を減らすようにされています。そういったことから、今後は摂津市もご検討いただきたいと思っております。

そして、鳥飼地域には子育て支援のNPO法人がございません。やはりまちづくりで、鳥飼地域に寄り添い型で支援する摂津版ネウボラの創設をご提案したいと思っております。

そして、市長も先ほど言及されておりましたが、スーパーバイザーをもう一人探しているということだったので、1名心当たりがございますので、またお時間いただければご相談させていただきます。

それでは、一般質問に入ります。

一つ目、せつつ幼稚園の民営化に伴う問

題の対応について。

次年度の体制について、1学期だけ、せつつ幼稚園の保育士をサポートにつけてくれることを保護者から聞いております。しかし、2学期からは、園舎の建て替えに伴う味舌小学校内の臨時園舎に移るということもあり、そして、せつつ幼稚園の園児には特に配慮が必要なお子さんが一定数いる、そういったことから、慣れない環境での事故、または移転での精神的な影響を心配される保護者もたくさんいらっしゃいます。2学期以降の体制について、安全な保育が行えるのかどうか、これを質問したいと思います。

そして、二つ目、摂津市における学童保育について。

摂津市は、令和2年度より17時半以降の預かりが始まりましたが、市の財政的に余裕がないかもしれません。しかし、以前より要望が寄せられている土曜日の学童保育、小学校4年生以上の学童保育、この2点について、摂津市としてどう対応しているのか、現状どうなっているのかをお聞きします。

3点目、病児保育について。

摂津市において、摂津ひかり保育園において病後児保育2名、そして、吹田徳洲会病院エキスポキッズを、4,000円の利用料のうち半分を補助する、そういった形で摂津市としては病児保育を行っているがホームページには書かれておりますが、今後どうされるかについてお聞きします。

そして、4点目、中学校給食について。

今、利用率が低いデリバリー方式からセンター方式での実施を検討されているようですが、用地選定にすごく時間がかかるなど、まだめどが立っていないとお聞きしております。進捗が非常に遅い。他市の例な

どを参考に、もう少しスピードアップできないかということをお聞きさせていただきます。

そして、5点目、移動サービスについて。

村上議員のご要望、ご質問と重複する部分もあるかもしれませんが、摂津市の移動サービスとして、市の回答としてはセッピー号を推されていましたが、エリアが限定的であると思います。千里丘小学校区にセッピー号は走っていないです。二丁目、三丁目、一丁目はJR千里丘駅まで徒歩圏内ではあると思うんですけども、四丁目から七丁目にお住まいの高齢者は、移動手段がないということから吹田市のすいすいバスを利用しているとお聞きしています。やはり日常生活で困っている、そんなお話も聞いております。摂津市として、全エリアを対応できるようなサービスを実施するご予定はあるのでしょうか。

以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

(橋本次世代育成部長 登壇)

○橋本次世代育成部長 せつつ幼稚園民営化についてのご質問にお答えいたします。

せつつ幼稚園につきましては、安威川以北地域の保育の受け皿となり、待機児童の解消につなげていくため、令和4年度に公私連携幼保連携型認定こども園として民営化する予定でございます。現在、民営化に向け、保護者、引き受け事業者であります社会福祉法人桃林会、市の3者による懇談会を重ね、意見交換をしているところでございます。その中でも、支援が必要な子どもへの支援についてご意見をいただいているところでございます。

また、保護者から、民営化後の園に現せ

つつ幼稚園の職員を配置してほしいとの要望をいただいております。市の職員を民間園の配属とすることはできませんが、民営化後の園が円滑に保育を進めていただくためにも、可能な限り現せつつ幼稚園の職員が訪問できるよう検討してまいります。

続きまして、学童の土曜保育及び延長保育についてのご質問にお答えいたします。

土曜日保育は、現在、月に1回、第4土曜日の午前9時から午後5時まで開室しており、利用者は全利用者の約5%程度で、年々減少傾向にある状況でございます。延長保育のうち時間延長につきましては、令和2年度より午後7時まで開室しており、新型コロナウイルス感染症の影響もあると思われませんが、利用者は全利用者の10%程度となっております。今後も制度の周知に努めてまいります。学童保育サービスの向上につきましては、子どもの居場所の観点からも、社会情勢や児童数の動向などをしっかりと見極め、慎重に取り組んでいかなければならないと考えております。

続きまして、病児保育事業のまず現状についてお答えいたします。

現在、本市においては、国が人員や設備などの基準を定める病児保育事業のうち、保育施設に入所中の児童が病気などの回復期で集団保育が困難な場合に利用できる病後児対応型を鳥飼地域で1か所実施しております。一方で、児童が病気の回復期に至らない場合に利用できる病児対応型については、市内で実施している施設はございません。しかしながら、市外ではございますが、吹田徳洲会病院で本市の子どもたちも受け入れていただいております。利用した場合に利用料の一部または全部を補助しております。

そのほかに、在園児が対象ではあります

が、児童が保育中に微熱を出すなど体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応をする体調不良児対応型についても、公私立保育施設2か所で実施しております。

今後どうするのかについてでございます。先ほど答弁にもありましたように、令和4年度にせつつ幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園として民営化してまいります。その中で、現園舎の建築が昭和40年代で老朽化していること、また、幼稚園仕様の園舎であるため、給食設備や調乳室などが備わっていないなど、認定こども園としての設備が不十分であることから、社会福祉法人桃林会では新園舎への建て替えを計画されております。その建て替えに合わせて、病児対応型の病児保育事業についても計画していただいております。新園舎の完成予定である令和5年夏頃に事業が開始できるように協議しているところでございます。

○南野直司議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 中学校給食のこれまでの経過、考え方についてのご質問にお答えいたします。

本市の中学校給食は、平成27年6月からデリバリー選択制方式で実施してまいりました。喫食率は、令和3年1学期末現在で6.6%と、目標である10%を下回る状況が継続しており、費用対効果や、参入業者が限定されるなど、課題が山積しております。

これらの中学校給食の課題に対する有識者意見を踏まえ、令和元年度に学校給食実施方式等の検討に係る調査を実施し、自校方式、親子方式、センター方式を比較検討いたしました。調査結果を受け、総合教育

会議や学校給食会等で議論を深め、令和3年第1回教育委員会定例会で、今後の中学校給食については、これまでの家庭弁当のよさを継承しながらも全員喫食とすべきであること、給食実施方式はセンター方式とすることを基本方針としたところでございます。

○南野直司議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 移動支援やバス運行の改善等についてのご質問にお答えいたします。

市民の足を支える地域公共交通は、誰もが利用できる交通手段として確保・維持していくことは本市の重要な役割であると認識しております。市内では民間の路線バスとして阪急バス、近鉄バス、京阪バスの3社が運行している中、本市では、JR千里丘駅を起点に大阪中央環状線以西の別府地域や正雀地域などを循環する近鉄バスへの補助や、鳥飼地域を中心に運行する路線バスを補完する公共施設巡回バス、通称セッピー号の運行により支援を行い、市民の交通手段の利便性向上に努めているところでございます。

しかしながら、バス事業者におきましては、現在、利用客の減少や運転士不足などの直面する問題があり、市民の利便性への影響が懸念されるところであります。そのため、まずは、本市の道路交通状況や地域の実情に合わせた移動手段について、現在の支援が妥当かどうか、持続可能な公共交通サービスはどうあるべきかの視点に立って、市域全体の公共交通網の在り方を見極めていく必要があると考えております。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 民営化に伴う問題の対応について、引き続き質問させていただきます。

1学期は、緊急事態宣言下ということもあったかもしれないんですけども、せつつ幼稚園のほうに次の事業者である社会福祉法人桃林会から保育士を派遣してもらおうとか、関わってもらおうということになっているはずなのに、あまり見ないという形で保護者からの声が上がっていることについてお聞かせください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 民営化に伴います社会福祉法人桃林会の引き継ぎについてのご質問にお答えいたします。

令和4年4月の民営化に向けて、先ほどの3者での懇談会のほか、市と社会福祉法人桃林会でも協議を重ねているところでございます。また、社会福祉法人桃林会といたしましても、せつつ幼稚園の教育、保育の内容を引き継ぐため、民営化後の園長就任予定者が定期的に日々の保育や行事などに参加しており、現在のせつつ幼稚園の状況の把握に努められているところでございます。先日開催しましたせつつ幼稚園の運動会におきましても、せつつ幼稚園の職員と同じシャツを着た社会福祉法人桃林会の職員が一緒になって演目の準備などを行っており、引き継いでいくという姿勢がうかがえております。

今後、民営化までに、さらに密度の濃い引き継ぎが必要になってまいります。年明けからは、民営化後の園の勤務予定者が日々の保育に入っていく人数及び回数をさらにふやしていく予定でございまして、園児たちと触れ合いながら、個々の特性についても把握に努めていただく予定でございまして。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 ありがとうございます。引き続き、子どもたちの安全な保育について

て、しっかりと対応していただきたいと思
います。

補足として、摂津市北部には、つくし園
に相当する、発達障害や、グレーゾーンと
言われる、ちょっと発達に懸念のあるお子
さんがいらっしゃるご家庭がお子さんを託
せる施設、または幼稚園といったものがな
い状態ですので、それらの施設の確保も検
討いただきたいと思ひます。

次に、学童保育についてですが、今、土
曜の学童保育が利用率5%ということなの
ですが、実際、土曜の保育園を利用してい
る人はどれぐらいいるのかというのと比較
してほしいんですよね。小学校の土曜学童
保育が4週目の土曜日にしかないというこ
とであれば、分かっている保護者は、仕事
を転職するか、または土曜の勤務を減らす
か、そういったことで多分調整している
と思われるんですよね。調整が必要な環境
にあるんだったら、引っ越して他市に行こう
ということになると思うんですが、やはり
その辺りをきっちり調べてからパーセンテ
ージは出していきたいと思ひます。

そして、吹田市なんです、吹田市も土
曜学童保育がないんですが、児童館が吹田
市内に五つあり、そこが土曜学童保育の補
完施設となっているような現状がございま
す。いきなり土曜学童保育を始めるのは、
スタッフの確保などが難しいと思うんです
が、今、摂津市には児童センターが摂津小
学校の付近に一つあるだけなので、子ども
たちの居場所ということで対応は考えられ
ているでしょうか。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 子どもの居場所につ
きましては、共働き世帯が増加する中で、
貧困対策、孤立の解消、コミュニティの再
生などの役割を担い、コロナ禍においては

地域のセーフティネットとして期待されて
いることから、その必要性は認識しており
ます。現在、子どもの放課後の居場所とし
ては、学童保育室をはじめ、児童センタ
ー、わくわく広場、摂津SUN SUN塾、
しゅくだい広場などがございます。そし
て、令和3年度と令和4年度にかけまし
て、安威川以南にとりかいこども園と児童
センターの複合施設の基本設計を実施し、
子育て環境をより充実してまいりたいと考
えております。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 立派な施設を建設するこ
とも大事なんです、やはり点在する空き家
を活用するなど、小学校区に一つ確保す
ることが望ましいと思うので、財政上厳しい
面はあるかもしれないのですが、その辺り
をぜひご検討いただきたいと思ひます。

そして、病児保育についてなんですけれ
ども、病児保育を利用する人はツーパター
ンあると思うんですよね。お休みすること
でお給料が減るから困る人、また、ママ議
員はこの中にはいないんですけれども、私
がもっと小さい子どもがいてたら、本会議
に出るのに、病気になった、議事を休む
って絶対できないですよね。そういったこ
とから、職業柄どうしても休めない方もい
ると思ひます。やっぱりこの二つのケースに
対して対応していくのが、子育てナンバ
ーワンを標榜するのであれば必要かと思われ
ます。

それで、私どもと言ったらあれなんです
けれども、NPO法人の対応としては、豊
中市にあるシャイニーキッズという病児保
育施設をよく利用しておりました。他市を
受け入れてくれるところと、あと、前日に
病院を受診していなくても受け入れてくれ
るところがとても便利だったので、

後発で病児保育施設を確保するのであれば、より保護者の方が利用しやすい、そういった施設の視察なども検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 民営化されます社会福祉法人桃林会のほうの計画でございますが、今後のそういった求められる施設の視察等については、こども教育課が中心となって検討していきたいと思っております。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 また、一つ造るだけでは、また北部の施設が充実するだけで、鳥飼エリアが不十分になってしまうので、例えば、介護や保育などに従事する方が欠員が出ると困る、そういった事業者ですので、そこと共同運営で市の負担が少なく運営できるような形も模索していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

中学校給食についてですが、センター方式をどうしても推し進めたいというのが見え隠れする答弁だったんですけれども、長岡京市が、市の人口も8万人程度で、中学校も5校ということで、敷地の大きさなども違うかもしれないんですが、かなり丁寧にホームページにどのように自校式と親子式の給食に移行していったかというのを出されているので、それらをご一読いただいて、センターは用地がなかなか見つからないというもおっしゃっているので、なるべく早く実施していただくためにも、センターではなく、なるべく自校式、親子式で実施できるような方法を模索いただきたいと思っております。

そして、移動サービスについてですが、鳥飼エリアにおいて交通が不便なことは人口減少の原因の一つと言われております。というのは、私の知り合いに、夫婦とも摂津

市出身で、今、庄屋エリアに住んでいるという方がいらっしゃるんですけれども、その方は、ご主人が一津屋、奥さんのほうが千里丘東に実家があるんですけれども、やっぱりどこに住むか、そんなもん鳥飼ちゃうやろみたいなことをおっしゃっていました。やっぱり交通の便を重視したそうです。そういう意味でもセッピー号では交通不便解消を果たせていないと思うのですが、いかがでしょうか。

○南野直司議長 答弁を求めます。建設部長。

○武井建設部長 今、公共交通の全体の空白地なり、そういう面で路線バスを基軸にする中で、そこが抜けている部分を近鉄バスの補助であったりセッピー号の支援という形でやっております。先ほども答弁させていただきましたとおり、そういう支援の仕方がいいかどうかというのも今後は検討してまいりたいと思っております。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 人口減になっていけば、より利用者が減って民間の企業が参入しにくくなるというのは予想がつくので、例えば、NPOなど非営利の市民団体を活用するなど、いろいろな方法を模索していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○南野直司議長 西谷議員の質問が終わりました。

次に、福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 それでは、順位に従いまして一般質問いたします。

高齢者などを対象にしたスマホ教室の開催について。

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の中で、外出自粛、密を避けるな

ど、人と接触する機会を減らし、新しい生活様式として電子決済、オンライン会議、アプリの活用などが導入されて、スマートフォンの普及が進んでいます。また、旧方式の3Gのサービスが段階的に終了し、将来的に従来型携帯電話、通称ガラケーの利用ができなくなります。ところが、60代、70代の利用者で3G終了を知らない人が4割おられ、一方で、スマホを持たない人が切り替えない理由は、必要性を感じない、使い方が分からないとのこと。こうしたデジタル機器に不慣れな高齢者と通信システムが切り替わる状況について、どのように認識されているのか、お聞かせください。

次に、高齢者移送サービス事業の拡充について。

緊急事態宣言の中で気づいたことは、自由にお出かけできることの大切さです。お出かけとは、ただ移動する、外出するということだけでなく、道中や行き先でいろいろなことに会うことも健康に係る大切な要素であるということです。本市が実施する高齢者のお出かけ支援として高齢者の移送サービスがありますが、事業内容と現在の利用者数についてお答えください。

次に、小学校に冷水機を設置することについて。

新型コロナウイルスの感染対策で、新しい生活様式の一つであるマスクの着用は、1年以上経過して慣れた方もいらっしゃるでしょうが、マスク着用により熱中症のリスクを高めると言われます。喉の渇きを感じにくく、吐く息の温度は体温とほぼ同じになり、体内に熱が籠もりやすくなるため、やはり小まめな水分補給をすることが大切です。学校へ通う小学生の児童たちは水筒を持参していますが、お茶を持ってこ

られない児童や、帰宅するまで水が足りなくなる児童がいないのかと考えますし、通学の距離、教材の重さなど、このような負担は取り除いてあげられないものかと考えます。学校生活における水分補給の現状をお答えください。

次に、幼い命を守る児童虐待対応の取り組みについて。

このたび虐待を受けて亡くなられた児童に対して心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、行政に関わる一人として、このような事件を二度と起こさせない、そう誓って努めていきたいと思っております。そのための今後の対応について質問をさせていただきます。

児童福祉法に基づいて、自治体には要保護児童対策地域協議会、略して要対協が設けられています。平成28年に一部法改正され、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達、自立を保障される権利があり、親権者のしつけを名目とした児童虐待の防止が明確となりました。また、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、児童虐待のリスクを発見・低減するための子育て世代包括支援センターを市町村に設置すること、そして、児童の安全を確保するための初期対応が迅速・的確に行えるため、要対協の機能強化といったことです。昨年開設された子育て世代包括支援センターの児童虐待防止における位置付けをお答えください。

以上、1回目を終わります。

○南野直司議長 答弁を求めます。保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 高齢者などのスマートフォンの状況についてのご質問にお答えいたします。

現在、携帯キャリア大手は、令和3年度末から令和7年度末にかけて、第3世代移動通信システム、いわゆる3G回線サービスの終了を発表しております。携帯キャリア大手の調査によりますと、現在、60代で19%、70代で26%が3G回線のいわゆるガラケーを使用しており、今後、高齢者がスマートフォンへ切り替えることが予測されます。しかし、スマートフォンの操作などが不慣れな高齢者もおられることから、高齢者がスマートフォンを抵抗なく使用できるよう、また、情報格差が生じないよう取り組む必要があると認識いたしております。

続きまして、高齢者移送サービス事業の拡充についてのご質問にお答えいたします。

高齢者移送サービスは、一人で外出することが困難な車椅子を利用する65歳以上の高齢者で、要支援もしくは要介護認定を持つ方が、市内及び近隣市への通院等のご利用のため外出する際に、月に4回まで無料で移送するサービスでございます。業務は、シルバー人材センターに委託し、福祉車両4台で行っております。登録者は、令和2年度末で449名、1日4名程度の利用があり、延べ利用回数は1,157回でございます。

○南野直司議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 学校生活における水分補給の現状についてのご質問にお答えいたします。

現在、小・中学校においては、ご家庭から水筒を持参し、日中の水分補給を行っております。小学校では、放課後になると児童は原則帰宅することから、特別な水分補給の対応はしていませんが、学童保育室

入室児童にはお茶の準備をしております。中学校では、放課後や長期休業中に部活動があることから、PTAの寄贈等により冷水機の設置がなされております。しかしながら、現在はコロナ禍における感染拡大防止として冷水機の使用を禁止しており、代替としてウォーターサーバーを設置しているところでございます。

○南野直司議長 次世代育成部長。

(橋本次世代育成部長 登壇)

○橋本次世代育成部長 子育て世代包括支援センターにおける児童虐待防止の位置付けについてのご質問にお答えいたします。

令和2年4月に次世代育成部内に設置いたしました子育て世代包括支援センターは、その設置目的を主に、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することとしております。また、育児不安や児童虐待の予防、早期発見に関する様々な取り組みについても、子育て世代包括支援センターの最も重要な役割として位置付け、妊産婦、乳幼児等の状況を継続的、包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連携を図っているところでございます。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 それでは、一問一答でお願いいたします。

高齢者などを対象にしたスマホ教室の開催についてですが、国が示すデジタル社会の実現に向けて、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の基本方針を踏まえ、これからの生活には、デジタル化が進み、行政サービスも重要な役割を担っていくと思われま。本市もLINEやホームページ

ジで情報発信をしていることから、デジタル機器に不慣れな高齢者に対してサービスが受けられるようにすることが大切だと考えます。スマホの扱いに慣れる機会をふやし、高齢者が安心して利用できるようにするためのスマホ教室の開催について、本市の考え方をお聞かせください。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 高齢者などを対象にしたスマホ教室の開催についてのご質問にお答えいたします。

高齢者などを対象にしましたスマホ教室の開催につきましては、現在、公民館講座やいきいきカレッジで既に開催のほうを実施いたしております。また、LINEでの情報発信や新型コロナウイルスワクチンの予約、摂津市インスタ隊など、スマートフォンを活用した情報収集や情報発信にも取り組んでおります。今後も、高齢者などが安心してスマートフォンを利用できるように、本市にとってどのような方法で実施するのが適切か、他市の事例も参考にしながら、情報格差の解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 行政の情報発信や行政手続のオンライン化が進めば、デジタル技術を使いこなせる人とそうでない人とのデジタル格差を解消することが課題となつてまいります。総務省は、デジタル活用支援推進事業として、主に高齢者のデジタル活用を支援する講習会の開催を発表されました。この事業は携帯販売者と連携することなどが含まれています。

枚方市が取り組んでいる事例ですが、市内の携帯ショップと連携する事業をスタートしております。スマホの新規購入者が受けられるサポートは、LINEのダウンロ

ード、そして、新型コロナウイルス感染症や防災情報などを発信する枚方市LINE公式アカウントの登録、また、健康づくり活動でポイントをためて市内飲食店で使えるひらかたポイントのアプリのダウンロードと基本情報の登録など、そういったものが無料で受けられます。さらには、期間限定で、新規購入時と2か月後にスマホ利用のアンケートに回答すれば、最大3,000円相当のひらかたポイントを付与し、商業活性化と連携させた内容にも取り組んでおられます。

スマホを使ってLINEやZoomができるようになれば、コロナ禍では直接会えなかったことが、自治会、老人クラブ連合会、そのほかのグループで市民同士がつながる手段がふえてまいります。そして、防災情報や健康増進の情報発信にも活用できる点からも、ぜひ高齢者とスマホに不慣れな方にも対応ができるスマホ教室の開催に取り組まれることを要望いたします。

次に、高齢者移送サービスの事業についてですが、高齢者移送サービスを利用できるのは、介護認定と車椅子に乗っていることが条件であります。しかし、コロナ禍で外出を控えてきたことによって身体が弱っている方がふえているように思います。でも、日常生活がありますから、バス停まで、駅まで、スーパーまでと目的を持って、自分のため、健康のためにと日々歩いておられます。また、周囲から促されて自転車に乗ることをやめた人、運転免許証を返納した方々は、荷物を持って歩いたりするといった習慣がありません。介護認定を受けていない方々にお出かけがしやすくなる支援をすることで、健康維持にも効果があると考えますが、本市の見解をお聞かせください。

- 南野直司議長 保健福祉部理事。
- 平井保健福祉部理事 介護認定を受けていない方の外出支援についてのご質問にお答えいたします。

令和2年4月に初めて緊急事態宣言が発令されてから1年半以上が経過し、高齢者の中には体力が低下した方もおられることを、介護現場の関係者からも報告を受けております。外出することは心身の健康保持に効果があると言われており、高齢者の移動支援を行っている先進的な市町村の利用者の中には、外出することで元気が出たという声もございます。本市といたしましては、介護予防の観点を踏まえ、他市の先行事例を参考に、高齢福祉サービスの優先順位をつけながら本市にあった仕組みづくりの研究を続けてまいりたいと考えております。

- 南野直司議長 福住議員。
- 福住礼子議員 ぜひ、高齢者と外出支援が必要な障害者、妊婦、多胎児を持つような方々が利用できる移送サービスの仕組みをつくっていただきたいと思います。

昨年11月に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正をされました。これは、バスなどの需要が縮小されていくこと、高齢者の運転免許証の返納後を踏まえて、自治体が地域の公共交通の改善や移動手段の確保に取り組むことが前提とされています。地域の特性に合わせて取り組む事例を紹介いたしますと、福井県永平寺町のゴルフカート型の自動走行車両、佐賀県唐津市のデマンドタクシー「きゅうらぎ号」、滋賀県草津市の予約制乗合デマンド型タクシー「まめタク」、今、次々とそういった事例がございます。移送サービスは、高齢福祉サービスとしての事業が主であります。村上議員の公共交通に関する質

問もございましたが、将来的には公共交通と組み合わさったような地域に合った移動手段の確保、そういった計画をしっかりと推進していただくよう要望いたします。

次に、小学校に冷水機を設置することについてですが、今年7月から9月の平均気温は前年よりも低いという結果でございました。ただ、7月の最高気温の月平均は前年より2.9度高い結果であります。熱中症対策と新型コロナウイルス感染対策を取りながらの学校運営は、先生方にも緊張が伴う毎日だと思います。先ほどのご答弁で、中学校の部活動があるためPTAから寄贈された冷水機は、感染拡大防止のために使わず、ウォーターサーバーをリースして代替設置しているとのことですが、やはり水分補給の必要性が高いということだと思います。

日本は、蛇口から出た水がそのまま飲める、世界でもトップクラスの安全性の高い国であります。水道水に関する意識調査で、水道水を飲み水として利用しているという問いに対して、20代は56.9%、70代以上は78.1%という差があります。また、水をどのように飲んでいるかについては、浄水器を設置しているというのは世代的にも差はありませんが、ミネラルウォーターなどを購入して飲むというのは、20代が29%と一番高く、年代によって下がっていき、70代以上は13.8%でした。設置されていない小学校に冷水機を置くことで水道水の普及につながると考えます。水道事業部として、このような観点から冷水機設置についてのお考えをお聞かせください。

- 南野直司議長 上下水道部長。
- 末永上下水道部長 水道事業では、いつでもどこでも水をおいしく飲める水道を目標

に掲げ、水質検査計画に基づき、定期的に水質検査を行っております。これにより、水道水は飲料水として安全にご利用いただけます。水道水を直接飲用することが、市民生活の観点で考えますと、ミネラルウォーターよりも安価であり、経済的負担軽減につながるものでございます。

また、水道事業にとっても水道水の普及は大変重要なことであると認識いたしております。そのため、小学校のみならず、各家庭や事業所におきましても飲用水としてご利用いただけるよう、水道水のPR活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 寝屋川市では、上下水道部と教育委員会が協力をして、市長の重点施策、子どもを守る取り組みとして、学校の熱中症対策のため、おいしい水飲み場事業として、2019年から全小・中学校に冷水機の設置を進めております。冷たくておいしい、安心して水道から水が飲めるようになったと好評だったと聞いております。以前にも冷水機の設置について質問をいたしました。市内の体育館にバリアフリー対応でマイボトル対応のできる冷水機を設置していただき、体育館を利用される方には大変喜んでいただいております。学校施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、休日や夜間には地域住民のスポーツ活動の場として利用されていることから、水分補給がしやすい熱中症予防対策としても冷水機設置をどうぞ検討していただくように要望いたします。

次に、幼い命を守る児童虐待対応の取り組みについてですが、虐待による死亡事例の中で、ゼロ歳児の割合は半数近くを占めていて、ゼロ歳児死亡事例は、望まない妊

娠の割合が7割という現状です。こうした背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えている、また、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題といったことがございます。妊産婦や乳幼児等への健診、保健指導を行う母子保健事業の観点から、児童虐待の予防対策の取り組みについてお答えください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 子育て世代包括支援センターでは、妊娠届け出時に全ての方に面接を実施することとしており、母子保健コーディネーターがアセスメントを行い、妊産婦の心身の状況や養育環境等を的確に把握し、育児等に必要な助言を行っているところでございます。また、出生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師等が訪問するこんにちは赤ちゃん訪問事業や乳幼児健康診査を実施しており、継続的に乳児の発育状況を確認するとともに、保護者の育児の困り事に対する悩み相談を行っております。

これらの取り組みを行う中で、支援が必要な家庭を発見した場合は、産後ケアや産前産後ヘルパーなど、様々な母子保健サービスを提供するとともに、養育不全の兆候があるなど児童虐待のおそれが想定される場合には、速やかに子育て世代包括支援センター内での連携及び情報共有を行い、児童虐待予防・早期発見に取り組んでおります。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 妊娠が分かって最初の窓口である出産育児課が、全数面接後の健診や訪問等で児童虐待の早期発見をする機関として大変重要であるということを理解いたしました。では、虐待通告を受理する機関である家庭児童相談課が、今後どのように

取り組み、幼い命を守る対応ができるのか、人材育成の観点からお答えください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 家庭児童相談課では、社会福祉士や心理士などの資格を持った職員を配属してきているほか、人事異動で新たに配属された職員には児童虐待の研修や、一定年数が経過した職員には、大阪府が実施します児童家庭相談担当者スキルアップ研修、スーパーバイザー研修、子ども家庭センター派遣研修などの研修の受講により、児童虐待対応力の向上に取り組んでおります。

今回の事案発生を受け、体制強化として、10月から有資格者の職員を1名増員するとともに、外部の有識者によるスーパーバイザーの導入を予定しているところでございます。外部人材からの様々な指導、助言を受けることにより、職員個々のスキルアップを図り、よりよい支援につなげてまいりたいと考えております。

ただ、児童虐待対応につきましては、一つの部署だけでできるものではありません。家庭児童相談課のみならず、母子保健の担当課である出産育児課や、保育所、幼稚園、認定こども園などの担当課であるこども教育課、小・中学校の担当課である学校教育課など、児童と関わりの深い業務に従事する実務担当職員には、児童虐待の対応に関する知識、情報の研修を実施してまいりましたが、今後、関係課の管理職をはじめとした職員全体での研修の実施により、関係課が一層連携し、虐待防止を図っていく体制づくりを目指してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 平成17年10月に発刊されました「摂津市児童虐待防止連絡会の歩

み」というのを読ませていただきました。この中で、児童福祉法の改正で、自治体が、要対協の設置ができる前から、平成7年頃、子育て支援ネットワーク推進会議を立ち上げて、児童虐待防止のネットワークが根づいていたと、大阪府吹田子ども家庭センター所長が記述をされておりました。本市が先進的な取り組みをされていたということでもあります。そして、子育て支援ネットワークから児童虐待防止ネットワークというものを独立させ、摂津市児童虐待防止連絡会、すなわちChild Abuse Prevention in Settsuの頭文字を取ってCAPISEというのが設置をされております。被虐待児の援助体系、また、児童虐待予防への取り組みが分かりやすく書かれておりました。この摂津市の先進的な取り組みに追いつこうと、家庭児童相談に従事をする方々が今も多くおられます。冊子を発刊された当時の家庭児童相談室室長が、児童虐待防止協会等でも現在も大変大きく活躍をなさっております。ぜひ、摂津市をよく知り、経験豊富な方に、今後の人材育成、虐待対応のノウハウをしっかりと学ぶべきだと思います。ご検討をぜひお願いいたします。

令和元年に起きました野田市虐待事件は、父から暴力を受けていた小学生女兒が亡くなったことを受けて、千葉県児童虐待死亡事例等検証委員会が報告書をまとめております。その中に、女兒が学校のアンケートに「先生、どうにかできませんか」と記入したことを機に、女兒は一時保護をされますが、その後の支援にミス及びリスクの判断が不十分なまま支援の修正ができずに痛ましい結果を招いてしまった、そして、人員体制、育成不足、経験を積み重ねていない、スーパーバイザーの機能ができ

ていない、専門性の不足など課題があったとあります。野田市は、独自の児童虐待事件の再発防止委員会を立ち上げて、市一丸となって二度とこのような事件を起こさないよう取り組んでおられます。本市も、再発防止委員会を設け、体制強化を図るとともに、庁内全体で取り組む体制の構築にぜひとも取り組んでいただくよう要望いたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○南野直司議長 福住議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時20分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 南 野 直 司

摂津市議会議員 森 西 正

摂津市議会議員 弘 豊

摂津市議会継続会会議録

令和3年10月29日

(第5日)

令和3年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

令和3年10月29日(金曜日)
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	森西 正
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本 崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
副 市 長	福渡 隆	教 育 長	箸尾谷知也
市 長 公 室 長	大橋徹之	総 務 部 長	山口 猛
総 務 部 理 事	辰巳裕志	生 活 環 境 部 長	松方和彦
保 健 福 祉 部 長	野村真二	保 健 福 祉 部 理 事	平井貴志
建 設 部 長	武井義孝	上 下 水 道 部 長	末永利彦
教 育 委 員 会 長	小林寿弘	教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	橋本英樹
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	池上 彰	消 防 長	明原 修

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	牛渡長子	事 務 局 次 長	大西健一
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

1,

一般質問

野 口 博 議員

三 好 義 治 議員

増 永 和 起 議員

嶋 野 浩一朗 議員

弘 豊 議員

松 本 暁 彦 議員

藤 浦 雅 彦 議員

- 2, 議 案 第 5 2 号 令和3年度摂津市一般会計補正予算（第8号）
議 案 第 5 3 号 令和3年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）
議 案 第 5 4 号 令和3年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議 案 第 5 6 号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 5 7 号 摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 5 8 号 摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 5 9 号 摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 5 5 号 摂津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 3, 議 案 第 6 3 号 工事請負契約締結の件
- 4, 議会議案 第 7 号 摂津市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
- 5, 議会議案 第 8 号 出産育児一時金の増額を求める意見書の件
議会議案 第 9 号 選択的夫婦別姓制度の議論を求める意見書の件

1 本日の会議に付した事件

日程1から日程5まで

(午前10時 開議)

○南野直司議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、増永議員及び三好義治議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

野口議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 皆さん、おはようございます。

最初に、JR千里丘駅西地区再開発についてお聞きします。

6月30日の事業計画決定後、この間、関係権利者への地区外への転出申し出、資産評価額の提示、再開発ビルの床の概算額の決定、各権利者にとって最も大事な局面を迎えています。そして、これから権利変換計画策定に向けて動いていくこととなりますが、4点お聞きします。

一つは、今の取り組み状況と当面の計画について、二つは、これまで申し上げてきた都市計画法第74条に規定されている生活再建措置の具体化について、三つは、周辺商店との協議について、四つ目は、身の丈に合った計画からしても、なぜマンションが35階建てなのか、それぞれお聞きいたします。

次に、教育センター横の柳田橋周辺の安全対策についてです。

この場所は、ご承知のとおり、三宅柳田小学校、第三中学校、摂津高校の三つの学校の児童・生徒が特に朝の登校時間帯には大変集中する中で、以前から安全対策を求める声が届いています。古くは青信号時間の延長、数年前から地下道の自転車通行規制の問題などを改善されてきていますが、今年4月には、柳田橋東詰めの改善につい

て、地元から改善を求める嘆願書が提出されています。摂津高校の生徒などは、自転車利用されている生徒も多く、大変危険な状態を解消するために、もう1本反対側に自転車歩行者専用の歩道橋を設置してはどうかとの声が広がっています。これまでの取り組み状況を含め、抜本的な改善に取り組むべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、香露園1号線の大型車規制についてです。これまでも取り上げてきた問題です。

香露園1号線の両側の住宅では、その揺れ、振動、粉じんなどにより毎日大変です。ぜひ早期に実現すべきだと考えています。千里丘三島線の千里丘東二丁目地域の拡幅整備の完成による大型車の南側方向への大型車規制解除が条件だとされてきていますが、今時点の見通しについてお聞きいたします。

次に、コロナ感染から命を守るための対策についてです。

この間、新型コロナウイルス感染爆発と医療崩壊が起こり、多くの人々の命が失われました。昨日の発表では、大阪府内でその数は3,044人に達しています。単純に計算すれば、摂津市では20人から30人になると思います。ワクチンの2回目の接種率が7割を超えた国々では、現在、感染が再拡大しています。第6波に向けて、新型コロナウイルス感染症から命を守るために、自治体として今何をすべきかをきちんと整理し、対策を講じていくことが重要だという点で、2点お聞きいたします。

一つは、新型コロナウイルス感染拡大対策について、令和2年度の決算を受けて、結果として摂津市の持ち出しはどのくらいになるのか。

二つ目は、市としての新型コロナウイルス感染症対策について4点お聞きいたします。

1点目は、新規感染者が激減している今こそ、ワクチン接種と一体に市独自の検査体制の拡充に取り組むべきだと考えます。いかがですか。

2点目は、医療保健体制の拡充です。この間、新型コロナウイルス感染症の入院ベッド数が半分にされてしまいました。保健所の数が半分以下にされてしまいました。これが医療崩壊につながったことは明らかであります。また、地域医療構想の名で、事もあろうに、消費税を財源として急性期の入院ベッドを20万床削減する計画を進めています。こうした逆向きの中で、身近な自治体として市民の命をいかに守っていくのか、そのための取り組みが求められていると思いますが、いかがですか。

3点目は、暮らしと営業への支援の問題です。前回、全国的に弁護士を中心として取り組まれた暮らしを守る電話相談会のまとめを紹介し、非正規労働者、女性、高齢者に対する市独自の追加の支援策を求めました。緊急小口資金、総合支援資金、住居確保給付金の利用状況と併せて、この取り組みについてお聞きします。

4点目は、自宅療養者に対する支援策についてです。近隣自治体を含め、大阪府内でも様々な支援策が実施されています。安心して療養できるような寄り添った対応が必要だと考えますか、いかがでしょうか。

以上、1回目です。

○南野直司議長 答弁を求めます。建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 JR千里丘駅西地区再開発についてのご質問にお答えいたします。

本事業は、令和元年度に都市計画を決定し、令和2年度は事業計画の作成と縦覧手続を進めてまいりました。令和3年度に入りまして、大阪府知事の認可申請の手続を行い、令和3年6月30日に事業計画を決定したところでございます。

事業計画の作成の際には、土地の高度利用による災害に強い良好な住環境の形成や、都市機能の充実によりにぎわいを創出する拠点の形成といった本事業の目的を踏まえるとともに、JR千里丘駅周辺の人口動態や市場ニーズ、事業採算性を考慮し、住宅や商業業務施設の規模を決定いたしました。併せまして、ビル風シミュレーションにより風の影響等も踏まえた計画とするなど、周辺環境への影響の低減についても考慮したところでございます。

現在の取り組み状況につきましては、土地、建物等の調査結果に基づき作成した土地調書と物件調書や、国の定める公共用地取得に伴う損失補償基準に基づく従前資産の評価の内容につきまして、関係権利者の方々へ説明させていただいており、権利変換計画(案)の作成を進めているところでございます。その中で、関係権利者の方々からは、様々なご意見、ご要望をお伺いしておりますが、可能な限りご要望等に対応できるよう検討を進めております。また、今後、周辺商店とも共に共栄できるよう、にぎわい創出につながる商業業務施設のゾーニング等を検討してまいります。今年度中には権利変換計画(案)の作成を予定しておりますが、引き続き、関係権利者の方々へは、事業の推進にご理解、ご協力いただければ幸いですよう丁寧に対応してまいります。

続きまして、柳田歩道橋の新たな安全対策についてのご質問にお答えいたします。

柳田歩道橋は、三宅柳田小学校と第三中学校の通学路として指定されているとともに、隣接する摂津高校の学生も通行していることから、朝の通学時間帯は歩行者、自転車が集中していると認識しております。歩道橋内では自転車の通行も見られます。自転車は、道路交通法では車両扱いであることから、車道通行が原則であり、歩行者の安全対策として、摂津警察と調整し、自転車利用者に対して啓発看板を設置いたしました。また、学校のほうにおいても柳田本橋の車道を通行するように指導していると伺っております。

柳田歩道橋は、幅員が2.5メートルあり、歩道の幅員基準よりも広い状況のため、現況の歩道橋で歩行者の安全は確保できていると考えておりますが、今後も、現地の状況を注視しながら、必要に応じて警察や関係者と協議し、対応してまいります。

続きまして、府道大阪高槻京都線から千里丘ガード方面への大型車通行規制解除と市道香露園1号線の大型車通行規制についてのご質問にお答えします。

市道千里丘三島線につきましては、令和5年度末の道路拡幅整備完成を目指し、現在、用地確保に取り組んでいるところでございます。これまでは、歩道整備がされていない状況の中、歩行者の安全が確保できないとの理由から、大阪高槻京都線から千里丘ガードへの大型車通行規制が継続されております。

次に、市道香露園1号線は、これまで、歩行者の安全な歩行空間を確保するために、民地の一部を買収し、連続した歩道整備を行うとともに、通行車両への注意喚起として路面標示や電柱幕を設置して、速度抑制等の啓発に取り組んできたところであ

ります。

通行規制につきましては、摂津警察署から、千里丘三島線の大型車規制の解除は、道路拡幅工事完成後、交通渋滞等の状況を見てその可否を判断する、また、香露園1号線の大型車通行規制につきましては、周辺の規制状況や大型車の迂回路、広範囲に及ぶ事業者への影響等を考慮に入れた検討が必要であると伺っております。今後も、千里丘三島線の拡幅事業を進めるとともに、摂津警察署とも協議しながら、地域住民の安全な通行が確保できるよう努めてまいります。

○南野直司議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 柳田橋東詰め安全対策についてのご質問にお答えいたします。

柳田橋東詰め交差点につきましては、これまで、学校や地域の声を受け、安全指導や啓発看板の設置を行ってまいりました。令和3年4月に、子どもの安全確保のため、第三中学校前交差点の拡大・一体化の要望が地域からあり、摂津警察署と協議いたしました。様々な問題点等が考えられることから、拡大は適切ではないという回答をいただいております。教育委員会といたしましては、子どもたちの安全対策といたしまして、交通専従員の配置を実施してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 新型コロナウイルス感染症対策費に対する本市の持ち出し、いわゆる一般財源の額はどのくらいであったのかというご質問に対してお答え申し上げます。

令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金につきましては、対象事業の実施計画及び実績報告を国に提

出いたしております。新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者等激励金給付事業など41の事業、総予算額としまして約1億6,000万円の計画に対しまして、実績報告での総事業費は約8億3,000万円でございます。これは、見込んでおりました給付対象件数に比べ申請数が少なかったことや、物品の購入で、複数業者の競争によりまして経費の節減が図られたことなどによるものと考えております。

総事業費約8億3,000万円に対しまして、地方創生臨時交付金が約7億4,000万円、寄附金やその他の国庫補助金等が約5,000万円でありますことから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実績報告での一般財源は約4,000万円でございます。その他、新型コロナウイルス感染症対策費としまして、予備費から約2,000万円の充当や、当初予算で計上しております費用を活用し、対策を講じたものでございます。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 ワクチンと一体での検査体制の拡充についてのご質問にお答えいたします。

本市の新型コロナウイルスワクチンの接種状況は、12歳以上人口の約80%の方が1回目の接種を終えております。大阪府内の陽性率を見ましても、現在は0.5%で推移しており、一時期に比べますと格段に感染が抑えられております。また、本市の検査体制につきましては、市独自の制度として創設いたしました検体採取補助金や医療機関体制整備支援補助金等の効果もあり、有症状者に対する検査体制の拡充を図ることができていると考えております。

一方、無症状者に対してPCR検査を定

期的に行うことは、検査した時点の感染の把握でしかなく、検査体制や費用面の負担が大きいことに比して感染拡大の防止の効果が期待しにくいと思われま。市といたしましては、ワクチン接種の有無にかかわらず、無症状であっても、日々の健康観察、感染防止対策について、引き続き取り組んでいただくよう市民に周知啓発してまいります。

続きまして、今後の保健医療体制についての市の考え方についてのご質問にお答えいたします。

感染症対策につきましては、短期間で広範囲に感染が拡大し、また、市民生活や経済に多大な影響を及ぼすため、広域的な観点から、大阪府が中心となり、保健所が各地域を管轄し、対応を行っているところでございます。新型コロナウイルス等の感染症対策をはじめ、様々な保健医療施策につきましても、これまで、本市を所管する茨木保健所と連絡調整、連携を綿密に行い、本市の健康づくりを推進してきたところでございます。

保健医療体制は、国の方針に従い、都道府県が中心となって、市や医師会と連携し、その仕組みづくりが行われております。現時点において市に係る特段の問題はないと考えておりますが、問題が生じた際には、解決に向けてしっかりと要望を行ってまいりたいと考えております。

○南野直司議長 保健福祉部長。

(野村保健福祉部長 登壇)

○野村保健福祉部長 緊急小口資金、総合支援資金、住居確保給付金の利用状況についてのご質問にお答えいたします。

令和3年10月18日現在において、緊急小口資金の相談件数が3,604件、申請件数が1,138件、決定件数が1,0

97件となっております。総合支援資金につきましては、相談件数3,422件、申請件数1,698件、決定件数1,595件、住居確保給付金につきましては、相談件数847件、申請件数159件、決定件数472件となっております。

なお、住居確保給付金の申請件数と決定件数の関係でございますが、1件の申請で最大3か月分の決定が可能となっております。

○南野直司議長 総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 自宅療養者の独自支援策も含めた今後の支援策について、どのように考えているのかとのお質問にお答えいたします。

これまで、本市では、ひとり親世帯や小規模事業者への支援、また、医療従事者や介護福祉サービスなどに従事する皆様を対象に応援給付金を支給するなど、その時々々の状況に応じた独自の施策を迅速に実施してまいりました。また、今定例会におきましても、市内小売業の活性化策や高齢者の雇用促進策など、コロナ禍での市民の生活を守る施策をご提案させていただいております。今後におきましても、引き続き新型コロナウイルスの感染状況を注視し、自宅療養者への支援も含め、必要な支援策について、庁内各部署が連携してスピーディーに検討、実施してまいります。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 それでは、2回目に入ります。

最初に、JR千里丘駅西地区再開発についてです。

関係権利者にとっては大事な局面に入っています。それぞれの権利者のこれからの生活と営業が成り立つような対策を打つべ

きだと、そのために、これまで、約30年前のJR千里丘駅東口側の取り組みや、都市計画法第74条の地元権利者の生活再建措置の規定を積極的に生かすべきだということをお願いしてきました。

そこで、まず2回目の最初にお聞きするのは、この間、地区外への転出申出期間が設定されました。その中で、土地の所有者や借地権者の46名の方がどんな状況なのか、お尋ねいたします。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 先ほど答弁申し上げました、事業計画の決定後、都市再開発法第71条の規定による権利変換を希望しない旨の申出等の手続により、関係権利者のご意向を確認し、現在、権利変換計画(案)の作成を進めているところでございます。権利変換計画には、権利変換される方のほか、されない方につきましても、同第73条に規定される内容が定められます。その内容につきまして、権利変換計画(案)を作成し、本市の市街地再開発審査会で議決いただいた後の縦覧手続においてお示しすることとなります。ただいま、関係の方々にその意向を確認し、その後の権利変換についての意見を聴きながら、そのご意見に沿えるように検討している最中でございます。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 権利者という点では、スナックや飲食店のいわゆる借家経営者は約60件いらっしゃいます。そういう方々に対しても、この間、いろんな資産評価とか営業補償も提示しておりますけれども、そういう状況も併せてお聞かせください。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 権利関係者の方々へ説明させていただいている中では、飲食店などを

営業されておられる方々からは、特に新型コロナウイルス感染症の営業への影響や移転時期についてのご意見をお聞きしております。現在、これらを踏まえまして対応を検討しているところでございます。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 先ほどの1回目の答弁の中で、各権利者の方々の要望には可能な限り応えていくと、そういう方向で検討するとおっしゃいました。最終決定ではありませんから、なかなか今時点ではっきり言えないと思いますけども、要望なり、今、実際に言えることについてご答弁いただきたいと思います。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 本事業の関係権利者の方々には、居住されている方、商業業務を営まれておられる方、また、ご高齢の方など多くの方がおられます。様々なご意見をお聞きしております。その中の主なものとしたしましては、先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症の営業への影響や移転時期のほか、移転先の紹介などといったご意見をお聞きしております。これらを踏まえ、現在対応を検討しているところでございます。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 市長に少しお尋ねいたします。

国の損失補償基準に基づいて、今、従前資産評価額が示されています。一緒に相談もさせていただいておりますけども、なかなか納得できない水準、内容であります。改めて市として対策を講じるべきだと思いますけども、市長の地元再建策に対する認識について聞きたいと思います。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 野口議員の質問にお答えをいた

します。

ご指摘のように、公共事業には、摂津市だけじゃございませんけど、全国一律といいますか、国のほうで一定の基準が設けられておる、これはご承知だと思いますけれども、今のところ、やっぱりこの基準に沿って適正に交渉といいますか、買収等々をしていくことになります。ただ、おっしゃっているとおりの、今、コロナ禍ということで、それぞれ経済的なダメージを受けておられるわけでありますから、今の基準のままでいいんだろうか、そういうことは私も思っております。そういうことで、当該市の裁量権というものが認められないものか等々含めて、基準の見直し等々をまた市長会なども通じて国に要望していかないかとは思っております。この基準以外のもので市の判断でできるものにつきましては、できるだけ権利者の目線は大切にしていきたいと思っております。

以上です。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 これまでも都市計画法第74条の問題についていろいろ議論させていただきました。法律上はちゃんと規定されておりますので、いろいろ生かしていただいて、頑張って結果を出していただきたいと思っております。

35階建てマンションの問題をお聞きいたします。規模が大きくなれば、特定建設事業者ももうけが拡大されるという関係性がありますけども、タワーマンションによってビル風も発生いたしますし、日々の生活に関して大変な圧迫感を覚えます。まちづくりは、建物が中心ではなくて、そこに行き交う人々や生活する方が中心でなければなりません。そういう点では、ぜひ多くの方々のご意見を集約していただきたいと

思いますけど、いかがですか。

- 南野直司議長 建設部長。
- 武井建設部長 本事業の都市計画決定に至る手続としまして、令和元年8月に高層マンションとする都市計画案で住民説明会を開催し、その後、縦覧を実施しましたところ、102件の意見の提出がございました。ご意見の中には、事業を進めてほしいといったご意見のほか、高層マンションの必要性やその建設による周辺への影響に懸念を示すなどのご意見もございました。これらの意見の要旨とそれに対する市の見解を付し、本市の都市計画審議会へ提出の上、ご審議いただき、令和2年2月の都市計画決定に至ったものでございます。

なお、その後、令和3年3月からの事業計画決定に至る縦覧手続におきましては、意見募集をしましたが、意見の提出はございませんでした。

- 南野直司議長 野口議員。
- 野口博議員 JR千里丘駅西口の問題の最後に、周辺商店との関係をお尋ねいたします。先ほど、共に反映していきたいとおっしゃいました。そうしましたら、やっぱりきちんと協議を行うことが大事だと思っております。早めに協議会をつくっていただくべきだということを申し上げておきます。

次に、柳田橋の周辺の安全対策の問題です。

あまりにも大変な状態です。きょう、朝、ちょっとのぞいてきましたけども、雨降りは大変であります。啓発の看板だとか、車道の自転車通行を指導されているとかおっしゃっておりますが、やっぱり毎日見ている方々が危ないと、できればもう1本造ってほしいということをおっしゃっています。それだけ危険な状態であるわけ

ですから、抜本的な対策を講じるべきだと思いますけれども、突っ込んだ答弁をお願いしたいと思います。

- 南野直司議長 建設部長。
- 武井建設部長 柳田橋につきましては、ご指摘のとおり、朝、通学生を含め、かなり交通が集中するというので、その辺は非常に認識しております。ただ、道路交通法では、自転車は車両として車道を通行することが原則ということがございます。現在、本市では、摂津市自転車活用推進計画に基づいて、車道内に青色矢羽根型路面標示にて自転車の通行空間の整備に取り組んでおります。柳田橋におきましても同計画に位置付けており、これにより、歩行者と自転車を分離した通行に誘導ができることから、早期に着手できるよう取り組んでまいります。

- 南野直司議長 野口議員。
- 野口博議員 ぜひこの機会に地元の方々と協議をしてください。単純に矢羽根型の路面標示をただけではあかんわけで、地元の方々は相談したいとおっしゃっておりますので、ぜひ話し合いを取っていただいて物事を進めていただきたいと申し上げておきます。

柳田橋東詰めの問題であります。先ほどお話ししましたように、4月に、地元19名の各団体代表者の署名を添えて、スクランブル化を求める嘆願書が出されております。それに対する回答は、交通専従員を配置したいという話でありますけども、いつ設置をされるのか、その点についてご答弁を求めます。

- 南野直司議長 教育総務部長。
- 小林教育総務部長 交通専従員の配置につきましては、現在、委託先でありますシルバー人材センターに人員の調整をお願いし

ているところでございます。人員が決定次第、交通専従員を配置したいと考えております。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 大至急実現していただきたいと思っております。それに併せて、人的配置ではなくて、やっぱり実態に合わせて環境改善を行うということをぜひ再検討していただきたいとお願ひしておきます。

香露園1号線の問題です。

要望にしますが、香露園の周辺の住民にとっては毎日のことであり、待てられないという問題であります。住宅地は大型車の抜け道ではないわけで、せめてダンプなどの大型車については規制していただきたいと思っておりますけれども、その点に取り組んでいただきたいということも申し上げておきます。

新型コロナウイルス感染症対策の問題であります。

最初に、持ち出しの問題です。令和2年度の決算が出ました。当初、計画比では、令和2年度1年間全体で109億円の予算が組まれましたけれども、決算しましたら市の持ち出しは約4,000万円だということになります。この数字を見て私はびっくりしましたが、令和2年度の一般会計総額は460億円を超えました。未曾有の大災害と言われ、社会全体が新型コロナウイルス感染症対策に追われている中で、摂津市は逆に主要基金を11億円ふやし、総額150億円に達しました。その一方で、新型コロナウイルス感染症対策の持ち出しは僅か4,000万円、予算全体の何と0.087%であります。市民の命と暮らしを守ることに對する摂津市の姿勢が問われていると思っておりますが、改めて姿勢をお問ひいたします。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 本市の令和2年度におけます新型コロナウイルス感染症対策としましては、地方創生臨時交付金、また、予備費からの充当、当初予算の活用により数々の支援を行ってまいったところでございます。この新型コロナウイルス感染症対策は、令和2年度に限定されるものではなく、感染状況を注視しながら継続的に支援を行っているものでございまして、令和3年度におきましても、地方創生臨時交付金などを活用しながら支援策を講じておるところでございます。現時点でございますけれども、令和3年度の地方創生臨時交付金の実施計画では、16事業、総事業費は約5億2,000万円の計画を提出してございまして、地方創生臨時交付金等を除く一般財源は約2億円となっております。今後、収入の見通しは厳しくなることも予想されますことから、こういう苦しい状況下におきましても市民や事業者に対する支援を機動的に行うことができる備えとして基金がございまして、今後、令和2年度決算において積み立てた基金につきましては、市民生活の支援をはじめまして、将来をしっかりと見据えた施策に活用してまいりたいと考えてございます。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 あまりにも4,000万円は少ないわけで、人口10万人未満の自治体として、改めて市民の命と暮らしを守る問題に對してどうすべきか、そのことについて原点から考えていただきたいということをお願いしておきます。

次に、検査体制の拡充の問題です。国は、PCR検査をふやせば医療崩壊が起きるということで抑えてきました。しかし、結果は、検査を怠ったために医療崩壊が起

きたということは明らかであります。感染が激減している今こそ、ケア労働に関わる方々や、学校、保育所、幼稚園、学童保育のそれぞれ職員の定期的な検査を自己負担なしに行うべきだと思います。先ほどの答弁でも、かかる費用の負担が大きいからと言われましたが、僅か4,000万円しか使っていないわけで、科学の基本という立場に立った取り組みという点でも、ぜひやるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 ケア労働に携わる方々への自己負担なしでの定期的な検査についてのご質問にお答えいたします。

ケア労働に携わる方々や、学校、保育所、幼稚園、学童保育の職員の皆様は、自身が無症状の新型コロナウイルス感染者となって、サービス利用者や児童・生徒等に感染させてしまうのではないかと、常に緊張を強いられ、不安に駆られていることは理解できます。しかし、先ほど答弁いたしましたとおり、無症状者に対してPCR検査を定期的に行うことは、検査した時点での感染の把握でしかなく、その時点での検査で陰性であっても安心できるものではございません。また、濃厚接触者や無症状の方の行政検査につきましては、大阪府がしっかりと実施されていることや、熱やせきなどの有症状の方につきましては、市内の診療・検査医療機関において、医師のご判断により適切に検査が実施される体制が整っております。市といたしましては、引き続き、感染対策の情報を発信し、市民への周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 感染症対策に対しての科学の

立場で見れば、無症状者を見つけ出して保護していくのは当たり前のことであります。そういう点では、改めて、その立場から物事を進めていく、こういうことでぜひ検討していただきたいということを強く申し上げます。

医療体制の問題です。要望にしておきませんが、新型コロナウイルス感染症危機の痛苦の教訓は、医療崩壊と保健所機能の麻痺を再び起こしてはならないということにあります。しかし、残念ながら、大阪府も、以前54か所あった保健所が今では3分の1の18か所になってしまいました。そして、原則自宅療養という方針の下で、新型コロナウイルス感染症対策まで自己責任を押しつける、こんな国の在り方の中で、やっぱり自治体として、保健所支所を含め、自主的な体制をつくるのが、今、大きな課題だと思っています。ぜひそうした議論をやっていただきたいということを申し上げます。

最後に、暮らしや営業への支援策、そして自宅療養者への支援策についてであります。これも要望にしますが、先日、一緒に緊急小口資金の申請に立ち会いました。総合支援資金や住居確保給付金は大変な利用者であります。これまでも言及してきましたけども、新型コロナウイルス感染による暮らしの実態について、やっぱり自治体独自に検証していただきたいと、このことを改めて申し上げます。

自宅療養者の問題であります。先日、茨木保健所へ電話して職員と議論いたしましたが、自宅療養者として認定しても、対応までには保健所として3日ほどかかりますと、その間、茨木市の方々は茨木市独自の支援パックがありますので、そこで大変助かっているという話を職員がされていま

した。ぜひこうした寄り添った対応をやっていたらと思います。

最後になりますけども、先ほども申し上げた令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策は、全体で109億円の予算組みがされましたけども、実際に使ったお金は4,000万円であります。改めて、これまでいろんなことを日本共産党議員団としても申し上げてきましたけども、命を守る、暮らしを守る、そして寄り添った対応を行う、こういう点でどんどん新たな取り組みを展開していただくように、このことを最後に強調して質問を終わります。

○南野直司議長 野口議員の質問が終わりました。

次に、三好義治議員。

(三好義治議員 登壇)

○三好義治議員 それでは、私のほうから、人材育成基本方針及び人材育成実施計画のコンプライアンス基本方針に関わる職員の処分に関する件と個人情報保護法違反及び守秘義務違反について質問をしていきたいと思っております。

摂津市では、令和2年7月16日、規則第53号、摂津市職員のハラスメントの防止等に関する規則が制定されました。これを受け、摂津市ハラスメント防止対策委員会の審議により消防職員が事実認定を受け、その後、職員分限懲戒等審査委員会で、令和3年4月6日、消防職員が停職3か月という大変重い懲戒処分を受けました。摂津市ハラスメント防止対策委員会は、ハラスメント防止対策のための委員会であり、加害者及び被害者が過度な不利益を受けることのないよう調査・審査を行うため、専門家も交えた新たな機関で審議すべきであると考えております。ハラスメント防止対策委員会は認定する機関ではない

と思いますが、条例の根拠規定はどこにあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

消防職員の案件は、平成20年まで遡り、パワハラが認定されています。摂津市では、ハラスメント防止に関する規則は、先ほど申し上げましたように令和2年度から、そして、コンプライアンス基本方針策定計画では令和3年8月からとなっております。コンプライアンス基本方針は、プロジェクトチームでもまとまっていないし、検討委員会でも様々な議論がなされていると聞いております。この職員は、パワーハラスメント教育が浸透し出した折から言葉にも気をつけていた、なのに、14年前の案件がなぜ今年の4月に処分対象となったのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、この懲戒処分を受けた消防職員は、処分の明けた7月6日から復帰をしたが、8月20日、適応障害、鬱状態、自律神経失調症と診断され、以降、病欠で休んでいる状態です。この原因は、復職後、職場内でのいじめに値するような仕事の与え方、陰口、暴言によるものと断定されております。職場の受け入れ状況はどのような状況であったのか、そして、現在の職場のいじめ、パワハラに対する調査を行うべきと思うが、どうなっているのか、また、任命権者である消防長についてはどのような処分を受けられているのか、お聞かせください。

次に、個人情報保護法違反及び守秘義務違反について。

令和3年2月3日、毎日新聞の朝刊で、第三者委員会の1月8日の中間報告が報道され、記事の内容で、市人事課は、まだ審議が続いており、追加、変更の可能性があると公表していない旨が毎日新聞に掲

載されました。毎日新聞によりますと、市関係者から入手したと報じられておりました。これは、部長会及び市議会にも報告がなされていないのに、特定の新聞社で報道された事実があります。さらに、第三者委員会最終答申前に、人事課担当しか知り得ない資料が、3月16日までに毎日新聞、市職員関係者及び議員に漏えいしておりました。この件については、第三者委員会事務局である人事課が資料の取りまとめ役を行っていたところから、真相究明のために、令和3年7月12日付の質問状で、大橋市長公室長、山口総務部長宛てに回答するよう求め、文書にて要請しましたが、期日には回答がなされず、大橋市長公室長においてはヒアリングすらありません。

7月30日、総務建設常任委員協議会では、誰が、どこで、どのような情報を流して、どのような文書が流れたのか分からないといった大橋市長公室長の曖昧な答弁に対し、情報漏えいしたことを調査した上で報告いただきたいと申し入れを行っているにもかかわらず、いまだに報告がありません。思い当たることや、やましいことがあるからヒアリングにも来られないのか、この点についてお答えいただきたいと思えます。7月30日の回答も含めてお願いします。これらの資料がなぜ流出したのか、お聞かせいただきたいと思えます。

以上、1回目です。

○南野直司議長 答弁を求めます。市長公室長。

(大橋市長公室長 登壇)

○大橋市長公室長 ハラスメント防止対策委員会の根拠規定についてのお問いにお答えいたします。

ハラスメント防止対策委員会に関しましては、摂津市職員のハラスメントの防止等

に関する規則第11条に、ハラスメントに関する苦情相談を調査審議し、これを公正に処理するとともに、ハラスメントに関する研修、啓発等の総合的な対策を審議するため、ハラスメント防止対策委員会を設置するとあり、当該委員会においては、相談内容の事実関係やハラスメントに該当するかを調査審議するとともに、この処理には認定を含むと解することができると考えており、公正に処理することができます。また、同条第7項に、委員長は、必要があると認めるときには、弁護士等のハラスメントに関して専門的な知識を有する者から助言を求めることができるとあり、必要に応じ、弁護士等のハラスメントに関して専門的な知識を有する者から助言を得ております。

次に、個人情報保護法違反及び守秘義務違反に関する質問にお答えをさせていただきます。

まず、ご質問の令和3年2月3日の毎日新聞の報道というところでございます。

第三者委員会の中間報告につきましては、1月8日付で報告をいただいていたと思えます。1月下旬までに、三役はもちろん、部長級職員、市議会議員の方々にも全て情報提供をさせていただいております。中間報告書は、記事にもありましたように、審議が続いており、追加、変更の可能性があることから、報道機関に対しては公表はしておりませんでした。

それと、次に、7月12日付の質問状に関してでございます。

一定期日が7月22日ということで指定をしていただいております。7月21日の時点でお会いすることができず、結果的に間に合いませんでしたが、連休明けの7月26日に回答を文書で提出させていただ

いております。

ご質問の人事担当者しか知り得ない資料の漏えいに関してですが、報道機関や市職員及び議員に漏えいした資料がどのようなもので、当該資料が第三者委員会事務局として保有していた資料と同一であるのか確認できない状況にあるため、具体的な答弁を申し上げることは非常に困難でございます。

また、先の7月12日の質問状を受け、報道機関への情報漏えいの関与につきましては、事務局業務を担当していた人事課職員に確認したところ、全員がその関与を否定いたしました。なお、第三者委員会のために収集した資料及び人事課で作成した資料の全ては、第三者が容易にアクセスできるような状況にない人事課執務室内の最深部のデスク引き出し内で保管しております。第三者による漏えいの可能性は低いと考えております。

総務建設常任委員協議会の調査要望の件でございますけれども、新聞記者が所持していた資料がどのようなものであるのかが分かりません。不明でございますので、調査、確認等についてもできないと考えております。

○南野直司議長 消防長。

(明原消防長 登壇)

○明原消防長 十数年前の案件の処分についてのお問いにお答えいたします。

消防におきましては、ハラスメント防止について、従前から継続して取り組んでおりました。特に平成29年度においては、全国消防長会においてハラスメント防止対策の推進について決議されたほか、総務省消防庁からハラスメント防止に関する多くの通知が発出され、以降、本市といたしましてもハラスメント防止をより強力に進め

てまいりました。令和元年から令和2年にかけて、近隣消防でのハラスメント事件が大きく報道されたこともあり、本市における実態を把握する必要性を痛感し、昨年7月、各所属長を通じ、全消防職員に対してハラスメントに関する聞き取りを実施いたしました。聞き取った内容につきましては、相当の時間が経過したものも含め、ハラスメントに該当する可能性のある全ての事案について人事課に報告をいたしました。

ご質問のハラスメント認定事案につきましては、十数年前の事案を含む複数案件について、ハラスメント防止対策委員会で認定されたものと承知をいたしております。分限懲戒等審査委員会での審査過程の詳細は承知しておりませんが、審査結果の報告内容については特段の意見はなかったため、報告内容のとおり処分決定いたしましたところでございます。

次に、職場の復職者の受け入れ、復職者へのパワハラという質問についてお答えいたします。

ご指摘の件につきましては、直ちに点検をいたします。

職場の受け入れでございますが、通常、処分後、復職した職員に関しましては、精神的に不安定となりがちで、所属職員とのコミュニケーションがうまくいかない場合がございます。したがって、復職者のメンタルケアには十分配慮して、併せて、所属の中で当該職員が孤立しないよう、また、活発な所属職員全員とのコミュニケーションが取れるよう配慮する必要があります。また、消防本部全体においても、各所属長が中心となり、ただいま申し上げました内容を職員に浸透させ、全員が働きやすい明るく楽しい職場環境を醸成することが必要であると認識をしております。

通常、ハラスメントの調査に対しましては、被害者とされる職員のプライバシー保護を最優先といたしております。ご指摘の件につきましては、個人情報と認識し、具体的なご答弁は差し控えさせていただきますが、通常、そういった事案の申告があれば、双方の職員をはじめ、関係する職員への聞き取りを行ってまいります。また、本人が病気休暇中であれば、たちまちの直接の聞き取りができませんが、聞き取りが可能であれば、主治医の承認または同席の上行など、最大の配慮を行う必要があると認識をいたしております。

次に、消防職員の任命権者である消防長の処分というご質問であります。消防長の任命権者である市長から管理監督責任として訓告処分がなされております。

以上でございます。

- 南野直司議長 三好義治議員。
- 三好義治議員 それでは、2回目以降は一問一答で質問していきたいと思っております。

まず先に、消防の14年前ぐらいの事件に関しては、その当時、あなたはどのような立場でおられて、その傷害事件に対してはどういった処分が出されたのか、お聞かせいただきたいと思っております。

- 南野直司議長 消防長。
- 明原消防長 ただいまのご質問にお答えいたします。

14年前の私の身分でございますが、管理職でございました。その当時の処分といたしましては、案件自体は私は承知しておりませんで、処分されたことも承知をいたしておりません。

以上でございます。

- 南野直司議長 三好義治議員。
- 三好義治議員 そういったことの中で、思いついて処分を行っているというのは、非

常に暴力的かと思っております。

これから質問していくのは、私は職員の身分を守るために質問していきますけど、任命権者である消防長は、懲戒処分の七つの原則についてどういうふうに判断されましたか。

- 南野直司議長 消防長。
- 明原消防長 消防長が発する懲戒処分に関しましては、先ほどご答弁申し上げましたように、分限懲戒等審査委員会の審査基準のとおり、特に変更すべき意見を持っておりませんでしたので、そのとおり処分をさせていただきました。（「議事進行」と三好義治議員呼ぶ）
- 南野直司議長 三好義治議員。
- 三好義治議員 懲戒処分の七つの原則について、どういうふうに任命権者として判断していったかということを知っているんですが。

- 南野直司議長 暫時休憩します。
(午前10時56分 休憩)

(午前11時10分 再開)

- 南野直司議長 再開します。
答弁を求めます。消防長。
- 明原消防長 ご指摘いただいております懲戒処分の七つの原則につきましては、定かではございませんが、仮に、一つに罪刑法定主義の原則、二つ目、適正手続の原則、三つ目、合理性・相当性の原則、四つ目、平等取り扱いの原則、五つ目、個人責任の原則、六つ目、二重処分禁止の原則、七つ目、効力不遡及の原則、これらでございましたら、これらの内容に基づきまして審査されたものと承知をしております。

以上でございます。

- 南野直司議長 三好義治議員。
- 三好義治議員 質問時間が限られているの

で全て朗読できないけど、今回のこの消防職員の十数年前の案件に対して、そのときに処分の状況も定かでないというご答弁をいただいていますね。その当時の処分の状況をもう1回確認させてください。

○南野直司議長 消防長。

○明原消防長 当時の処分の状況についてのご質問にお答えいたします。

処分はされていなかったと私は認識しております。

以上でございます。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 そのときの処分がなされてなくて、今回の処分は今言われておる合理性・相当性の原則に違反していると思うんですよ。もう一つは、効力不遡及の原則というのはどういった内容か、市長公室長、教えてください。

○南野直司議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 効力不遡及の原則ですけども、新たに処分の対象となる行為を定めた場合、その規定は制定後に発生した事案にのみ効力を有するといったものでございます。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 今回の処分については、令和2年7月にハラスメントの規則が制定されたんですね。これに基づいて処分されているんです。消防長、この効力不遡及の原則と照らし合わせて、どういうふうに判断しますか。

○南野直司議長 消防長。

○明原消防長 ご質問の内容にお答えいたします。

今回の処分に関しましては、当時の内容も含め、複数案件について審査されたと承知をしております。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 1回朗読しますね。新たな処分の対象となる行為を定めた場合、その規定は制定後に発生した事案のみ効力を有する、こういったことが書かれているんです。だから、遡って、この件について、今回、14年前のもので、そのときにまだ処分も何もされていない案件を掘り起こしてまでやったというのが、この効力不遡及の原則に照らしてどういうふうに判断されているのか、お聞かせいただきたいと思うんです。

○南野直司議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 具体的な内容については、審査内容ということになりますので、お答えすることができませんが、おっしゃっていただいた効力不遡及の原則ということも当然勘案しながら判断しているものでございます。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 このハラスメントの関係で、言うたら多くの職員が今萎縮しているんですよ。私は、これまでも何回も何回も、職員が萎縮せずに、これから新たな気持ちの中で仕事をしていただくということを提言もしてきました。今回の事案については、十数年前、要は加害者側も記憶が薄れて、被害者側から言われて、そのときの物的証拠も何もないままに今回処分されているんです。これは、私は冤罪という言葉を使わせていただきますけど、もう一度改めて審査する必要があると思っています。市長、これは今後、専門家も交えた新たな機関を設立しながらやるべきやと思うんですが、今回のこの案件については、あまりにも過剰な処分が行われたと思うんですけど、今聞いていてどう思いますか。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 ご承知と思いますけれども、こ

ういったことについて様々な事案というの
が今日までございます。どういうふうに言
うたらいいかわかりませんが、市長
としては、一切この分限懲戒等審査委員
会、ハラスメント防止対策委員会等々の認
定には口を挟まないと言ったら何ですけれ
ども、関われないということになっており
まして、その時点でのどういうふうなやり
取り等々があったかはわかりません。た
だ、常々言っておりますのは、人が人を裁
くという言葉は適当かどうかわかりませ
んけれども、ありようを決めるわけであり
ますから、でき得るならば、法の定めはあ
りませんが、第三者の目というものが
必要ではないか、そういうことは常々提言
いたしております。今後、そういうことも
含めて、このハラスメント防止対策委員
会、また分限懲戒等審査委員会等々のあり
ようについて進言をしていきたいと思っ
ております。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 この件については、僕は、
今、組織の中でこういった処分が行われて
いることはもう一度検証していただきたい
と思います。これは、十数年前に何の事件
性もなかった分が、今頃ハラスメントや
と。令和2年の7月に規則が定められて、
この規則に基づいて十数年前の案件を事件
沙汰にするというたら、傷害事件も時効は
10年なんです。消防長、このときに何
で傷害事件として扱わなかったんですか。

○南野直司議長 消防長。

○明原消防長 ただいまのご質問にお答えを
いたします。

当時、私の知る限りの範囲でございま
すけれども、その問題については発覚は
いたしておりませんでした。今回、先ほ
どご答弁申し上げました経緯により、ハ
ラスメント

の所属長聞き取りをした結果、上がっ
てきた内容でございました。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 時間が限られているの
で、私は、そういったことも含めなが
ら、もう一度こういう仕組みも含めて
再考していただきたいのと、専門委員
会を交えて、やっぱり職員の人権とい
うことも考えていただきたいというこ
とを要請しておきます。この件はこ
れで終わっておきます。

次に、情報漏えいの関係について、こ
れも端的に言いますが、私は何回も言
うてはいるんですけど、市長公室長、
あなたは何か思い当たる節があるから
、私に対してまともに目も見ずに、会
派控室のほうにも来られないのと違
うんですか。

○南野直司議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 ただいま、私の個人
的な部分についてご質問をいただきました
けれども、おっしゃっていただいたこと
は一切ございません。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 それならば、回答で文
書もらったのは、21日という要請の中
でも、私は督促をして26日に総務部
長からもらっているんですが、それは
なぜですか。

○南野直司議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 人事課長から報告
を受けておりますのは、7月21日に
お会いすることができなくて、お電話
を差し上げまして、おうちまでお届け
するというところで申し上げたところ、
来週で結構やということに回答いた
だいたということに聞いております。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 我々議会とマスコミ
との基本的な原則というのは、あなた
方は知って

いますね。情報提供をするのに、今、どう
いうふうな認識をしておりますか。

○南野直司議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 マスコミへの報道提供に
関してでございますけれども、当然のこと
ながら、マスコミに報道提供をするべきも
のかどうかという判断がその前に働くわけ
ですけれども、発表するという事になれば、
こちらは、市内部での確認の後、市議
会議員の皆様に先に報告をするというのが
当然のことだと認識しております。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 今回の第三者委員会に関わ
る一連の関係というのは、全て事前に情報
が漏れいしとったんですね。今回、僕が焦
点にしているのは、3月30日に第三者委
員会の資料が提供されましたけど、3月2
9日に渡辺議員が本会議場でその資料に基
づいて質問した事実があります。それと、
3月16日の夜8時10分にマスコミが私
の家に来て資料を見せました。そのとき
に、松方部長と奥村副市長にも確認したと
いうことを聞いたんですが、松方部長と奥
村副市長のお二方、どうでしたか。

○南野直司議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 記憶の範囲でございま
すけども、3月16日午後3時過ぎに、毎
日新聞の記者が突然取材ということで来ら
れました。その日は議会等の議員へのレク
などがありまして、私も出たり入ったりし
ておりましたので、その合間で自治振興課
の職員からそういう記者が来られています
よというのを聞いて、2度、3度来られて
いたと聞いています。実際にお会いしたの
は午後3時過ぎぐらいだったと思います。
そのときに、記者のほうで資料を見ながら
私に対して取材をされたと。メモというの
か、書類をお持ちでして、この書類は市民

課長が第三者委員会に出したメモやと、私
はある人からこれもらったとおっしゃい
ました。その中に三好義治議員が関係し
ているでしょうと私に聞かれました。私
は、その事実は分かりませんでしたので、
それは分かりませんとお答えしましたが、
お持ちの資料にやはり三好という文字は確
認いたしました。その後、議員がおっしゃ
るように、4月以降に出てきた第三者委員
会を含めた関係書類の横版の資料でE議員
となっていたところの部分と同じものであ
ったと後で見て確認はいたしました。

(「議事進行」と三好俊範議員呼ぶ)

○南野直司議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 僕も同じ三好なので、分か
るように言っていただきたいです。

○南野直司議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 すいません、そのとき
の書類には下のお名前まで書いていなく
て、三好としか書いておりませんでした。

○南野直司議長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、ご答弁申し上げま
す。

先ほど松方部長が言いましたように、3
月16日、午後5時以降だったと思いま
すが、私どものほうに新聞記者が取材に来ら
れました。当日は、松方部長の取材の後に
訪れたということでした。その記者は、第
三者委員会関係の資料を入手した
とのことでございます。その資料の中で、
個人名を言って、2者間でこのようなやり
取りがあったと承知しているのかというよ
うなお問いでございました。当然、2者間
の会話に私は立ち会ったわけでもなく、そ
れは全く預かり知らないということで返事
をさせていただきました。それに、何より
も驚いたのは、私らもその時点で第三者委
員会に関する書類を一切目にしたことはご

ございません。記者が保有をしているという発言、また、その内容について具体的であったということにびっくりした記憶はございます。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 今、私も含めて、その3月16日に資料を見たという3名からの証言があるんです。人事課しか持っていないと思いますけど、どうですか。

○南野直司議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 第三者委員会に提出をさせていただいている資料というのは、人事課が作った資料というのは基本にございません。ございませんというのは、全て担当部課から提出をいただきまして、それをそのまま実名等がある部分についてはコピー・アンド・ペースト等をする関係の中で消しているということでございますので、人事課がゼロベースで作った資料はないということで理解をしております。（「議事進行」と三好義治議員呼ぶ）

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 あなたは、6月25日のこの本会議で、渡辺議員からの質問に基づいて、私が取りまとめたという回答をされているんですよ。それに基づいて私も質問をさせてもらっているんですから、取りまとめているのは、人事課でなかったら、市長公室長本人が取りまとめたんですか。

○南野直司議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 基本的に私宛てに資料が来たということはございません。全て人事課に対して担当部課から資料提出があったということで理解しております。（「議事進行」と三好義治議員呼ぶ）

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 担当課から人事課に来て、そこで取りまとめた分を第三者委員会に渡

しているんやから、持っているのは人事課でしょうという確認をしているんですよ。明確に答えてください。

○南野直司議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 そのことに関してはおっしゃるとおりでございます。取りまとめをしたのは人事課なので、第三者委員会に提出した書類というのは人事課が持っております。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 もう一度質問します。どうも詭弁を弄しているようで、人事課がほかの課の何かを調べるんやったら、さっきの第三者委員会も含めて徹底的にやっているんです。あなたのところは人事課の職員に対してそういう調査しかようしないんですか。今回の件については、市関係者から入手したと書かれた新聞記事もあって、漏えいしていたというのは組織を潰すようなことやから、僕は危機感を感じたから当時から含めて今確認しているんですよ。福渡副市長、この件について、あなたは責任を持ってこういうことを調査する意思はありますか。確認をお願いします。

○南野直司議長 福渡副市長。

○福渡副市長 ご指摘のところは理解はしております。必要な調査であれば、それはちゃんとしっかりとやらせていただきたいと思っております。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 私は、やっぱり組織一丸となって摂津市民のために働く公務員像を今目指しているんです。そのために、やはり人事課が先頭に立ってやらなければならないけども、そういうふうに曖昧な答弁だったら私は信用できません。再度、例えば松方生活環境部長とか奥村副市長とかは、その当事者6名に対して調べるような意思是

ありませんか。それも含めながら真相究明をしながら、こういったことが二度と起こらんようにやっていくのが僕は人事やと思っていますから、さっきのコンプライアンスの件についてでも、きょうは二つ要請しておきます。もう一度再審査をお願いしたい。そのためには、第三者の専門家を入れてやっていただきたい。今回の個人情報の漏えいについては、私は明らかになるまで再度追及もしていきたいと思えますし、そのためには、市民課の資料を受け取った人たちに、あなたは資料を誰にどのような形で渡したのか確認をした上で、後日、私に回答するように要望します。

○南野直司議長 三好義治議員の質問が終わりました。

次に、増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番目に、3歳児虐待死事件について質問いたします。

まず、亡くなられた児童のご冥福を心からお祈りいたします。

今までにもたくさんの質問がありました。子どもの虐待死という痛ましい事件が摂津市だけでなく全国で二度と起きないようにするために、対応の何が問題だったのか、どんな視点が欠けているのか、市として明らかにする使命があると思えます。その観点から質問いたします。

今回の事件では、虐待死の容疑者として母親の交際相手が逮捕されています。市は、母親とは91回も面談等をしているのに、交際相手とは1度接触しただけでした。言わばノーマークだったわけですが、父親や内縁関係でない者について、児童虐待における位置付けがどうなっているのか

お尋ねします。

2番目の質問です。発がん性が指摘される有機フッ素化合物(PFOA)の調査を別府・東別府地域でも行うことについてです。

発がん性などが指摘される有機フッ素化合物(PFOA)が、発出元のダイキン工業株式会社周辺の南別府町や一津屋地域の井戸、水路で、全国一高い濃度で検出されました。国は、一昨年度に続き、昨年度も全国調査を行い、摂津市では前回とは違う地点が対象となりましたが、調査の意図と市での結果についてお答えください。

大阪府は、昨年度行ったのと同じ一津屋地域の井戸や水路などの調査を今年度も行いました。その結果と推移もお答えください。

また、PFOAは、危険な物質であるとして、今月22日に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、いわゆる化審法の第一種に認定されました。化審法の第一種になるということの意味についてもお聞かせください。

3番目に、市内全域に小型バスを運行する等、利便性向上に向けた取り組みについて質問します。

市民から小型のバスを走らせてほしいなど要望を聞いています。他の議員が何人もこの質問をされていますが、それだけ要望が強いということです。バス運行の改善等のお考えを改めてお伺いします。

また、市長も公約で高齢者の移動支援を掲げておられましたが、どのような支援を考えておられるのか、ご説明ください。

以上で1回目の質問を終わります。

○南野直司議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

(橋本次世代育成部長 登壇)

○橋本次世代育成部長 児童虐待における交際相手の位置付けについてのご質問にお答えいたします。

児童虐待防止法では、看護する子どもへ行う保護者の不適切な行為を児童虐待と定めています。また、保護者とは、子どもの所在、動静を知り、客観的に看護の状態が継続していると認められるなど、子どもを現に看護、保護している者とされております。今回の事案では、交際相手に関しては、亡くなられた児童を現に看護していると確認している状況はございませんでした。

○南野直司議長 生活環境部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 ペルフルオロオクタン酸、通称PFOA等に関する水質調査についてのご質問にお答えいたします。

まず、環境省が昨年度実施されました全国調査につきましては、各都道府県のPFOA等の排出元となり得る施設周辺等の計143地点を実施し、本市内は2地点実施されました。その結果、今年6月に公表され、本市三島地域では170ナノグラム毎リットル、鳥飼本町では25ナノグラム毎リットルとなっております。

次に、大阪府が今年度実施されました調査は、今月20日に公表され、水路については、前回130ナノグラム毎リットルから5,300ナノグラム毎リットルの範囲であったものが、110ナノグラム毎リットルから3,000ナノグラム毎リットルの範囲となっており、地下水につきましては、前回1,300ナノグラム毎リットルから2万2,000ナノグラム毎リットルの範囲であったものが、1,400ナノグラム毎リットルから3万ナノグラム毎リットルの範囲となっております。

また、大阪府は、昨年度の調査結果との比較として、水路についてはおおむね低い濃度、地下水についてはおおむね高い濃度と解説されており、今後の対応として、水路及び地下水について、定期的に水質調査を継続していくと述べられております。

最後に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令に記される第一種特定化学物質になることは、その物質そのものについて、国内での使用が制限され、その物質を使用した製品の輸入に規制が及ぶ場合があると理解しており、毒性に関しましては、人の環境等に係るリスクがあると認められる化学物質から人の健康等に支障を及ぼすおそれを有する化学物質へと変更になると理解しております。

○南野直司議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 市民の移動支援とバス運行の改善等についてのご質問にお答えいたします。

昨日の西谷議員の質問に対する答弁でもお答えしましたとおり、市としましては、近鉄バスによる大阪中央環状線以西の別府・正雀地域等を運行する市内循環バスや、鳥飼地域を中心に運行する公共施設巡回バス、通称セッピー号での支援を行い、市民の交通手段の利便性向上に努めているところです。

昨年度までの状況では、移動支援バスの利用者は、約6割は65歳以上の高齢者でした。高齢者の支援といたしまして、大阪府では、65歳以上の高齢ドライバーの方で運転免許証を自主返納された方にタクシー運賃の10%割引をするなど、地元サポート企業をはじめとする各種割引サービスを実施されており、また、本市では、所有者の引き取り手がない放置自転車の無償譲

渡を行う人生100年ドライブ事業を昨年度から実施しております。現在、本市では、市内循環バスや公共施設巡回バス等の支援を行い、高齢者を含めた市民の交通手段の利便性向上に努めているところですが、今後も地域のニーズや実情に応じて改善に努めてまいります。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 それでは、2回目の質問です。これからは一問一答形式で行います。

まず、虐待死事件についてです。

虐待の基本的な対応として、交際相手は保護者ではないので対象ではないということでした。だから、母親を通じてしか交際相手の行動を把握しなかったということです。しかし、子どもの身近に暴力を加える相手がいることを察知した場合、ここにアンテナを張り、どんなアプローチをしていくのが重要であることを今回の事件は示しています。同居人であったかどうかを問題視する議論もありますが、同居人であろうとなかろうと、危害を加えるおそれがある人間が子どもの身近にいるときには対応が必要だということをまず指摘しておきたいと思います。

市民から子どもが殺されるかもしれないとの通報があったのに、なぜ命を救えなかったのかとたくさんの指摘があります。協議会などで説明いただきましたが、通報があった内容は既に解決済みだと思ったからだとの理解でよいのでしょうか。確認のためお答えください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 母親自身から交際相手が児童をたたいたという相談を5月に受け、母親と交際相手に対する指導は既に行っており、その後、母親からは、交際相手が児童に優しく接しているという話を聞いて

ておりました。また、6月中には、市職員が母親とは6回、そのうち3回は母子と面談等を行っておりましたが、虐待の兆候は見られず、6月の情報を受けた直後に園において元気な子どもの様子を聞いておりました。6月の情報提供以降は、新たな通報などはありませんでした。支援方針といたしましては、引き続き子育ての相談に応じながら関係機関で見守りを継続していくことを要保護児童対策地域協議会の会議において確認してまいりました。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 5月6日に母親から交際相手が子どもの頬をたたいたとの話があり、5月12日に摂津市が交際相手に会いに行き、子どもに手を出してはいけないと伝え、6月1日に母親からもう暴力はなくなったとの返答があった。6月2日に市民から殺されるかもしれないという通告を受けたが、その内容は既に解決済みだと思った。その後の保育所からのあざ情報なども同様に以前の話だとの認識だった。母親への確認によって、もう解決したと思いついた、これが虐待死を防げなかったポイントの一つだと思われます。

私は、その前にも重大なポイントがあったと思います。それは、母親から交際相手が子どもの頬をたたいたと、こういう話があったときです。このときに市は、直接交際相手に会いに行き説得するという行動を取りました。交際相手はそれに応じ、これ以後のあざやけがの情報はなくなりました。しかし、これは虐待が見えなくなったにすぎません。市は何度も母親に確認をしていますが、母親は暴力はなくなったと言い、市が解決済みだと思う裏で虐待は潜在化し、深く進行していったわけです。その推測を裏づけるような報道がありました。

一昨日、母親も逮捕、交際相手は再逮捕をされましたが、クッションでたたくという暴行行為がその理由だったとのこと。傷痕が残らない方法で虐待を続けたのではないのでしょうか。もし母親に対してDVがあるかもしれないという意識を持っていれば、交際相手に会いに行き、彼女から聞いたが、やめなさいと言ったら、その後、圧力がかけられ、母親は二度と本当のことを言わないと想像がついたでしょう。DVがあるかもしれないという意識はありましたか。また、それはなぜですか。お答えください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 母親と面談を行う中で、DVに関する直接的な相談はありませんでした。DV被害に遭っている兆候も確認できませんでした。また、人権を所管する部署にも母親からの相談がなかったことを確認し、関係者においては共通認識となっていなかった状況でございます。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 児童虐待とDVは切り離せないものだと思います。DVとはどういうものか、担当の市長公室長に伺います。

○南野直司議長 市長公室長。

○大橋市長公室長 DVとは、一般的に配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナーから振られる暴力を言います。個人の尊厳を傷つけ、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると考えております。DVは、殴る、蹴る等の身体的暴力だけではなく、言葉で相手を追い込む精神・心理的暴力、金銭的に困らせる経済的暴力、社会的な活動を制限する社会的暴力、性行為の強要などの性的暴力、子どもを利用した暴力などがございます。暴力の種類を問わず、相手との関係は支配関係となる場合が

あります。

一方で、被害者が加害者の顔色をうかがったり、支配下に置かれていることに気づかないなど、被害者が加害者との関係性でDVがないと錯覚し、DV案件と結びつかないケースも発生します。市といたしましては、新規採用職員に対する人権連続研修にDV研修を取り入れ、意識の向上に取り組むとともに、市民から相談を受けたときには、相談者に寄り添いながら注意深く傾聴し、必要に応じ庁内の他課とも連携をしつつ対応しているところでございます。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 DVには様々な形態があるとのこと。週刊誌の報道ですが、交際相手は母親に消費者金融から借金をさせていた、友人と一緒にいても早く帰ってこいと束縛する、友人が訪問するのを断らせ、次第にシャットアウトしていったとあります。先ほどご紹介いただいた金銭的に困らせる経済的暴力、人間関係を断たせる社会的暴力などのDVかもしれません。また、母親は、交際相手が刑務所に入ると自分は独りになってしまう、10年でも20年でも交際相手を待つと語っているという記事もあり、交際相手に対して強度の依存があるとも思われます。DVは、本人が自覚していなくても相手に支配、コントロールされることです。母親がそういう状態なら、市が何度確認しても真実は語られなかったでしょう。

2018年3月、東京都目黒区での5歳児の虐待死事件、2019年1月、千葉県野田市での10歳児の虐待死事件などでも、精神的なDVがあり、母親が強いコントロールを受け、子どもを守るところか加害を行ってしまう場合すらあることが注目されました。厚生労働省は、ホームページ

に、子ども虐待による死亡事件等の検証結果等について、専門委員会の報告を掲載しています。2020年9月、第16次報告では、実母がDVを受けている事例の特集が組まれています。DVありのケースでは、加害者は、実母、実父を除くと母親の交際相手が多いこと、DVなしのケースに比べ、心理的・精神的依存性が高く、虚偽通告も多いことが統計により示されています。専門委員会は、「DVの被害者の中には、支援者に被害を訴えることがない場合があり、被害者はDVを受けたことがあったかどうかを認識できず、被害を否認する場合もある。DVの存在が不明な場合でもDVを疑って対応する等、DVの把握に努めるとともに、配偶者暴力相談支援センター等と連携、暴力はなくなったなどの発言を根拠に、現在は暴力はなくなったので問題はないといったアセスメントではなく、DVがある家庭における支配者と被支配者という関係性を念頭に対応することが求められる」と述べています。

恐らく、今回の事件の母親がDVを受けているかもしれないという認識を持っていれば、市は違った対応をしていたと思います。DVに対する認識は、摂津市に限らず、まだまだ浅いと言わざるを得ない実情です。しかし、児童虐待とDVは切り離せない関係にあります。今回の事件の背景にDVがあったと断定するには情報量が足りません。しかし、子どもの安全を最優先で考えるなら、様々なケースでDVがあるかもしれないということを常に念頭に置いて対応することを担当者のスタンダードにしたいと思っています。DV対応の関係機関との連携もしっかり深めたいと思っています。様々なデメリットも考えられる警察と市案件の全件共有よりも

重要なことだと考えます。そして、摂津市だけではなく全国のスタンダードになるよう発信していただくことが、二度とこのような虐待死を全国で起こさないことにつながるのではないのでしょうか。お答えください。

- 南野直司議長 次世代育成部長。
- 橋本次世代育成部長 本市では、これまで、毎年パープル・オレンジリボンキャンペーンを実施して啓発してきており、DVが発生した家庭に児童がいた場合は、児童虐待につながる可能性が非常に高いと認識しております。家庭児童相談課の職員は、大阪府の開催する児童虐待の研修、市のDV防止ネットワーク研修などにも参加し、日頃からDVにはいろいろな形態が存在することを念頭に対応に当たるよう努めているところでございます。また、国においても、DV対応と児童虐待対応の連携を強化するよう示しており、支配的な関係性が生じているかを留意することが特に重要であるとされております。

一方で、本事例においては、これまで市や関係機関が母親の様々な相談をお聞きしている範囲においては、交際相手から支配的な関係になっている状況にある兆候は確認されず、関係者の共通認識とはなっておりませんでした。現在、大阪府において開催されている検証委員会で検証作業中ですが、今後、様々な視点で家庭を見立てて対応していくことが必要と考えており、市では外部の有識者による指導や助言を得るスーパーバイザーの配置に向け調整を進めておるところでございます。児童虐待への対応は、引き続き、様々なケースで対応できるよう、人材育成を含め対応してまいりたいと考えております。

- 南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 児童虐待の対応の改善のためには、職員の専門性を高めること、人員確保、正規職員としての雇用、これは児童相談所も同じなので、大阪府にも要望することなど多々ありますが、時間の関係で今回は要望としておきます。虐待のふえる背景に子どもの貧困問題があります。ぜひ市独自で子どもの貧困調査を行い、状況をリアルに把握することも強く要望して、この質問を終わります。

次に、PFOA汚染についてです。

国の調査については後で述べることにして、大阪府の今年度の調査です。地下水濃度が1リットル当たり2万2,000ナノグラム毎リットルから3万ナノグラム毎リットル、さらに上がっています。暫定目標値は50ナノグラム毎リットルですね。本当にとんでもない数値です。その地下水を使って農作物を作って食べた住民の血液から高濃度のPFOAが検出されているわけです。汚染水を飲まなければ大丈夫なんて言っている場合じゃないですよ。健康への影響について市民の不安が高まっています。

環境省によると、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の要件として、第二種は人への長期毒性の疑い、第一種は長期毒性ありとなっています。PFOAが今回第一種に指定されたということは、疑いではなく毒性があるということがはっきりと認められたということです。1981年、アメリカのデュポン社は、有害な物質だと知りながらPFOAを廃棄、地域の飲料水を汚染し、裁判となりました。裁判の中で、健康被害を調査する必要があると、デュポン社が500万ドル拠出して独立科学調査会が設立され、約7万人の調査が行われました。これにより、妊娠高血圧症、

妊娠高血圧腎症、精巣がん、腎細胞がんなどの症状が関連すると確認されました。10年に及ぶ裁判の結果です。この裁判が映画化され、アメリカでPFOA汚染が一般に知られるようになったわけですが、日本では長く公開されませんでした。今年12月、ようやく公開される「ダーク・ウォーターズ」です。ぜひご覧になってください。

日本でもPFOA、ペルフルオロオクタンルスルホン酸(PFOS)による健康被害の調査は行われています。NHK「クローズアップ現代」でも紹介された北海道大学の岸玲子教授らの研究で、妊婦500人を対象に行った調査によると、PFOS濃度の高い母親の赤ちゃんは体重が軽かった、精子の形成に係るホルモンの濃度が4割低かったということです。しかも、この影響は成長してからも続くため、北海道大学では2万人に対象者を広げ、子どもが子どもを産むまで調査を続けるということです。

京都大学の小泉教授によるPFOA汚染の広がる摂津市などで低体重児の出生率が高いという調査もありました。市民の安全・安心を守る摂津市として、この健康への影響をどう考えるのか、お答えください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 国につきましては、国会の答弁におきまして、健康等に関する国際的な知見はまだない中ではありますが、情報収集や分析方法に関する調査・研究はしっかりやらなければならない、また、土壌に関しては、環境研究総合推進費を用いて、土壌中にどのように挙動するのか、どのように効率的に除去できるのかという除去技術の開発をテーマに研究を行っていく予定で、大阪府、地元自治体とも連携して

注視を行っていく予定であると述べられており、また、大阪府は、継続的な水質調査の実施、必要に応じて本市にある化学メーカーへの助言・指導を行っていくと述べられておられますので、市といたしましては、その動向を注視し、情報の収集及び必要に応じた情報発信に努めてまいります。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 知見はまだないとか、国や府の動向を注視し情報収集・発信とか言っている場合じゃないんですよ。摂津市の未来の子どもたちに関わる大問題です。国や府の様子をうかがうだけでなく、市自ら動かなければならないのではないのでしょうか。お答えください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 市といたしましては、機会を捉えて大阪府と情報共有・交換を行っており、大阪府の水質調査の箇所が昨年6月は南別府町1地点の地下水のみであったものが、12月と今年8月実施においては、地下水を3地点追加され計4地点、水路を5地点追加されており、大阪府の主体的な取り組みではありますが、市の意向を加味していただいていると理解しております。

また、大阪府は、今年度、国に対しまして、PFOAについて、高濃度の地下水が生じている地域における農作物の摂取と人の健康への影響について明らかにし、その結果を踏まえ、土壌、水質及び農作物等に関する汚染状況の評価や、その対応に関する指針等を示されることを要望されており、このことも、大阪府の主体的な取り組みではありますが、市の意向を加味していただいたものと理解しており、今後も大阪府との情報共有・交換に努め、地域の声を大阪府に届け、必要に応じてペルフルオロ

オクタン酸（PFOA）対策会議の場でも発信していく予定であります。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 6月議会では、独自調査は行わない、国や府への要望は考えていないという冷たいご答弁でしたが、大阪府のほうは国へ要望書を出していたということですから。市は要望していないけど、大阪府が心を酌み取ってくれたということですかね。そんな情けないことを言わず、しっかり要望ぐらいしていただきたいと思います。

後に回しました国の調査に戻ります。

（資料を示す）PFOA排出元となり得る施設周辺等の調査、つまりダイキン工業株式会社の汚染の広がりを調査したということであります。これがダイキン工業株式会社です。1リットル当たり50ナノグラムが暫定目標値です。鳥飼本町は25ナノグラム毎リットル、これで50ナノグラム毎リットルはセーフということになります。三島地域は170ナノグラム毎リットルの汚染があります。国は大阪市東淀川区南江口等でも行ってまして、これは下のほうですね。5,500ナノグラム毎リットル、1,700ナノグラム毎リットルとことです。これに昨年大阪府調査を合わせますと、一津屋地域が2万2,000ナノグラム毎リットル、そして6,800ナノグラム毎リットル、それから3,400ナノグラム毎リットル。ダイキン工業株式会社のすぐ横です。それから、南別府町が1,300ナノグラム毎リットルというところが調査で行われています。ダイキン工業株式会社に近いほど濃度が高いということが明らかになっている。となると、別府・東別府・三島地域に行く手前のところでもあります。ここも非常に高い値が出るのではないかと推測されるわけです。地域の

皆さんに大変な不安が広がっています。ぜひ、別府地域や東別府地域の地下水の濃度も調べていただきたいと思います。市の独自の調査、また、大阪府にも要望して、とにかく調査を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お答えください。

○南野直司議長 暫時休憩します。

(午前 11時59分 休憩)

(午後 1時 再開)

○南野直司議長 再開します。

答弁を求めます。生活環境部長。

○松方生活環境部長 増永議員のご質問にお答えいたします。

摂津市内の水質調査の箇所は、先のご答弁でも述べましたが、南別府町、一津屋地域において地下水4地点、水路5地点を大阪府が実施しておられます。別府・東別府地域の水質調査につきましては、大阪府との情報共有・交換の場やペルフルオロオクタン酸(PFOA)対策会議において、その必要性も含め意見交換を行ってまいりたいと考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 意見交換。また要望するとははっきり言ってもらえないわけですかね。映画「MINAMATAーミナマター」というのがジョニー・デップ主演で公開されました。私も見てまいりました。水俣裁判等、行政の不作為が問題になっています。分かっている対処を行わないということが不作為の意味するところであります。ぜひ市民の立場に立って早急な調査を行っていただきたいと思います。要望としておきます。風評被害とは事実を明らかにしないところに生まれるものだと思います。

この質問はこれで終わりにいたします。

(「議事進行」と三好義治議員呼ぶ)

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 今の調査の中で、水俣病とPFOAを同等の取り扱いとされていることについては、質問者も先ほど言いましたような医学的なランクがありますので、この部分についての比較対象はやめていただいたほうが、議会の真意に関わると思いますので、よろしく願いいたします。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 PFOAと水俣病の健康面に関しての被害が同じだということは一切申し上げておりません。行政の対応の仕方、水俣病に関しては行政の不作為というものがありました。そういうことにならないようにしっかり調査をして対応してほしいということを申し上げているだけでございます。

以上です。

次の質問に移らせてもらいます。最後に、バスの問題についてです。

別府地域から市役所まで市内循環バスを利用すると、帰りは、JR千里丘駅まで行ってバスを降りて、次の発車を待って、またぐるっと回ってくる、こういうふうにもすごく時間がかかってしまいます。逆回りもつくってほしい、こういう要望が強いのですが、いかがでしょうか。

また、小さいバスを走らせてほしいというご要望も強いです。これは高齢化に伴う全国的問題で、国も対策を考えざるを得ず、AIオンデマンドタクシーやグリーンスローモビリティ等、新たなシステムを検討されています。問題点もあるとは思いますが、小さいバスを走らせることなど、お考えをお聞かせください。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 市内循環バスのルート改善や新たな交通システムの活用についてのご質問にお答えいたします。

市内循環バスにつきましては、平成25年3月に、市役所を起点としたルートからJR千里丘駅を発着の起点とした運行ルートに変更し、駅では、バスへの乗り継ぎのための停車時間を長く設け、利用者の利便性向上を図るとともに、平成27年3月に、府道十三高槻線正雀工区の側道の供用開始に合わせ、阪急正雀駅前にある正雀本町広場まで運行ルートを延伸するとともに、朝夕の運行時間帯を1時間延長し、利便性向上に努めてまいりました。

議員がご提案の運行ルートの逆回りにつきましては、ルートの追加による運行費用の増加や運行ルートの設定等、課題があり困難であります。

なお、AIオンデマンドタクシー等の新たな交通システムの活用につきましては、地域のニーズや実情に適した持続可能な公共交通サービスの検討の中で取り組んでまいります。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 高齢者の足の確保の問題は日々切実になっています。市長の公約である高齢者等の移動支援についてのお考えをお聞かせください。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 高齢者等への移動支援についてのご質問にお答えいたします。

人生100年時代を迎えまして、高齢者の方々にはいつまでもお元気で生活していただきたいと思っております。そして、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据えつつ、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと過ごしていただくためには、社会参加のための移動の確保が課題と認識いたし

ております。この課題に対しましても、よい仕組みができるよう、弱者の視点を忘れずに取り組んでまいりたいと考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 市内循環バスの逆回りは難しいというようなご答弁でしたけれども、利用がふえるというのは、便利になればもっとふえると思うんです。市役所に行ってそのまま帰ってこれる、そういうふうになるように、ぜひ市内循環バスの件についてはご検討いただくことを要望しておきます。

そして、高齢者の移動支援でございます。今、本当に大変になっているというのは、他の議員からもたくさん出ております。特に別府地域、そして一津屋地域のバスがあるのは公民館のところですので、それよりももっと奥の地域などのお声を聞いています。ぜひなるべく早くやっていただきたいと思っております。そして、市民から喜ばれる改善になるように、市民の声を聴いて、一緒に考えてつくっていくということをしかりと行っていただきたいということを申し上げまして私の質問を終わります。

○南野直司議長 増永議員の質問が終わりました。

次に、嶋野議員。

(嶋野浩一郎議員 登壇)

○嶋野浩一郎議員 順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目に、幼児の虐待事件についてでございます。

この質問は、昨日から多くの議員が触れておられましたので、改めてになってしまいますけれども、1回目といたしましては、行政としての受け止めについて、まず

はお聞かせをいただきたいと思います。

続きまして、アフターコロナの取り組みについて2点お伺いをいたします。

まず、1点目は商業の活性化についてでございます。

とりわけ飲食店をはじめ商業の振興については非常に大きな影響を受けているのではないかと考えていますけれども、その現状認識と今後の活性化について、どのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

続きまして、地域活動の活性化についてもお聞かせをいただきたいと思います。

地域活動も、コロナ禍でほとんどの活動が滞っているという状況でございます、今後どのように活性化をしていくのかということが非常に大きな課題であろうと考えております。これも、現在の状況と今後の活性化についてお聞かせをいただきたいと思います。

3点目に、新型コロナウイルスワクチンの未成年者への接種についてお聞かせいただきたいと思います。

新型コロナウイルスワクチンは12歳以上が接種の対象となっております、今、未成年への接種も始まっている状況でございますけれども、改めてその状況について、どうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

1回目は以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

(橋本次世代育成部長 登壇)

○橋本次世代育成部長 幼児虐待事件についてのご質問にお答えいたします。

本世帯については、他市からの転入時に、吹田子ども家庭センターや関係機関との会議において情報共有を図り、最重度案

件として、市の次世代育成部が中心となって子育ての相談や見守りをしていくなどの援助方針を決定し、市の関係課と連携しつつ、家庭訪問や来庁された際の面談などを行い、ご家庭の支援や見守りを行ってまいりました。しかし、結果的に3歳4か月の幼い命を救えなかったことは非常に残念であり、重く受け止めております。

市としては、大阪府に設置されました検証委員会に積極的に参加、協力し、専門家の方々の助言・指導をいただくとともに、様々な方から頂戴しているご意見を踏まえ、再発防止に向けて全力で取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 生活環境部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 アフターコロナでの商業及び地域活動の現状と活性化についてのご質問にお答えいたします。

コロナ禍では、商業者は、感染対策を実施しながら、適切な距離での販売や飲食店営業を実施することが求められています。今議会では、安全・安心に飲食を楽しんでいただけるように、ゴールドステッカー認証店舗として新型コロナウイルス感染症防止策のさらなる取り組みを実施している市内飲食店に、ホームページへの掲載や割引クーポン券の商業支援策を補正予算でお願いしているところでございます。さらに、セッピスクラッチ事業では、参加店の紹介を摂津市公式Instagram「#ここせつつ」でPRする取り組みを行ってまいります。また、今後、展示商談会などに要した費用の一部を補助する中小企業育成事業補助金の対象を商業者へ利用拡大することや、さらに、ビジネスサポートセンターで一部の相談のオンライン活用などを検討

しております。コロナ禍で進んだ取り組みを生かしながら、直接のつながりの大切さを再度確認し、アフターコロナの商業者の活性化の支援を行ってまいります。

次に、コロナ禍における自治会、町会の活動状況及び今後の支援策についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、例年行われておりました夏祭りや体育祭は昨年に続き自粛されておりますが、コロナ禍におかれましても工夫した取り組みをされており、少人数の班編成によって防犯及び美化活動を行ったり、会議を書面にて実施するなど、密を避けて事業を実施されています。最近では、ふだんの紙での回覧とは別に、LINE等のSNSを活用した情報共有の取り組みや、リモートのイベント開催を検討しておられる自治会もあり、また、自治会員へのマスクの配布や見舞金の支給など、自治会費を見直し、自治会員への支援や負担軽減を図られています。

次に、自治会、町会への今後の支援策でございますが、少子高齢化の進行、価値観の多様化など、社会構造の変化等により地域コミュニティが希薄化しつつある中、新型コロナウイルス感染症の影響により人との交流の機会が減ったことで、さらに地域コミュニティ活動が停滞している状況にあります。地域コミュニティの活性化に向けては、地域団体の中核をなす自治会、町会の役割が重要であると認識しており、現在、自治連合会と連携して、自治会活動の活性化に向けた検討を行っているところでございます。また、令和3年7月には、自治会をよくするための事例集を整備し、今後の地域活動の一助としていただけるよう、全自治会・町会長に配布し、活用して

いただいております。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 新型コロナウイルス感染症ワクチンの未成年者への接種状況についてのご質問にお答えいたします。

未成年の方につきましては、令和3年7月から16歳以上の基礎疾患をお持ちの方を対象に、9月には12歳以上の方全てを対象とし、順次予約接種を進めてきたところでございます。

接種状況につきましては、10月27日現在、15歳から19歳の方につきましては約75%の方が、12歳から14歳の方につきましては約33%の方が1回目の接種を完了している状況でございます。未成年者、特に12歳から14歳の方につきましては、65歳以上の高齢者が約90%接種されているのに比べると接種率は低くなっておりますが、これは、接種順位に従い、年齢の高い方から予約接種を開始したことによるもので、現在接種が進行している段階であると考えております。

また、一般的に考えられる理由としまして、未成年者については重症化のリスクが比較的低いことや、新しいワクチンを未成年者が接種することへの抵抗感などが影響しているものと思われまます。接種について正しい理解が得られるよう取り組んでいくことが必要だと認識いたしております。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 ここからは一問一答でお願いしたいと思いますけれども、まず、虐待について部長からお話をいただいて、再発防止をしっかりと進めていくというお話をお聞かせいただきました。やはりそのためにはしっかりと振り返らないかんわけですよ。当然、摂津市として、いろいろその

ときそのときにこの判断が正しいのだろうということでした。こられたわけですが、しかし、本当にその判断が正しかったのか、また、別の選択肢がなかったのかということについて振り返ることが再発防止につながるんだらうと思っておりますけれども、その振り返りを今後どのような場でどのようにされていくのか、その点をお聞かせいただきたいと思っております。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 現在、本件につきましては、大阪府に検証委員会が設置されましたので、その検証作業に市としても正確な情報を提供するなど、当委員会に積極的に参加、協力してまいります。しかし、この結果報告がまとまるのは来年1月頃とお聞きしており、今からでもできることを市独自であっても速やかに実施したいと考えており、庁内の関係部署から構成される既存組織ではありますが、児童虐待やDVなどについて議論する虐待等防止ネットワーク会議において、本件の点検、振り返りを行い、検証結果を待たずとも実施できる体制強化などについて検討・対策を進めてまいります。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 橋本部長から虐待等防止ネットワーク会議というお話がございました。その中でお願いをしたいのは、そのネットワークの会議の中にぜひ第三者の方が入っていただいて、ちょっとまた違った角度からの高所大所からいろいろとアドバイスをいただけるような体制をつくっていただきたい。その中で、もちろん大阪府に検証委員会がございます。そこにしっかりと参加していく、協力していくのは当然の話でありますけれども、市として、自助努力として、そういった会議も使って、繰り

返しになりますけれども、第三者の方の目を入れていただいております。

3回目にお聞かせいただきたいのは、市長にお聞かせいただきたいんですけれども、昨日から今後の体制についてはお聞かせいただいております。それと併せて、このような案件を摂津市が生んでいけないということについて、やはり市長からしっかりとメッセージをいただくということが市民の皆様方の安心につながるんだらうと思っておりますので、ぜひその辺をお聞かせいただきたいと思っております。お願いいたします。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 嶋野議員の質問にお答えをいたします。

きのうから何度もご答弁をいたしております、重なるところもございますけれども、今回、残念な結果になってしまっていて、私といたしましても非常に重く受け止めております。振り返りますと、いじめ、虐待、不登校等々、現代社会の本当に難しくも大切な課題と言われるようになってかなりの時間がたちます。当初、一つの係としての取り組みからスタートしたわけですが、平成25年でしたか、国の方針の変更等々も踏まえて課に昇進させ、人員も全体では12名とし、そして、何といたっても、専門的な知識を持つプロ集団といいますか、大阪府吹田子ども家庭センターとの定期的な協議を行い、いろんな指導も仰ぐ中、職員がそれぞれの経験に基づいていろいろ判断をしてきたわけでありまして、でも、結果はこういうことになってしまった。非常に残念でございます。

さっきの答弁の中にもありましたが、大阪府では、ルールに従い検証委員会を設置

待が疑われて親と子が離されるといったことがございましたね。最近、裁判がありましたけれども、結果として虐待がなかったと。でも、1年以上離されていたわけですよ。このことは、親と子の関係を考えると、非常に大きな時間だったろうと思うんですよ。ですので、もっと早く一時保護せないかんという一つの側面と、いや、それはやはり最後の手段であって、本当に慎重にせないかんというところで、担当課としてやっぱり非常に難しい。特に、権限を持っておられる都道府県におかれても、非常に難しさを感じておられるということは容易に想像ができるわけですよ。そうなってくると、やはり大事なものは、当然、市の権限は限られていますから、改めて市のできることで都道府県に任せること、この色分けをはっきりすることが今後につながることはないのかと思っているんです。そのためには、要保護児童対策地域協議会の中で事務局会議がありますよね。事務局会議は、今、大阪府吹田子ども家庭センターと摂津市の家庭児童相談課の2者でされていると思うんですけれども、またそこにも第三者の方が入っていただいて、この案件は重要度がありますよと、だから、これは子ども家庭センターが持つべきでしょうということを振っていただけるような、采配していただけるような体制もつくっていかなくあかんのかと思っているんです。ぜひそこら辺についてはお願いをしたいと思っています。

その一方で、こういったお話をしながら、あくまでもこれは対症療法なんだろうと思っているんです。つまり、より早期に発見をして、何かあったときに対処していくということなんですけれども、併せて、やっぱり根本治療といいますか、それ

も必要になってくるのかと思っています。それは、今虐待で困っている子ども助けるといったことにはつながらないかもしれませんが、やはり教育を充実させていくことではないのかと思うんです。つまり、親になるということはどういうことなのかということについてしっかりと子どもたちに教えていく、また、併せて、やはり摂津市のまちづくりの根本というのは、人間基礎教育の心をしっかりと教えていくということが将来的な虐待を防いでいくといったことにつながるんだろうと思っていますので、ぜひその点については強くお願いしたいと思ひまして、要望として申し上げておきたいと思ひます。

次の質問に移らせていただきますけれども、アフターコロナの取り組みについて一括してお聞かせいただきたいと思うんです。

このコロナ禍でいろんな方が様々なご苦勞に直面されておられますけれども、その中で、飲食店の方はやはり本当に厳しい状況に置かれていると。また、その一方で、先ほどお話しいただきましたけれども、地域活動も非常に滞っているわけなんです。その中でも、いろいろと先ほどご答弁いただきました少人数での防犯活動であったり美化活動をされておられる方もおられますよ。地域のコミュニティを何とか維持しようということでご苦勞されておられる方がおられるわけですよ。やっぱりそういった方のご苦勞をねぎらうという意味じゃありませんけれど、目を向けていく。併せて、それが商業の活性化、飲食店の支援にもなるような取り組みができないか。例えば、自治会であるとか、あるいはこども会、いろいろな地域活動を今頑張っておられる方に対して、ゴールドステッカーの

認証を受けたお店でのみ使えるような地域振興券のようなものを期間を限定して発行して、そして、地域の商業活動も支えているような取り組みができないのか、この点については、その実現に向けて一度検討していただきたいと、要望として申し上げます。

次に、新型コロナウイルスワクチンの件についてお聞かせいただきたいと思いますが、実際の未成年者への接種率の数字をお聞かせいただきました。特に12歳から14歳の接種状況は33%ということで、やはりそれぐらいだろうと私は感覚的に思っております。2回目に改めてお聞かせいただきたいのは、この未成年の接種について、今、摂津市として何か課題は感じておられないのか、この点をお聞かせいただきたいと思っております。

- 南野直司議長 保健福祉部理事。
- 平井保健福祉部理事 未成年者に対して接種を進めるに当たりまして、文部科学省及び厚生労働省からの事務連絡におきまして、新型コロナウイルスワクチンを受けるか否かによって差別やいじめが起きることのないよう、取り組みの推進を求められているところでございます。本市におきましても、学校現場において、当該事務連絡に基づいた指導を実施いただくとともに、市のホームページ等において、接種が強制でないことや、新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮などについて周知啓発を行っているところでございます。また、特に思春期の方につきましては、接種時の不安等をきっかけに、急性ストレス反応により気分が悪くなるなどの症状が発生しやすいことから、集団接種会場におきましては、落ち着いた環境で接種ができるよう、保護者の同伴を求めるとともに、看護師や

保健師などの専門職が中心となり、丁寧な対応を行っているところでございます。

- 南野直司議長 嶋野議員。
- 嶋野浩一郎議員 未成年がワクチンを接種するかどうかということについては、ぜひそれぞれのご家庭で納得するまでよく考えて判断をしていただきたいと私は思っているんですよ。そのためには、やっぱり情報をしっかりと適切に正しく届けることが不可欠だと思っているんですけども、現在の情報の提供についてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っております。
- 南野直司議長 保健福祉部理事。
- 平井保健福祉部理事 ワクチン接種に関する情報提供につきましては、接種券発送の際、ワクチンに関する説明書を同封し、ワクチンの効果、注意点、副反応などを対象者全員の方にお知らせするとともに、コールセンターや保健福祉課において個別のご相談に随時対応を行っているところでございます。今後につきましても、厚生労働省が作成した未成年者及び保護者に向けたパンフレットなどを活用し、情報発信の充実に努め、未成年の方及び保護者の方が十分に話し合い、適切に接種するか否かを選択することができるよう取り組んでまいりたいと考えております。
- 南野直司議長 嶋野議員。
- 嶋野浩一郎議員 私は、未成年者がワクチンを接種するかどうかということについては、別に勧めるわけでも、しないほうがいいですよということをおっしゃるわけでもないんですよ。どちらでもないんですけども、大切なのは、それぞれのご家庭でよく判断をしていただきたいということなんです。客観的な事実として、1回目の答弁でも保健福祉部理事はおっしゃっておられ

ましたけれども、確かに子どもたちの新型コロナウイルス感染症の感染が恐らく8月から9月ぐらいにふえたときがありました。しかし、そのときに子どもが新型コロナウイルス感染症に感染してどういった状況なのかというと、ほとんどが無症状だったわけですよ。もしくは極めて軽症である。一方で、ワクチンについては、当然効果があるから打つわけなんですけれど、じゃあ、効果は何やねんといったら、これは感染予防じゃありませんよね。発症の予防であり、重症化の予防ですよ。ということを見ると、もともと重症化をしにくいのが子どもなんだよ。一方で、ワクチンの効果については、発症の予防であり、重症化の予防なんですよといったことを伝えながら、やはりそういったことを両てんびんにかけてながら、それぞれのご家庭が主体的に考えていただくと。いや、でも、やっぱり心配やから打たそう、そういったのも一つの選択ですし、重症化しにくいのであれば打たす必要はないよな、それも一つの選択ですよ。それをもっと分かりやすく示していこうと思ったら、現在の情報だけでは足りないとは思っているんですよ。やはり子どもがこの新型コロナウイルスに感染したらどうなるのかということについてもしっかりと包み隠すことなく発信をしていきながら、それぞれのご家庭の判断を仰ぐような情報提供が必要だと思っておりますので、その点はぜひこれからも工夫を凝らして、また、子どもの接種率の状況も見ながらご検討いただきたいとお願い申し上げます。

○南野直司議長 嶋野議員の質問が終わりました。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。今回、市議会選挙で議会の改選を受けて初めての議会にもなりますので、様々市民の皆さんからこの間お受けした声なども届けながら質問させていただきたいと思っております。

最初に、中学校給食の早期実施と給食費の無償化についてでございます。

今年、中学校の給食について、デリバリー方式選択制から全員喫食に切り替えていくんだと、教育委員会のほうでもこういう方向性が示され、給食センター方式だということでもありますけれども、一定これは前向きな前進だと私は実感しているところでございます。ただ、センター方式ありきで進めていくのが本当に妥当なのかどうか、そのことについて今回は質問を重ねていきたいと思っております。

最初に、現状での給食センターの実施に向けた見通しについて伺いしておきます。

2点目に、35人以下の少人数学級を全年で実施することについてでございます。

こちらのほうも、昨年、新型コロナウイルス感染症の関係で一斉休校、また、その後の分散登校なども経験しながら、やっぱり教室の過密化を避けていく、また、一人一人に丁寧な関わりを持っていく、そういったことも含めて、少人数学級の有用性についても国のほうでも認めてきたのかと思っております。文部科学省が段階的に35人以下学級を進めていくとされていますけれども、現状について、それから今後の見通しについて、まずお聞きしておきたいと思っております。

次に、3点目、水道経営戦略の進捗管理と水道料金の見通しについて伺います。

こちらは、一昨年前に上下水道ビジョン、それから経営戦略がつけられているわけですが、この戦略をつくられたとき、また、市民の皆さんからパブリックコメントも受けたりしましたけれども、水道料金値上げが必要とする記載に対して多くの市民の方から意見があったと記憶しております。計画がつけられ、今年で3年目になっていくわけですが、最初に現状と進捗管理についてお伺いしておきます。

次に、4点目、コミュニティプラザの駐輪場に雨除けの屋根を設置することについてでございます。

8月にコミュニティプラザ10周年の記念行事も行われております。市民活動支援の拠点施設として、これまで役割を發揮してきていると感じております。そんな中でございますけれども、利用者や、また施設で働く方の中からも、駐輪場について、あそこに屋根がないというのがやっぱりいかなものかという声が上がっております。ほかの公共施設などについては、公民館でも、別府コミュニティセンターについても、やっぱり駐輪場には屋根があるんですけれども、ここについていないということについては、それなりに理由があるとも認識しているところでございますが、まず最初にこのことについてお伺いしておきたいと思っております。

以上、お願いいたします。

○南野直司議長 答弁を求めます。教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 中学校給食センター実施に向けた見通しについてのご質問にお答えいたします。

給食実施方式をセンター方式とする基本方針を受け、4,000食を供給できる施

設規模を前提とし、調査・研究を進めているところでございます。建設用地については、建築基準法をはじめとする法的制約や用途地域上の課題を整理し、方策を検討する必要がありますため、いまだ適切な用地を特定するに至ってはおりません。今後も、早期実現を目指し、調査・研究を進めてまいります。

続きまして、35人以下の学級編制を進めていく上での現状と今後の見通しについてのご質問にお答えいたします。

令和3年に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が施行され、公立小学校において、令和3年度、2年生の1学級の児童の数の標準を40人から35人へ引き下げる措置が講じられております。現在は1年生と2年生が35人以下の学級編制となっており、今後4年かけて順次35人以下の学級編制となる見通しでございます。

○南野直司議長 上下水道部長。

(末永上下水道部長 登壇)

○末永上下水道部長 上下水道ビジョン及び経営戦略の現状と進捗管理についてのご質問にお答えいたします。

令和2年度までの現状は、配水地の耐震化率をはじめ、多くの項目が計画どおりに進んでおります。しかし、鑄鉄管残存率や管路の耐震化など、目標から遅れが生じている項目もございます。遅れが生じている項目につきましては、今後の進捗管理の中で軌道修正を図ってまいりたいと考えております。

上下水道ビジョンの進捗管理に関しましては、毎年度の決算後、取り組み項目ごとに振り返りを実施し、進捗状況の検証、分析をいたしております。この検証、分析を踏まえ、予算編成の際、翌年度以降の取り

組み内容を定め、取り組みに沿った予算額を計上し、新年度予算案を策定いたしております。また、経営戦略における収支計画に関しましても、毎年度の決算を基に各項目の進捗状況を検証、分析し、収支計画を更新し、管理いたしております。

○南野直司議長 生活環境部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 コミュニティプラザの駐輪場への雨除けの屋根の設置についてのご質問にお答えいたします。

議員がご指摘のとおり、コミュニティプラザの駐輪場に屋根を設置してほしいとの要望があることは把握しております。コミュニティプラザがあります南千里丘周辺地区の整備については、阪急摂津市駅周辺の利便性の向上をはじめ、快適な居住空間の確保等の目標を示すために、都市計画法に基づき、南千里丘周辺地区地区計画を定めております。既存の駐輪場に屋根など新たな建築物の設置については、この地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限等の最低限度を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的にしました摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第7条における壁面の位置の制限により、設置については困難な状況でございます。

なお、雨具を着用されておられる利用者の方に対しましては、駐輪場がある境川沿いの入口にある風除室におきまして、雨具の脱衣ができるよう、ラックとハンガーを配置させていただいております。ご利用いただきまして、ご理解のほどお願いいたします。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 それでは、2回目以降は一問一

答でお願いいたします。

最初に、中学校給食に関わってなんですけれども、今、センター方式に向けて用地の検討に入っているということでございますけれども、用地が決まって、その後5年、6年とかかかっていく、そういう見通しのご説明が委員会のほうでもあったわけなんですけれども、やっぱりそれでは遅いんじゃないかという意見を多くの方から耳にしています。また、用途地域の関係等からも、やっぱり給食センターは大規模な工場という位置付けになっていきますから、工業系の地域でなければ造れない。そうすると、例えば安威川以南のほうなのかということも想像されたりするんですけれども、この間、教育委員会の関係でも、こども園、児童センター併設の施設、高台にするためにということで、やっぱりその面でまた日がかかってしまうということなんかも想定すると、本当にこの計画の見通しについて妥当なんでしょうかということが感じられるわけでございます。そういう意味でいきましたら、自校調理方式ということもやっぱり引き続き可能性として追求していくべきと考えるんですけれども、この点について、本当に無理なのか、2回目にお伺いしておきたいと思っております。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 自校方式の可能性についてでございますが、令和元年度に実施いたしました学校給食実施方式等の検討に係る調査は、現状の教育環境を維持することを前提に結論を導いており、第三中学校を除き、実現困難であるという結果でございました。将来の学校施設の増改築時に合わせて給食施設を併設する計画を立てることで自校方式の可能性を考えることができますが、早期実施が困難であり、学校間で実

施時期に大きな差が出ると想定をしております。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 そのお答えでしたら、自校方式も決して無理じゃないといえますか、やりようによっては、将来の学校施設の増改築時に合わせて施設を改修していくことも検討はされているようなことでございました。ただ、この間、業者にも委託をして、在り方の検討についてということがありましたけども、そこはあくまで今の敷地内でやろうとしたときということだと思えますよ。そうすれば、給食センターのための敷地を確保すること、それと、それ以外に学校に隣接するような土地を購入も含めて確保すること、そういったことも含めて検討していくことが必要なんじゃないのかとやはり思うわけでございます。

また、仮にセンター方式にするということで考えましたら、やっぱりこれまでの小学校で培ってきた自校調理方式の様々なノウハウといえますか、摂津市の給食のよいところ、そういうものを引き継ぐことが難しいんじゃないのかということも思うわけです。給食センターになると、ある意味、民間委託、業者丸投げということにならないかと危惧するわけなんですけれども、その点について、摂津市の今の給食のよさを生かされるのかどうか、その点についてお聞かせください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 給食の実施方式の差によりまして、これまで培った給食の特色やよさが損なわれるとは考えておりません。小学校給食では、事務局の栄養士や学校現場の栄養教諭がこれまで培った献立レシピを把握しており、直営、委託にかかわらず調理実習を行い、技能伝承しているところ

でございます。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 そのお答えでは、今後も生かせるようにしていきたいということやと思うんですけれども、でも、やっぱり自校方式とセンター方式とでは、できる条件というのは限られると思うんです。例えば、調理の時間、配送も含めて考えると、一定できてから時間がたつということでありますとか、献立の工夫にしてみたって、やっぱりその場で作る分と大量調理でやる分とで変わってくるような、そういったこともよその経験なんかからも聞いたりしているところでございます。私は、できるだけそういうことも含めて自校方式で進めていくべきじゃないかと思っております。

また、給食センターでやろうと思ったときには、やっぱり費用も多額に膨らんでいきますし、これまで調査を委託して行ってきた実施方式の検討について、委託してきた業者なんかも、ある意味、建設コンサルタントみたいなどころからしてみたら、センター方式のほうがいいんじゃないかと思っているかもしれないけども、やはりそちら側の主導で動いていくということではなくて、しっかりと本来目指すべき給食ということを経営委員会のほうで再度検討していただきたいと考えております。給食センターでの費用負担、それから自校方式でのメリット、そんなことも含めて、再度そこら辺りの関係をお聞きしておきたいと思えます。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 給食センターでの費用負担、また、センター方式によりますメリット、デメリットでございますけれども、学校給食実施方式等の検討に係る調査で、費用負担につきましても、イニシャルコス

ト、ランニングコストを分析しております。ご指摘のとおり、給食センターは、自校方式に比べ、各学校へ食缶が入るコンテナを配送、回収するためのトラックのプラットホーム、また、コンテナの洗浄設備や運送・配膳費用など追加負担が必要となりますが、大きなメリットといたしまして、子どもたちの教育活動に大きな影響を与えることなく全員喫食を早期に実施できること、また、アレルギー専用の調理室を設けることで安全・安心を強化できることが挙げられます。このように、給食実施方針につきましてはメリット、デメリットがそれぞれございます。本市では、大きなメリットを優先し、学校給食センターを基本方針としたところでございます。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 メリット、デメリットの面もお答えいただきましたけれども、そのお答えを聞いても、やっぱり自校方式の方向性も決して除外すべきではないと感じました。

この間、多くの自治体で、給食センターで取り組んでいるところもあれば、自校方式でやっているところもある。食の在り方、子どもの給食の本来あるべき姿ということがいろいろ議論されていると思うんです。例えば、東京都の足立区の取り組みでは、おいしい給食ということにこだわって、それは、ある意味、貧困対策にもなり得るんだということが挙げられていました。ここでも、自校調理はもちろんのこと、健康面に配慮した取り組み、一昨年前に民生常任委員会が、ベジタベライフでしたか、野菜から食べ始める食生活の取り組み、そういうことも視察に行き聞いていたところかと思うんですけれども、やっぱり給食で、義務教育の9年間の中で培ってきたものが、ある意味、生きる力にもつな

がっていくんだということも含めて、この間、研究もされ、実践もされていっているということ、こういった実践もぜひ見習っていただきたいと思うところがございます。摂津市の今の小学校給食は、おいしい給食という点では誇れるものだと私は思っていますので、その点はぜひとも継続していただきたいと思います。

それと併せて、学校給食の無償化ということについても、この間、やはり多くの方から声も耳にしました。その点について次にお答えをお願いしたいと思います。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 給食の無償化につきましての考え方でございますけれども、近隣市におきまして、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、10月から翌年3月まで小学校給食費を無償化する、また、中学校給食を半額にするということを決められたというところは存じているところでございます。本市におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、修学旅行等校外学習への補助制度の創設や、GIGAスクール構想を一層推進する補正予算を計上させていただいているところでございます。そのようなことと、また、小学校の給食費につきましては一定の所得者層に対し就学援助制度で対応しておりますことから、無償化につきましては考えておられないところでございます。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 昨年、本市でも、4か月間だけでありましたけれども、給食費を減額するというのもやられてきたと思うんです。ただ、これが一時的なものではなくて、本来、義務教育無償化という中の位置付けで、子育て支援の一つの柱として、給食の無償化は今の時点では考えておりませんと

いう答えでしたけれども、ぜひ考えていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

次の質問に移ります。35人以下の少人数学級の取り組みなんですけれども、コロナ禍においての密を避けるということももちろんそうなんですけれども、今、親の生活もそうだし、子どもの生活にもこの間のコロナというのは様々な影響を生じさせていると思うんですよ。マスクをずっとつけておかないといけないということ一つとっても、やっぱりストレスにもなるし、いろいろと学校現場の中で影響があるんじゃないのかと思うんですが、その辺についての認識を問うておきたいと思えます。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 これまでに経験したことのないコロナ禍におきまして、小・中学校では、マスクの着用の徹底やソーシャルディスタンスに配慮した行事の実施、ICT機器の活用等、様々な工夫を行いながら教育活動を進めてまいりました。子どもたちは、学校で友達とたくさん関わりたい気持ちを抑えながら、感染予防に努め、一生懸命学習に取り組んでいる様子が見られ、また、保護者の皆様には、体温測定や臨時休業の対応等、ご負担をおかけしております。間もなく国内で新型コロナウイルス感染症の感染が拡大してから2年となります。この間、子どもたちや保護者に及ぼした影響は大きなものがあると考えられますが、今後も、安全・安心を軸に、子どもたちや保護者に寄り添った教育活動を進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 そうしたいろんな影響がある中で、やっぱり少人数の学級編制を早く進めてもらいたいということはあるんですが、

例えば、今すぐ小・中学校全学年での35人以下学級を実施しようと思ったら、教員がどれぐらい必要なのか、また、どれぐらいの予算が必要になるのか、お答えください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 今年度、全学年を35人以下の学級編制にすると仮定した場合、新たに必要となる教員数は、小学校で10名、中学校で8名となり、増加分の教員を市費で雇用いたしますと、一人当たり年間700万円とした場合、合計1億2,600万円が必要となる見込みでございます。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 今すぐということも課題ではあるかと思うんですが、一方、支援学級在籍の子どもが普通学級にも併せて交流学习するということがあります。そのときに、40人を超える授業に実際なっているじゃないかというご意見、こういったものも保護者の方からお聞きする場面があったんですが、この点について、市としての見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 今年度、支援学級の子どもが交流学习級で学習するときに、40人を超える学年は、小学校では市内全60学年中6学年、中学校では市内全15学年中7学年でございます。そのうち、大阪府の少人数習熟度別指導のための教員を活用いたしまして40人を超えないようにしている学年は、市内全体で小学校1学年、中学校4学年あります。今後も、このような教員を活用いたしまして、40人を超える学級に対応できるよう、引き続き大阪府に要望をしてまいります。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 ぜひ引き続き努力していただき

たいと思います。40人を超える場面は早急に改善されるべきだと思いますし、また、市独自としても35人以下の学級編制を実施することを望むわけでありますけれども、これについてはどうでしょうか。もう一度お答えください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 市独自での35人以下の学級編制につきましては、費用面、人材確保、体制整備等課題が多く、他市事例等も参考に、引き続き研究は続けてまいりたいと思います。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 引き続きご検討をよろしく願います。

それでは、次に、水道の関係ですが、経営戦略には、事後検証、更新などの項目がございました。3年から5年ごとに必要な見直しが行われるものだと思いますけれども、どの時期にこういった作業が行われるのか教えてください。

○南野直司議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 経営戦略の見直しは、毎年度の実績の検証、分析を踏まえるとともに、経営戦略策定時には想定されなかった社会情勢の変化や計画との乖離が生じた事項を勘案する必要があると考えております。特に、現在の新型コロナウイルス感染症に関しましては、緊急事態宣言が解除され、社会経済活動も徐々に回復しつつありますが、将来的な影響はいまだ不透明な状況でございます。中長期的な将来見直しを立てる上では、アフターコロナの社会状況を見定める必要があると考えております。そのため、現状では、少なくとも状況が安定してくる令和4年度以降の実績を踏まえ、令和5年度以降に見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 とりわけ私は、2023年度に値上げといったことが示唆されている、そういう項目が気になるわけですが、今、市民の暮らしは大変な状況であると思います。この時期の値上げというのはやっぱりやめるべきだと思うんですが、その点についての見解をお聞かせください。

○南野直司議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 令和元年度策定の経営戦略では、議員がご指摘のとおり、令和4年度に赤字となり、令和5年度には料金改定が必要となる見通しをいたしておりました。これは、策定当時の状況による前提条件を基にした収支見直しをお示したものであり、令和5年度の料金改定を決定したものではありません。令和2年度の決算後の見直しでは、令和4年度に赤字を回避できる見込みでございます。

しかし、一方では、収支だけではなく、水道事業の将来を見据え、水道施設の老朽化への対応や管路の耐震化などを行っていかねばなりません。他市の事例でございますが、先日、水管橋の崩落により約6万世帯で断水となり、市民生活に多大な影響が及ぶ事態が発生いたしました。生活インフラとしての水道施設や管路の重要性とともに、水道水の安定供給のために適切な投資が必要であると改めて認識したところでございます。いずれにいたしましても、今後も適切な投資を実行しつつ、経営努力を重ね、赤字を回避し、料金改定時期を1年でも延命してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 この問題については、また引き続き文教上下水道常任委員会でも議論がで

きたらと思います。

さて、この新型コロナウイルス感染症の関係でいいましたら、昨年、一定期間ではありましたが、コロナ減免という形で、一般会計からの繰り入れも行って水道料金を引き下げることがされましたけれども、やっぱりこれはまだ必要なんじゃないかと思うんですが、ご検討されているかどうか、お考えをお聞かせください。

○南野直司議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 水道事業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としております。支援策として水道事業における減額を実施した場合、将来的に上水道料金の改定時期を早めてしまうこととなりかねません。そのため、長期的に安定した市民生活を勘案する中では、一時的な減額もできないところであります。また、一般会計からの繰入金を原資として減額を実施することは難しいと考えているところでございます。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 上下水道部長のほうからは、なかなか一般会計の繰り入れを口にするのは難しいのかと思うんですが、市長にもぜひこのことを検討していただきたいと思うんですが、お答えいただけたらと思います。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 弘議員の質問にお答えをいたします。

いつも同じようなことを言っていますけど、お金が全てではないですけれども、健全な財政運営といえますか、お金がないと福祉も教育も成り立たないわけではございます。日々、様々な方から様々な要望をいただきます。あれもしたい、これもしたい、私もそう思います。限られた予算の中で、

どれだけうまくこの要望を満たせるか、毎日そんなことばかり考えているのが市長職でもあります。簡単に言うと、いかに最大公約数をつくっていくか、これが市長である私の役割でございます。よりよい最大公約数をつくるには、現状をしっかりと踏まえながら将来を展望しないと駄目だと思います。きょうだけじゃないわけでありませぬ。そういうことで、水道の経営のお話から、料金、一般会計へと言及されておられるわけでありませぬけれども、部長も申しましたように、水道は独立採算の公営企業でございます。その原資は市民の皆さんからいただく料金にあるわけでございます。この辺、やっぱりしっかりとこの料金のありようについては見極めていく必要があります。

実を言いますと、先頃発表されたいろんなデータの中に、地中に埋まっている管渠、つまり上下水道ですけれども、この老朽化といえますか、危険度といえますか、どうなっているか分からないんですね。コンピューターでいろいろ調べてはいるものの、和歌山県の件なんかはまだ目に見えているほうですけれども、普通には地中に潜っているものはどないなっているか分からないんですね。そんなことを考えると、この先、膨大な予算措置、こんなことも考えておかななくてはならない、あの事件を見たとき、そう思ったんですけれども、そんな中で料金を改定し、引き下げるということは、到底現状ではなかなか考えにくいことではございます。

さすればどうしたらいいんだと、一般会計からお金を持ってきたらええやないかということだと思いますけれども、そうやってしまえばそれまでなんですけれども、やっぱりこれも独立採算の公営企業である以

上、一般会計からお金を繰り出す、これは、やっぱりある意味では、非常事態時と
いいですか、そんな例外的なとき以外は簡
単にはいかず、市全体から考えますとなか
なか難しいわけでございます。前回、5
0%の減免はさせていただきました。もう
1回したらどうやというお話でございませ
けれども、現在のところは考えておりませ
ん。

以上です。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 最後、コミュニティプラザの駐
輪場の屋根の件は要望しておきますので、
お願いいたします。

○南野直司議長 弘議員の質問が終わりまし
た。

次に、松本議員。

(松本暁彦議員 登壇)

○松本暁彦議員 それでは、順位に基づき質
問をさせていただきます。

水害対策について。

毎年のように大雨による災害が全国で起
きております。本市も、安威川氾濫、淀川
氾濫に備えた対策を着実に進めていかなけ
ればなりません。その対策として、災害復
旧拠点の河川防災ステーションの整備や広
域避難施策が進められておりますが、広域
避難の取り組みについて、現状をお聞かせ
ください。

次に、地震対策について。

本市では、南海トラフ地震や上町断層帯
地震などが予測をされております。地震対
策において、災害発生時の死傷者を防ぐた
めに、危険なブロック塀撤去や家屋の耐震
改修などにしっかりと取り組んでいくこと
が求められます。

併せて、震災関連死を防ぐ取り組みも重
要です。特に避難所生活の劣悪な環境を回

避することが重要ですが、大災害時の適切
な避難所運営、特に震災関連死を防ぐため
の取り組みについてお聞かせください。

次に、学力向上等への教育政策について
ですが、学力の向上に関しては本市の長年
の課題であります。最新の全国学力・学習
状況調査の結果を踏まえ、これまでの取り
組みについてお聞かせください。

次に、コロナ対策での経済活性化につい
て。

10月25日から飲食店の時短も終了す
るなど、徐々に平素の生活へと戻りつつあ
りますが、まだまだコロナ禍で様々な事業
者が影響を受けております。その中で取り
組まれたビジネスサポートセンターの運営
についてお聞かせください。

次に、地域共育での孤立家庭防止につい
てですが、私は、児童の虐待防止の観点
で、以前からも、児童虐待につながる孤立
家庭を防止するために、地域で共に育てる
地域共育について提言をしましてまいりまし
た。児童のご冥福をお祈りするとともに、
また、非常に残念な思いであります。

なお、多くの議論が交わされたため、地
域共育の観点を踏まえながら、児童虐待防
止について意見、要望を述べさせていただきます。

10月27日の夜のNHKニュースで児
童の母親逮捕が報じられておりましたけど
も、そこに出演していた教授は、市は母親
と会えていることから来る過剰な安心感が
あったのではないかという指摘をしており
ました。その指摘を踏まえれば、平成30
年の市内転入から家庭訪問38回を含む9
1回もの面談を行い、信頼関係構築を図る
など、しっかり見ているぞと、孤立させな
いよというアプローチを行い、虐待防止に
つながっていると考え、まさかそのような

状況の中で卑劣な虐待、そして殺人が行われることは予想しづらかったのではないのでしょうか。そのために、情報提供者の必死の訴えよりも、これまでの信頼関係を壊さぬよう、母親の言葉を優先することとなったのではないのでしょうか。もしこれが、子どもと一度も会えない、あるいは母親から面談を拒否されるという場合であれば、状況は変わっていたのかもしれませんが。

本事案を踏まえ、市は、自ら隠蔽を図る、自ら孤立化を図る家庭への対応力が不十分であったと同時に、過剰な安心感と表現されており、甘さ、児童虐待への危機意識が庁内全体で低かったのではと考えます。情報提供者からの情報に対する各課の対応、そして、事件発生後の多くの市内外から批判があった報道対応の不十分な姿勢でも見てとれます。児童虐待は犯罪であり、子どもは虐待を受ければ、死に至らないまでも脳にダメージを受け、その後の一生を左右します。子どもたちのために危機意識を高め、庁内全体で取り組んでいかなければなりません。

担当職員の増員、スペシャリストの配置は当然のこと、常に最悪を想定し行動すること、また、注意案件は、必要により部局横断対策チームをつくり、多角的に情報収集を行い、かつ、情報提供者の情報を有効に活用して事実関係を正確に把握し、速やかに児童相談所へ上げる体制を整えること、そして、市一丸で地域共育のネットワークの核となるようぜひ取り組み、本市においてこのような悲惨な事件が二度と起こることのないよう、検証、再発防止策を徹底することを強く要望いたします。

1回目は以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 水害時の広域避難の取り組みの現状についてのご質問にお答えいたします。

まず、本市において安威川、淀川が氾濫した場合に、避難を要する市民は全人口の約7割、約6万2,000人に上ります。これに対して、浸水被害を免れる避難所は千里丘付近に3か所しかなく、コロナ禍での3密を避けた収容可能人数は630人程度と見込んでおります。

このような状況下、市民の皆様には、浸水しない地域にお住まいの親戚や知り合いを頼っての縁故避難など、広域避難をお願いしたいと考えております。市といたしましても、近隣自治体に本市の置かれた状況を丁寧に説明し、公共施設等への広域避難の受け入れをお願いしておりますが、本市からの避難者をどの程度受け入れ可能かなどの検討も必要であり、具体的な避難先の確保にまでは至っておりません。引き続き、粘り強く広域避難先の確保に向け調整してまいります。

また、国土交通省と大阪府が事務局となり、三島地域の市町等で構成する三島地域広域避難検討ワーキンググループにおきましても、これまで1年以上かけて広域避難の検討に取り組んできておりますが、現在は、万博記念公園を淀川破堤時の広域避難先のモデルケースとした検討課題の抽出とタイムラインの策定に取り組んでいるところでございます。

続きまして、大規模地震が発生した際の避難所運営、特に災害関連死を防ぐための取り組みについてのご質問にお答えいたします。

大規模災害時の避難所運営につきましては、市の職員だけでの対応には限界があ

り、防災サポーターをはじめとした地域の皆様を中心に主体的に運営していただきたいと考えております。しかし、議員がご指摘のとおり、大規模な震災が発生した場合、避難所等における災害関連死が懸念されます。過去の災害を振り返りましても、不慣れた避難生活におけるストレスや持病の悪化など、様々な要因による災害関連死が発生していることから、避難所の環境整備や避難者の体調管理については最大限の配慮が必要であると考えております。

災害関連死を防ぐための具体的な対策といたしましては、TKB、つまりトイレ、キッチン、ベッドの整備が推奨されており、本市におきましても、特に衛生面で大きな課題となるトイレ対策に関しましては、現在備蓄している簡易型使い捨てトイレに加えて、避難所におけるマンホールトイレの整備について、上下水道部と連携し、検討を進めているところでございます。また、そのほかにも、プライバシーに配慮したテント型パーティションの配備や、協定締結事業者による段ボールベッドの速やかな搬入などの対策を進めております。さらに、長期避難者の体調管理に向けた保健師の巡回健康相談などに努めますとともに、備蓄食料につきましても、食物アレルギーの避難者などに配慮するなど、多様な課題にできる限り対応できるよう検討してまいります。

○南野直司議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 学力向上に関わるこれまでの取り組みについてのご質問にお答えいたします。

令和3年度の全国学力・学習状況調査の本市の結果は、対全国比で申し上げますと、小学校国語、中学校数学においては過

去最高、小学校算数、中学校国語では過去2番目の結果となり、小学校国語では全国平均に並ぶなど、以前に比べ大きく改善をいたしました。また、質問紙の結果からも、課題であった家庭学習の時間や、地域や社会への関わりを考えることについても改善している結果となりました。

このように成果が見られてきたのも、校長の指導の下、学校全体で授業研究を中心とした学力向上の取り組みを進めてきたこと、コロナ禍であってもできる限り学びの保障を行ってきたことなどが要因だと考えられます。加えて、教育委員会として、各学校へ進むべき方向性を示し、重点的に取り組む内容を目指す学校の姿として焦点化したことで、市全体としてキャリア教育や魅力ある学校づくりに取り組んだことが子どもたちの意欲向上につながり、成果として見られるようになったのではないかと捉えております。

○南野直司議長 生活環境部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 ビジネスサポートセンターの取り組みについてお答えいたします。

本年4月から南千里丘別館にビジネスサポートセンターを開設し、経営改善コンサルタントを駐在させ、市内事業者の様々な経営相談に対応いたしております。新型コロナウイルス感染症が長期化する中、7月からは、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、相談日をふやし、週2回の相談体制に強化いたしております。現在、同センターでは、1日3枠の相談枠に対する予約率は100%に近く、また、業種も、サービス業、製造業をはじめ、様々な事業者にご利用いただき、相談に対応している状況でございます。

これまでの相談内容といたしましては、やはり新型コロナウイルス感染症の影響に関連するものが多く、自社製品の開発支援、クラウドファンディング、ホームページを活用した販売促進や販路開拓の支援、事業の再構築の相談などがございます。

また、同センターの特色といたしまして、事前相談の段階から相談カルテを作成し、相談者の悩みをお聴きする中で、相談者が持つ強みを生かしながら、課題の解決に向けて伴走型で取り組んでおり、相談後のフォローまで事業者に寄り添った相談支援を実施いたしております。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 これよりは一問一答形式でお願いいたします。

水害対策についてですが、広域避難の取り組みについて、本市は摂津市オリジナルセパレート避難メソッドを昨年に打ち上げていますが、縁故等での避難先がない市民が必要とする広域避難先すらいまだに確定できていない現状と理解いたしました。いつまで時間をかけられるのでしょうか。受け入れ人数や体制など細かい調整はともかく、避難先でも明示することが市民の安心に大きくつながります。そろそろ事務方だけでなく、市長自ら市民の命を守るために政治力を発揮すべきではないでしょうか。大阪府、そして吹田市や茨木市にも要請するなど、安心を確保するよう強く要望いたします。

そして、広域避難時の円滑な避難には避難経路の確保が重要となります。改めて平素の道路ネットワークの構築の取り組みについてお聞かせください。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 平素の市内の道路交通ネットワークの構築についてのご質問にお答え

いたします。

快適かつ安全で暮らしやすい住環境整備を進める上で、その基盤となる道路ネットワークの構築は重要な取り組みであると認識しております。

本市域の広域道路ネットワークを構成する大阪中央環状線、大阪高槻線、大阪高槻京都線においては、現在、慢性的な渋滞が課題となっておりますが、大阪府により十三高槻線正雀工区などの道路改良工事が進められており、また、昨年度末に十三高槻線の大阪中央環状線との交差部が大阪府都市整備中期計画に位置付けられたことや、令和8年度に予定されている鳥飼仁和寺大橋の無料化等により、今後、その改善が期待されます。

また、本市の管理道路におきましても、千里丘三島線の阪急踏切の遮断による慢性的な渋滞や、駅周辺の狭隘道路に囲まれた密集市街地により、歩行者の安全な通行確保の課題もありますが、阪急京都線連続立体交差事業や摂津市の今後の道路整備の進め方などに基づく道路整備事業など、生活道路から地域を結ぶ幹線道路まで、計画的かつ総合的に道路ネットワークの整備を進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 平素の道路ネットワークの構築の状況については理解をいたしました。しっかりと進められるものと認識しますが、そこに災害時における広域避難を想定するなどの災害対応もさらに考えていく必要があると考えております。そのためには、広域避難時の避難先を明確化し、そして、そこへ至る避難経路について明示し、該当する道路については、市道整備はもちろんのこと、府道も大阪府に強く要求することが必要となります。例えば、別府地域

から北への避難経路となる府道一津屋正雀線、また、鳥飼東部から千里丘へと結ぶ千里丘東駅前線から続く沢良宜東千里丘停車場線の整備等も迅速な高台避難を可能にするものと期待されます。道路整備については、時間と費用を要することから、早期に経路明示と計画作成が必要です。建設部と防災危機管理課が連携して取り組まれるよう強く要望いたします。

続きまして、地震対策について。

震災関連死を防ぐ取り組みについては理解しました。震災関連死を防ぐためには、快適に過ごせる避難所の環境整備と適切な避難所運営が重要であり、着実に準備されるよう要望いたします。

なお、避難所で快適に過ごすには空調管理も重要です。近年の異常気象による熱中症での死亡事例の多発も踏まえれば、避難所となる小・中学校体育館のエアコン設置は命を守るために重要であり、有事において機能確保できるよう強く要望いたします。

併せて、迅速な復興対応もまた重要です。少しでも早く平素の生活に戻れるよう、その対応についてどうお考えか、お聞かせください。

○南野直司議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 震災で被災された方が元の暮らしを一刻も早く取り戻すため、災害対策本部を中心に、庁内が一致団結をして迅速な復旧・復興対応に努めてまいります。中でも、ライフラインの速やかな復旧と家屋全壊・半壊世帯への住宅供給が急務であると認識をいたしております。

まず、電気、ガス、水道などのライフラインにつきましては、平時から関係機関との情報連携に努めますとともに、有事を想定した連携訓練を継続して実施することで

課題を整理し、市民の皆様にも少しでも早く日々の生活を取り戻していただけるよう、ライフライン復旧までの対策も含め、連携してまいります。

また、住宅供給に関しましては、市におきましても応急仮設住宅の建設に努めてまいります。民間賃貸住宅の空き部屋を活用した大阪府のみなし仮設住宅は、迅速に住まいを提供できる制度であると認識しており、大阪府としっかり連携してまいります。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 様々に取り組まれることを理解いたしました。迅速な復旧・復興は、震災関連死などから市民の命を守ることになります。安全・安心なまちづくりの根幹にあり、水害・地震対策について、インフラ整備や有事を想定した訓練、様々な取り組みを行い、継続して命を守る取り組みを着実に進めるよう要望いたします。

次に、学力向上等への教育政策についてですが、教育委員会として、政策の方向性をしっかり定め、着実に進めることで学力等が伸びているものと理解をいたしました。やる気スイッチ、学習意欲向上等につながるキャリア教育などをしっかりと継続されるよう要望いたします。

その上で、学力向上には就学前教育も重要です。前回の一般質問でもありましたアンケート調査について、その結果を踏まえた見解についてお聞かせください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○橋本次世代育成部長 アンケート実施についてお答えいたします。

小学校教職員と市内公私立の就学前施設職員を対象に、保育所、幼稚園から小学校への入学の接続期に関する質問を中心としたアンケートを今年の夏に実施いたしまし

た。集計した中で、入学までに身につけておきたいこと、就学までに育てておきたい力等の質問につきましては、小学校、就学前施設双方共通して、人の話を聞く、自己肯定感、コミュニケーション能力、集中力、忍耐力などの非認知能力の育成に関する項目を選択した割合が高く、そのほかにも、入学までに自分のことは自分でする習慣を身につけてほしいと考えている回答の割合も非常に高くなっております。また、5歳児や1年生の課題と感ずることという質問につきましては、先ほどの非認知能力の育成に加え、授業中心の椅子に座って過ごす生活への適応や、身の回りの準備、整理整頓という項目にも高い選択・回答の割合が見られますが、語彙の少なさに関しては、小学校のほうが課題と捉えている割合が高く、言葉の育ちへの認識の相違も見られます。今後、アンケートの結果をまとめ、国が進めます幼児教育スタートプラン「幼保小の架け橋プログラム」等にも注視しながら、本市の就学前教育の充実に取り組みの検討を進めてまいります。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 アンケート調査の結果などを理解しました。本市就学前教育の課題の見える化に一步進んだと考えます。自己肯定感の低さは小・中学校の課題であり、また、語彙の少なさというところも気になります。アンケート調査結果の情報公開も行い、就学前施設と小学校との情報共有を図りつつ、聞き取りなどを行い、課題解決へ焦点を当てて取り組まれるよう要望いたします。

また、就学前教育には、親学習、親へのアプローチも必要です。非認知能力向上などには家庭での子育て環境が重要ですが、核家族、共働き等で、よりよい子育て環境

について学び、知る余裕がない保護者が多いと感じております。そのため、あることも園では、参観日を活用して、保護者に対し子育てに係る講演を行うなど工夫しているところもあります。そして、親学習は、児童虐待防止の地域共育のネットワーク強化にもつながります。このことも取り組まれるよう要望いたします。

さて、今、支援を要する子どもたちが増加をしております。本市の全ての子どもたちに力をつけるために、支援や配慮を要する子どもたちに対する支援教育の充実も重要です。これまでの取り組みについてお聞かせください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 平成28年4月から、障害者差別解消法により、障害のある方への合理的配慮の提供が義務化されました。学校においても、子どもたちへの支援は重要な課題であり、きめ細やかな対応が求められております。支援学級では、種別に応じて、8人の児童・生徒に対し一人の教員を配置し、支援に努めていますが、支援や配慮を要する子どもは通常の学級にも在籍しております。そこで、これまでの本市においては、どの子どもにとっても分かりやすい授業を実践するため、学習の目当てを明示して、見通しを持って授業が受けられるようにしたり、ICT機器を活用して視覚的に分かりやすい説明をしたりといった工夫をしております。今後は、集団指導の中で、支援が必要な子ども一人一人の状況に合わせて適切な支援を行うことができるよう、教員の指導力向上を図る必要があると考えております。

本市の支援学級在籍の児童・生徒数は、全国同様、増加傾向にあります。その分、教員が支援を要する子どもと関わる機会も

ふえていきます。支援教育を支援学級の担任のみが行うのではなく、全ての教員が行うべきものとして、本市の子どもたちが必要な力をつけることができるよう、教員の指導力向上を図り、引き続き支援教育の充実に取り組んでまいります。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 様々な要因で本市の支援を要する子どもたちがふえている中で、全ての教員がその子どもたちに指導できる取り組みをぜひ進められるよう要望いたします。教員の指導力向上と併せ、子どもたちの心情の機微を把握するために、子どもたちとのコミュニケーションを取る時間、余裕を持たせることが必要となります。35人学級も含め、教員をサポートする体制をしっかりと整えるよう要望いたします。総合的に取り組み、子どもたちがしっかりと生きる力を育むことが結果として学力向上につながるものと考えます。

最後に、コロナ対策での経済活性化について。

ビジネスサポートセンターは設立からまだ半年ですが、有効なものとして理解しました。ぜひこの取り組みは、商工会と連携し、継続・発展させるよう要望いたします。その上で、市として、摂津優品（せつつすぐれもん）をふるさと納税の返礼品とし、中小企業支援を拡大するよう改めて要望いたします。

また、飲食店等からは、平素に戻った場合においても、お客さんが戻ってくるのか心配との声があります。その点はどう対応されるのか、お聞かせください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○松方生活環境部長 コロナ禍におきまして、市内飲食店等では厳しい経営環境が続いております。今議会におきまして、市内

飲食店をはじめ、小規模商業者へのさらなる支援策について補正予算をお願いしているところでございます。

まず、セッピースクラッチ事業の予算を倍額し、セッピースクラッチカードの当選確率を増加することで、市民の方々に市内飲食店や小売店などを利用していただき、消費を促してまいります。

二つ目に、大阪府が創設した飲食店における感染防止対策のさらなる促進のための認証制度でありますゴールドステッカー認証制度を活用し、市内飲食店に規制緩和された人流への感染対策の適切な実施を促し、地域経済の復調のきっかけとしていくために、市内のゴールドステッカー認証店舗のPRを行います。具体的には、ゴールドステッカー認証店舗の情報を整理し、独自のホームページを立ち上げ、店舗情報の発信を行います。また、ゴールドステッカー認証店舗のPRチラシを作成し、市内に全戸配布いたします。このチラシには、認証店舗で利用できます割引クーポン券を掲載し、市民の方々に安心して飲食を楽しんでいただきながら、市内飲食店の利用促進と消費を喚起してまいります。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 市として厳しい経営環境をサポートするという取り組みを理解いたしました。

なお、ゴールドステッカー店の対応については、今、どんどん新型コロナウイルス感染症の規制が緩和されている中で、少しでも早く、時期を逃さぬよう取り組むことを要望いたします。

以上で質問を終わります。

○南野直司議長 松本議員の質問が終わりました。

次に、藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1 番目、ポストコロナ時代において摂津市民の心と体の復興を「文化振興」「健康づくり」で行うことについてです。

新型コロナウイルス感染症も、新規感染者が減少し、第6波の心配があるものの、ワクチンの接種が十分に進んでいることや、新薬の開発により大きく社会が変わり、経済復興や心と体の復興が期待され、ポストコロナを考える段階に入っていると思います。国においては、経済復興対策として、新GoToトラベル、GoToEatなどのキャンペーンが考えられています。

さて、本市では、早くから文化振興、健康づくりによるまちづくりで、大衆文化の活動や、健康づくりグループにより活発に活動が行われてきました。その主体者の多くは高齢者です。こうした人たちの多くは、コロナ禍の影響を受け、家から出られず、体も動かすことができず、人にも会うこともできず、気力も体力も衰えておられます。本市のポストコロナ時代における心と体の復興は、文化振興、健康づくりで行うことが重要であるとの認識で質問させていただきます。

まず初めに、コロナ禍の文化振興や健康づくりの現状についてご答弁をお願いいたします。

次に、2 番目、市民から提供された児童虐待情報に対する行政対応の検証についてです。

これまでに多くの議員が質問されてまいりましたので、私からは、市民から虐待死を回避できたはずの情報がもたらされたにもかかわらず、なぜ動けなかったのかにつ

いてお聞きをいたします。

情報提供者は、市が動いてくれていると思っていたのに子どもが殺されてしまったことに対して大変怒っておられます。先日、母親が逮捕され、母親の虐待も明るみになり、通報者の情報が正しかったことが証明されるとともに、児童を守る人は誰もいなかった中で、市役所に最後の望みを託されました。せつかくの情報提供が生かされなかったことについての検証を求められています。

これまでの質問で、通報についての対応、マニュアルによる対応、人員体制、子ども家庭センターとの連携など、様々に議論をされましたが、なぜ母親を信頼する域から一步も踏み出せず、子ども自身に虐待のことを聞かなかったのか。3歳になっていたら、聞いたことに対して適切な反応をします。私は、事件後にこの通報者と何度か連絡を取り、同じことを聞かせていただきましたが、提供された情報について真実だと直感をしました。調査しなくても、通報者の必死の訴えに対して、緊急性、信頼性を共有して、子ども家庭センターに一時保護を依頼していれば今回の事件は防げました。本市が対応を誤ったために今回の事件に発展いたしました。これまでに子ども家庭センターは、子育て関係者や医療関係者からの虐待の疑いの通報で一時保護されるケースが多いのに、今回に限っては全く鈍感であったのは、摂津市を信頼していたからだと思います。私も、もっと早く聞いていれば何とかできたのにと悔やまれます。

この事件の本質をずっと模索している中で、現在の到達点を申し上げたいと思います。今回の事案は、摂津市が一度も経験したことのない特別な事案です。子どもが殺

されるかもしれないと母親の知人が直接来庁され、極めてリアルな情報をもたらされたにもかかわらず動けなかったのは、これまで子どもが犠牲になった事案がなかったので、今回もそんなことにはならないだろうと、何の根拠もないのに正常性バイアスが人間には働きます。通報者の必死の訴えに対して真実性、緊急性を共有することができない硬直した対応、組織であったと思います。人材育成では常識にとらわれない人材を育成すると言われておきながら、子どもの亡くなったことに、マニュアルどおりの対応を了として、適切な対応だったという発言は撤回すべきです。子どもの命を犠牲にして守らなければならない人権やプライバシー、個人情報保護もマニュアルもないと思います。本当に子どもの命を第一に考えた対応だったのかという観点から、第三者委員会とは別に積極的に内部検証を行うことが3歳4か月の短い命を閉じた児童に報いる方法だと思いますが、どのようにお考えなのか、お聞きをいたします。

次に、3番目、保育所待機児童対策とせつつ幼稚園の認定こども園移行の諸条件についてですが、保育所待機児童対策については毎年質問させていただいておりますが、外れて困っている人の市民相談が多くあるからです。今年4月の一斉受付で、厚生労働省定義で24件の待機が出たということです。その中で、健都にお住まいの双子の1歳児が落選をされましたけれども、テレワークでそれぞれ夫婦交代で見ながら何とか仕事をこなしているということでした。また、出産を機に親元のある摂津市に引っ越された方も落選をされ、慌てて市外の民間無認可保育所を探し、何とか入れたということで、大変なことになっていました。厚生労働省定義なので、本当はもっと

多くの待機児童が存在します。

待機の数だけ悲劇があります。千里丘地域では、健都以外にも住宅開発が進んでおり、保育需要が爆発的に拡大する傾向にあります。現在、一斉受付が終わり、遅れた分の受付が行われておりますが、今年の受付状況はどうだったのか、また、校區別出産数は把握をされているのか、保育所受け入れ枠数の推移と増設予定について、また、せつつ幼稚園の認定こども園移行の諸条件について、併せてご答弁をお願いします。

次に、4番目、学童保育のサービス向上の課題と年次計画についてです。

これも何度も質問させていただいておりますが、大阪府内で一番サービスが遅れている中で、間違いなく子育て支援の足を引っ張っている課題の一つです。本市の現状と課題について、年次計画を立てて保護者に示す必要性についてご答弁をお願いいたします。

次に、5番目、中学校給食の方向性についてですが、現時点では全員喫食センター方式で立地場所確定後5年後の実施とされていると思いますが、何よりも大事にしなければならないのは、子どもたちにおいしいと受け入れられることだと思いました。

先日、こんなエピソードがありました。健都のマンションに長野市から引っ越してこられた小学生を持つ保護者と話す機会がありました。子どもが千里丘小学校に転校してから、給食がおいしいので、毎日お代わりをして、帰ってきてもおやつを欲しがらない。長野市での給食はセンター方式でおいしくないで、給食を毎日残して、帰ってきたらすぐにおやつをねだったということです。摂津市の給食はそんなにおいしいのかと改めて実感をいたしました。

現在のデリバリー方式選択制の給食について、子どもたちからおいしいと聞いたことはほとんどなく、喫食率が上がらない原因は小学生の給食とのギャップではないかと思えます。中学校給食は、このおいしさを受け継げなければ失敗すると思えますが、どう考えておられるのか、小学校給食の現状と併せてご答弁をお願いします。

次に、6番目、通学路の総点検とその結果についてです。

本年6月に、千葉県でトラックが小学生の列に突っ込み二人が亡くなるという悲惨な事件が発端となり、全国で通学路の一斉点検が行われたと思えます。本市における取り組みと結果、そして、その対応についてご答弁をお願いいたします。

次に、7番目、本市の水管橋調査の結果と水道管の老朽化についてです。

先日、和歌山市の紀の川に架かる水道管が崩落をして、広範囲で断水が発生しました。本市もタンク車で応援に駆けつけていただいたということなので、任務に当たられた皆さんにお疲れさまと申し上げたいと思えます。

昨日の質問では、本市の水管橋の総点検の結果、問題なしとの答弁がありましたので、私からは、調査項目について、また、報道では本市の水道管の老朽化が問題視されていましたが、その実態についてご答弁をお願いします。

以上、1回目です。

○南野直司議長 答弁を求めます。生活環境部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 コロナ禍での文化振興や健康づくりの現状についてのご質問にお答えいたします。

今年度におきまして、新型コロナウイルス

感染症流行の第4波、第5波が繰り返されたこともあり、市主催の文化スポーツイベントや健康づくりイベントの多くは中止または延期となりました。また、文化連盟、体育協会、老人クラブ連合会、文化財愛護会などの団体が市民団体等委員として参加している文化振興計画推進審議会におきましても、日常の練習ができない、ひいては発表会等ができないといった意見が出ておりました。そんな中、10月に入りまして、こども展覧会を開催したり、ちびっこ劇団「ひなどり」の開講式を実施したり、うきうきせつつウオーキングを再開するなど、市主催のイベントが開催できるようになってきたことに加え、公共施設の開館時間短縮を緩和する中で、公共施設を利用して活動する団体が少しずつではありますが戻ってきている状況でございます。

○南野直司議長 次世代育成部長。

(橋本次世代育成部長 登壇)

○橋本次世代育成部長 市においての内部検証についてのご質問にお答えいたします。

本市といたしましては、現在、大阪府に検証委員会が設置され、開催中でありますので、その検証作業に市としても積極的に参加、協力してまいります。しかしながら、結果報告書がまとまるのは来年1月頃とお聞きしており、今からでもできることは市独自に速やかに実施したいと考えており、庁内関係部署で構成される既存組織の虐待等防止ネットワーク会議におきまして、点検、振り返りを行いつつ、検証結果を待たずとも実施できる体制強化について検討・対策を進めてまいります。そして、大阪府の検証委員会の結果が報告された場合には、その指摘を真摯に受け止め、再発防止に取り組んでまいります。

続きまして、就学前児童数と保育所等の

定員の拡大予定についてのご質問にお答えいたします。

本市全体で就学前児童数は減少に転じたものの、安威川以北地域では、大規模な集合住宅の開発などにより増加傾向でございます。校区别で申しますと、増加しておりますのは千里丘小学校区、味舌小学校区でございます。特に千里丘地域では、千里丘新町のまちづくりなどにより増加が顕著に現れております。一方、南千里丘のまちづくりによって、就学前の子どもの人口が増加していた摂津小学校区では減少に転じております。

安威川以北地域での就学前児童数の増加に伴い、保育ニーズは増加を続けておりますことから、これまでも当該地域での施設整備を行ってまいりました。本年度では、6月に、三島三丁目に保育所枠30名、幼稚園枠15名、合計45名の保育所型認定こども園を開園したところでございます。また、令和4年度には、せつつ幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園として民営化し、園舎建て替えにより、令和5年夏頃には保育定員を設けていただく予定です。今後につきましても、千里丘西地区の再開発における保育ニーズを見据えつつ、計画的な整備を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、学童保育のサービス向上の課題と年次計画についてのご質問にお答えいたします。

学童保育のサービス向上に向けた取り組みといたしましては、学年延長、土曜保育の毎週実施、長期休暇中の高学年保育の実施など、保護者のニーズも高いものとなっております。年次計画につきましては、第2期摂津市子ども・子育て支援事業計画の中で高学年延長についてお示ししており、

現在、実施には至っていない状況ではありますが、保護者からのニーズは特に高く、必要性は認識しております。

現在の学童入室率は、平成29年度の34.5%から令和3年度では44.7%と約10ポイント増加、うち1年生の入室率は37.8%から50.2%となっております。今後も増加傾向にあるものと思われま。しかし、コロナ禍において、テレワークの推進など、保護者の働き方も多様化しており、今後の学童保育の利用者見込みは、不透明な要素もあり、把握しづらい状況であります。

先般、子ども・子育て会議において、委員の方から、全校一斉での高学年保育の実施ではなく、受け入れ体制が整った保育室からの実施や、小学校の空き教室の利用が困難であれば、学校敷地内に新たな施設を確保などの意見を頂戴しており、それらのご意見を参考に、今後、実現に向け、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 中学校給食は、小学校給食同様、おいしさを第一にすることにつきましてのご質問にお答えいたします。

今後の中学校給食については、全員喫食とすべきであること、給食実施方式はセンター方式とすることを基本方針としたところでございます。ご指摘のおいしさを第一にすることにつきましては、小学校給食のノウハウを継承することを大前提に考えております。

本市の中学校給食は、安全・安心でおいしい給食を、事務局栄養士、学校現場の栄養教諭、調理員が基本原則とし、日々改善を重ね、現在に至っております。子どもた

ちや教職員からおいしいと評価をいただいております。具体的には、学校給食会において、献立選定、物資選定、調理実習、献立反省の各会議がP D C Aサイクルを構成し、改善につなげています。また、スチームコンベクションオープンなど新たな調理器具を導入し、子どもたちの好きなハンバーグや温野菜を提供し、好評を得ております。これまで培った小学校給食の運営を基本とし、おいしさ第一の中学校給食を運営できるよう努めてまいります。

続きまして、通学路の総点検とその結果についてのご質問にお答えいたします。

通学路の点検につきましては、毎年、通学路等交通安全プログラムに基づき定期的な合同点検を実施し、問題のある箇所の対策を実施するなど、継続して通学路の安全確保に取り組んでおります。今回の八街市の事故を受け、危険箇所の点検に当たっては、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所などの観点で実施するよう文部科学省から依頼がございました。各校から現時点で54件の危険箇所の報告を受け、文部科学省から記された観点に基づき、教育委員会、摂津警察、道路管理者で合同点検を実施しているところでございます。

今後の方針につきましては、内容の精査を行った上で、今年度は、通学路の路面標示や電柱幕の設置を実施し、警察による取り締まり強化をお願いしているところでございます。次年度以降につきましては、通学路のグリーンベルトの設置や、通過車両の速度抑制を目的としたハンプの設置、交差点周りの車の進入防止対策を実施する予定でございます。引き続き、地域の安全や子どもたちを守るために通学路等の安全対

策を実施してまいります。

○南野直司議長 上下水道部長。

(末永上下水道部長 登壇)

○末永上下水道部長 水管橋の調査項目とその結果及び老朽管の実態についてのご質問にお答えいたします。

水管橋の調査につきましては、厚生労働省のガイドラインにのっとり、点検を行っております。点検の内容は、水道管、橋梁構造物の各部において、漏水や外面塗装の状況、部材の変形及び腐食を、目視により異常があるか確認することになっております。水管橋崩落事故直後に水管橋点検を開始し、国から調査対象として依頼のありました補剛形式4橋を含む河川に架かる市内水管橋34橋全ての点検を終了し、現在のところ問題ない結果となっております。

本市の水道の老朽化の実態についてでございますが、埋設する水道管の総延長に占める40年を超える水道管の割合、つまり経年化率は、令和2年度末で約46.1%と高く、老朽管の更新が非常に重要であると考えております。

○南野直司議長 暫時休憩します。

(午後2時59分 休憩)

(午後3時29分 再開)

○南野直司議長 再開します。

藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ご答弁ありがとうございます。これより一問一答でお願いいたします。

まず、1番目のポストコロナ時代についてです。

これまで2年以上、コロナ禍の厳しい状況が続きましたが、そうした中で、文化振興、健康づくりについてどのような工夫をしてこられたのか、ご答弁をお願いしま

す。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 コロナ禍における文化振興と健康づくりの工夫についてのご質問にお答えいたします。

いつでも気軽に取り組める健康づくりとしまして、平成30年10月から健幸マイレージ事業を実施いたしております。この事業は、市民一人一人が、活動量計やマイレージポイントをきっかけに、歩くことや健診を受けることなど健康づくりを習慣化してもらうことを目的としており、コロナ禍においても密にならない取り組みとして推進してまいりました。今年度からは、より参加者がふえるようポイントを付与する事業について、健康に関連する事業にとどまらず、積極的に他課との連携、コラボ企画に取り組み、外出を促すイベントにも対象を拡大しております。例えば、文化スポーツ課主催の市民体力テストやこども展覧会でポイントを付与することにより、歩く機会とイベント集客の相乗効果を図っております。このように、文化振興と健康づくりの両面から市民生活の日常を取り戻すよう工夫をするとともに、今後につきましても、コロナ禍をきっかけに得た成果を、ウィズコロナ・アフターコロナ時代の心と体の復興に向け、生かしてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ありがとうございます。

本市の文化振興は、森山市長にとって初めての平成17年度予算編成の懇談会で私は文化条例の策定を提案させていただきましたけども、その後、着手をされまして、大阪府内でも非常に早い平成18年4月に制定され、平成20年には条例に基づく文化振興計画を策定し、精力的に文化活動が

展開され、現在、第2期計画の実践中です。一方、健康づくりにおきましては、まちごと元気！健康せつつ21の下、市民の健康づくりを進められてきました。平成29年4月には摂津市健康づくり推進条例を制定されました。また、令和4年度予算の重点テーマは、7年間連続で健康を挙げられています。先ほどの答弁にもありましたうきうきせつつウォーキングや健幸マイレージ事業も、創設に対して随分要望させていただいた記憶があります。

市長、摂津市の新型コロナウイルス感染症流行前を取り戻す取り組みは、文化振興、健康づくりを大きく掲げて、例えばGotoカルチャーキャンペーン、また、Gotoヘルスキャンペーンなど名前を打って、高齢者を家から導き出し、文化に触れ、健康づくりに触れ、人と人とのふれあいの新型コロナウイルス感染症からの人間復興を目指すべきであるということをご提案させていただきたいと思っております。

次に、児童虐待についてですが、検証委員会の報告は明年1月になるようですが、併せて内部でも検証が必要です。その上で、再発防止策になりますが、本市は早くから虐待防止親支援プログラムでは先進的な取り組みを行ってまいりましたが、携わってきた関係者は随分がっかりされていると思います。もう一度再構築になります。そして、何よりも今回露呈したのは、市民の情報など市民の力を生かすことができない硬直した組織です。環境や状況は変化します。その変化する状況を一番知るのはいずれも市民であることが多いのではないのでしょうか。今後も、組織を強化したとしても、そのことが変わらなければ、対応する環境はそんなに変わらないのではないのかと思います。もっと市民などの力を借りる力を

つけなければ、また再発してしまうと危惧をいたします。そうした情報を生かせる柔軟で反応が敏感な組織、常識にとらわれない人材を育成することが再発をさせないためのキーになるのではないかと考えます。また、このことは全庁で共有することが大事だと思いますが、こうしたことについて、最後に市長の考えをお聞かせください。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 藤浦議員の質問にお答えをいたします。

昨日から何度も答弁をさせていただいておりますけれども、子育て支援をまちづくりの主要柱に捉えてきただけに、今回の件については非常に残念で、重く受け止めているところでございます。皆様からいただいておりますご意見、ご提言をしっかりと受け止めまして今後取り組んでいきたいと思っております。

よく言っていることですが、毎年4月、10月になりますと、若い新進気鋭の優秀な職員がたくさん入庁してまいります。一方では、経験豊かなベテランの職員はどんどん退職していかれるわけでございます。私が市長になって、もう3分の2以上は入れ替わられていると思います。要するに、非常にまだまだ経験の浅い職員もたくさんおられる。摂津市にとっては、少し戦力の低下は免れないわけでございます。これは、どこのまちもそういう現象にあるかと思えます。

一方で、そんな中、行政需要はますます複雑多様化いたしております。このギャップをしっかりと埋めなくてはなりません。それには、昨日からいろいろご意見をいただいておりますが、一人一人の職員の質が求められるわけでありまして、私は毎年い

ろんな場面で職員に話をする機会がありますけれども、求められている質とは頭のよさだけじゃないよと、やる気があるかないか、ここにあるんですよと、よく職員に言うているところでございますけれども、日々与えられた仕事を淡々とこなすのではなく、もうこの時代、いつでも、よっしゃ、やっつろうぜという一人二役、三役をこなせるような気概を持つ、そういった人材を育てていかななくてはならないと自覚をいたしております。

そういうことで、ご指摘のように、外部の専門家の意見、また、一般市民の皆さんの意見も柔軟に取り入れる中、より効率のいい人事の異動といいますか、やりくりといいますか、しっかりやって市民の声に答えていきたいと思えます。

以上でございます。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 二度と虐待で子どもが犠牲になることのないように、徹底検証と再発防止に努めていただきますようお願いいたします。

次に、3番目、保育所待機児童対策についてですが、せつつ幼稚園の認定こども園移行につきましては、PTAから要望書が提出されていると思います。できる限り要望に沿うように努力をお願いしたいと思います。

また、ご答弁では、特に千里丘地域で、千里丘新町のまちづくりなどによって増加が顕著に現れているということです。せつつかく子育ての地に摂津市を選んでいただいた市民に保育所を確保するのは行政の責任であると思えます。第2回定例会でも申し上げましたが、そのためには、千里丘地域の対策を早急にしなければ待機児童は抑えられないと提言をいたしました。残念です

が、千里丘地域にはそんなに資源がありません。現在、大阪高槻線沿いのマンションの下に空き店舗があります。また、もうすぐ引き上げるであろう健都マンションのモデルルームを借り上げて、小規模園または保育所を開設することを提案したいと思いますが、具体的な待機児童対策を行っていただきたいと思います。そうしたことも踏まえまして、明年の待機児童をゼロにする決意を教育長からお聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 教育長。

○箸尾谷教育長 本市では、これまでから、民間の力をお借りしまして、安威川以北地域に集中して保育園等を整備してまいりました。その結果、現在、本市の就学前の児童数に対する保育所の定員数の割合、いわゆる保育所の整備率は、北摂他市と比べましても、北摂6市平均が42%に対しまして本市が51.8%と約10ポイント上回っており、大きく保育所整備が進んでいる状況ではございますが、一方、近年の共働き世帯の増加や女性の働き方の変化などから保育ニーズも高まっておりまして、本市の就学前児童数に対する保育所を希望する児童の割合は、令和3年4月時点で、北摂6市平均が43.1%に対しまして本市が53.2%と、こちらも10ポイント以上高くなっておりまして、このことから、いまだ待機児童の解消には至っていない状況でございます。

先ほど部長からご答弁申し上げましたとおり、全国的な少子化の流れの中で、本市におきます就学前の児童数も、地域別の差はあるものの、減少に転じてまいりました。今後、そのことも踏まえ、保護者の保育ニーズを的確に捉え、対策を講じていく必要がございます。待機児童解消のため

には、議員がご指摘のように、必要とされる地域に必要とされる施設の設置を行っていくこと、また、併せて、そこで働く保育士を確保することがございます。そのような環境が整えられるよう、今後、計画的に対策を講じてまいりたいと思います。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 明年こそ、待機児童ゼロで、悲劇を出さないように強く要望しておきたいと思います。

次に、4番目、学童保育のサービス向上について。

ご答弁にあるように、コロナ禍において、テレワークの推進など、保護者の働き方が多様化しているので、もう一度ニーズについてアンケートを取ることをお勧めしたいと思います。また、受け入れ態勢が整った保育室から実施する方向も支持したいと思います。現在は見通しが全くつかないという状況ですので、ぜひとも年次計画を市民に示して、そして、学童保育大阪府内ワーストワンを返上し、子育て支援の足を引っ張らないように強く要望しておきたいと思います。

次に、5番目の中学校給食の方向性についてですが、子どもに受け入れられる、子どもからおいしいと言われしめる給食をできるだけ早期に実施できるようにお願いし、これは要望といたします。

次に、6番目、通学路の総点検についてですが、点検結果に基づいた改善策は計画的に実施いただくとともに、これからも子どもたちを第一に考えた安全対策を実施いただくことを強く要望いたします。

次に、7番目、水道管についてですが、老朽化率が高く、更新が非常に重要であるということでした。大阪府水道年鑑では、老朽化率が大阪府内でワースト5位という

大変厳しい現実となっております。本市の今後の整備計画をどのようにされているのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○南野直司議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 本市における水道管全体の整備計画についてお答えします。

平成26年度の水道ビジョン策定後は、基幹管路の更新を集中的に実施しており、令和元年度に策定した上下水道ビジョン及び水道経営戦略においても、令和10年度までに基幹管路を優先的に耐震化を進めていく整備計画としております。しかし、基幹管路以外の配水支管と言われる水道管の破裂事故が多く発生したことから、現在では配水支管の更新も併せて行っているところでございます。特に、年数の経過している府道正雀一津屋線や大阪高槻京都線など、破裂しますと影響範囲の大きな水道管の更新を重点的に進めつつ、今後においても、重要度と優先度を考慮して水道管の更新を行い、安定的な水道水の供給に努めてまいります。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ありがとうございます。重要度と優先度を考慮して水道管の更新を積極的にやっていくということととも、先ほども議論にありましたけれども、水道料金も極力値上げせずに経営に取り組んでいただくように、大変難しい相反することですけども、しかし、老朽対策もしっかり行って、市民に支障をもたらさないように、なおかつ水道料金もできるだけ引き上げをしないように強く要望を申し上げまして私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○南野直司議長 藤浦議員の質問が終わりました。

以上で一般質問が終わりました。

日程2、議案第52号など8件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長。

(三好義治総務建設常任委員長 登壇)

○三好義治総務建設常任委員長 ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。

10月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第52号、令和3年度摂津市一般会計補正予算(第8号)所管分、議案第55号、摂津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第58号、摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第59号、摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、以上4件について、10月20日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、議案第55号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○南野直司議長 文教上下水道常任委員長。

(弘豊文教上下水道常任委員長 登壇)

○弘豊文教上下水道常任委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

10月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第52号、令和3年度摂津市一般会計補正予算(第8号)所管分、議案第53号、令和3年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)及び議案第

56号摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、以上3件について、10月19日に委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○南野直司議長 民生常任委員長。

(香川良平民生常任委員長 登壇)

○香川良平民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

10月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第52号、令和3年度摂津市一般会計補正予算(第8号)所管分、議案第54号、令和3年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)及び議案第57号、摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定の件、以上3件について、10月19日に委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○南野直司議長 駅前等再開発特別委員長。

(野口博駅前等再開発特別委員長 登壇)

○野口博駅前等再開発特別委員長 ただいまから、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

10月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第52号、令和3年度摂津市一般会計補正予算(第8号)所管分について、10月22日に委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので報告します。

○南野直司議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終

わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。野口議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 日本共産党議員団を代表して、議案第55号に対する反対討論を行います。

本条例案は、摂津市の様々な行政手続のオンライン化を可能にするために制定された通則条例を、デジタル社会形成基本法の制定に伴い、その一部を改正するものです。

反対の理由は、本条例の根拠とするデジタル社会形成基本法などデジタル関連法に大きな問題があるからです。この法律は、デジタル社会を、AI、IoT、クラウドサービスを使って、多様で大量に蓄積されたビッグデータを活用する社会と定義しています。デジタル技術の発展と普及によって行政等の業務や手続を効率化すること、国民生活の利便性を向上させることは大切です。しかし、それは、行政機関が保有する膨大な個人情報の利活用を国民自らが監視・監督できる法整備、体制整備と一体でなければなりません。デジタル社会形成基本法などデジタル関連法は、行政が持つ膨大な個人情報を民間企業に開放して、利活用しやすい仕組みをつくり、経済成長につながることを優先し、一方で個人情報保護はないがしろにされています。行政が持つ個人情報をもうけの種として、本人の同意もなく目的外使用し、外部提供して企業の利益につながることは許されません。どんな自己情報が集められているのかを知り、不当に使われないように関与する権利、自己情報コントロール権、情報の自己決定権を保障することこそ求められています。デ

デジタル格差を大きな問題だと言う下で、個人情報保護の観点が抜け落ちている行政手続のデジタル化、オンライン化は、より慎重に対応すべきです。

以上、反対討論といたします。

○南野直司議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 以上で討論を終わります。

議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第56号、議案第57号、議案第58号及び議案第59号を一括採決します。

本7件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、本7件は可決されました。

議案第55号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

日程3、議案第63号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 議案第63号、工事請負契約締結の件につきまして、その内容をご説明いたします。

なお、詳細につきましては、本議案の議案参考資料をご参照くださいますようお願い申し上げます。

本議案は、摂津市リサイクルプラザ連絡橋等整備工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、摂津市リサイクルプラザ連絡橋等整備工事でございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は2億5,188万9,000円でございます。

契約の相手方は、株式会社永商興産でございます。住所は、摂津市東正雀2番3号、代表者は、代表取締役、高原紀夫でございます。

工事の内容につきましては、土木工一式、橋台工、道路改良、PC橋(上部工)でございます。

以上、議案第63号、工事請負契約締結の内容説明とさせていただきます。

○南野直司議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。三好義治議員。

○三好義治議員 ただいま上程されています議案第63号の摂津市リサイクルプラザ連絡橋等の整備工事について質疑したいと思います。

内容を見ますと、40者に声をかけて、2者が参加をされて1者落札という状況を説明いただいたんですが、40者のうち38者が辞退をされている、非常に入札状況においては厳しいような状況が続いていると思うんですが、この背景についてお教えをいただきたいと思います。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 40者指名をして38者が辞退ということの背景でございます。

実は、正直申しまして、この入札は4回目でございます。1回目は、6月に公告をいたしまして、7月の中旬に入札の参加の申し込みを受けるということで2日間設定しておりましたけれども、これは市内業者とAランクの土木事業者で共同企業体つまりJVを組んでやっていただくということでしたけれども、申し込みはゼロでございました。それからすぐに契約方式を切り替えまして、JV方式をやめまして、単体企

業でAランクの事業者を対象として制限つき一般競争入札を7月29日に公告いたしました。このときも8月の中旬の申し込み期限までには申込者はゼロでございました。その次に、3回目に指名競争入札に変えたんですけれども、本市は、基本的には内規でもって、3億円以上の工事につきましては、指名の場合は20者を選定するとなっております。今まで摂津市の始めて以来、40者を指名したことは初めてだと思います。これにつきましては、やはり茨木市とのごみ処理の広域化という問題がございまして、一昨年12月23日付で地方自治法による連携協約を結んで、令和5年4月を目途に広域処理、共同処理を始めるということで約束がございまして、そういうことから、どうしてもこの40者の中で1者でも入札していただきたいという思いでやったんですけれども、これも全て40者辞退ということになりました。

この状況の中で、私のほうも、どことは申しませんが、業界筋のほうからの情報もやはりいろいろ入れまして、その結果として、これは辞退理由にも書いてあるんですけれども、いわゆる配置できる技術者がいない、ほぼそういう理由でございました。一部、本市の予定価格と合わないとか、これは番田水路に橋を架けるという工事ですので、やはり鳥飼地域ということは非常に水が多い、1メートル掘ったら水が出るということで、リスクがあるというところもございました。でも、ほとんどは配置できる技術者がいないということで、今、全て北陸新幹線でございましてとか高速道路の高架橋の架け替えのほうの工事に張りついているということでございまして、こういう結果に至りました。

4回目で今回議案として出させていただきます

いたところ、これは3回目と同じところに40者出したんですけれども、設計の中にパッカー車の洗車場というのが入ってまして、これが約2,700万円程度、これについては設計から外して、純然たる道路とPC橋の工事に特化をして再度入札にかけると。あと、技術者要件としまして、当初は、元請業者の監理事業者は過去にPC橋の工事に技術者として配置されていることという条件があったんですけれども、これを外しまして、PC橋の専門メーカーがあるんですけれども、こちらの技術者についてもらえればいいじゃないかと、もしくは、そこで技術者がつけられなかったら、別途工事監理契約をコンサルタントと結んで、橋を架設するときに監理をしていただいたらいいということで、その二つの条件を外しまして再度入札した結果が、やはり38者は技術者がいないという理由がほとんどで辞退となったものでございます。

以上です。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 入札の難易度についてご説明を受けて、理解はいたしました。4回というこれまでにない異例の入札の状況やったと。その理由については、やっぱり工事の難易度を含めて技術者不足という理由は分かりました。

ただ、気になるのが、整備工事を発注したら、いみじくも最後に説明されていたように、そこが工事監督者もつけて完成までやるのが本来の入札なんですけど、先ほどの話を聞くと、工事は発注して、あと、工事の監理業務、技術指導についてはまた別に発注するように私は聞こえたんですが、この点をまず1点確認しておきたいのと、それと、パッカー車の洗車場の部分を今回外したということになっていますが、茨木市

とは令和5年に広域ごみ処理の運用開始を予定していると思うんですね。この工事は2月28日に終わりますが、それ以外に大きな難易度が想定されるような工事関係は残っていないんですか。この関係で難易度の高い工事が残っていることはありませんかということですね。この関係でというか、茨木市と連携協約を締結して、令和5年に広域のごみ処理を行うのに、令和5年にはしっかりとできるようになりますかということで、これ以外の工事は残っていませんか。だから、監理監督、技術者指導に対するものは別発注になりますかというのが1点ね。で、ほかの工事関係は何がありますかと、この2点について。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 まず、1点目の監理技術者の件ですけれども、この工事といいますのは、やはりPC橋のところ、橋台、いわゆる基礎のところですけど、これについては土工ですので、くいが要るかどうかはちょっと私はよく分かりませんが、土工のところは土木業者だったらできるんですけども、PC橋のところの上部工、いわゆる橋桁のところ、ここについてはやっぱりメーカーが限られておりますので、私が先ほど申し上げましたのは、元請の監理技術者としては、全体工程管理、施工計画をきっちりと立てて、その方はちゃんと1級土木施工管理技術者を持っている監理事業者を配置してくださいねと。でも、PC橋のところというのは、やはりその方でも実はなかなか見れない、専門メーカーの技術者しか見れないであろうということで、そちらの技術者を配置していただいたら、元請の監理事業者についてはPC橋の工事に直接携わってなくてもいいですよという意味で申し上げました。恐らくPC橋の

ほうは、専門業者の工場で作成をして、こちらにトレーラーで運んで連結をして張力を張る、緊張させるということで、これがプレストレストコンクリートの構造でございますので、そういうことになろうかと思えますけれども、そのときに、やはりPCメーカーの技術者に張りついていただくか、もしくは、そこで技術者が恐らくしっかりとついてくれると思うんですけども、万が一配置できない場合については、別途、そういう技術を持ったところに委託契約で監理委託をするということで申し上げさせてもらいました。

それから、2点目の難易度の高いのが残っていないかということですが、私は先ほどもちょっと触れましたけれども、洗車場というのは別に難易度が高い工事でも何でもないもので、これは附帯工事みたいなものですので、土木一式の素の工事にしたほうが応札しやすいのかと思って外したということでございます。難易度がどうかということについては、やはり私も4年間ほど上下水道部のほうにおりまして、そのときに相当工事苦勞いたしました。2年の予定が4年かかるような工事、これは何でかといいますと、先ほども申し上げましたけれども、やはり水路の横辺りのところ、もしくは、安威川以南の地域については大概なんですけれども、非常に水が出る。1メートルほど掘ったら水が出て、それを止めるということが非常によくありました。ということで、橋台を造るときに、番田水路の横ですので、そのところがちょっと難しい、リスクはなきにしもあらずかと思っております。

以上です。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 この工事を含めて、まず1

点目は、茨木市との広域処理の開始時期は、そういったこれから想定される工事も含めて、この工事を発注することによって守られるという理解をしていいんですね。それと、こういう契約に関して、以前も即決案件のときに、排水ポンプの電気工事の関係で私は質疑させていただいて、あのときも辞退件数がふえておりました。今後、この摂津市において、いろんな建物の工事関係もまだこれから発注をしていかなければならないんですが、今のこの事業者の減少というのをどのように把握されているんですかね。要は、リニューアルがあるから技術者が足りない、これは土木だけの関係なのか、今後、大阪におきましては万博の工事が始まってくるような状況になってきますので、そういったところに技術者が取られていくと、今後、我々摂津市として発注をしていく段階で、何に気をつけて、どういうふうな発注の仕方をしたらいいのかということが、今回のこの契約に対してでも見えるところが何かあるんですかということをお聞かせいただきたいと思うんですが。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 今後のといたしますか、今ではなく過去からなんですけども、東日本大震災が起こった頃から、やはり事業者は東日本のほうの復旧に相当行かれました。その頃から入札不調ないしは不落というのが多くなってきたように思います。それ以降も、土木業界含めて建設業界は、これは業者によって差はあるとは思いますが、全体としては非常に事業量が多い状態が続いておまして、どこの業者もなかなか技術者がおらんということは業界筋からよく聞いておりました。

今後のことにつきましても、やはり大阪

万博もあるということで、東京オリンピック・パラリンピックも終わりましたので、恐らくこちらのほうにシフトしてくるのかとは思いますが、じゃあ、大阪に事業者が来たら工事が全部予定どおり落札されるかというたら、恐らくそうではないんだろうと思います。市内業者のことは見ましても、私が以前、30年ほど前に契約をやっておった時代にあった業者は、ほとんどといたしますか、残っているのは僅かです。業者の顔ぶれも変わってまいりました。数も少なくなりました。そんな中で、市内で制限付きの事後審査型の一般競争入札でやるような道路工事であるとか、水道、下水の工事というのは、恐らく市内業者では取っていただけなのかとは思いますが、この辺のちょっと特殊なといいますか、あまり出ない工事につきましては、やっぱり業界の情報なんかをしっかりと見ながらやらないと、なかなか落札には持っていけないのかという一抹の不安はございます。

それから、これを回避するための方法、じゃ、どうしたらいいんだということなんですけれども、これは上下水道部自体でもそうなんですけれども、市役所の工事といえますのは、やっぱり会計年度でもって発注するということが多いですから、4月から積算を始めて、7月、8月、9月に入札をして、2月の末とか3月の中旬に工期の末を持ってくるというようなことをやっていますと、事業者というのは、もう4月の段階で、各自治体のほうから発注予定の工事をいつ発注するかというリストが出ています。それを見ているので、うちはこれが欲しいと思ったら、技術者をそこに張りつけるような形の予定を組みます。ですから、今までと同じような形のサイクルで設

計をやって入札をやってとととつたら、今回のような形で、もう張りつける技術者がいないんだよということになりかねませんので、私のほうでやってきた手法としましては、当該年度の単年度工事のつもりであったものについて、7月、8月の入札で不落になった、入札者がいない、全て辞退ということもございましたので、これは、補正で歳出予算を全部落とし込んで、その代わり債務負担行為を組んで、2月頃に入札をしたらもう専任がつかれていますので、技術者が専任の工事の手を離す時期を狙って入札をする、方式として、予算で債務負担行為の議決をいただいて、1月から公告して、2月頃に入札をして、3月に準備工で、4月から工事に入る、そういうふうなこともやっぱり少しずつやってきたわけでございます。来年度の予算編成の説明会におきましても、そういう手法についても一考してほしいということは申し上げたところでございます。

以上です。

○南野直司議長 ほかにありませんか。森西議員。

○森西正議員 入札の経過につきましては、先ほどの三好義治議員の質疑への総務部長のお答えでよく分かりました。そのときに、パッカー車の附帯工事を省かれたということでお答えいただいたんですけれども、お答えを聞きますと、恐らくその部分に関しては、今後、入札ということではなくて工事をされることになると思うんですけれども、今回の橋の整備工事以外で、今後、茨木市との広域処理を進めるに当たって、別で何か整備工事というものが出てくるのか、必要になるものというのがあるのか、その点をお聞かせいただきたいと思えます。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 森西議員のご質疑にお答え申し上げます。

一番初めにおっしゃられた洗車場の工事ですけれども、現段階ででございますけれども、これについては、建築一式になるかどうか、ちょっと検討はしないといけませんけれども、来年度予算で組ませていただいて、一応制限付きの事後審査型一般競争入札の入札方法で業者を決めたいと今の段階では思っております。一旦設計から抜いた以上、追加工事という捉まえ方はしておりません。

それと、今後の工事で何か必要なものはあるのかということですが、摂津市側のほうの工事については、これでもって、あと洗車場を別途契約して、それでいけるとは思うんですけれども、今、茨木市のほうは大規模改修をしておりますので、これについては、毎年度、整備工事に充てる負担金をお支払いしているという状況でございます。摂津市側で何か工事をするというのは、私のところでは今のところは聞いておりません。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 少し聞きたいことについては、三好義治議員もされたので、二つほどお尋ねします。

いろんな4回の入札の経過についてはお話があったわけでありまして、この前の即決議案もそうでありまして、度々、指名競争入札なり、制限付き入札なり、辞退が多い件数がたくさんあります。なぜそうなるかということについては総務部長が少し説明されたけども、それはどこでもやっていることだと思うんです。例えば、この前、私ごとですけど、うちのマンションが1億7,000万円の大規模改修をいたし

ました。十数年に一回の大規模改修ですけども、いつでも、いわゆる立ち上げから業者を決める、そして工事完成までコンサルタントがいるわけですよ。そこで、今回は7業者をちゃんと見つけてきて、見積もり合わせをして2者に絞って、最終的に1者に決めたということで動いていくわけでありですけども、先ほど総務部長は説明されたけども、何でこんなに辞退が生まれてくるのかということについて、説明は分かりますけども、自治体側、発注側としてちゃんと情報をつかんで、そういうプロなりを含めて業者を決定するまでの相談をしながら、こんな状態にならないように、少なくとも指名していた業者の皆さんが全て入札をして決定するという状態にならないのかという点で、何か問題なのか、改めてお聞きしたいと思います。

もう一つは、改めてですけど、10月20日に公表された令和3年度の公共工事発注見通しの一覧があります。ここで、それぞれ工事額について、概算工事規模ということで、今回の場合は2億8,500万円と金額が書かれています。そこでお尋ねしたいのは、昔は、最高価格、予定価格を公表して、それに対していろんな議論がされてきました。で、この概算額の中身が何なのか。最低価格なのか、それとも別なのか。今の入札制度の現説をするときに、どういう形で公表して入札までいくのかということについて少し説明いただきたいと思えます。

以上、2点です。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 野口議員の2点のご質疑にお答えします。

業者の辞退の問題につきましては、今に始まったことではないんですけども、私

が先ほどから申し上げておりますとおり、建設業界、もちろん小さな会社から大きなスーパーゼネコンまでいろいろありますけれども、その規模によっても違うとは思いますが、やはりなかなか工事が取れないという事業者もおられれば、中堅から大手のほうに工事が集中していると。先ほど、いろいろ高速道路の話もしましたが、摂津市におきましても、公共施設等総合管理計画をつくって、今、非常に老朽化しているものを今後どうしていくんだという議論が相当あります。今、恐らく、そういうインフラ施設も含めて、相当な一斉更新時代を迎えているのかと思います。そういう中で、やはり限られた技術者の中での工事ということになってきますと、特に公共工事の場合については、工事規模によって専任をせないかんと。技術者は、いわゆる掛け持ち工事は駄目なんですね。一定の額以上の工事については、ずっと専任でいなければならないということがございます。例えば、工場で製造している人については、専任で張りつかなくてもいいですよということはあるんですけども、やはり世の中の工事の件数が相当ふえてきたという中と、事業者のほうでも相当格差が出てきたのかという気がしております。先ほど申しましたとおり、やはり辞退の理由としては、技術者の関係が一番大きいのかとは思っております。

それと、予定価格の公表の話があったと思えます。以前はと言ったら何なんですけど、私が財政課で入札を担当していた頃につきましては、予定価格も最低制限価格も公表しておりませんでした。事後でも予定価格のところは公表しておりませんでした。そこは、コピーをするときに折り込んだような形で、各社の入札額と落札した業

者だけの分にとどめておりました。しかし、平成に入ってしばらくしてからだったと思うんですけども、埼玉土曜会の問題、いわゆる下水道の電気事業者の談合の問題とか、官製談合という問題が出てきました、これは国のほうとしましても、やはり事前に予定価格を隠しているのです、それを聞きに来る、それに対して収賄とか贈賄とかが起こるといことがございましたので、予定価格については、全体的に事前公表して、それはもう明らかに公表して、それで入札したら、そういう汚職というのは起こらないのではないかとということもあって、これは、もちろん公務員を守るという意味合いもあったとは思いますが。それで、事前に予定価格は公表します。でも、去年にも本会議で質問をいただいたんですけども、そしたら最低制限価格も公表したらどうですかという議論をいただいたんですけども、今、最低制限価格は事前には公表しておりません。事後に最低制限価格については公表するようにしています。これは、予定価格も最低制限価格も公表を事前にしますと、そしたら大体80が最低で100が最高やったら90で入れとこかみたいな話になって、積算をしっかりとやらなくなってしまうと困りますので、業者にはしっかりと積算する能力を培っていただくという面も含めて、最低制限価格は事後にしか公表していないということにしております。ですから、今、予定価格は事前公表、それから、最低制限価格は事後に公表をしているという状況でございます。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 そしたら、意見だけ申し上げておきますけども、毎回毎回こういう状態というのは不正常だと思いますので、やっ

ぱり責任を持って、自信を持って、多くの業者に指名するとしたら、集まっていたら入札をしてやっていけるように、改めての工夫をよろしく願いしておきたいと思えます。

入札制度の改善を何回も歴史的には繰り返してきたわけでありまして、その都度その都度、いろんな理由があって改善してきたということは経過的に分かるわけでありまして、今の建設業界の状況もありますけども、やっぱり不正常だということの一つの表れだと思っておりますけども、きちっとできるように工夫していただきたいということで、これだけ申し上げておきます。

以上です。

○南野直司議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 以上で質疑を終わります。お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第63号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程4、議会議案第7号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 ただいま上程となりました議会議案第7号、摂津市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件につきまして、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

これまで、議会活動等検討委員会では、議会改革や議会活動における様々な課題について議論を重ねてまいりました。これらの検討課題につきましては、おおむね整理が図られたことから、議会活動等検討委員会を廃止するため、本規則の改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、本規則は公布の日から施行することを規定しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○南野直司議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第7号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程5、議会議案第8号及び議会議案第9号を議題とします。

お諮りします。

本2件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本2件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第8号を採決します。

本件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、本件は可決されました。

議会議案第9号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで令和3年第3回摂津市議会定例会を閉会します。

(午後 4 時 2 6 分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

摂津市議会議長 南 野 直 司

摂津市議会議員 増 永 和 起

摂津市議会議員 三 好 義 治

☆ 添 付 資 料

令和3年第3回定例会審議日程

月日	曜	会議名	内容	開議時刻
10 / 8	金	本会議（第1日）	役員選出	15:00
9	⊕			
10	⊕			
11	月	本会議（第2日）	役員選出	15:00
12	火	本会議（第3日）	提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 (議会議案届出締切 17:15)	10:00
13	水			
14	木			
15	金			
16	⊕			
17	⊕			
18	月			
19	火		文教上下水道常任委員会（第二委員会室） 民生常任委員会（301会議室）	10:00 10:00
20	水		総務建設常任委員会（301会議室） 委員会予備日 (一般質問届出締切 12:00)	10:00
21	木		委員会予備日	
22	金		駅前等再開発特別委員会	10:00
23	⊕			
24	⊕			
25	月			
26	火			
27	水		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
28	木	本会議（第4日）	一般質問	10:00
29	金	本会議（第5日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案 議会運営委員会（第一委員会室）	10:00 本会議終了後

議 案 付 託 表

令和3年第3回定例会

〈総務建設常任委員会〉

- 認定第1号 令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定第5号 令和2年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第52号 令和3年度摂津市一般会計補正予算（第8号）所管分
- 議案第55号 摂津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第58号 摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第59号 摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

〈文教上下水道常任委員会〉

- 認定第1号 令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定第2号 令和2年度摂津市水道事業会計決算認定の件
- 認定第3号 令和2年度摂津市下水道事業会計決算認定の件
- 議案第52号 令和3年度摂津市一般会計補正予算（第8号）所管分
- 議案第53号 令和3年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

〈民生常任委員会〉

- 認定第1号 令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定第4号 令和2年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定第6号 令和2年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定第7号 令和2年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定第8号 令和2年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第52号 令和3年度摂津市一般会計補正予算（第8号）所管分
- 議案第54号 令和3年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定の件

〈議会運営委員会〉

- 認定第1号 令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

〈駅前等再開発特別委員会〉

- 認定第1号 令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 議案第52号 令和3年度摂津市一般会計補正予算（第8号）所管分

令和3年 第3回定例会 一般質問要旨

質問順位

- | | | |
|------------|------------|-------------|
| 1番 香川良平議員 | 2番 森西正議員 | 3番 光好博幸議員 |
| 4番 村上英明議員 | 5番 水谷毅議員 | 6番 塚本崇議員 |
| 7番 西谷知美議員 | 8番 福住礼子議員 | 9番 野口博議員 |
| 10番 三好義治議員 | 11番 増永和起議員 | 12番 嶋野浩一郎議員 |
| 13番 弘豊議員 | 14番 松本暁彦議員 | 15番 藤浦雅彦議員 |

【注】今回は全議員が、一問一答方式(1回目は一括質問一括答弁方式で2回目から一問一答方式)で質問をします。

1番 香川良平議員

- 1 児童虐待について

2番 森西正議員

- 1 3歳4か月男児死亡事案について
- 2 職員のミスや不祥事が相次いだ問題について
- 3 鳥飼まちづくりグランドデザインについて
- 4 空き家対策について

3番 光好博幸議員

- 1 水道管路の管理について
- 2 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う学校の対応について
- 3 市民の健康づくりについて
- 4 摂津ブランドの更なる構築について
- 5 鳥飼地域のまちづくりについて

4番 村上英明議員

- 1 公共交通空白地域への交通手段を設けることについて
- 2 歩車分離式信号の推進について
- 3 道路街路樹の適正な管理について
- 4 アスリートとの交流イベント開催について

5番 水谷毅議員

- 1 デジタル行政について
- 2 環境センターの跡地利用について
- 3 ワクチン接種について
- 4 児童への配布ランドセルについて
- 5 学校のICTについて
- 6 火災予防について

6番 塚本崇議員

- 1 JR千里丘駅西地区再開発について
- 2 安全・安心な歩行者空間について
- 3 インターネットトラブル相談窓口について
- 4 千里丘地域における児童収容キャパシティについて
- 5 児童虐待死について

7番 西谷知美議員

- 1 せつつ幼稚園民営化に伴う問題の対応について
- 2 学童の土曜日保育及び延長保育について
- 3 病児保育について
- 4 中学校給食について
- 5 移動サービスについて

8番 福住礼子議員

- 1 高齢者などを対象にしたスマホ教室の開催について
- 2 高齢者移送サービス事業の拡充について
- 3 小学校に冷水機を設置することについて
- 4 幼い命を守る児童虐待対応の取り組みについて

9番 野口博議員

- 1 JR千里丘駅西地区再開発について
- 2 教育センター横の柳田橋周辺の安全対策について
- 3 香露園1号線の大型車規制について
- 4 コロナ感染から命を守るための対策について

10番 三好義治議員

- 1 人材育成基本方針及び人材育成実施計画について

11番 増永和起議員

- 1 3歳児虐待死事件について
- 2 発がん性等が指摘される有機フッ素化合物（PFOA）の調査を別府・東別府地域でも行うことについて
- 3 市内全域に小型バスを運行する等、利便性向上に向けた取り組みについて

12番 嶋野浩一郎議員

- 1 幼児虐待事件について
- 2 アフターコロナの取り組みについて
 - (1) 商業の活性化について
 - (2) 地域活動の活性化について
- 3 新型コロナウイルスワクチンの未成年者への接種について

13番 弘豊議員

- 1 中学校給食の早期実施と給食費の無償化について
- 2 35人以下の少人数学級を全学年で実施することについて
- 3 水道経営戦略の進捗管理と水道料金の見通しについて
- 4 コミュニティプラザの駐輪場に雨除けの屋根を設置することについて

14番 松本暁彦議員

- 1 防災対策について
 - (1) 水害対策について
 - (2) 地震対策について
- 2 学力向上等への教育政策について
- 3 コロナ対策での経済活性化について
- 4 地域共育での孤立家庭防止について

15番 藤浦雅彦議員

- 1 ウイズコロナ時代において摂津市民の心と体の復興を「文化振興」「健康づくり」で行うことについて
- 2 市民から提供された児童虐待情報に対する行政対応の検証について
- 3 保育所待機児童対策とせつつ幼稚園の認定こども園移行の諸条件について
- 4 学童保育のサービス向上の課題と年次計画について
- 5 中学校給食の方向性について
- 6 通学路の総点検とその結果について
- 7 摂津市の水管橋調査の結果と水道管の老朽化について

令和3年第3回定例会

常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件

《常任委員会》

委員会名	委員長	副委員長	委員		
総務建設 常任委員会	三好 義治	松本 暁彦	福住 礼子 野口 博	藤浦 雅彦 塚本 崇	安藤 薫
文教上下水道 常任委員会	弘 豊	嶋野浩一朗	村上 英明 三好 俊範	西谷 知美	出口こうじ
民生常任委員会	香川 良平	水谷 毅	南野 直司 光好 博幸	森西 正	増永 和起

《議会運営委員会》

委員会名	委員長	副委員長	委員		
議会運営委員会	村上 英明	香川 良平	増永 和起	西谷 知美	光好 博幸

特別委員会委員選任の件

委員会名	委員長	副委員長	委員		
駅前等再開発 特別委員会	野口 博	藤浦 雅彦	三好 義治	塚本 崇	松本 暁彦

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
議選 第 1 号	議長選挙の件	10月8日	決定
	議席指定の件	10月8日	指定
	会期決定の件	10月8日	決定
議選 第 2 号	副議長選挙の件	10月8日	決定
議案 第 62 号	監査委員の選任について同意を求める件	10月8日	同意
	常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件	10月11日	選任
議選 第 3 号	淀川右岸水防事務組合議会議員補欠選挙の件	10月11日	決定
	駅前等再開発特別委員会設置に関する動議	10月11日	可決
報告 第 9 号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(10月12日 報告)	
報告 第 10 号	令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件	(10月12日 報告)	
認定 第 1 号	令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	10月12日	閉会中の継続審査
認定 第 2 号	令和2年度摂津市水道事業会計決算認定の件	10月12日	閉会中の継続審査
認定 第 3 号	令和2年度摂津市下水道事業会計決算認定の件	10月12日	閉会中の継続審査
認定 第 4 号	令和2年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	10月12日	閉会中の継続審査
認定 第 5 号	令和2年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件	10月12日	閉会中の継続審査
認定 第 6 号	令和2年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件	10月12日	閉会中の継続審査
認定 第 7 号	令和2年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	10月12日	閉会中の継続審査
認定 第 8 号	令和2年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	10月12日	閉会中の継続審査
議案 第 60 号	工事請負契約締結の件	10月12日	可決
議案 第 61 号	工事請負契約締結の件	10月12日	可決
議案 第 52 号	令和3年度摂津市一般会計補正予算(第8号)	10月29日	可決
議案 第 53 号	令和3年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)	10月29日	可決
議案 第 54 号	令和3年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)	10月29日	可決
議案 第 55 号	摂津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定の件	10月29日	可決
議案 第 56 号	摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	10月29日	可決
議案 第 57 号	摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定の件	10月29日	可決
議案 第 58 号	摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	10月29日	可決
議案 第 59 号	摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	10月29日	可決
議案 第 63 号	工事請負契約締結の件	10月29日	可決

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
議会議案 第 7 号	摂津市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件	10月29日	可決
議会議案 第 8 号	出産育児一時金の増額を求める意見書の件	10月29日	可決
議会議案 第 9 号	選択的夫婦別姓制度の議論を求める意見書の件	10月29日	可決